

栗東市地域防災計画

(案)

令和7年2月

これまで、栗東市地域防災計画は、阪神・淡路大震災を契機に抜本的な改定を行って以来、上位機関との認識の整合を図りつつ、数年に一度のペースで時点修正を重ねてきた。

しかしながら、職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数などの課題を抱えた計画となっていることから、今回の改定は、よりわかりやすくコンパクトで実践的な計画をめざし、全面的に見直しを行い、次のような構成とした。

構成	対象	記載内容
【本編】 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	市理事者 市職員 市民	災害対策基本法に基づき実施しなければならない、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載
【災害対応マニュアル編】	市職員 市民（自治会）	災害時の応急対策の手順等を具体的に記載
【資料編】 資料集 個別計画集	市職員	本編、災害対応マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語等を記載

本編は、幅広い市民や市長・副市長等の災害対策の意思決定者等を対象に策定した。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、災害対応マニュアル編や資料編に委ねて編集している。

さらに、本市では、被災による行政機能の低下や少ない参集職員、資源を前提として、非常時優先業務を定めた栗東市業務継続計画および応援職員等を迅速、的確に受入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を定めた栗東市災害時受援計画を策定している。

したがって、市職員は、事前に本編を通読し、本市の災害への備え、全庁および自らの所属部における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害時には、自らが所属する班が行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害対応マニュアル編」および「資料編」、「業務継続計画」、「災害時受援計画」に従って災害対応を取り行うものとする。

SDGs(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)

2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たち”が“持続的”に“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



本 編

栗東市地域防災計画

本 編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の基本方針	3
第3 計画の構成	4
第4 計画の運用	5
第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	6
第1 市の実施責任	6
第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	6
第3 住民・事業所等の役割	7
第3節 栗東市の概況と災害特性	8
第1 市の自然条件	8
第2 市の社会条件	8
第3 市の風水害特性	10
第4 市の地震災害特性	11
第5 市の原子力災害特性	15
第6 市のその他の災害特性	16
第4節 防災対策の推進方向	18
第1 防災に関する基本的な考え方	18
第2 防災計画の効果的推進	19
第3 防災計画において重点を置くべき事項	20
第2章 災害予防計画	21
第1節 地域の防災力を高めるための対策	23
第1 防災知識普及	23
第2 防災訓練	25
第3 自主防災組織の整備	26
第4 ボランティア活動支援環境の整備	27
第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化	28
第6 地区防災計画の作成	32
第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策	33
第1 避難体制の整備	33
第2 防災施設等の整備	36
第3 情報通信体制の整備	39

第4 医療・救護体制の整備	40
第5 その他建築物の対策	41
第6 物資の確保と緊急輸送体制の整備	42
第3節 自然災害に対応するために必要な対策	45
第1 風水害予防対策	45
第2 土砂災害予防対策	46
第3 地震災害予防対策	47
第4 火災予防対策	48
第5 複合災害予防対策	49
第4節 事故災害に対応するために必要な対策	51
第1 ライフライン施設等の災害予防対策	51
第2 危険物施設等災害予防対策	53
第3 農林水産関係災害予防対策	55
第4 ため池等農業用施設の対策	55
第5 文化財災害予防対策	56
第6 原子力災害事前対策	56
第3章 災害応急対策計画	61
第1節 災害別の対応体制の確立	63
第1 風水害配備体制	63
第2 地震災害配備体制	69
第3 原子力災害配備体制	74
第4 その他の災害配備体制	78
第2節 災害対応のコーディネート	81
第1 情報収集・整理・伝達	81
第2 災害救助法の適用	85
第3 緊急輸送体制の整備	88
第4 応援の要請、受入れ	92
第3節 生命を守るための対策	97
第1 避難	97
第2 水防	102
第3 消防、救急・救助	103
第4 医療・救護活動	106
第5 危険物等の二次災害防止活動	110
第6 その他施設の二次災害防止活動	112
第7 原子力災害対応	117
第8 事故災害対応	121
第4節 生活を守るための対策	123

第1 避難生活支援	123
第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給	126
第3 要配慮者対策	130
第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等	132
第5 防疫、保健衛生	133
第6 ライフラインの応急復旧	135
第5節 復旧への足がかり	138
第1 住宅対策	138
第2 災害廃棄物処理	140
第3 学校等における応急対策	143
第4 文化財の応急対策	145
第5 ボランティアの受入れ	145
第6 義援金品の配分	147
第4章 災害復旧計画	149
第1節 被災者の生活再建支援	151
第1 市民生活の支援	151
第2 住宅の復興	152
第3 雇用の安定と雇用機会の確保	153
第4 郵政事業の特例措置	154
第5 治安の確保および交通対策	154
第2節 企業等の再建支援	155
第1 商工業の再建支援	155
第2 農林業の再建支援	155
第3節 公共施設の災害復旧	157
第1 災害復旧事業に係る査定	157
第2 激甚災害の指定	157
第3 災害復旧資金計画	158
第4 災害復旧事業の実施	158
第4節 災害復興	159
第1 計画的な地域復興の推進	159
第2 原子力災害時の中長期対策	160

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

栗東市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、栗東市防災会議が作成する計画であって、栗東市、滋賀県（以下、「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この防災計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。

また、近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国、地方行政機関、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定める。

1 災害に強い地域づくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む県土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、行政主導のハード対策のみでは、限界があることを前提に、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上、地域の災害リスクととるべき避難行動等を周知し「自らの命は自らが守る」を図る。

2 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

また、5段階の警戒レベルにより提供する防災気象情報や避難に関する防災情報等を通じて、住民が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 避難行動要支援者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣り近所での助け合いの精神の衰退、グローバル化等の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

4 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規

第1章 総則

第1節 計画の方針

模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

5 警戒避難体制の整備

災害時に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

6 防災拠点施設等の整備および物資の備蓄

災害時に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設の機能を有する施設等の整備および物資の備蓄等を図る。

7 感染症を踏まえた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗いおよび消毒等の感染症対策の徹底や、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

8 SDGsの観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3 計画の構成

この防災計画の構成は、次の通りとする。

1 総則

計画の目的、基本方針、内容、構成、運用、関係機関、その他計画の前提条件となる本市の現況と災害特性等を記述する。

2 災害予防計画

災害に備えて日頃より実施すべき予防対策について、「地域の防災力を高めるための対策」、「行政の災害対応能力を高めるための対策」、「自然災害に対応するために必要な対策」、「事故災害に対応するために必要な対策」の4つの節に分類して記述する。

3 災害応急対策計画

災害時の応急対策について、おおむねの時間経過に応じて、「災害別の対応体制の確立」、「災害対応のコーディネート」、「生命を守るための対策」、「生活を守るための対策」、「復旧への足がかり」の5つの節に分類して記述する。

なお、具体的な担当班、対応手順等は災害対応マニュアル編に記述する。

4 災害復旧計画

災害発生からある一定期間経過したあとの復旧・復興期の対策について、「被災者の生活再建支援」、「企業等の支援」、「公共施設の災害復旧」、「災害復興」の4つの節に分類して記述する。

第4 計画の運用

この防災計画は、次の通り運用する。

1 計画の修正

この防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年栗東市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を栗東市防災会議に提出する。

また、修正したときは、同法第42条第5項の規定により、県知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。

2 他の法令に基づく計画との関係

この防災計画は、栗東市における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる市における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

3 計画の習熟および推進

この防災計画は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。また、この計画のうち特に必要と思われる事項については、住民に周知徹底を図るとともに災害予防計画に基づく訓練を実施する。

なお、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震に係る防災対策推進地域」に指定されているため、避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項などを定めた「南海トラフ地震対策推進計画」を作成し、本計画に基づき南海トラフ地震対策の推進を図る。

個別計画集 「Ⅰ 南海トラフ地震防災対策推進計画」参照

4 地区防災計画の運用

栗東市防災会議は、一定の地区の市民および事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

地区防災計画を定めた一定の地区の市民および事業者は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定または変更をすることを提案することができる。

なお、地区防災計画を定めた地区は、一定の地区の市民および事業者の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 市の実施責任

市は、市の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体、住民の協力を得て、防災活動を実施する責務を有するほか、住民の自治の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、その機能が十分発揮できるように努める。

1 栗東市防災会議

市は、栗東市防災会議条例に基づき、栗東市防災会議を定期的開催し、防災計画の作成およびその実施の推進、市域の防災に関する重要事項の審議等を実施する。

2 栗東市災害対策本部

市は、災害時は、栗東市災害対策本部条例に基づき、市長を本部長とする災害対策本部（以下、「市本部」という。）を設置し、災害等に対処する。

なお、災害地にあつては、市本部の事務の一部を行う組織として、必要に応じて、現地災害対策本部を設置することができる。

第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

この防災計画に示す防災関係機関は、以下に示すとおりとする。

なお、防災に関し、市および防災関係機関が処理すべき業務は、資料編資料集に示す。

資料集（P3）1-1 「市および防災関係機関が処理すべき業務」参照

1 指定地方行政機関

近畿管区警察局、近畿財務局（大津財務事務所）、近畿厚生局、近畿農政局（滋賀県拠点）、近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局（滋賀運輸支局）、大阪航空局（大阪空港事務所）、大阪管区气象台（彦根地方气象台）、近畿総合通信局、滋賀労働局、近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所、滋賀国道事務所）、近畿地方環境事務所、国土地理院近畿地方測量部

2 自衛隊

陸上自衛隊今津駐屯地

3 県

県本庁、県出先機関（南部土木事務所、草津保健所等）、滋賀県警察（草津警察署）

4 消防

湖南広域消防局中消防署（以下、「中消防署」という。）、栗東市消防団（以下、「消防団」という。）

第1章 総則

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

5 指定公共機関

西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社（滋賀支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本銀行（京都支店）、日本赤十字社（滋賀県支部）、日本放送協会（大津放送局）、西日本高速道路株式会社（関西支社）、独立行政法人国立病院機構（近畿グループ）、日本通運株式会社（滋賀支店）、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）、日本郵便株式会社（大津中央郵便局）、日本原子力発電株式会社（敦賀発電所）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

6 指定地方公共機関

一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会、滋賀県土地改良事業団体連合会、一般社団法人滋賀県医師会（草津栗東医師会）、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会（びわこ薬剤師会）、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、一般社団法人滋賀県LPガス協会、一般社団法人滋賀県建設業協会

7 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

レーク滋賀農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東建設工業会、高圧ガス危険物等関係施設の管理者、新聞社等報道関係機関、自治会等自主的組織団体、一般社団法人滋賀県歯科医師会（草津栗東守山野洲歯科医師会）、一般社団法人滋賀県病院協会、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）

第3 住民・事業所等の役割

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関だけで応急対策を担うのには限界があるため、消火や救急・救助、避難等の応急活動については、住民や地域、事業所の参加が不可欠である。

このため、住民や地域、事業所は、日頃から災害への備えを講ずるとともに、災害が発生したときには、まず「自らの命は自らで守る」（自助^{※1}）そして「近隣で互いに助け合う」（共助^{※2}）を原則とした行動に努める。

※1 自助

自分の命は自分で守るための備えとして、非常持ち出し品の準備、家具の転倒防止対策、住宅の耐震補強、避難経路の確認等の取組み

※2 共助

個人で出来ることは限界があるため、日頃から近隣住民や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、助け合い体制を構築する、また災害時に実際に助け合うこと

第3節 栗東市の概況と災害特性

第1 市の自然条件

市域の災害危険性を把握するため、災害素因のうち、自然的素因となる市の地形、地質、気象等の概況を整理する。

1 位置および面積

市は、近江盆地の南部に位置し、東西約 6km、南北約 14km の長方形をしており、市域の面積は 52.69 km² を有する。

東方は野洲市および湖南市、北方は守山市、西方は大津市および草津市、南方は大津市および甲賀市に接している。

市役所の位置		東西	南北	面積	海 抜	
東経	北緯				最 高	最 低
135° 59' 53"	35° 01' 18"	6km	14km	52.69 km ²	693m	89.2m

2 地形および地質

本市の地形は、おおむね南部が山地・山麓地、中央部が丘陵地、北部が扇状地、氾濫平野等の低地に区分される。

主な河川は、東部に野洲川、西部に草津川が北に向かって流下しており、市域を流れる穴口川、雨丸川、金勝川、細川の諸川は草津川に合流している。

地質は、大別して花崗岩、変成岩（チャート）、古琵琶湖層、沖積層が分布しており、主に山地・山麓地は花崗岩、丘陵地は古琵琶湖層、名神高速道路以北の低地は沖積層から形成されている。

なお、地形、地質に関する資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P13）1-2 「地形、地質に関する資料」参照

3 気象

年間平均気温は約 15℃で、日最高気温の月別平均は 8 月が最も高く約 33℃、日最低気温の月別平均は 2 月が最も低く 0.6℃である。

年間降水量は、1,550mm 程度であり、夏季の 6～9 月に降雨が集中する。一方、冬季の 12～2 月は少雨で積雪は少ない。

平均風速は概して弱く、年間通じて 1.7m/s 程度である。

なお、気象に関する資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P22）1-3 「気象に関する資料」参照

第2 市の社会条件

市域の災害危険性を把握するため、災害素因のうち、社会的素因となる市の人口、建物、土地利用、産業、交通等の概況を整理する。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

1 人口

本市の人口は、2020（令和2）年国勢調査では、68,820人、26,688世帯となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、継続して人口は増加している。

年齢別人口構成における年少人口比率は16.6%と減少傾向にあり、それに対して高齢者人口比率は、19.2%と増加している。

なお、近年の人口統計資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P26）1-4 「近年の人口統計資料」参照

2 建物

本市の家屋の状況は、栗東市統計書（令和5年度版）では、木造家屋が17,922棟、木造以外の家屋が9,473棟となっており、最近の5年間ではいずれも微増の傾向を示している。

なお、近年の家屋状況の推移は、資料編資料集に示す。

資料集（P29）1-5 「近年の家屋状況の推移」参照

3 土地利用

本市の地目別土地面積は、山林が2,169ha（約42%）、その他（栗東トレーニングセンター、ゴルフ場等）が1,103ha（約21%）、宅地が978ha（約19%）、田が604ha（約11%）の順に占める割合が高い（令和5年10月1日現在の国土地理院公表値）。

また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約27%が市街化区域に指定されている。

なお、人口集中地区は、7.43km²（2020（令和2）年国勢調査）と市域の約14.1%を占めており、近年拡大している。

4 産業

本市の産業別の民営事業所数は、2021（令和3）年経済センサス活動調査では、個人および法人含め2,820件、従業員数33,735人となっており、事業所数としては、卸売業・小売業661件、不動産業・物品賃貸業324件、建設業281件の順に多く、また、従業員数としては、製造業8,243人、卸売業・小売業6,991人、運輸業・郵便業3,127人の順に多い。なお、近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数は、資料編資料集に示す。

資料集（P31）1-6 「近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数」参照

5 交通

主な道路は、本市の中央部を名神高速道路が東西に縦断しており、栗東インターチェンジ、栗東湖南インターチェンジが整備されているほか、国道1号と国道8号の結節点があるなど、北陸や岐阜・長野方面と関西を結ぶ大動脈になっているため、昼夜を問わず交通量が多い。

また、市南部を新名神高速道路が約4kmにわたって通過しており、その大部分が近江大鳥橋と金勝山トンネルで構成される。

一方、鉄道は、東海道新幹線、JR琵琶湖線および草津線が市内を通っており、JR琵琶湖線に栗東駅、JR草津線に手原駅が整備されている。

なお、バスは、帝産湖南交通株式会社、滋賀バス株式会社の路線バスのほか、市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されている。

第3 市の風水害特性

風水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害、風害に分類される。

本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきた。

近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害が増加傾向にある。

1 既往の主な風水害

戦後の主な風水害を、栗東の歴史や滋賀県災害史等から整理したものを「栗東市の主な風水害」として資料編資料集に示す。

なお、栗東の歴史や滋賀県災害史等に記載されている旧村名等はそのまま用いた。

資料集（P33）1-7 「栗東市の主な風水害」参照

2 考慮すべき風水害特性

本市は、前述の自然条件から、おおむね北部の低地は、洪水害（外水氾濫、内水氾濫）、市域中央部から南部の山地、丘陵地は、土砂災害の潜在的なリスクがある。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象
洪水害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨	台風、低気圧、前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
風害		強風による風圧で発生する。	特定の場所なし	強風	台風、低気圧、前線、竜巻

3 風水害の被害想定

本市に関係する河川のうち、野洲川について、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表している。

また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、県が地形の特性上起こりうる浸水区域について、「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表している。

なお、内水については、水防法の規定に基づき、市が想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設の排水能力を上回り公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は放流先の河川の上昇等に伴い公共下水道等の排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）を指定・公表している。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

一方、県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。

この防災計画では、風水害に対しては、国および県が指定する洪水浸水想定区域、県が公表する地先の安全度マップの浸水想定区域、県が指定する土砂災害警戒区域等を風水害時に被害を受ける地域と想定し、具体的な対策を講じる。

ただし、近年の気象変動により、これらの区域を超える状況も起こり得ることも念頭に対策の推進に努める。

資料集（P35）1-8 「野洲川下流浸水想定区域図」参照

資料集（P36）1-9 「野洲川上流・杣川浸水想定区域図」参照

資料集（P37）1-10 「草津川浸水想定区域図」参照

資料集（P38）1-11 「地先の安全度マップ（県がシミュレーションにより求めた水害リスク図）」参照

資料集（P39）1-12 「雨水出水浸水想定区域図」参照

資料集（P40）1-13 「土砂災害警戒区域図」参照

第4 市の地震災害特性

市における地震災害の特性を把握するため、市が実施した「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」（平成 18 年 3 月）の内容に基づき、既往の主な地震災害、市の周辺活断層分布等について整理する。

また、県が実施した「滋賀県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月）（以下、「県調査」という。）に基づき、地震時に想定される具体的な被害量について整理する。

1 既往の主な地震災害

本市において防災上考慮すべき地震として、「新編日本被害地震総覧」に基づき震央から市役所までの距離が 100km 程度までの被害地震を対象に抽出すると 68 件の記録がある。

なお、過去の被害地震の発生場所、一覧の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P45）1-14 「栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧」参照

2 市周辺の活断層分布

地震防災対策特別措置法に基づき設置されている地震調査研究推進本部より公表されている県内およびその周辺の主要活断層帯の長期評価概要の一覧を資料編資料集に示す。

市に近い断層帯は、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯等があるが、このうち琵琶湖西岸断層帯は、我が国でも相対的に発生確率が高いグループに位置付けられる断層帯で、かつ長く、想定される地震規模も大きい。

また、主要活断層帯以外で、より市に近い距離にあると推定される断層は、大鳥居断層、信楽断層帯等がある。これらは、震源をあらかじめ特定しにくい地震と評価されており、かつ想定される地震規模が小さい。

資料集（P50）1-15 「県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧」参照

資料集（P51）1-16 「栗東市周辺の活断層一覧」参照

資料集（P53）1-17 「栗東市周辺の活断層分布図」参照

3 考慮すべき地震災害特性

市の地震防災の見地から考慮すべき地震として、琵琶湖西岸断層帯による地震、花折断

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

層帯による地震が抽出される。とりわけ、琵琶湖西岸断層帯による地震の方が、より近い距離にあり、地震規模が大きいことから、最も考慮すべき地震と考えられる。

ただし、地震の被害特性を考えた場合、地上で観測する揺れは、地震の規模と震源からの距離により近ければ近いほど、より大きくなるため、市域に最も近接する大鳥居断層についても配慮する必要がある。

4 地震の被害想定

県調査では、県域で甚大な被害が想定されるものとして5つの活断層帯と南海トラフ巨大地震を対象として検討を行っているが、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースである。

この場合、市で想定される震度は、最大7であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられる。

また、南海トラフ巨大地震発生時は、市で想定される震度は6弱程度と想定されている。

このため、市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

■県の想定地震と市の最大震度

地震名	地震の規模 (M：マグニチュード)	ケース (震源位置等の仮定)	市の 最大震度
琵琶湖西岸断層帯地震	7.8	case1：北部から断層破壊	6強
		case2：南部から断層破壊	7
花折断層帯地震	7.4	case2：中部南側から断層破壊	6強
		case3：南部から断層破壊	6弱
木津川断層帯地震	7.3	case1：東側から断層破壊	6弱
		case3：西側から断層破壊	6弱
鈴鹿西縁断層帯地震	7.6	case1：南側から断層破壊	5強
		case2：北側から断層破壊	5強
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	7.8	case1：中部北側から断層破壊	5弱
		case2：南部南側から断層破壊	5弱
南海トラフ巨大地震	9.0※	基本ケース	6弱
		陸側ケース	6弱

※モーメントマグニチュード (Mw)

資料集 (P54) 1-18 「滋賀県地震被害想定調査概要抜粋」参照

(1) 琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定

県調査に基づき、『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする地震が発生したときに想定される市域の人的被害・建物被害・ライフライン被害を以下表に示す。

市全域では1,300人以上の死傷者や7,000棟以上の建物被害が発生することが想定される。

また、震度分布と同様、建物被害、ライフライン被害は、全体的に市域の北西部の被害が大きい傾向となる。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

■琵琶湖西岸断層帯地震時に想定される人的被害・建物被害・ライフライン被害

人的被害		死者数		110 人
		負傷者数		1, 207 名
建物被害		全壊棟数		1, 939 棟
		半壊棟数		5, 127 棟
火災		全焼棟数		—
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	3, 987 人 (6, 645 人)
			72 時間後	6, 586 人 (11, 974 人)
			1 週間後	8, 559 人 (17, 117 人)
			1 か月後	2, 854 人 (9, 514 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	35, 182 口（92%）
			24 時間後	18, 534 口（49%）
			72 時間後	5, 805 口（15%）
			1 週間後	107 口（ 0%）
	上水道	断水人口	地震直後	52, 678 人（83%）
			24 時間後	51, 973 人（82%）
			72 時間後	49, 274 人（77%）
			1 週間後	41, 889 人（66%）
			1 か月後	9, 833 人（15%）
			2 か月後	984 人（ 2%）
			3 か月後	85 人（ 0%）
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	4, 526 軒（100%）
			24 時間後	4, 526 軒（100%）
			72 時間後	4, 526 軒（100%）
			1 週間後	0 軒（ 0%）
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	3, 725 軒（28%）
			24 時間後	3, 323 軒（25%）
			72 時間後	2, 180 軒（16%）
			1 週間後	0 軒（ 0%）
電話		被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上5未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月)

(3) 南海トラフ地震の被害想定

県調査に基づき、『南海トラフ地震』(陸側ケース)を震源とする地震が発生したときに想定される市域の人的被害・建物被害・ライフライン被害を以下表に示す。

市全域では300人程度の死傷者や2,000棟以上の建物被害が発生することが想定される。

■南海トラフ地震時に想定される人的被害・建物被害・ライフライン被害

人的被害		死者数	9 人	
		負傷者数	285 名	
建物被害		全壊棟数	223 棟	
		半壊棟数	2, 126 棟	
火災		全焼棟数	—	
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	681 人 (1, 135 人)
			72 時間後	1, 914 人 (3, 481 人)
			1 週間後	2, 012 人 (4, 025 人)
			1 か月後	506 人 (1, 688 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	33, 700 口 (88%)
			24 時間後	16, 684 口 (44%)
			72 時間後	220 口 (1%)
			1 週間後	0 口 (0%)
	上水道	断水人口	地震直後	31, 879 人 (50%)
			24 時間後	36, 023 人 (57%)
			72 時間後	22, 384 人 (35%)
			1 週間後	15, 946 人 (25%)
			1 か月後	1, 499 人 (2%)
			2 か月後	62 人 (0%)
			3 か月後	2 人 (0%)
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	0 軒 (0%)
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	1, 286 軒 (10%)
			24 時間後	883 軒 (7%)
			72 時間後	68 軒 (1%)
			1 週間後	0 軒 (0%)
	電話	被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上5未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月)

6 地震被害想定のおまとめ

防災基本計画では、「国および地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する」ことが示されている。

したがって、地震災害については、琵琶湖西岸断層帯を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模とし、次の数値を計画上の参考値とする。

■計画上の参考値

項 目	想 定 内 容
震源	琵琶湖西岸断層帯（断層長さ 59km）
地震の規模	マグニチュード 7.8（気象庁マグニチュード）
震度	市庁舎の計測震度計で震度 6 強（一部地域で 7）
死者	110 人程度
負傷者（重傷者＋軽傷者）	1,200 人程度
避難所生活者数（最大）	8,600 人程度
建物全壊	1,900 棟程度
建物半壊	5,100 棟程度

第5 市の原子力災害特性

市の原子力災害対策の実施は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、以下の事態の想定等に基づく。

1 原子力施設との位置関係

県北部と隣接する福井県には、4 市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に 6 つの原子力事業所が所在し、計 15 基の原子力施設が設置されている。

また、市に最も近い大飯発電所から市西北端までの距離は、約 60km 程度の位置関係にある。

資料集（P56）1-19 「市に関連する原子力事業所設置概要」参照

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域として以下の 2 つの区域を設定している。

本市は、最も近い原子力施設からほぼ 60km の距離があり、下記の区域には該当しない。

しかし、異常事態発生時の気象状況によっては影響が及ぶおそれがあること、また、関係周辺市（高島市、長浜市）の応援、避難誘導の援助、広域避難所の開設、広報等の業務が必要となることから、原子力災害に対しても計画対象とする。

■原子力災害対策重点区域の範囲

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL(Emergency Action Level) ^{※1} に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径 5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(Emergency Action Level) ^{※1} 、OIL(Operational Intervention Level) ^{※2} に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね 30km」を目安とする。

※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

※2) OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

資料集（P57）1-20 「各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて」参照

3 前提となる事態の想定等

この防災計画の基礎となる事故の想定およびその後の拡散状況に関する想定は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションによる。

県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等の詳細は、資料編資料集に示す。

ただし、事故による放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する。

資料集（P69）1-21 「県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等」参照

第6 市のその他の災害特性

災害対策基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象のほかにも、「大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」についても「災害」として定義している。

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災）を計画対象とする。

また、同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）があることも想定する。

1 航空災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

2 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災など鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

3 道路災害

バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

4 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

5 大規模火災

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

6 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災に関する基本的な考え方

この防災計画は、国が定める防災基本計画に基づくとともに、滋賀県地域防災計画や防災関係機関が作成する防災業務計画との整合性にも留意して定める。

また、市の発展の方向性について定める栗東市総合計画の基本目標である「安全・安心のまち」を実現するための政策と調和を図り、防災施策を推進する。

1 基本理念

本市の災害対策は、災害対策基本法第2条の2に基づき、次の事項を基本理念として行う。

- 自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化およびその迅速な回復を図る
- 防災関係機関の適切な役割分担および相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動および自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する
- 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずる
- 科学的知見および過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る
- 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命および身体を最も優先して保護する
- 被災者による主体的な取組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する
- 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧および被災者の援護を図り、災害からの復興を図る

2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

このため、防災施策のうち、国土強靱化に関する部分については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき作成される国土強靱化基本計画の基本目標である次の内容を踏まえて、必要な対策を推進する。

- 人命の保護が最大限図られる
- 国家および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 国民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

第2 防災計画の効果的推進

市は、この防災計画を効果的に推進するため、国、県、防災関係機関、地域、事業所、住民等、社会の様々な主体と連携して、日常的に減災のための行動と投資を継続的に行う。

1 個別マニュアルの作成および訓練

庁内各部署間の連携また防災関係機関間の連携を図りつつ、必要に応じた防災計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底および検証に努める。

また、防災計画、マニュアルは定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映に努める。

2 自助、共助、公助の役割分担による防災施策の推進

いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

3 階層的な防災の取組み

防災拠点や防災組織等は、階層的に構築することが災害の防止に有効であり、以下のような防災階層により災害に対する安全性の向上を図る。

なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点がある場合は、上位の防災階層が補完する。

■市の防災階層

階層（区域）	主な機能
防災の基本単位 〔自治会（自主防災組織）等の区域〕	安全な一時避難場所（避難所）の設置、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の確立、避難生活に必要な水・食料等の最低限の物資の備蓄、住民の救助に必要な防災資機材の整備
防災地区 〔小学校区〕	安全な緊急避難場所の設置、避難行動要支援者の福祉避難所（室）の設置、避難生活に必要な水・食料・生活必需品等の必要量の備蓄、地区の物資集積場所の設置
防災ブロック 〔複数の防災地区（中学校区程度）〕	安全で快適な避難所の設置、避難行動要支援者の福祉避難所および緊急入所施設の確保、避難生活に必要な水・食料・生活必需品等の必要量の備蓄、医療救護所の設置、物資集積場所の設置、ヘリポートの設置、ボランティア拠点の設置
市 〔全市域〕	防災指令部の設置、医療救護拠点の設置、物資集積拠点の設置、ヘリポートの設置、災害ボランティアセンターの設置

第3 防災計画において重点を置くべき事項

この防災計画において重点を置くべき事項は、国の防災基本計画や東日本大震災をはじめとする過去の災害教訓を踏まえ、以下の通りとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や遠方に所在する市町村との相互支援体制の構築を目指す。

2 被災地への物資の円滑な供給

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

3 住民等の円滑かつ安全な避難

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急避難場所の指定および周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成および活用を推進する。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底および生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成および活用を推進する。

5 住民や事業者等との連携

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

第2章 災害予防計画

本章では、災害が発生していない**平常時に実施する事前の対策**について定めている。

なお、災害対策基本法における「災害予防」は、第 46 条において、災害の発生、または拡大を未然に防止するために行う次の点に関する事項と規定されている。

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する教育および訓練
- 3 防災に関する物資および資材の備蓄、整備および点検
- 4 防災に関する施設および設備の整備および点検
- 5 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施および民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置
- 6 要配慮者の生命または身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置
- 7 そのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善

第1節 地域の防災力を高めるための対策

第1 防災知識普及

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部、建設部、教育委員会
主な連携先	県、中消防署、消防団、住民

市は、県や中消防署をはじめとする各防災関係機関と連携して、各自の防災力の向上を図るとともに、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、住民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（PR・啓発活動）を推進する。

特に、全国各地で発生した過去の大規模災害の教訓を踏まえ、当事者力・地域力を高めるなどについて、「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。

なお、その内容および方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検する。

また、住民や地域、事業所は、自助、共助を実践するために、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努める。

1 住民に対する普及啓発

住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。

また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。

（1）各種メディアを活用したPR・啓発の推進

住民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多様なPR、啓発活動を推進する。

- 1）防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- 2）要配慮者に配慮した防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- 3）テレビ、ラジオ等による啓発
- 4）新聞、雑誌等による啓発
- 5）ホームページへの掲載

（2）防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等において各種の防災イベントを実施し防災意識の高揚を図る。

（3）メール・SNS 配信システム等による広報

防災・防犯情報メール・SNS 配信システム等により、日頃から防災情報などを配信するとともに、システムへの登録を広く呼び掛ける。

資料集（P75）2-1 「防災知識の実施期間および内容について」参照

2 職員に対する防災知識の徹底

（1）防災教育の実施

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。

特に、防災担当職員等は、県、防災関係機関と連携して、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修に参加し、災害時における適切な判断力の養成に努める。

(2) 防災計画の周知徹底

防災計画の周知徹底は、市各課等、各機関に対して防災計画を送付するほか、適宜説明会を開催する。

(3) 防災週間における活動

防災週間および防災とボランティア週間の趣旨に基づき、展示会や研修会、ハザード情報の提供や配布、ホームページを活用した防災情報に関する啓発等、防災意識の高揚および防災知識の普及を図る。

3 学校教育における防災知識の普及

教職員、幼児・児童生徒に対して、防災教育を実施し、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。

また、防災教育は、幼児・児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

なお、防災教育の実施に当たっては、県が作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」、湖南広域消防局が作成した「ナインイヤーズプラン」等の活用を図る。

4 要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際は、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人、医療等を必要とする在宅療養者、乳幼児等（以下、「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分に配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点や家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

5 言い伝えや教訓の継承

県および各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するよう努める。

また、住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、平成25年18号台風など過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

6 防災教育・啓発のための基盤整備

防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

第2 防災訓練

担当部	各部
主な連携先	県、中消防署、自主防災組織、住民

市および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および住民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

なお、各種災害を想定した訓練の中には、大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含める。

また、住民や地域、事業所は、防災訓練等に積極的に参加し、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努める。

1 防災総合訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、おおむね次により毎年1回以上市が主唱し、関係機関が合同して実地あるいは図上により防災総合訓練を行う。職員の災害対応力を向上させるため、普段から災害について意識できるよう、職員全員に防災訓練や研修を行う。

■主な訓練事項

交通規制、通信、給水、初期消火、炊き出し、避難誘導、救護所設置、水防、情報収集伝達、陸上輸送、空輸、ライフライン復旧、負傷者応急手当、LPガス転倒発火防止措置、危険物施設火災防御、高層建築物避難救出救助、火災防御、テロ災害防御、感染症対策、その他の訓練

2 その他の個別訓練

市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、避難情報の判断・伝達訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。

なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災、原子力災害等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。

3 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、自ら職員、従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

4 自主防災組織および事業所の訓練

自主防災組織および事業所等は、自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに市等の訓練に参加する。また、実施にあたっては、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の強

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

化および住民の参加が得られるように努める。なお、定期的に研修会等を開催するなどして、自主防災組織のリーダーの養成を推進する。

資料集（P76）2-2 「自治会または自主防災組織における訓練プログラム」参照

5 県が行う防災訓練

県は、各防災関係機関や住民との緊密な連携による実践的な訓練を行っている。

市は、災害による被害を防止または軽減するため、必要なときには、県に協力し実践的な訓練となるように努める。

資料集（P77）2-3 「県が行う防災訓練」参照

第3 自主防災組織の整備

担当部	危機管理局
主な連携先	中消防署、消防団、自主防災組織、住民

市および県は、大規模災害による被害を最小限に食い止め、災害対策を迅速・的確に遂行するには、地域住民や事業所などの連帯による自主的な防災活動を推進することが重要であるため、すべての人の関心事である「防災」を軸として、都市地域や農村地域などの地域特性に応じた自主防災組織の育成や活性化を図るための支援を推進する。

なお、自主防災組織は、日ごろから、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備および備蓄等に努める。

また、住民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加し、協力体制の構築に努める。

資料集（P78）2-4 「自主防災組織一覧」参照

1 リーダーとなる人材の育成

各種地域コミュニティ活動の中心的人材や防災士等に対して、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、リーダーは、災害時には、地域住民の先頭に立って初期消火や救出救護活動を行うリーダーとして、また、平時には地域住民に、防災点検・防災啓発、防災訓練等の取り組みに努める。

2 地域特性に応じた組織の育成

それぞれの地域特性を踏まえ、住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、モデル地域の指定等、組織の育成と活性化を図るための施策の推進を図る。

また、消防団と地域の自主防災組織間の交流や情報交換を促進し、相互の連携強化を図る。

資料集（P81）2-5 「自主防災組織の活動、組織例」参照

3 活動に対する支援

自主防災組織の防災資機材の整備に対し、補助事業などにより支援を行う。

また、住民や自主防災組織に対し、自助・共助で危機に対応できる力を高められるよう効果的な研修や交流を行う場として、危機管理センターの活用を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

4 事業所等による自衛消防組織等の活動および支援

不特定多数の者が利用する以下の事業所等の管理者は、自衛消防組織等を結成し、消防計画、防災計画をあらかじめ定めるように努める。

市は、県と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画(BCP)の策定に協力する。

■対象施設

- 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、医療機関等多数の者が利用する施設
- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等を製造、保管および取扱施設
- 多人数が従事する工場、事務所等
- 複合用途施設

第4 ボランティア活動支援環境の整備

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	市社会福祉協議会

市および市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努める。

1 ボランティアの啓発と拠点の整備

(1) ボランティア意識の啓発

災害時における支援ボランティアの普及啓発活動に協力し、または活用して、市内における災害時支援ボランティアの増加や育成を図る。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。また、個人のボランティア希望者に対しては講座開催等によりグループづくりの支援を行う。

- 1) 特別な資格を必要としない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。
- 2) 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。
- 3) 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。
- 4) 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

2 災害ボランティアセンターの設置準備

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し込みが予想される場合、原則として、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に必

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

要な情報の提供、相談、登録等を行う体制を整備する。

なお、災害ボランティアセンターの運営に関するマニュアルは、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」（2007年1月 滋賀県災害ボランティア活動連絡会）にしたがい、市および市社会福祉協議会等の関係機関が協力して作成する。

また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

3 協力体制の構築

災害ボランティアセンターは、ボランティア・NPO関係機関・団体・企業等で構成する連絡会を構築し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、災害時の運営を円滑化する。また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ボランティア・NPO等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 広域応援体制の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑な立ち上げを図るため、ボランティアのあつせん、隣接市へのサポートなどあらかじめ相互に応援可能な事項を確認のうえ、隣接市相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定の締結など、応援体制を整備する。

5 専門ボランティアとの連携体制の構築

県と連携して、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

担当部	総務部、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、消防団、市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者、自主防災組織、住民

市は、「災害時避難行動要支援者登録制度」を運用し、住民や自主防災組織と協力しながら要配慮者の支援体制を整備するなど、要配慮者の安全確保に努める。

1 災害時避難行動要支援者の避難体制の構築

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要である者を災害時避難行動要支援者とし、対象者の積極的な登録促進を図る中、災害時避難行動要支援者名簿の作成を進める。

災害時避難行動要支援者名簿については、災害時避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

切な管理に努める。

■災害時避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活している者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 75歳以上でひとり暮らしの高齢者または高齢者のみで構成される世帯に属する人
- ② 介護保険の要介護1以上の認定者
- ③ 身体障害者手帳1・2級を有している人
- ④ 療育手帳A1・A2を有している人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を有している人
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 災害時に自ら避難することが困難な人で、支援を要する人
- ⑧ 重症心身障害児者および医療的ケア児（小児慢性特定疾病児）

（2）避難支援等実施者への名簿情報の提供

避難支援等にかかわる関係者として、中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、災害時避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ災害時避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、災害時避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、災害時避難行動要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱う。

（3）個別避難計画の策定

市は、災害時避難行動要支援者名簿情報に係る災害時避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画については、災害時避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

（4）避難支援等実施者への個別避難計画の提供

避難支援等にかかわる関係者として、中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、災害時避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意を得たうえで、あらかじめ災害時避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、災害時避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱う。

災害時避難行動要支援者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努める。

自治会（自主防災組織）等は市と連携し、日頃から可能な限り災害時避難行動要支援者に関する情報や名簿、避難支援プラン、避難マップ等を作成するなど地域ぐるみの救護体制を整備する。

また、作成した避難支援プランや避難マップ等については実効性を検証するため、自治会（自主防災組織）が主となって、平常時からの見守りや訓練等を実施する。

（5）要配慮者に配慮した伝達体制の確立

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

災害時の情報伝達については、テレビ媒体における手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電子ボード等）の活用等について検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

2 要配慮者施設等における防災体制の構築

（１）防災設備等の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者および入院患者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行う。また、これらの備蓄に併せて、施設機能の応急復旧等に必要な発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（２）組織体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害時の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整えておく。また、住民等との連携を密にし、入所者および入院患者の実態等に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

（３）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は災害時に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、市の指導に基づき緊急連絡体制を整える。

（４）防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育、防災訓練を実施する。

（５）社会福祉施設等の耐震化

市は、社会福祉施設管理者に対して、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催する等、耐震化について指導を行う。また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

（６）入所者および入院患者情報の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害の発生による避難に備え、入所者および入院患者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

3 要配慮者施設等における避難計画

（１）施設間における災害援助協定の締結

社会福祉施設の管理者は、施設の被災等による入所者の他施設への移送、専門職員の派遣等について、あらかじめ必要な事項を定めておく。また、市は、社会福祉施設が行う災害援助協定等の締結が進むよう支援を行う。

社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

（２）浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者使用施設等への情報提供

水防法第 15 条および、土砂災害防止法第 8 条に基づき、市は、浸水想定区域、土砂災害

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

警戒区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を定める。また、県は、洪水、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設等の管理者に対し、適宜、情報等の提供に努める。

（３）防災対策計画の実効性の確保

水防法の浸水想定区域および土砂災害防止法の土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成、変更し、作成した避難確保計画に基づいて実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

資料集（P83）2-6 「洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧」参照
資料集（P99）2-7 「土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧」参照

4 避難所における要配慮者に対する防災対策への配慮

防災対策を講じるに当たっては、要配慮者に十分配慮し、以下の事項等について検討する。

- ①災害時避難行動要支援者の安否確認や必要となる支援内容の把握
- ②生活支援のための人材確保
- ③障がいの状況等に応じた情報提供
- ④柔らかい食品など特別な食料を必要とする要支援者に対する当該食料の確保と提供
- ⑤避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- ⑥避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ⑦第二次避難を要する災害時避難行動要支援者についての当該施設への受入れ要請の実施
- ⑧避難支援プランが実効性のあるものとなるよう、要配慮者が参加する訓練の実施
- ⑨日本語の理解が困難な外国人等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化の防災環境づくり
- ⑩避難所における福祉避難室の確保
- ⑪盲導犬・聴導犬・介助犬やペット等の同行避難への対応
- ⑫プライバシーに配慮し、大人用オムツ、尿取りパットは各サイズ別に用意
- ⑬妊産婦や乳幼児に配慮した食料や生活用品などの備蓄

5 福祉避難所の整備

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

（１）福祉避難所の指定

指定に際しては、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。

また、社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

（２）福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

(3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具等）の備蓄、優先調達を検討する。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

資料集（P100）2-8 「福祉避難所一覧」参照

第6 地区防災計画の作成

担当部	危機管理局
主な連携先	自主防災組織、住民

市の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ること【自助】が重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合い【共助】が重要になってくる。

そのため、市では地域における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に定められた一定の地区の市民および事業者による、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成支援を行う。

また、一定の地区の市民および事業者が作成した地区防災計画を、市地域防災計画に定めるよう提案があった場合、市は一定の判断のもと、市地域防災計画の中に地区防災計画を定める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

資料集（P101）2-9 「地区防災計画一覧」参照

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

第1 避難体制の整備

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、建設部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、自主防災組織

市は、災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置づけ、避難計画および避難受入れ計画の作成、避難路および避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難誘導体制の整備を図る。

1 避難計画、避難受入れ計画の作成

(1) 避難計画の策定

住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を自主防災組織が主となって策定するとともに、市域を超える避難の実施について検討する。

なお、県は、市域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画を策定する。

(2) 避難者受入計画の策定

市外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

また、市外からの避難者受入れのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、県は、関西広域連合や他都道府県から避難者の受入を要請されることを想定し、避難者受入計画を策定する。

2 避難場所の指定・整備

災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に一時的に住民の安全を確保する場所を緊急避難場所として指定する。

また、災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所として指定する。

(1) 緊急避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。また、指定緊急避難場所には、表示板や誘導標識等を整備する。

災害種別ごとの緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所は資料編資料集に示す。

資料集（P102）2-10 「緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧」参照

(2) 避難所の指定

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものとして位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

点から安全で適切な施設を指定する。なお、指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定める。

避難所の指定方針および指定避難所は資料編資料集に示す。

1) 管理者の同意

指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（市を除く）の同意を得る。

2) 県への通知

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

3) 指定の取消

当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

4) 住民への周知

広報紙、掲示板、パンフレット、ホームページやアプリケーション等の多様な手段により、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等を住民に周知する。

資料集（P105）2-11 「避難所指定方針および指定避難所一覧」参照

（3）避難所の整備

指定避難所については、管理者と十分調整を図り、避難者の健康に留意し、空調等の設備の整備に努める。

また、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても耐震対策を講じるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

（4）多様な施設の利用検討

指定避難所が不足する場合は、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を検討する。

1) 県有施設

2) ホテル、旅館等の民間施設

3) 隣接市の施設

4) その他の施設

（5）一時避難場所等の整備

自主防災組織は、地域において整備されている公園について、避難時における一時避難場所として指定し、災害時における円滑な避難の実現を図る。

資料集（P106）2-12 「一時避難場所一覧」参照

（6）福祉避難所の整備

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

1) 福祉避難所の指定

指定に際しては、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。

また、社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

2) 福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報に努める。

3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具等）の備蓄、優先調達を検討する。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

資料集（P100）2-8 「福祉避難所一覧」参照

3 避難経路の誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難ルートをあらかじめ指定する。

指定された避難ルートについては、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、緊急避難場所、避難所および避難ルートを表示した防災マップを作成し、住民に対して避難誘導の周知徹底を図る。

また、避難誘導にあたっては、自主防災組織や防災士の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、高齢者、障がい者、旅行者等に配慮した避難誘導体制の確立を図る。

4 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制および要員の派遣方法をあらかじめ定める。

避難所を住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

5 避難所情報通信体制の整備

(1) 避難所へのパソコン設置

避難所に指定されている小中学校、コミュニティセンター等に設置されているパソコンの防災業務での端末化を促進するとともに、未設置施設におけるパソコンの設置を促進し、インターネットによる情報伝達を可能にする。

(2) 避難所の Wi-Fi 環境の整備

協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）を活用したインターネット回線の提供により、避難所の Wi-Fi 環境の整備を図る。

6 応急仮設住宅の設置のための備え

(1) 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、平常時から建設適地を把握しておく。候補地の選定に当たっては、災害に対する安全性の確保が可能な場所を選定する。また、仮設によりライフラインの維持管理や資機材の搬入が容易な場所かつ、大規模災害の場合、2年以上の利用が見込まれるため、応急仮設住宅の敷地として一定期間の利用が可能であり、原則として公有地であることにも留意する。

(2) 公営住宅および民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

1) 公営住宅

県と協力し、所管する公営住宅の状況に応じて、すぐに提供できる空き戸数等をあらかじめ把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

2) 民間賃貸住宅等

民間賃貸住宅の空き室を提供するため、関係団体等と災害時協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅を「賃貸型応急住宅」とする場合のルールを事前に検討しておく。

(3) 関係団体等との連携の強化

応急仮設住宅の設置に際しては、建設業など関係団体の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。

7 災害ケースマネジメント体制の整備

地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 防災施設等の整備

担当部	危機管理局、市長公室、健康福祉部、環境経済部、建設部
主な連携先	県、中消防署

市は、災害時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、各種防災施設等の維持管理ならびに整備・充実に努める。

1 消防防災施設の整備

災害時に備え、あらゆる事態が発生しても迅速かつ適切に対処できるよう防災施設や資機材の整備、拡充を図る。また、防災体制の確立のため、防災に係る各種訓練を地域で実施する際に必要となる訓練備品や資機材の整備、拡充を図る。

整備箇所を備品の目的に応じて整理し、また各担当で掌握している分野における災害必需品の整備を図る。

なお、栗東市では、自治会が消防および防災の用に供する施設等を購入または設置しようとする経費に対し、補助金を交付している。

資料集（P109）2-13 「消防防災施設の利用区分・整備箇所」参照

資料集（P110）2-14 「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」参照

資料集（P118）2-15 「水防倉庫の資材・機材の備蓄状況」参照

2 消防施設の整備

最近における火災の複雑化、多岐化および大規模化に対処するため、中消防署と調整を図りながら、消防施設および資器材の整備を促進・強化していく。

また、中高層建築物の増加、消火事象の多様化等に伴い、科学化、機動化を推進するため、湖南広域消防局が策定する消防計画と連携しながら、消防団の施設整備に努める。

市および中消防署は、次により消防施設、設備の整備を図る。

（1）消防力の強化

「消防力の整備指針」に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

資料集（P186）2-36 「消防施設の現況」参照

（2）消防水利

「消防水利の基準」に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

- 1）消火栓の設置については、基本的に消防水利の基準に適合した管径とし年次計画に基づき整備を図る。
- 2）防火水槽の設置については、40 立方メートル以上の容量とし、年次計画に基づき整備を図る。なお、設置にあたっては、耐震性能があり、かつ給水用消火栓を設置する。
- 3）耐震性を有する飲料水兼用防火水槽の設置については、市域の人口分布、防災拠点の配置状況等を考慮して、計画的に設置する
- 4）防火水槽のほか、プール、河川、池等で消防隊が取水可能な場所を消防水利に指定するなど確保に努める。

（3）開発行為による設置

災害時における消防防災活動が円滑、かつ、有効に実施できることを基本理念とし、栗東市開発事業に関する指導要綱に基づき、地域性等を考慮した指導を行う。

資料集（P119）2-16 「防火水槽一覧」参照

3 水防施設の整備

風水害に対処するため、水防法の規定により、栗東市における水防の責任を十分に果し、水害の防御およびこれに起因する被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図る。

市は、次により施設および資機材等を備え付けるよう努める。

（1）草津川防災ステーション

草津川と金勝川および草津川放水路の合流点付近に整備された草津川防災ステーションの利活用を推進する。

（2）水防倉庫

水防倉庫は、水防用資材および機材を備蓄するもので、大きさは3.3m³以上とする。また、設置場所は水防に便利な場所を選ぶ。

資料集（P124）2-17 「水防倉庫設置場所一覧」参照

（3）水防用資材・機材

水防用資材は、次の基準により配備するよう努める。

- 1）資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用

し、常に新しいものを備えるようにする。

2) 資材、機材を破損したときはただちに補充する。

4 防災空間の整備

緊急避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。また、防災拠点や避難場所となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

市では、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地の機能を持たせた栗東健康運動公園および草津川跡地（区間6）を整備する。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫棟の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

これらの防災空間に対して、災害対応を円滑に実施するための災害対策活動拠点や臨時ヘリポート、災害廃棄物等の一時集積場、応急仮設住宅用地等としての活用を検討する。

資料集（P125）2-18 「都市公園一覧」参照

資料集（P205）2-42 「防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画」参照

資料集（P206）2-43 「防災拠点としての草津川跡地（区間6）活用計画」参照

5 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、栗東市災害廃棄物処理計画等を見直し、廃棄物処理業務の万全を期す。

所管する処理施設等については、災害により円滑な稼働を損なわれることがないように、日頃から施設設備の点検整備と施設保護に努める。

また、仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。

6 遺体安置所、火葬場等の確保

災害によって大量発生する遺体を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、県と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

（1）遺体安置所の確保

災害時に死者が多数発生する場合を想定し、災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

（2）火葬に関する応援協力体制の整備

災害時に死者が多数発生または市周辺の火葬場が被災し、利用できない場合に備え、県と連携して、滋賀県地域防災計画による広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に死者が多数発生する場合に備え、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

第3 情報通信体制の整備

担当部	危機管理局、政策推進部
主な連携先	中消防署、近畿地方非常通信協議会構成機関

市および防災関係機関は、災害時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。

1 通信施設の整備

様々な環境下にある住民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、インターネットメール等を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努める。

また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充、情報伝達の強化を図るための更新等に努める。

資料集 (P126) 2-19 「防災行政無線の現況」参照

資料集 (P127) 2-20 「栗東市防災・防犯情報配信システム」参照

2 既存施設の点検

各防災関係機関の通信施設管理者は、次のとおり必要な措置を講じる。

(1) 有線通信施設

- 1) 災害時に被害の少ない取付け位置を選定
- 2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定
- 3) 停電時に備え、予備電源を設置
- 4) 不良箇所発見の場合は、ただちに修理
- 5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備

(2) 無線通信施設

- 1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備
- 2) 停電時に備え、予備電源を設置
- 3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備

3 通信体制の整備

(1) 無線従事者の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保に努める。

(2) 無線を利用する業者等の把握

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。

(3) 非常通信協議会との連携

電波法第 74 条の 2 に基づき設立されている近畿地方非常通信協議会の構成機関と連携して、日頃から非常通信方法の習熟に努める。

資料集 (P128) 2-21 「非常通信経路」参照

4 インターネットの活用

災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

また、機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、インターネットサーバー機器が被災した場合に備え、バックアップ体制の検討を進める。

さらに、機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

第4 医療・救護体制の整備

担当部	危機管理局、健康福祉部
主な連携先	県、中消防署、日本赤十字社、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、草津保健所、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的応急医療体制の整備を図る。

1 初期医療体制の計画策定

草津保健所、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等と協議し、災害時における初期医療体制について、以下に示す計画を策定する。

(1) 救護所の設置

(2) 救護班の編成、出動に関する計画

2 災害時医療・救護活動体制の整備

(1) 医療救護所の設置準備

医療救護班の活動予定場所となる各小学校において、救護所の設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等の整備に努める。

(2) 医療関係機関との連携

草津保健所と連携して、災害拠点病院、救急告示病院、日本赤十字滋賀県支部等の関係機関と災害時の連絡体制を整備する。

また、災害時に派遣される医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ体制を整備する。

(3) 救命救急活動の充実

中消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るほか、普通救命講習修了者および応急手当普及員の増員を推進するなど、救命救急活動の充実を図る。

(4) 医薬品等の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社等の関係団体と連携を図りながら、調達および備蓄配備を行う。

また、他の自治体や医薬品販売業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

第5 その他建築物の対策

担当部	施設を所管する部
主な連携先	県、中消防署

市は、地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。

1 公共建築物の耐震不燃化対策

公共建築物は、災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。

このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

災害対応の拠点となる市役所庁舎、避難所となる学校、体育館、コミュニティセンターなどの新築については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物については公共施設の個別施設計画に基づき、改修等の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

市が所有または管理する既存の公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

また、停電時に備えて非常用電源の設置に努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

市が所有または管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検および脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

資料集（P129）2-22 「市が所有または管理する公共建築物一覧」参照

2 一般建築物に対する指導

(1) 耐震性向上の普及・啓発

県と連携して、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能をはたすべき建築物の所有者に耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難者の安全性を確保すべき避難経路および震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

(3) 木造住宅の耐震診断・改修促進

栗東市耐震改修促進計画にしたがい、耐震知識の普及・啓発、公共および民間建築物の耐震診断・改修等を推進するとともに、耐震診断・改修の相談窓口を開設し、各種技術資料・情報の提供、建築関係機関等の紹介を行う。

資料集 (P132) 2-23 「栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱」参照

(4) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検および脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(5) ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修を含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

資料集 (P149) 2-24 「栗東市いけがき設置奨励補助金条例」参照

資料集 (P152) 2-25 「栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱」参照

(6) 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第6 物資の確保と緊急輸送体制の整備

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	国、県、自主防災組織、住民

市は、県、住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに、緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

また、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量等をあらかじめ計画し、地震発生に備える。

1 物資の確保

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料、飲料水、生活必需品等の供給体制の整備を図るとともに、備蓄倉庫の整備等を検討する。

(1) 備蓄品の整備

食料、飲料水および生活必需品等について備蓄目標を定め、台帳等を整備し、計画的な備蓄管理を推進する。

なお、設定している食料、生活必需品備蓄目標は資料編資料集に示すとおりである。

資料集 (P168) 2-26 「市の備蓄目標および備蓄品一覧」参照

(2) 備蓄倉庫等の整備

災害時における食料、飲料水、生活必需品や救助用資機材等を避難所ごとやその近郊に分散備蓄するため、各小学校区に年次的に備蓄倉庫の整備と維持管理等を行う。

(3) 民間との協定促進

災害時における食料、飲料水、生活必需品等について、公的備蓄では不足する分は、民間企業との食料、生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、必要量の確保に努める。

資料集 (P170) 2-27 「災害時における応援協定等一覧」参照

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

(4) 要配慮者に必要な物資の確保

食料は、乳幼児に適した食料、食物アレルギーに配慮した食料や高齢者・障がい者等に配慮した食料の備蓄に努める。

また、要配慮者に特有の生活必需品や補装具等は多種多様であり、供給ルートも限定されているものも多いため、関係業界や団体等と連携し、流通ルートの確保に努める。

(5) 自助努力の促進

住民に対し、最低3日間（推奨1週間）分程度の飲料水・食料品等を各家庭で備蓄し、避難する際は少なくとも1日分の食料等を持って避難できるよう非常時持出し袋等を準備するよう広報紙等を通じて指導、啓発を行う。

また、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。

(6) 燃料の備蓄

県と連携し、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との間で応援協定を締結するとともに、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。また定期的な訓練の実施や燃料不足による住民の混乱を未然に防止するための普及啓発を行うなど、実効性を高める。

2 緊急輸送体制の整備

災害時に、緊急要員および緊急物資の輸送・供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

(1) 広域的防災対策とネットワーク化

国および県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路、港湾等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

また、道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

医療救護や物資輸送の拠点、避難所等の防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

(2) 災害用ヘリポートの整備

災害用ヘリポートとして、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定し、追加指定・条件整備を進めるとともに、ヘリコプター発着予定地、避難所等との接続道路を確保するため、対象となる路線の選定・適切な幅員の整備に努める。

(3) 市の緊急輸送道路の指定

県指定の第1次および第2次緊急輸送道路と広域陸上輸送拠点等をもとにして、それらから市内物資集積拠点、備蓄倉庫、避難所、災害時ヘリポート等を効率的に結ぶことができる道路を第3次緊急輸送道路に指定する。

(4) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路にあたる市道および橋梁については、災害時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに道路施設の耐震化を進める。

また、災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように占用制限を行う。

(5) 道路、橋梁の維持管理

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

国や県の道路整備計画に合わせ、市道の新設・改良の推進を図るとともに、舗装修繕計画に基づいて舗装修繕を、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁補修に努める。

また、災害が起きる可能性のある道路や頻繁に浸水するおそれのある道路など、対策の実施が遅れている未整備箇所や対策済みの箇所についても定期的な道路パトロール・点検を実施し、適切な維持管理と老朽化施設の更新整備等より、災害の発生を未然に防ぐことに努める。

（6）道の駅の活用

災害時において、地域住民や道路利用者、外国人観光客も含め、安全・安心な場を提供し、消防、警察、自衛隊をはじめとした応援部隊の進出拠点や活動拠点、支援物資の輸送拠点などの拠点として活用できるよう施設管理者と調整を行う。

資料集（P175）2-28 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

資料集（P176）2-29 「緊急輸送ネットワーク」参照

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

第1 風水害予防対策

担当部	危機管理局、環境経済部、建設部、上下水道事業所
主な連携先	国、県

市は、水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池および下水道を整備し、防災対策を講じる。

また、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害時における警戒避難体制を整備する。

1 河川・水路・ため池および下水道の改修・整備・管理

河川・水路やため池等の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川・ため池等の維持・修繕・改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。

2 道路施設の補修等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設の整備や補修等を推進するとともに、冠水時には通行止め措置などを迅速に行い、人や車両等の進入防止に努める。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立や通行障害が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進する。

3 洪水リスクの周知等

国や県が公表する河川の洪水浸水想定区域や浸水深等について、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知する。

なお、水防法上、地域防災計画に定めなければならない次の事項についての詳細は、資料編資料集に示す。

- 浸水想定区域ごとの洪水予報、水位到達情報等の伝達方法
- 浸水想定区域ごとの避難施設その他の避難場所および避難路・避難経路
- 防災訓練として市が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 浸水想定区域内にある要配慮者施設の名称および所在地、また、その施設の所有者または管理者への洪水予報等の情報伝達方法
- その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

資料集（P177）2-30 「洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等」参照

4 洪水の警戒避難体制の整備

洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動について、あらかじめ

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

周知する。

資料集（P179）2-31 「避難情報と居住者等がとるべき行動」参照

5 タイムライン（防災行動計画）

台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を河川ごとに作成し、避難情報の発令時期を検討する。

6 風災害予防対策

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

また、竜巻や突風等については、竜巻注意情報等を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、県および関係機関等と協力し、住民への注意喚起を行うとともに、住民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

7 気象観測体制の整備

気象に関する自然災害防止を図るため、県をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、情報収集を的確に行い、これの適切な通知等気象業務施設の整備、充実を推進する。

各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

資料集（P180）2-32 「気象観測施設一覧」参照

第2 土砂災害予防対策

担当部	危機管理局、環境経済部、建設部
主な連携先	県

市は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努める。また、災害時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

1 土砂災害対策事業等の推進

県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。

資料集（P181）2-33 「山地災害危険地区一覧」参照

2 土砂災害リスクの周知等

県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。

なお、土砂災害防止法上、地域防災計画に定めなければならない次の事項についての詳

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

細は、資料編資料集に示す。

- 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項
- 土砂災害警戒区域ごとの避難施設その他の避難場所および避難路・避難経路
- 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の名称および所在地、また、その施設の所有者または管理者への土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法
- 救助に関する事項
- その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

資料集（P184）2-34 「土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等」参照

3 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

4 盛土等の災害の防止対策

違法もしくは危険が予想される盛土等を発見した場合には、宅地造成および特定盛土等規制法の許可権者である滋賀県に情報提供を行い、必要な措置をとるよう求めている。

5 住民の防災意識の向上

特に、土砂災害警戒区域が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の向上に努める。

また、国や県が実施する土砂災害に係る防災訓練等に参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図る。

第3 地震災害予防対策

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	県

市は、地震災害から住民の生命と財産を守るため、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行う。

また、地震災害時に必要となる被災建築物および被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備する。

1 地震防災緊急事業の推進

地震による災害から住民の生命、身体および財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画や滋賀県防災プランに基づく事業を推進する。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

2 都市基盤の整備

計画的・効率的な幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設整備、公共構造物等の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

3 被災建築物および被災宅地危険度判定体制の整備

地震発生後の被災建築物および被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施するために、判定に関する計画の作成に努める。

また、県が行う各判定士養成講習会への職員派遣等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。

4 帰宅困難者対策

県および関係機関等と連携して、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞在施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。

5 地震観測体制の整備

地震防災対策を検討する上で、市内における地震動の特徴を把握・分析することは極めて重要であるため、地震計を設置し、地震動の観測データや地盤条件等の情報収集にも努め、地震防災対策の基礎的データの充実を図る。

また、県内の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

資料集（P185）2-35 「震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能」参照

第4 火災予防対策

担当部	危機管理局
主な連携先	中消防署、消防団

火災による被害から住民の生命や財産を守るため、中消防署とともに、防火指導の徹底、消防力の強化および消防用水利等の整備を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。

1 地域における予防消防の強化充実

市および中消防署は、住民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。

また、中消防署は、消防法に基づき、関係者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る防火管理者の選任、消防計画の作成、消防（防災）訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理およびその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

2 消防団消防力の強化充実

（1）消防団員に対する教養訓練の徹底

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

市および中消防署は、消防団員の消防に関する知識および技術の活性化を図るため、次の措置をとる。

1) 外部研修

消防団員にかかる初任教育、幹部教育、専科教育等の各職務に該当する教育課程に派遣するよう努める。

2) 内部研修

市および中消防署が実施する教育訓練に消防団員全員を受講させるよう努める。

(2) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、基本分団をはじめ機能別分団を配備しているが、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

3 林野火災予防計画

市および中消防署は、山林は、ハイキングコースとしても整備されており、入山者も多く、林野火災発生原因の大部分が、たばこ、たき火等、人為的なものであることから、入山者等への啓発を推進し林野火災を防止する。

(1) 失火予防の啓発

失火予防の啓発を図るため予防標識の設置、ポスター等の配布を行う。また、栗東市消防団金勝山林分団（金勝山に限る）や林野火災巡視員によるパトロールをするなど森林愛護、防火思想の普及に努める。

(2) 火入れ対策

火入れをする場合は、森林法による許可条件※を遵守するなど、関係機関への届け出を含めその安全対策には十分配慮させる。

※森林法による許可条件

- ・あらかじめ必要な防火の設備をすること。
- ・火入れを行う旨を周囲1キロメートルの土地等の関係者に通知すること。
- ・強風注意報や乾燥注意報が発表された場合、また火災報が発令された場合は中止すること。

第5 複合災害予防対策

担当部	危機管理局、総務部
主な連携先	国、県

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、市は、日頃から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

1 複合災害に備えた体制整備

災害対策活動を円滑に実施するため、複合災害時を想定した職員の非常参集体制や情報収集・連絡体制等を整備する。

また、要員・資機材等について、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2 複合災害に備えた訓練の実施

県、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

第1 ライフライン施設等の災害予防対策

担当部	危機管理局、上下水道事業所
主な連携先	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、日本放送協会 大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社

ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。

1 電力施設災害予防対策

(1) 情報連絡体制の整備

市は、電気事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、広域的な停電等の突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 電力施設の災害予防

電気事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設・設備の防災性能の強化向上、災害対策用資材の確保ならびに輸送力の確保、職員の防災訓練等の実施を推進する。

また、電気事業者は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害時に早期連携できるよう努める。

2 ガス施設災害予防計画

(1) 情報連絡体制の整備

市は、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) ガス施設の災害予防

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者は、ガス施設における災害発生未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域外におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制および運用についての総合的な災害予防対策を計画的に推進する。

3 通信・放送施設災害予防計画

(1) 情報連絡体制の整備

市は、電気通信事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 電気通信設備の災害予防

電気通信事業者は、それぞれの防災計画等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

(3) 放送設備の災害予防

各放送事業者は、災害およびこれに伴う停電等の発生に備え、非常時に放送業務を確保し速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の整備等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

4 鉄道施設災害予防対策

(1) 情報連絡体制の整備

市は、鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 鉄道施設の災害予防

鉄道事業者は、鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

また、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

5 上水道施設災害予防対策

市は、災害時における上水道施設の耐震性、耐水性等の防災性能の向上を図り、災害時の応急復旧を迅速に実施するための資機材の確保を推進するとともに、災害時の給水のための貯水施設として活用できる施設整備を実施する。

(1) 設計

上水道施設の設計にあたっては「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）に基づき耐震設計を行う。

(2) 取水、導水施設

管路は耐震性を考慮した構造とし、また、これに対応する資材を使用する。水源については、各井戸における原水の水質を監視し、安全を確認するとともに、導水管の点検整備を一層図る。

(3) 浄水施設

ポンプまわりの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を進めるべく整備増強を行うとともに、最小限の自家発電設備の整備増強を図る。

(4) 送・配水施設

送・配水幹線については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。また、既設については

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

漏水防止につとめ、老朽管については敷設替え等の改良を行う。

(5) 給水施設

災害時の生活水を供給するために必要な応急給水タンクの配備等を行い、安全な水確保に努める。

(6) 上水道台帳の整備

給配水管施設の適正把握、敷設計画、維持管理、また災害異常時対策が円滑に実施できるよう各種図面および関係書類について、日常的に整備、保管を行う。あわせて、台帳の電子化、分散管理を行う。

(7) 災害用井戸登録

災害時の主として生活用水の確保を目的とした「非常災害用井戸」の登録を促進する。

資料集 (P187) 2-37 「非常災害用井戸登録一覧」参照

6 下水道施設災害予防対策

下水道施設は、平常時はもとより災害時においても重要な施設であるため、施設の防災性を強化し、施設被害の拡大を予防する。

また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。さらに琵琶湖への影響も考慮しつつ、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る。

(1) 基礎的調査の実施

平常時より浸水の著しい箇所については、降雨強度別に浸水状況や被害状況を調査する。また、地盤が悪く、災害時に地盤沈下などの被害が予想される場合は、管渠の布設工法について検討する。

(2) 施設の耐震化の推進

既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震対策について検討し、実施する。また、今後設計する施設は「下水道施設の耐震対策指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会)に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

特に、防災拠点および避難所並びに高齢者・障がい者等災害時避難行動要支援者関連施設と流域下水道の幹線管渠とを接続する管渠の耐震化事業を推進し、緊急輸送路等の災害時に重要となる幹線道路等に埋設した下水道管渠について、必要な耐震機能を確保する。

(3) 応急措置体制の検討

災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から応急措置体制の確立に努め万全を期する。

資料集 (P189) 2-38 「災害時用マンホールトイレ設置場所一覧」参照

第2 危険物施設等災害予防対策

担当部	危機管理局
主な連携先	県、草津保健所、中消防署

中消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画および実施に努める。

市は、中消防署と連携して、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

1 危険物施設等の災害予防

危険物施設は、設備・機器の高経年化により、腐食や劣化が進んでいる状況であり、また、危険物を積載して市内の高速道路等を通行している車両もあることから、災害時には深刻な被害が予想される。

湖南広域消防局と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理および貯蔵取扱い基準の遵守を図るとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自衛消防組織の育成、防災意識の向上の徹底を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し保安管理の向上を図るため、湖南広域消防局等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。

(2) 指導の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

(3) 自衛消防組織の強化促進

1) 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を促進する。

資料集 (P190) 2-39 「危険物施設状況」参照

(5) 危険物の仮貯蔵・仮取り扱い等の安全対策危険物施設が被災する等により、平常時と同様の危険物の取り扱い等が困難な場合に、危険物の仮貯蔵・仮取り扱いが適切に行われるよう安全対策等を指導する。

2 高圧ガス施設の災害予防

県と連携して、高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締り法令の遵守、自主保安体制の確立を図り、官民一体の災害予防対策を推進する。

製造、貯蔵、輸送および消費の各段階において、常に漏洩、爆発、火災の危険性が潜在しているため、高圧ガス保安法適用事業所に対する保安検査、立入検査、保安教育の実施を図るとともに、関係保安団体と連携した保安体制の整備に努める。

3 毒物・劇物施設の災害予防

毒物または劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物営業者および業務上取扱者等に対して、草津保健所等と協力して講習会等を開催し、法令等の周知徹底を図る。

毒物劇物営業者等の取扱施設における毒物劇物保管状況の実態を把握し、必要に応じて指導を行う。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

- (1) 業務上取扱者等の毒物劇物保管状況の実態を定期的に把握するとともに、講習会等により法令等の周知徹底を図る。
- (2) 事業者の自主点検体制の確立を図る。

第3 農林水産関係災害予防対策

担当部	環境経済部
主な連携先	レーク滋賀農業協同組合

市域における農地のほとんどは、水稻をはじめ、麦・大豆などが栽培されているが、浅柄野地域は畑作地帯であり、大都市近郊の有利性を生かした軟弱野菜を中心にビニールハウス栽培が行われている。

各種災害による農作物、林産物、施設等の被害の減少を図るため、指導体制を確立し、営農技術、気象情報等の末端農林業者への迅速な浸透に努める。

第4 ため池等農業用施設の対策

担当部	環境経済部
主な連携先	土地改良区、ため池管理者

ため池は、地震や大雨により損壊した場合下流域に出水等による大きな被害を及ぼすことが予測される。阪神淡路大震災や平成30年7月の西日本を中心に全国各地を襲った豪雨災害ではため池が損壊し大きな被害が発生した教訓を踏まえ、ため池等農業用施設の防災対策を推進し、安全性の向上を図る。

市内には、農業用水を確保するため池や河川工作物が数多くある。特にため池については築造された年代が古く年々老朽化の傾向にあり、また、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑化し、担い手不足により利用者を主体とする管理組織が弱体化していることから、令和元年7月1日施行の「農業用ため池の管理および保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担が明らかにされたが、引き続き農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制の整備の構築に努める。

1 農業用ため池の届出

農業用ため池の設置および廃止について、所有者または管理者は県に届出を行い、県はデータベースの整備および公表を実施する。

2 防災重点ため池（特定農業用ため池）の指定

決壊した場合に周辺地域の家屋、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を県が「防災重点ため池（特定農業用ため池）」として指定する。

資料集（P198）2-40 「防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧」参照

3 農業用ため池の防災工事等

防災重点ため池（特定農業用ため池）を中心に、関係者と連携し、防災の観点から廃池

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

や規模縮小、優先順位等も考慮し防災対策工事を行う。また、ため池が決壊するおそれ、または決壊した場合に迅速な避難ができるようにハザードマップ等による周知を図る。

第5 文化財災害予防対策

担当部	教育委員会
主な連携先	中消防署、文化財所有者・管理者

市内には文化財保護法により指定された重要文化財、登録文化財、県文化財保護条例により指定・選択された文化財、および、市文化財保護条例により指定した文化財等がある。

この文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

資料集（P199）2-41 「文化財一覧」参照

1 火災対策

各種消防用設備等の点検整備を行う。また、防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。

2 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

3 保護思想の普及および訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

また、中消防署は、文化財について立入検査、および防火・防災訓練の実施、あるいは図上訓練を随時行う。

第6 原子力災害事前対策

担当部	危機管理局、総務部、健康福祉部
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、原子力事業者

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に以下に定める。

また、原災法に基づく指針の策定動向ならびに防災基本計画原子力災害対策編、県地域防災計画原子力災害対策編の改定状況を踏まえ計画の更新を図る。

1 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

市は、県と協力し住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション(リスクコミュニケーション)の充実に努める。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県と連携し、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。また、入手したモニタリング情報を的確に受け入れる体制を整備していくとともに、住民に提供し有効活用できる体制を構築する。

(1) 原子力施設周辺情報の把握

県と緊密な連携のもと、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

(2) 市周辺地域の環境放射線のモニタリング

県と緊密な連携のもと、県が実施する周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングに協力するとともに、モニタリングの評価結果について把握する。

(3) 防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備

平常時より、原子力災害が発生した場合における国、県および防災関係機関との緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。

(4) 住民等への情報伝達体制の整備

特に以下の事項に留意し、住民等への情報伝達体制の整備に努める。

- 緊急事案の程度（フェーズ）や場所に応じた情報提供項目と内容に関する留意事項の確立・周知
- 迅速な退避、避難体制と連携できる情報伝達体制の確立
- 避難行動要支援者および一時滞在者に配慮した情報伝達体制の確立
- メディアの活用
- 原子力災害時における情報伝達機器の停電対策

(5) 住民に提供すべき情報の把握

国、県および防災関係機関と連携体制を構築し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民に提供すべき以下の情報の提供元等を平常時から把握する。

- 原子力災害および現地における応急対策の状況
- 県下における影響の有無やその程度
- 県や国等が講じている応急対策に関する情報
- 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- 環境放射線モニタリングシステムデータ
- 環境試料モニタリングデータ
- 原子力事業者の測定データ
- 福井県原子力環境監視センターデータ
- 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- （国研）量子科学技術研究開発機構のサイト
- （公財）原子力安全研究協会のサイト 等

(6) 相談窓口の整備

原子力災害時における住民等からの原子力災害に関する問合せに対応するため、平常時より、相談窓口の設置方法、相談実施体制を検討する。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

3 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

項目	実施内容
警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	○ 県より原子力発電所の重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備し、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。 ○ 緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておく。 ○ 市の防災対応力が不足した場合には、県や国等からの受援(応援受け入れ体制の整備、連絡調整方法の確立)等の連携法を検討する。
防災関係機関相互の連携体制	○ 平常時から県、他市町、指定地方行政機関等の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。
応援協力体制等	○ 市は、県や国、原子力事業者、他市町と緊急時における応急対策の実施にあたって相互応援および協力体制が確保できるように内容等についてあらかじめ調整を行っておく。
専門家の確保等	○ 原子力防災に関する専門家や放射線の影響や安定ヨウ素剤服用等の原子力災害医療に関して助言ができる専門家との関係を平常時から構築し、県と協力して専門家の確保体制を構築する。
放射性物質の飛散・汚染拡大防止体制等の整備	○ 救護所等において、放射性物質により汚染した救護者の衣服や身体等から放射性物質が拡散や飛散することを防止するため、汚染した身体等の除染体制を整備し、あるいは緊急性が高い区域から栗東市市域への車両受入れ時における車両除染体制の整備、汚染土砂や除染により集積された土砂等の飛散防止、市域内や市域外への放射性物資拡散監視体制の整備等、放射性物資の拡散や飛散を予防する体制等を整備する。
医療機関との連携	○ 説明書等の準備 市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。 ○ 副作用への備え 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入の依頼および平常時における安定ヨウ素剤服用に関する相談対応など、救急医療体制の整備等に努める。
避難体制の整備	○ 屋内退避の基準や時期について検討し整備する。 ○ 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保体制を整備する。 ○ 災害時避難行動要支援者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保体制を整備する。 ○ 警戒区域を設定する場合の計画を策定し、資機材や人員等の確保体制を整備する。 ○ 避難所、避難方法の検討、屋内退避の方法等に関する日頃からの住民への周知を促進する。
避難者受入れ体制の整備	○ 緊急性が高い区域からの避難者受入れ体制の整備を促進する。 ○ 救護所あるいは避難受入れ施設での体内被曝者のスクリーニング

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

	基準や除染基準を明確にし、速やかな受入れができるような体制の整備を検討する。
飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	○ 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備 ○ 農林水産物の採取および出荷制限に関する体制整備 ○ 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
除染体制の整備と除染実施計画の策定	○ 市は、原子力災害発生後に行う必要がある除染に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月）等を参考にして整備し、必要に応じ除染実施計画を策定する。
除去土壌等の処理体制整備	○ 市および県は、住民や関係団体等とのリスクコミュニケーションに配慮しつつ、除染に伴う除去土壌等の処理に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月）等を参考にして整備し、必要に応じ除去土壌処理計画について検討する。

4 防災知識の普及、啓発

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、市職員の原子力防災に関する防災知識の普及に努める。

また、住民を対象に原子力災害時にとるべき行動や退避・避難方法等防災知識の普及を図る。

5 防災訓練の実施

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施に努める。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 県が実施する緊急時モニタリング訓練
- 住民等に対する情報伝達訓練
- 県が実施する訓練への参加

6 資機材等の整備

市は、国、県、草津警察署、中消防署その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

また、住民等の安全確保のために、安定ヨウ素剤の備蓄に努める。

第3章 災害応急対策計画

本章では、災害が発生したとき（または発生するおそれがあるとき）の災害が発生していない**初動段階から応急段階（発災後おおむね1週間）の対策**について定めている。

なお、災害対策基本法における「災害応急対策」は、第 50 条において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う次の事項と規定されている。

- 1 警報の発令および伝達ならびに避難の勧告または指示
- 2 消防、水防その他の応急措置
- 3 被災者の救難、救助その他保護
- 4 災害を受けた児童および生徒の応急の教育
- 5 施設および設備の応急の復旧
- 6 廃棄物の処理および清掃、防疫その他の生活環境の保全および公衆衛生
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- 8 緊急輸送の確保

第1節 災害別の対応体制の確立

第1 風水害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

災害時は、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。なお、災害時における初動期の活動体制については、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、万全の体制を確立する。

1 気象予警報等の把握

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象情報や雨量、河川水位の予測、観測情報を常時監視し、状況に応じて、調整会議を開催するなど、災害警戒に関する準備・調整を行う。

また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

(1) 気象に関する情報の収集

市域に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、滋賀県土木防災情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。

- 1) 気象警報・注意報（特別警報を含む）
- 2) 指定河川洪水予報
- 3) 水防警報
- 4) 土砂災害警戒情報

(2) 気象に関する情報の伝達

気象、水防、火災等に関する予警報は、災害応急対策の万全を図るために必要であるので彦根地方気象台その他の関係機関の発する予警報は次により、確実に受信し、伝達する。

1) 危機管理局

Jアラートや県防災行政無線の一斉通報により、気象の予警報等の通報を受けたときは、速やかに同報系防災行政無線や市ホームページ、メール配信等により、住民に対して周知徹底を図る。

2) 勤務中における通報に対する措置

危機管理局は、各部各班に対して、予警報等の内容で特に必要があると認めるものについては、発表または変更の都度職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備を利用し、その他の連絡先には、庁内電話、移動系防災行政無線等により連絡する。

3) 通報をうけた各部各班

通報をうけた各部各班は、その内容を判断し、防災上必要と認められる各関係機関に積極的に連絡し、対策の万全を期するよう努める。

(3) その他の情報への対応

1) 異常現象

住民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（崖くずれ、洪水等）を発見した旨の通報を受けたときは、ただちに各部に伝え、県（南部土

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

本事務所)、草津警察署、彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨のおそれある場合に限る)、中消防署に通報するとともに、関係機関に通報する。

また、同報系防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、ホームページ、メール・SNS 配信、広報車等を利用して、対象となる住民に対してその危険性を周知徹底する。

2) 火災気象通報

彦根地方気象台より、市域に火災気象通報が発表され、県よりその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、市長は、火災警報を発令する。

また、市長が火災警報を発令したときは、中消防署は、湖南広域行政組合火災予防条例第 30 条の内容について、火災予防広報を行う。

資料集(P209) 3-1 「気象予警報等の種類および発表基準」参照

資料集(P211) 3-2 「気象予警報、地震情報等の伝達系統」参照

2 配備体制の確立

次の基準により配備体制を置き、気象、水防等の情報収集およびその共有にあたる。

また、災害に対する警戒態勢を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部または災害対策本部を設けて対処する。

なお、水防体制から災害警戒本部体制に移行したときは、水防体制を吸収し、組織の一元化を図る。

(1) 警戒 1 号体制

本市にかかる地域に次のいずれかの注意報が発表されたときは、警戒 1 号体制を確立する。

関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。
実施責任者は、危機管理課長とする。

○風雪注意報、○大雪注意報、○大雨注意報、○洪水注意報

(2) 警戒 2 号体制

本市にかかる地域に次のいずれかの警報が発表されたときは、警戒 2 号体制を確立する。

関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて、速やかに災害警戒本部の設置へ移行できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

○暴風雪警報、○大雪警報、○暴風警報、○洪水警報、○大雨警報

(3) 災害警戒本部

上記のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、災害警戒本部を設置する。

事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

(4) 災害対策本部

上記のいずれかの警報が発表されたときで、市長が必要と認めた時、災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく実施責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等は、「栗東市災害時初動活動マニュアル」に示す通りとする。

(1) 警戒1号体制、警戒2号体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

職員参集メールや電話により行う。ただし、警戒2号体制時は、発表された気象情報にしたがい、関係する職員は参集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送または電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。

2) 勤務時間外

危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールまたは電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。

4 警戒1号・警戒2号体制

(1) 警戒1号体制

警戒1号体制は、風雪、大雨、大雪、洪水注意報のいずれかが発表された時に確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒1号体制) 危機管理課職員

※勤務時間内は各所属、勤務時間外は自宅待機とする。

警戒2号体制に移行したとき、または注意報が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒1号体制を解除する。

(2) 警戒2号体制

警戒2号体制は、暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨警報のいずれかが発表されたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒2号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員(※状況に応じて)

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

※避難所開設が円滑に行いうる態勢とする。

災害警戒本部体制に移行したとき、または警報が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒2号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置、運営および廃止

(1) 災害警戒本部の設置基準

本市にかかる地域に次のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、市災害警戒本部を設置する。

○暴風雪警報、○大雪警報、○暴風警報、○洪水警報、○大雨警報

(2) 災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害警戒本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

風水害で局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、副市長の指示に基づき、災害警戒本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（副市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害対策本部が設置されたときに市災害警戒本部の廃止を決定する。

3) 非常時の緊急体制

局地的に風水害が発生し、または発生するおそれがあるとき、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、震災時と同じように非常時の緊急体制を確立し、初期応急活動を行う（第3章第1節第2「7 災害対策本部が設置されるまでの緊急体制」参照）。

(4) 災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。

通知および公表先	通知および公表方法	担 当
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	危機管理局、 政策推進部
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
中消防署	市防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関・ホームページ・SNSを通じての 公表	

(5) 災害警戒本部体制

災害警戒本部は、以下の組織で構成する。

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

災害警戒本部		本部事務局	
本部長	副市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	教育長	事務局員	災害対策本部事務局 (事務局班・総務班)
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置、運営および廃止

（1）災害対策本部の設置基準

次の設置基準に基づき、市災害対策本部を設置する。

- 1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され、市長が必要と認めたとき
- 2) 大規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき
- 3) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- 4) その他市長が認めたとき

（2）災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

なお、当該箇所が施設の被災等により使用できない場合は、市庁舎、歴史民俗博物館等の公共施設の中から適宜場所を選定する。

（3）災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

2) 廃止決定

本部長（市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消すると認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。

通知および公表先	通知および公表方法	担 当
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	危機管理局、 政策推進部
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
中消防署	市防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関・ホームページ・SNS を通じての 公表	

(5) 災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

市本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部は、以下の組織で構成する。

災害対策本部		本部事務局	
本部長	市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	副市長、教育長	事務局員	災害対策本部事務局 (事務局班・総務班)
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

また、総括指揮権限は、市本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

（6）災害対策本部機能の強化

災害時には、気象・雨量情報、河川の水位情報、被害情報など多くの情報が同時に災害対策本部に流入する。それらを迅速かつ的確に整理分類し、各本部員に伝達し、情報の共有化を図る。また、本部長以下の命令が各班、各支所に速やかに伝達するよう指示命令システムの強化を図る。

（7）任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

資料集（P214）3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第2 地震災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

大規模な地震が発生したときは、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。なお、災害時における初動期の活動体制については、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、万全の体制を確立する。

1 地震情報の収集

（1）市域の震度に関する情報の把握

市域に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市域の震度情報を把握する。

- 1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- 2) 緊急地震速報
- 3) 県防災行政無線
- 4) その他（テレビ、ラジオなど）

（2）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が発表する次の情報を把握する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 ・1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：東海地域、近畿地域および四国地域に設置されたひずみ計が使用される。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられる。

2 配備体制の確立

（1）警戒1号体制

本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、警戒1号体制をとる。

関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

（2）災害警戒本部

本市で震度5弱または5強の地震が発生したときは、ただちに災害警戒本部を設置する。また、事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

（3）災害対策本部

本市で震度6弱以上の地震が発生したときは、ただちに災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等は、「栗東市災害時初動活動マニュアル」に示す通りとする。

(1) 警戒1号体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

市域で震度4の発表があった場合は警戒1号体制とし、配備職員は、参集する。

宿直が南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、危機管理局長に連絡し協議の上、警戒1号体制を非常招集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

市域で震度5弱または震度5強の発表があった場合は、災害警戒本部体制とし、配備職員は参集する。また、市域で震度6弱以上の発表があった場合は、災害対策本部体制とし、全職員は参集する。

4 警戒1号体制

警戒1号体制は、本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、関係機関で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部技監、建設部長、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、災害対策本部事務局(総務班)、危機管理課

※配備人員以外の職員について、勤務時間内は各所属、時間外は自宅待機とする。

災害警戒本部体制に移行したとき、または災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒1号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置および廃止

(1) 災害警戒本部の設置

本市で震度5弱または5強の地震が発生したときは、自動的に災害警戒本部を設置する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

(2) 災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害警戒本部の廃止の決定

本部長（副市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害対策本部が設置されたとき、市災害警戒本部の廃止を決定する。

(4) 災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 災害警戒本部体制

災害警戒本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部体制に準じる。

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置および廃止

(1) 災害対策本部の設置基準

本市で、震度6弱以上の地震災害が発生したとき、市災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

なお、当該箇所が施設の被災等により使用できない場合は、市庁舎、歴史民俗博物館等の公共施設の中から適宜場所を選定する。

(3) 災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に市災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消すると認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 市災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 市災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

災害対策本部長（以下、「市本部長」という。）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

体制に準じる。

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

（6）災害対策本部機能の強化

災害時には、地震情報、被害情報など多くの情報が同時に災害対策本部に流入する。それらを迅速かつ的確に整理分類し、各本部員に伝達し、情報の共有化を図る。また、本部長以下の命令が各班、各支所に速やかに伝達するよう指示命令系統の強化を図る。

（7）任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

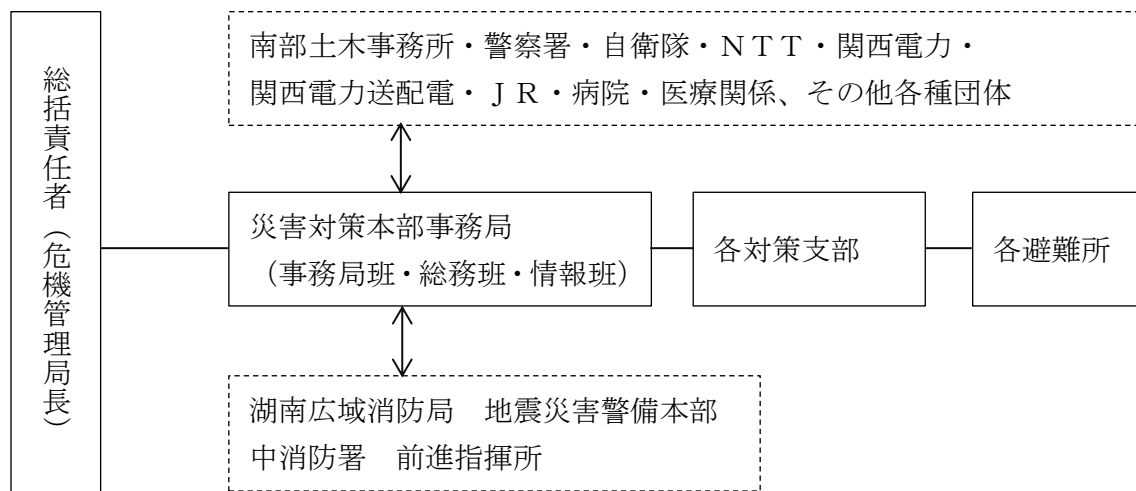
資料集（P214）3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 災害対策本部が設置されるまでの緊急体制

（1）非常時の緊急体制

本市で震度6弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

初動期の総括責任者は危機管理局長とし、危機管理局長が不在のときは危機管理課長が代理する。



（2）緊急体制の構成、職務内容

初動期の緊急体制時の構成、職務内容等は、以下のとおりとする。

なお、各対策支部の支部員は、原則として、災害対策支部近くに居住し、あらかじめ指定された職員で構成する。

1）災害対策本部事務局

名称	班長	構成課・人員等	職務内容
事務局班	危機管理課長	危機管理課	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
総務班		各部局から課長補佐級 1人を指名	○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

		※補佐のいない所属にあつては係長	○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助
情報班	あらかじめ指名	市長公室、政策推進部、総務部などからあらかじめ指名（10人程度）	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）

2) 各対策支部

名称	構成課・人員等	職務内容
支部長	あらかじめ指名（支部長1人、副支部長1人）	○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理
支部員 （情報収集班） （整理・伝達班）	あらかじめ指名（6人）	○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○自主避難所運営

資料集（P222）3-5 「対策支部一覧表」参照

8 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第3 原子力災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、その他防災関係機関からの情報収集が不可欠であることから、市は、原子力災害の事象に応じた情報収集連絡体制を確立する。

ただし、原子力災害時には、市は原子力事業者から直接連絡を受ける立場にないため、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にする。

1 緊急事態の把握

市は、県より、次の事態において、連絡を受けたときは、ただちに関係機関と連携し、原子力災害に関する詳細な情報の収集に努める。

（1）情報収集事態（フェーズ1）

- 1）福井県の原子力事業所所在市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき
- 2）原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

（2）警戒事態（フェーズ2）

- 1）福井県の原子力事業所所在市町震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

津波予報区において大津波警報が発令されたとき

2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

(3) 施設敷地緊急事態（フェーズ3）（原災法10条）特定事象

1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

3) 福井県および県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

(4) 全面緊急事態（フェーズ4）（原災法15条）緊急事態宣言

1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

2 配備体制の確立

(1) 警戒2号体制

県より、情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたとき、または、危機管理局長が必要と認めたときは、警戒2号体制をとる。

関係部局の警戒2号体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

(2) 災害警戒本部

県より、警戒事態（フェーズ2）の連絡を受けたとき、または、副市長が必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

(3) 災害対策本部

県より、施設敷地緊急事態（フェーズ3）、または全面緊急事態（フェーズ4）の連絡を受けたとき、または、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

(1) 警戒2号体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が県の一斉FAX等により情報収集事態の連絡を受けたときは、ただちに危機管

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

理課長に連絡する。

危機管理課長は、危機管理局長に連絡し協議の上、警戒2号体制を非常招集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が県の一斉FAX等により警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、各班長に伝達する。

各班長は、班員をただちに非常招集する。

4 警戒2号体制

県より情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたとき、または、危機管理局長が必要と認めたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

なお、関係する職員は、情報の収集を行う。

また、警戒配備体制を決定したときは、危機管理局長は、県(防災危機管理局)、栗東市防災会議構成団体にその旨を連絡する。

配備内容	配備人員
県より情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたとき、関係機関で情報連絡活動が円滑に行い うる態勢とする	危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部技監、建設部長、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、災害対策本部事務局(総務班)、危機管理課

※配備人員以外の職員について、勤務時間内は各所属、時間外は自宅待機とする。

事故に至るものでないことが確認できたとき、原子力事業所の事故が終結したとき、事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたときなどは、警戒2号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置、運営および廃止

(1) 災害警戒本部の設置基準

県より警戒事態（フェーズ2）の連絡を受けたとき、または、副市長が必要と認めたときは、市災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害警戒本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

副市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（副市長）は、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなつたと認めたとき、あるいは、災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部の廃止を決定する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

(4) 災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 災害警戒本部体制

災害警戒本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部体制に準じる。

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置、運営および廃止

(1) 災害対策本部の設置基準

県より施設敷地緊急事態（フェーズ3）、または全面緊急事態（フェーズ4）の連絡を受けたとき、または、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（市長）は、原子力緊急事態解除宣言がなされたときや原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 市災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 市災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

市本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部体制に準じる。

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

資料集（P212）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

(6) 専門的支援の要請

原子力災害に関する応急対策の検討および実施にあたっては、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、事前に要請した原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

(7) 任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

資料集 (P214) 3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第4 その他の災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、消防団

市は、風水害、地震災害、原子力災害以外の突発的な事故等による災害については、事故災害対策本部を設置し、迅速・的確に防災活動を実施する。

1 突発的な事故等の把握

本市および隣接市において、消防職員、警察官、事故原因者、市職員、住民等より、次のような大規模事故の発生に関する通報を受けたときは、ただちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努める。

■市域で想定される大規模事故

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災 等

2 配備体制

次の基準により配備体制を置き、事故災害等の情報収集およびその共有にあたる。

(1) 初動対策班

本市および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、初動対策班を設置し、関係機関との情報連絡体制を確立する。

実施責任者は、危機管理課長とする。

(2) 事故対策本部

本市および隣接市において大規模な事故災害の発生により、相当な被害が予想されるときは、事故対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

3 動員

(1) 初動対策班の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が防災関係機関または住民からの通報を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、初動対策班を非常招集する。

(2) 事故対策本部の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が防災関係機関または住民からの通報を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、各班長に伝達する。

各班長は、班員をただちに非常招集する。

4 初動対策班

本市および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、その後の活動を滞りなく実施するため、ただちに初動対策班を設置する。

(1) 配備内容

配備内容は、以下の通りとする。

初動対策班長（危機管理課長）、班員（危機管理課員）

(2) 活動内容

配備された職員は、事故に関する情報の収集連絡を行う。

(3) 初動対策班の解除

市域内において災害のおそれが解消したとき、または事故対策本部体制に移行する必要があるときは、初動対策班体制を解除する。

5 事故対策本部の設置および廃止

(1) 事故対策本部の設置

事故災害による相当な被害が予想されるときは、市長が事故対策本部を設置する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、ただちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

(2) 事故対策本部の設置場所

市事故対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

また、本部長が必要と認めた場合、現地に現地対策本部を設置する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

(3) 事故対策本部の廃止

本部長（市長）は、次の基準に基づき、事故対策本部の廃止を決定する。

- 1) 市内において災害のおそれなくなったとき
- 2) 災害対策本部が設置されたとき
- 3) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- 4) その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 事故対策本部の設置・廃止の伝達

事故対策本部を設置または廃止したときは、県に報告を行う。

(5) 事故対策本部の組織体制

事故対策本部の組織は災害対策本部に準ずる。

本部の運営は、本部室が運営事務を行い、本部長および副本部長、本部員、事務局で構成される本部会議が事故対策の方針決定を行う。

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

担当部	議会事務局、危機管理局、政策推進部、総務部、市民部、施設を所管する部
主な連携先	国、県、非常通信協議会構成機関、日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀

市は、災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、ただちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

1 通信連絡体制の確立

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、連絡員の派遣、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用、放送の要請等を行う。

(1) 通信機能の把握

災害発生後、速やかに一般加入電話、携帯電話、市防災行政無線および県防災行政無線、県防災情報システム等の状況を点検し、機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

(2) 代替通信手段の確保

災害応急対策の実施に当たり、一般加入電話、携帯電話、市防災行政無線および県防災行政無線、県防災情報システム等の利用が困難なときは、以下の代替手段を用い通信を確保する。

1) 災害時優先電話

災害時における通信の輻輳（ふくそう）時に優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」を利用する。

2) 衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、衛星携帯電話等を利用する。

3) 非常無線通信の活用

警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または、無線通信（自動車電話、携帯電話を含む）、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用する。

4) 移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用

総務省近畿総合通信局が実施している移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用し、災害時の通信手段確保の支援の要請を検討する。

(3) 放送機関に対する放送要請

県が日本放送協会大津放送局および民間放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」、また、この協定に基づき日本放送協会と締結している「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、放送機関を利用するときは、県を通じて、以下の事項を明示した上で放送を要請する。

なお、「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づく放送要請は、県との間が通信途絶など特別の事情があるときは、直接、日本放送協会大津放送局に要請し、要請後速やかに県に通知する。

- 1) 放送要請の理由
- 2) 放送事項
- 3) 希望する放送日時および送信系統
- 4) その他必要な事項

資料集（P223）3-6 「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」参照
資料集（P225）3-7 「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」参照

2 被害状況等の把握および被害調査

（1）被害概況調査の実施

災害が発生したときは、各班がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要などについて把握する。

なお、調査実施時は、調査漏れ、重複調査のないよう十分留意するとともに、関係機関と十分な連絡調整を行う。

また、勤務時間外に災害が発生したときは、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用する。

（2）応援要請

被害が甚大なため、市では被害状況等の把握および被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

（3）調査の報告

1) 緊急時被害情報

災害発生後から1時間以内に各学区および各出先機関から市本部へ概数情報として報告する。

2) 初動期被害情報

災害発生後1時間からおおむね3日目までに各支部および各班が情報を収集し、市本部へ随時報告する。

3) 定時報告情報

災害発生後おおむね4日目以降から、各支部および各班が毎日17時現在の情報を取りまとめ、同日20時までに市本部へ報告する。

3 被害情報の収集・整理

（1）被害状況等の収集と報告

防災関係機関は、相互に連絡を保ちつつ、災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、被害に関する情報の収集および伝達を迅速かつ的確に行う。

1) 情報の種類

被害に関して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時分
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2) 被害状況等の収集

市の災害応急対策活動のため、各部はそれぞれの所管に関連する情報を収集し、市本部へ報告する。

なお、市の被害が甚大なときは、県地方本部から派遣される連絡員と連携して、効果的な被害状況等の収集および相互の連絡を行う。

(2) 被害状況等の集約・整理

被害状況の報告を受けたときは、以下の要領で各部ごとの被害状況等の集約・整理を行う。

1) 被害状況等の集約・整理

各班から収集した被害状況等の情報および資料を集約・整理する。

2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別する。
- イ 確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。
- ウ 応援要請等に係る情報を整理する。
- エ 情報の空白地帯を把握する。
- オ 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握する。

4 被害情報の報告

市本部は、各部から報告を受けた被害情報等の整理結果を県防災情報システム等により、県に報告する。また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する被害情報があるときは、国（消防庁）へ報告する。

なお、各部ごとに取りまとめられた詳細な被害状況については、必要に応じて、各部が県担当部署に直接報告する。

資料集（P227）3-8 「火災・災害等即報要領」参照
資料集（P232）3-9 「災害報告取扱要領」参照

(1) 被害即報

1) 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害を覚知したとき

災害を覚知したとき、または県が指示したときは、被害を覚知した都度判明したものから順次、県防災情報システムを活用して、県に「災害概況即報」を伝達する。システムが使用不可能な場合はあらゆる手段を用いて伝達する。

なお、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

2) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に掲げる被害を覚知したとき

30 分以内に県だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があつ

た場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行う。

3) 報告の基準

災害情報の報告は、災害対策基本法第 53 条ならびに火災・災害等即報要領および災害報告取扱要領による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

4) 災害概況速報の伝達

災害概況即報は、市から県へ県防災情報システムで行う報告経路を基本とする。

なお、県に報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県との通信が回復した段階で、速やかに県への報告（国へ既に報告した旨を含む。）を行う。

5) 火災、救急救助事故等の場合の災害概況即報の伝達

火災、危険物等の事故、救急救助事故等の場合における県への即報は、湖南広域消防局が即報基準に従い、迅速かつ的確に災害概況即報により、県に報告する。

火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。

6) 被害状況速報の伝達

即報基準に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況および応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報により、県地方本部を通じて県に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

なお、市が災害対応で混乱した状況にあり、適時・的確な報告が困難な場合は、県地方本部と情報連絡員の派遣について協議する。

(2) 被害報告

応急措置が終了したときは、10 日以内に災害確定報告により、県に被害確定報告を行う。

5 広報

被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。

また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

(1) 広報活動

集約された災害関連情報、応急対策実施状況、ライフラインの復旧見込みなど、住民に広報すべき事項について、次の広報活動を行う。

1) 紙面広報

広報紙、ビラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。

2) 電波広報

テレビ、ラジオの放送枠に協力を要請し、速やかに情報を提供する。この際、要配慮者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障がい者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。

3) インターネット等による広報

市ホームページ、Facebook、LINE 等の市公式 SNS や防災・防犯情報メール、携帯通

第3章 災害応急対策計画
第2節 災害対応のコーディネート

信事業者の緊急速報メール等のメール配信を活用し、災害状況や被災者向け情報の提供を行う。この際、要配慮者に対する情報提供への配慮に努める。

4) その他

必要に応じて、防災関係機関の協力を得て、被災地内外に向けて情報を提供する。

(2) 報道機関への対応

報道機関に対して正確かつ迅速な情報提供を図るため、庁舎内にプレスセンターを設置して、災害関連情報の受発信を一元化する。

なお、報道機関への情報提供については、Lアラート（災害情報共有システム）の活用に努める。

6 広聴

災害が終息したときは、市庁舎内に相談窓口を設置し、住民の相談、要望、苦情等を聴取する。このほか電話や電子メールによる生活相談にも対応し、関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで住民意向の反映に努める。

7 安否情報の提供

(1) 住民等からの照会

被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その場合において安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表

災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第2 災害救助法の適用

担当部	危機管理局、健康福祉部
主な連携先	県

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによるが、市は、災害時には、災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。

なお、同法の適用を受けた場合、国の機関として県が行う救助のうち、市に委任された事項については、市がこれを実施し、罹災者の保護と秩序の安定を図る。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが、本市における具体的運用基準は次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- 1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上である場合。(施行令第 1 条第 1 号)
- 2) 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本市の区域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上である場合。(施行令第 1 条第 2 号)
- 3) 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合で、かつ本市の区域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第 1 条第 3 号)
- 4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ本市の区域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第 1 条第 3 号)
 - ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 1 条)
- 5) 多数の者が生命、または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第 1 条第 4 号)
 - ・災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること (平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号)
 - ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

2 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行う。

(1) 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、全壊（焼）、流失世帯は 1 世帯をもって、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ滅失した 1 世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

(2) 住家の被害

1) 全壊（全焼、全流出）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

2) 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなけ

れば当該住宅に居住することが困難なもの。住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 40%以上 50%未満のもの。

3) 半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

資料集（P236）3-10 「被害認定基準」参照

3 災害救助法の適用手続き

本市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当、または該当する見込みがあるとき、市長は、ただちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県地方本部を通じて県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を要請する。

また、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は災害救助法による応急救助にただちに着手するとともに、その状況を速やかに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指示を受ける。

なお、県は、本市域で震度 7 程度の地震が発生した場合には、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進める。

また、市は、大津市域で震度 7 程度の地震が発生するなど、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助にただちに着手し、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

4 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助は、県知事が行う。ただし、以下の救助については、災害ごとに県知事が救助の事務の内容および期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

- (1) 災害が発生した場合の救助
 - 1) 避難所(福祉避難所を含む)の設置
 - 2) 応急仮設住宅の供与
 - 3) 炊出しその他による食品の供与
 - 4) 飲料水の供給
 - 5) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
 - 6) 医療および助産
 - 7) 被災者の救出
 - 8) 被災した住宅の応急修理
 - 9) 学用品の供与
 - 10) 埋葬

- 1 1) 死体の捜索
- 1 2) 死体の処理
- 1 3) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合の救助

- 1) 避難所（福祉避難所含む）の設置

救助の実施に関し、県知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告する。

5 救助の実施状況の記録および報告

災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県に報告する。

県は、これを取りまとめ災害対策本部員会議および内閣府に報告する。

なお、災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準を資料編資料集に示す。

資料集（P240）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

第3 緊急輸送体制の整備

担当部	危機管理局、総務部、市民部、建設部
主な連携先	国、県、草津警察署、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

市は、草津警察署、道路管理者と連携して、災害時における災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止または制限して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制するとともに、緊急輸送道路の確保や輸送拠点を配置するなど、被災地および関連道路の緊急輸送ネットワークを確保する。

また、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時に県が指定する緊急輸送道路、県外などからの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う県の広域輸送拠点、市庁舎、市内の指定緊急避難場所・避難所、市の物資集積拠点、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確立する。

(1) 緊急輸送道路の確保

災害時には、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。

また、市が指定する緊急輸送道路（第3次緊急輸送道路）の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。

緊急輸送道路の指定状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、住民に広報する。

資料集（P245）3-12 「緊急輸送道路一覧表」参照
資料集（P176）2-29 「緊急輸送ネットワーク図」参照

(2) 物資集積拠点等の設置

1) 広域陸上輸送拠点の確認

県が指定する市に近接する広域陸上輸送拠点（湖南中部浄化センター等）の開設状況を確認する。

2) 市内物資集積拠点の設置

災害の状況に応じて、県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、物資集積拠点を設置する。

なお、その他輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて、駅、道の駅、その他公共施設等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

3) 臨時ヘリポートの確保

必要に応じて、航空法によってヘリコプターの発着が認められる用地を確保する。

資料集（P175）2-28 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

2 交通の確保

道路管理者は、災害により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。

応急復旧にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行う。

（1）情報連絡体制の確立

災害発生後ただちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。

また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後ただちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3) 警察との情報連絡

道路管理者は、草津警察署ならびに所管の警察署との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況、緊急交通路の指定状況等の情報を交換する。

（2）緊急措置

災害が発生したとき、管理する道路の被害状況を調査し、的確な措置をとる。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

（3）交通規制の実施

管理する道路において、破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止または制限する。

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害対応のコーディネート

通行の禁止および制限を行った場合には、その内容を県本部、草津警察署、他の防災機関ならびに関係する隣接市に速やかに連絡する。

(4) 規制の標識の設置等

管理する道路において、道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制内容等を表示した標識を設置するとともに、必要に応じて、適当な迂回路標識を明示するなど一般の交通に支障がないように措置を講じる。

資料集 (P247) 3-13 「交通規制の標識」参照

(5) 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。

また、応急復旧作業の実施にあたっても、互いに協力して緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

(6) 応急対策

災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、県が選定する緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

なお、応急復旧は、原則として緊急輸送道路と市の防災拠点を連結する路線を優先的に行う。

ただし、国道・県道の管理者から、緊急輸送道路の迂回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

1) 情報収集

災害発生後ただちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。

また、収集した道路情報は、速やかに県地方本部に連絡する。

2) 応急復旧

収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

応急復旧は、原則として県が選定する緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

(7) 資機材・要員の確保

道路の応急復旧に必要な資機材・要員の確保を図るとともに、必要に応じて業者等の協力が得られるよう努める。

3 緊急通行車両の手続き

市は、災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に使用される車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図るとともに、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。

資料集 (P248) 3-14 「緊急通行車両等に関する様式」参照

4 輸送手段の確保

市は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを調達するなど、緊急輸送手段を確保する。

(1) 陸上輸送手段の確保

災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り市有車両を使用するが、市有車両だけで不足するときは、民間事業者等に協力を要請するなど民間所有の車両を借り上げて実施する。

なお、運用または調達する輸送車両、輸送要員等が不足するときは、次の事項を明示して県に斡旋を要請する。

- 1) 輸送区間および借上期間
- 2) 輸送人員または輸送量
- 3) 車両等の種類および台数
- 4) 集結場所および日時
- 5) 車両用燃料の給油場所および給油予定量
- 6) その他必要事項

(2) 航空輸送手段の確保

1) 応援の要請

航空機（ヘリコプター）による輸送が必要なときは、以下の応援要請により、航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

ア 県への県防災ヘリコプターの応援要請

イ 県を通じた、自衛隊、赤十字飛行隊、他自治体への応援要請

ウ 草津警察署を通じた、滋賀県警察航空隊への応援要請

2) 臨時ヘリポートの開設

ヘリコプターによる輸送の応援を要請したときは、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、ヘリポートを開設する。

資料集（P254）3-15 「滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照

資料集（P175）2-28 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

(3) 鉄道輸送手段の確保

鉄道を用いて緊急輸送するときは、最寄りの駅長を通じて、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する。

5 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生したときは、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するために、それらを検討のうえで緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送の利用を原則とし、航空輸送は陸上輸送の補助的役割を担う。

また、必要に応じて、民間事業者の施設やノウハウ等を活用して迅速に行う。

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は以下に定める範囲とし、その他の移動および搬送等については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるよう、規制、制限、周知を行う。

- 1) 被災者の避難および救助
- 2) 給水
- 3) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の移送
- 4) 食料、生活必需品等の生活物資の搬送

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害対応のコーディネート

5) 公共施設の応急復旧要員等の移送

6) 遺体の移送

(2) 輸送対象の優先順位

1) 災害発生後 24 時間程度まで

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資

ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設の初動の応急対策に必要な要員、物資

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資

カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

2) 災害発生後 3 日程度まで

上記 1) に加えて、

ア 傷病者および被災者の被災地域外への移送

イ 遺体の搬送

3) 災害発生後 4 日目以降

上記 2) に加えて、

ア 災害復旧に必要な要員および物資

イ 生活必需品

ウ 災害廃棄物

(3) 救援物資の輸送

救援物資の輸送は、県への要請による「プル型による輸送」を原則とする。

県に救援物資の輸送を要請したときは、必要に応じて、物資集積拠点を設置し、配送された救援物資を一時集積、仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送する。

ただし、災害発生直後は、被災地との通信途絶や市庁舎の損壊、被災の程度や避難者情報の不足等により、被災市から県へ物資の応援を適切に要請することが困難なことがあるため、県による「プッシュ型による輸送」が行われる。

なお、救援物資の輸送にあたっては、電子システム等の積極的な利用により、効率的かつ確実な輸送体制の確立を図る。

(4) 実施記録の作成

緊急輸送を実施したときは、輸送記録簿、燃料および消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

第4 応援の要請、受入れ

担当部	危機管理局、総務部
主な連携先	自衛隊、県、災害時相互応援協定市、災害時相互応援協定企業、市社会福祉協議会、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、赤十字奉仕団、レーク滋賀農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東市スポーツ協会、栗東建設工業会

市は、災害時に、市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

また、人的支援、物的支援が必要なときは、県、災害時相互応援協定市、災害時相互応援協定企業等に対して、応援を要請する。さらに、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。

また、そのほか、災害応急対策の実施に関して、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令等により、活動要員を確保する。

1 応援の要請

大規模な災害が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町、自衛隊および他防災関係機関等に応援要請する必要がある場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、市としてあらかじめ必要事項を明確にした上で応援要請を行う。

(1) 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、自衛隊の応援が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、県知事等に自衛隊の派遣要請を要求する。

1) 通常の場合（県知事への要求）

県知事（依頼先は防災危機管理局）に文書で災害派遣要請を要求する。

この場合において、その旨および災害状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

なお、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

2) 緊急の場合（直接通知または通信途絶の場合）

通信途絶により県知事へ要請の依頼ができないときは、その旨および被害の状況を防衛大臣または陸上自衛隊第 3 偵察戦闘大隊（今津駐屯地司令）に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

3) 自衛隊が自主派遣する場合

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等の災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊独自の判断により、部隊等が派遣されることがある。

この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに県知事（防災危機管理局）に連絡する。

4) 派遣要請時に明らかにすべき事項

自衛隊に災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにする。

また、航空機による緊急の人命救助等を要請するときは、特に症状、病名を明らかにするほか、患者の付添や医者の有無、現場の気象状況、他の機関の活動状況等を明らかにする。

ア 災害の状況および派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害対応のコーディネート

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

エ 受入れ場所等

オ その他参考となるべき事項

※ア～ウは必須事項、文書は3部、県（防災危機管理局）に提出。

資料集（P258）3-16 「自衛隊災害派遣要請・撤収様式」参照

（2）県への応援要請

災害応急対策実施のため必要があり、県に応援（職員の派遣を含む）または応援の斡旋を求める場合、「栗東市災害時受援計画」および「滋賀県災害時受援計画」に基づき、県本部（防災危機管理局）に対して、次に掲げる事項を口頭または電話により要請し、後日速やかに文書を送付する。

1）災害の状況および応援を求める理由

2）応援を希望する機関名

3）応援を希望する人員、物資等

4）応援を必要とする場所、時間

5）応援を必要とする活動内容

（3）他自治体への応援要請

1）災害対策基本法および地方自治法に基づく応援要請

災害応急対策実施のため必要があり、災害対策基本法第67条に基づく他の市町村への応援あるいは地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請を求めるときは、地理的要件等の事情を考慮し、文書を持って要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をするいとまがないときは、電話等迅速な方法によって要請し、後日、速やかに文書を提出する。

2）相互応援協定等に基づく応援

災害応急対策実施のため必要があるときは、協定を締結している以下の自治体との相互応援協定に基づき、電話により応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

ア 奈良県香芝市

イ 福井県越前市

ウ 愛知県知立市

エ 草津市、守山市、野洲市

オ 滋賀県市長会

（4）公共的団体等との協力

1）公共的団体との協力

市社会福祉協議会、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、赤十字奉仕団、レーク滋賀農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東市スポーツ協会等の公共的団体と連絡調整し、次の活動について協力を得る。

ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合の市またはその他関係機関への連絡

イ 災害に関する予警報およびその他情報の区域内住民への伝達

ウ 災害時における広報広聴活動への協力

エ 災害時における出火の防止および初期消火に関する協力

オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関する協力

カ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務への協力

- キ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ク 被害状況の調査に関する協力
- ケ 被災区域内の秩序維持に関する協力
- コ 避難行動要支援者の避難支援に関する協力
- サ 罹災証明書交付事務に関する協力
- シ その他の災害応急対策業務に関する協力

2) 被災地域住民との協力

被災地の住民は、市および県が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ウ 出火防止および初期消火
- エ 初期救助救急
- オ 避難行動要支援者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

3) ボランティアとの協力

災害時において被災地の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして市および県が実施する応急対策活動に協力する。

市および県は、ボランティア活動の円滑な実施を確保するため、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

4) 民間との協力

事前に協定締結した民間企業等と協定内容に関する協力が得られるよう、連絡調整を行い、協力体制を確立する。

資料集（P170）2-27 「災害時における応援協定等一覧」参照

2 受援体制の確立

応援を要請したときは、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて、応援担当連絡員を指名するとともに、事務室や集結できる空き地の確保等を行う。

（1）応援担当連絡員の指名

各種応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うため、担当連絡員を指名し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう調整を行う。

（2）事務室や集結できる空地の確保

応援元の機関に対して、事務室や集結できる空地（宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地）を提供し、各応援部隊の応援救助活動が円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。

なお、自衛隊の派遣を要請したときは、必要に応じて、臨時ヘリポートを確保する。

また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

（3）応援元の機関との確認事項

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害対応のコーディネート

応援元の機関とは、応援受入れ時に、次の事項を確認する。

- 1) 応援内容
- 2) 応援の規模（部隊数、人員）
- 3) 応援の物資、資機材等
- 4) 責任者との連絡方法

3 応援部隊の撤収

災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県本部）に応援部隊の撤収の連絡を行う。

また、協定等に基づき、災害応急対策活動に要した経費を精算する。

資料集（P258）3-16 「自衛隊災害派遣要請・撤収様式」参照

4 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令または協力命令を発して要員の確保に努める。

なお、従事命令または協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した者の遺族等に対しては、損害賠償または扶助金を支給する。

資料集（P259）3-17 「強制命令等の種類と執行者」参照

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	草津警察署、中消防署、消防団、自主防災組織、住民

市は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある住民に対して、警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、防災関係機関と連携して、住民を安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。

また、必要に応じて、防災関係機関と連携して、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

さらに、市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、県と連携して、帰宅困難者対策を実施する。

1 避難情報の発令

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、水防法、警察官職務執行法、自衛隊法、地すべり等防止法等に基づき、それぞれの実施責任者が避難情報の発令または避難の指示等を行う。

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ警戒レベル3の高齢者等避難を発令するとともに、危険な状況が進展した場合には警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避等、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

資料集（P260）3-18 「避難情報の実施基準」参照

（1）避難情報の発令判断

収集した各種情報を参考に、避難情報の発令判断基準となる情報と照らし合せて、発令する警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保の避難に関する種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定する。また、避難情報の判断・伝達についての詳細は、別途作成する「避難情報の判断伝達マニュアル」にしたがう。

（2）避難情報の発令の伝達

1）伝達内容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

2) 関係機関への通知

避難情報の発令を行ったときは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 市長の措置

市長 → 県知事（防災危機管理局）

市長から知事への報告は県防災情報システム等にて行う。

ただし、県防災情報システム等が使用不可能な場合または県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。

イ 警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市長（危機管理課） → 県知事（防災危機管理局）

ウ 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長（公安委員会） → 県知事（防災危機管理局）
→ 市長

エ 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事（防災危機管理局）

3) 助言の窓口

市長が警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保について助言を求める窓口は次のとおりとする。

ア 気象関係

彦根地方気象台

イ 洪水関係（国管理河川関係）

国土交通省琵琶湖河川事務所

ウ 洪水関係（県管理河川関係）

滋賀県土木交通部流域政策局または南部土木事務所

エ 土砂災害関係

滋賀県土木交通部流域政策局砂防室または南部土木事務所

4) 住民への通知

避難情報を発令したとき、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の手段により、速やかにその内容を住民に対し周知する。その際、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 同報系防災行政無線

イ メール、SNS 配信

ウ ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表

エ 広報車

オ ホームページ

カ 自治会長による伝達組織を利用

キ その他

2 警戒区域の設定

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、消防法、水防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずる。

資料集（P261）3-19 「警戒区域の設定権限」参照

3 緊急避難場所、避難所等の設置

（1）自主避難所の開設

台風が接近または通過するおそれがある場合、または長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合、住民からの問い合わせ状況を勘案し、自主避難所を開設する。

自主避難所の開設を決定したときは、ただちに当該施設管理者に連絡し、自主避難施設担当職員を派遣して、当該施設の職員等と連携して自主避難者の受入れを行う。

（2）緊急避難場所・避難所の設置

災害等により、避難を行うときは、緊急避難場所・避難所に指定している施設の利用可否を確認のうえ、適切な緊急避難場所・避難所を開設する。

緊急避難場所・避難所の開設時期は、以下に示すとおりとする。

緊急避難場所・避難所を開設したときは、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、県に報告する。

1）風水害

風水害による災害が発生または発生するおそれがある時は、市本部からの指示により、勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

なお、対策支部職員が開設する施設は、対策支部が設置される施設を原則とする。

2）震災

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき

市本部の指示を待たず、自動的に勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

イ 震度6弱未満の地震が発生したとき

市本部からの指示により、自動的に勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

（3）緊急避難場所・避難所が不足した場合の対応

事前に指定した緊急避難場所・避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所・避難所として開設する。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げるなど、多様な緊急避難場所・避難所の確保に努めるほか、テントの使用も考慮する。

資料集（P102）2-10 「緊急避難場所指定方針および指定緊急場所一覧」参照

資料集（P105）2-11 「避難所指定方針および指定避難所所一覧」参照

4 避難誘導

避難情報が発令されたときは、自治会（自主防災組織）は、一時避難場所に避難者を集合させた後、できるだけ自治会（自主防災組織）ごとの集団の形成を図り、あらかじめ指

定してある緊急避難場所、避難所等に誘導する。その際には、避難行動要支援者の避難を優先する。

5 避難行動要支援者の避難に関する配慮

(1) 避難行動要支援者の避難

1) 発見と避難支援

避難支援プランに基づき、自主防災組織や住民、民生委員・児童委員等の協力を得て、迅速な避難支援を実施する。

また、避難支援者が定まっていないなど、避難支援プランが作成されていない避難行動要支援者についても、草津警察署、中消防署、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2) 措置

避難行動要支援者の避難にあたっては、自主防災組織等の支援により、一時避難場所や避難所等へ移動する。

なお、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応を行う。

(2) 社会福祉施設等の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、県と連携して、被災状況を把握する。

また、保育所等通所施設については、市がその被災状況について把握し、県地方本部へ報告を行う。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

- 1) 施設入所者の被災状況
- 2) 施設・設備の被災状況
- 3) 他施設等からの被災者の受入可能人数
- 4) ライフライン・食料等に関する情報

(3) 社会福祉施設等の避難行動要支援者の避難等

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行う。

1) 入所者の相互受入れ

各社会福祉施設における被災状況について把握し、併せて、各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、県に報告する。

また、移送を要する被災者を発見した場合には、県に報告し、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

2) 在宅避難行動要支援者の受入れ

在宅の避難行動要支援者および避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が発見されたときは、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県に報告する。

また、必要に応じて、避難所等から社会福祉施設等へ、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

6 帰宅困難者対策

県や鉄道事業者等と協力して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への情報提供

県と連携して、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

■帰宅困難者に伝える情報の例

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（関西広域連合帰宅困難者 NAVI（ナビ）による徒歩帰宅ルート案内、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

(2) 一時滞在施設の確保

鉄道事業者等と連携し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、避難行動要支援者の受け入れを優先する。

また、誰もが安心して滞在できるよう適切なスペースを確保する。

(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

(4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

(5) 学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。

(6) 企業における帰宅困難者対策

企業等は、災害時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

(7) 徒歩による帰宅への支援

県と連携し、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

資料集（P262）3-20 「災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者」参照

（８）外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

第2 水防

担当部	危機管理局、環境経済部、建設部
主な連携先	県、中消防署、消防団、ため池管理者、栗東建設工業会、自主防災組織、住民

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

なお、災害対策本部を設置していないときの水防活動は、「栗東市水防計画」や「農業用ため池の管理および保全に関する法律」等に基づき、実施する。

個別計画集 「Ⅱ 栗東市水防計画」参照

1 緊急調査の実施

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるとき、河川またはため池等の危険箇所や住民等から通報のあった箇所について、中消防署、消防団、河川管理者、ため池管理者、自主防災組織等と連携して、緊急調査を行う。

現場に派遣される職員は、災害に巻き込まれないよう十分注意する。

なお、農業用ため池についての臨時点検は次のとおりとする。

（１）大雨特別警報時の対応

「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（農林水産省）」に基づき、大雨特別警報が発表された場合に防災重点ため池の管理者等は、当該警報が解除され次第、速やかに緊急点検を実施し、県に報告する。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施する。

（２）震度５弱以上の地震後の対応

「地震後の農業用ため池緊急点検要領（農林水産省）」に基づき、震度５弱以上の地震発生後、防災重点ため池の管理者等は、速やかに緊急点検を実施し、２４時間以内に県に報告する。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施する。

※なお、要領では、堤高が15m以上のため池は震度４以上が緊急点検の対象になるが、本市には対象となる池が無い。

資料集（P263）3-21 「重要水防区域および危険箇所」参照

資料集（P198）2-40 「防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧」参照

2 応急措置の実施

災害時の緊急調査により、危険箇所が判明した場合、市長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難情報の発令を行う。

また、異常が判明した場合でただちに危険がないと判断される場合でも、ただちに施設管理者等と連携して、専門家または要員を現場に派遣して調査および応急処置を行う。

なお、堤防、護岸の崩壊箇所等については、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のうおよび矢板での締切り工事等の応急対策を行う。

3 河川関係障害物の除去

災害時の緊急調査により、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者および消防団と連携して、可能な限り応急除去を行う。

なお、市単独では、対応が困難なときは、必要に応じて、栗東建設工業会等の協力を得て実施するほか、県に対して、応援を要請する。

第3 消防、救急・救助

担当部	危機管理局
主な連携先	自衛隊、県、草津警察署、中消防署、日本赤十字社、滋賀県建設業協会、栗東建設工業会、自主防災組織、住民

市および中消防署は、災害時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等を整備充実する。

また、大災害が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、住民のほか、関係機関（自衛隊、草津警察署、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

1 消防

市および中消防署は、災害の発生により、火災が発生または発生のおそれがあるときは、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

（１）情報連絡体制の確立

市は、あらかじめ定めた出動計画に基づき、消防団を招集するとともに、中消防署、自主防災組織、草津警察署等との消防活動に係る情報連絡体制を確立する。

（２）消防活動

中消防署は、湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、各消防署所の指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊等（以下「消防隊」という）を出動させ、消防活動を行う。

１）消防隊の出動

消防隊は、消防局災害管制課からの出動指令により、出動する。ただし、湖南広域消防局非常災害警備計画に基づく警備本部を設置した場合は警備本部が消防隊の運用を決定

する。

2) 消防隊の活動

人命の安全確保を図るため、火災、救助および救急が多発したときは、人命危険が大である事案、次いで延焼危険のある火災や急激な増水等の被害が拡大するおそれが高い事案を優先させることを原則とし、次の活動を総合的に展開する。

なお、木造建物の密集地などの火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

また、消防団、自主防災組織等の協力を得るなど、効果的な活動となるように努める。

ア 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報

イ 望楼、ビル等の高所見張、巡回等による火災の早期発見

ウ 消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動

エ 同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るための消火活動重点地域の設定

オ 道路、地形、水利等を考慮した延焼阻止線の設定

カ 水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなるときは、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用

(3) 住民の自主消防

住民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

1) 出火防止

地震発生時、自分の身を守った後、揺れがおさまれば、出口を確保するとともに早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める、電気ブレーカーを落とす等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生の防止に努める。

2) 初期消火

地震発生時、近隣地域における火災に対して住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

2 救急・救助

市および中消防署は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人、あるいは生死不明の状態にある者を救出、保護するため、救急救助活動を行う。

(1) 情報連絡体制の確立

市は、災害により、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、中消防署と連携して、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、消防団、自主防災組織、草津警察署、自衛隊、日本赤十字社等の協力を得て、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立する。

また、必要に応じて、活動区域や役割分担等の調整を図るため、被災地等に現地調整所を設置する。

(2) 救急・救助活動

中消防署は、湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて出動隊を合理的に運用する。

1) 救急活動

患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行う（トリアージ）。

また、初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

2) 応急救護所の設置

負傷者の現場応急手当および救護搬送体制の円滑化を図るため、必要に応じて、救急車の進入に便利な位置で、現場指揮本部と連絡が容易な場所に応急救護所を設置する。

応急救護所は、エアータント、トリアージシートにより設置し、毛布、担架、その他救急資器材を設置する。

また、救助救出した負傷者について状況の把握を確実にするため、トリアージタグを活用するとともに、傷病者情報一覧表を作成し、氏名、性別、年齢、住所、負傷程度について現場指揮本部等へ情報連絡する。

3) 救助活動

消防団や自主防災組織、草津警察署、自衛隊等と連携して、倒壊した家屋に生き埋めになった被災者等の救助活動を行う。

なお、救助した負傷者は、ただちに救急車またはヘリコプター等を運用して、その症状に適した医療機関へ搬送する。

(3) 資機材の確保

市は、救助活動を実施するために必要な重機およびその操作に従事する要員等について、協定に基づき、災害時応援協定締結事業者等から調達する。

また、市単独では救助資機材が確保できないときは、県を通じて、県と災害応援協定を締結している滋賀県建設業協会に応援を要請する。

(4) 住民の自主救助

住民は、自らが居住する地域において、災害発生に伴い、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生したときは、地域や事業所と連携して、救助・救出活動を行う。

3 消防、救急・救助の応援要請

地震時における県下の消防本部・消防団、他都道府県消防隊の応援要請の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(1) 県内における相互応援（消防組織法第39条）

市および湖南広域消防局の消防力では的確な対応が困難な場合や市単独では十分に救助・救急活動が実施できないときや救助資機材が確保できない場合は、県、応援協定締結市等に応援を要請し、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」および高速道路等に関する各種消防応援協定により相互応援を行う。

なお、応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

- 1) 災害の発生場所および概要
- 2) 必要とする人員、車両等
- 3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- 4) その他必要事項

(2) 他都道府県消防隊（緊急消防援助隊）の応援要請（消防組織法第44条）

- 1) 応援要請

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

緊急消防援助隊等他都道府県の応援要請を行うときは、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、次の事項を明らかにし次第電話により連絡するものとする。また、詳細な災害の状況および応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。

- ア 災害の概要
- イ 出動が必要な区域や活動内容
- ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2) 受入れ

緊急消防援助隊等他都道府県の応援要請を行ったときは、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。なお、指揮本部は次に掲げる事務を行うものとする。

- ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
- イ 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
- ウ 被害状況ならびに消防局および消防団の活動に係る記録に関すること。
- エ 滋賀県内応援隊または緊急消防援助隊の受援体制の確立および受援活動の実施に関すること。
- オ その他の受援に必要な事項に関すること。

(3) 県防災ヘリコプター等の出動要請

林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県にヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等）の出動を要請する。

第4 医療・救護活動

担当部	危機管理局、健康福祉部、こども家庭局
主な連携先	県（草津保健所）、草津警察署、中消防署、日本赤十字社、DMAT、DPAT、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、災害時には、速やかに医療機関の被災状況を調査し、医療救護・助産活動が可能な医療機関を把握し、必要に応じて救護所を設置し医療救護・助産活動を行う。

また、大災害が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が発生することが想定されるため、県保健医療福祉調整地方本部※と連携し災害派遣医療チーム（DMAT）および心のケアチーム（DPAT）、医療救護班、助産救護班の派遣を要請する。

※草津保健所が設置する保健医療福祉調整南部地方本部

資料集（P264）3-22 「局面に応じた医療救護活動」参照

1 医療救護体制の確立

災害対策本部長は、災害時において死者および負傷者が多数発生または生じると予測さ

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

れる場合、医療機関の被害が予測される場合、以下のとおり行う。

(1) 災害医療実施本部の設置

災害対策本部長は、健康福祉部長を長とする災害医療実施本部を設置する。

また、災害医療実施本部は災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等の協力を得て運営する。

資料集（P170）2-27 「災害時における応援協定等一覧」参照

(2) 医療機関の被災状況の把握

医療対策班は、災害医療実施本部長の指示のもと、草津栗東医師会に対し医療機関の被災状況の把握を行い、県保健医療福祉調整地方本部に報告するとともに、県内病院等の被災状況、派遣の応需状況の把握を行い災害対策本部長に報告する。

(3) 救護所設営班の編成、医療救護班の編成および派遣

災害医療実施本部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、救護所設営班を編成するとともに医療救護班の編成および派遣を草津栗東医師会に要請する。

(4) 医療に関する情報の集約

医療対策班は、本部に収集される救護所や災害現場からの医療に関する情報を集約し、災害医療実施本部長の指示のもと県保健医療福祉調整地方本部に報告する。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）および救護班の派遣

広域的あるいは局地的に多くの被災者が発生することが想定される場合には、災害医療実施本部長は県保健医療福祉調整地方本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）および救護班の派遣を要請する。

名称	活動項目	班数	備考
医療対策班	統括業務 災害対策本部等との連絡調整 医療ニーズへの対応と関係機関との連絡調整 経時活動記録と情報分析	1	こども家庭局および健康福祉部職員、その他により編成する。
救護所設営班	救護所設営および運営	必要に応じて	こども家庭局および健康福祉部職員により編成する。

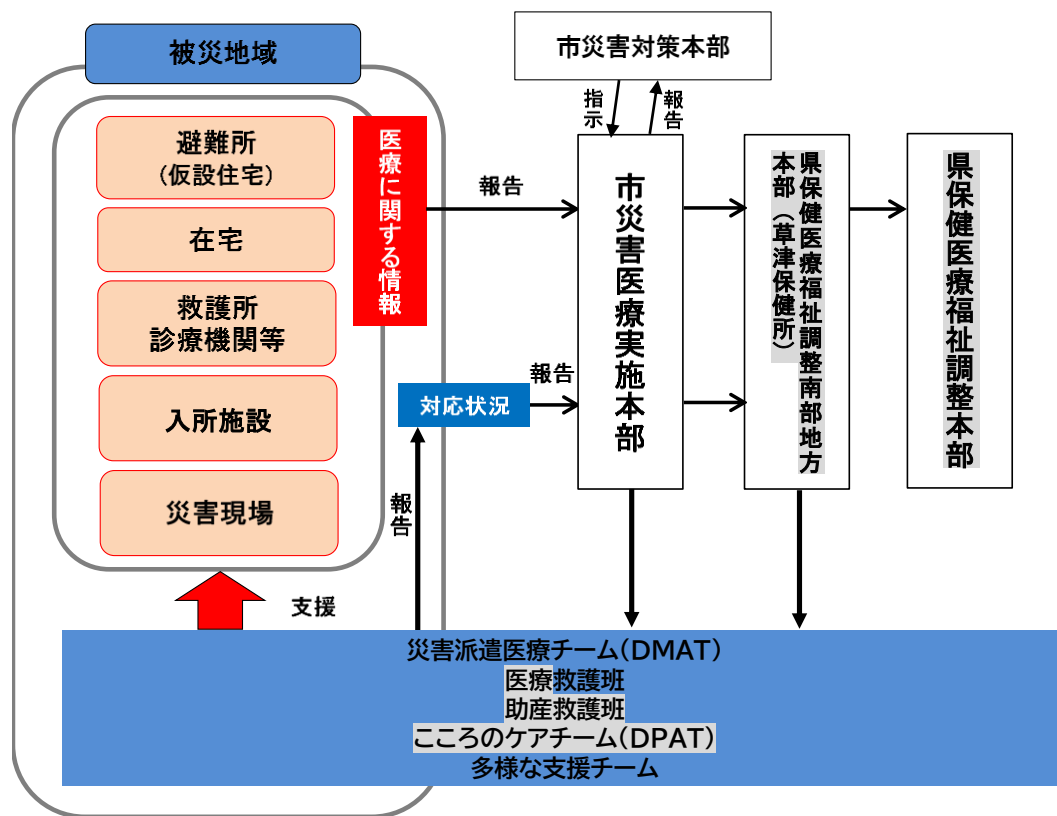


図 災害時の医療に係る情報伝達と指揮調整

2 救護所の設置

災害医療実施本部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、救護所の設置および設置場所を決定する。

(1) 救護所の設置場所

救護所は以下のうちから、被災者にとって安全かつ利便性を考慮した場所を選定し、救護所予定の施設管理者に診療空間、診療機能の確保協力を要請する。

- 1) 緊急避難場所、避難所
- 2) 災害現場
- 3) その他、災害医療実施本部長が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設および運営

災害医療実施本部長は、救護所設営班を編成し救護所へ派遣し設置準備を行う。併せて、医療救護班と連絡調整を行う。

救護所の開設および運営実務は災害医療実施本部長の指揮により健康福祉部およびこども家庭局職員が行う。

(3) 周知

救護所設営班は、救護所の設営および医療救護班の配備状況を本部に報告するとともに、標識などにより周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

3 医療救護活動

市は、草津栗東医師会および県保健医療福祉調整地方本部と活動等に関する連絡調整を行う。

救護班は原則として市本部が設置する救護所において活動を行う。

災害派遣医療チーム（DMAT）、こころのケアチーム（DPAT）、救護班は次の業務を実施する。

（１）災害派遣医療チーム（DMAT）の活動

- １）被災地域内での医療情報の収集と伝達
- ２）被災地域内でのトリアージ、応急処置、搬送
- ３）被災地域内の医療機関・特に災害拠点病院の支援・強化
- ４）広域医療搬送におけるヘリや固定翼機への同乗
- ５）上記任務の遂行にかかる支援・連絡・調整

（２）こころのケアチーム（DPAT）の活動

- １）診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
- ２）受診困難となった精神障がい者の医療・相談・ケアの提供
- ３）被災により新たに発症した精神障がいの医療・相談・ケアの提供
- ４）被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動
- ５）その他状況に応じた支援

（３）救護班の活動

１）医療救護活動

- ア 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療（歯科医療含む）
- イ 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定
- ウ 死亡の確認および死体検案の協力
- エ 救護所内における調剤・服薬指導
- オ 救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- カ その他状況に応じた支援

２）助産活動

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処理
- ウ 衛生材料の支給
- エ その他状況に応じた支援

4 医薬品等の調達

災害時の医療用医薬品等の供給は、びわこ薬剤師会に依頼するが、確保が不可能または困難な場合は、県保健医療福祉調整地方本部に報告し、援助を要請する。

資料集（P267）3-23 「医薬品調達先」参照

第5 危険物等の二次災害防止活動

担当部	危機管理局、環境経済部
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀LPガス協会、動物保護管理センター

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

市および中消防署は、必要に応じて、県、草津警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

1 危険物施設等の応急対策

災害時には、災害に伴う危険物施設等の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止、ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底、ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員および周辺住民等に対する人命安全措置の強化

2 火薬および高圧ガス貯蔵施設応急対策

災害時には、災害に伴う火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の関係事業者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む）

保安責任者等は、地震等異常発生時にはただちに施設の損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- 1) 爆発、誘爆の回避措置
- 2) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- 3) 危険区域、立入禁止区域の設定

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

- 4) 付近住民等への危険周知および避難誘導
- 5) 盗難防止措置
- 6) 警察、消防等への通報

(2) 高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無（保安施設を含む）

保安係員等は、地震等異常発生時にはただちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- 1) ガス遮断等緊急措置
- 2) 危険区域、立入禁止区域の設定
- 3) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- 4) 消防、県高圧ガス地域防災協議会等
- 5) 防災関係機関への通報および応援要請
- 6) 付近住民等への危険周知および避難誘導

3 毒物劇物貯蔵施設応急対策

災害時には、災害に伴う毒物劇物等貯蔵施設の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、毒物劇物等貯蔵施設の管理者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物等の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市長に通報
- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後ただちに実施）

4 毒物劇物・危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散したなどの通報を受けたときは、毒物劇物または危険物等取扱者等の当該関係機関と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、草津警察署と連携して、必要に応じて、災害の拡大防止を図るため、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。

なお、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関にただちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

- (1) 拡散を防止するためのオイルフェンス、吸着マット等の応急資材の展張
- (2) オイルフェンス等による流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等の吸引ポンプその他による吸上げまたはくみとり、必要に応じた化学処理剤による処理
- (3) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置

5 放射線施設応急対策

災害に伴う放射線源の露出、流出等による人命危険の排除を図るため、放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱事業者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

なお、放射線源の露出、流出等の通報を受けたときは、速やかに関係市および県に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 国（原子力規制委員会）、警察、市（消防）へ通報・届出（医療機関にあっては県（保健所）、警察、市（消防）、関係機関へ通報）
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (4) 被ばく者等の救出救助
- (5) 消火または延焼の防止
- (6) 放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

6 特定動物による危害防止対策

災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物の逸走が市内において確認された場合、県（生活衛生課および動物保護管理センター）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。

第6 その他施設の二次災害防止活動

担当部	総務部、環境経済部、建設部、施設を所管する部
主な連携先	国、県、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

市は、災害時には、公共施設や家屋、宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。

また、余震や地震後の降雨による二次災害を防ぐため、被災した河川管理施設や農林業施設、土砂災害のおそれのある土地等の緊急点検調査を実施し、必要に応じて、応急措置を行う。

1 公共施設応急対策

各施設の管理者は、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等県民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

- (1) 被害状況の把握

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告する。

(2) 被害状況の調査

市本部は、各施設からの被害状況報告に基づき、必要に応じて、県および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、被害状況の調査を実施する。

1) 応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいか等を判定する。

2) 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

(3) 応急復旧

各施設の管理者は、各施設の被害状況調査の結果に基づき、応急復旧を行う。

(4) 仮設庁舎等の設置

市庁舎等の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、歴史民俗博物館等の使用可能な市有施設を活用し、仮設庁舎を確保する。

2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施

大規模地震発生時には、公共施設や家屋、宅地の被災状況調査を迅速に実施し、その結果、立ち入り禁止等の注意喚起措置を講じ二次災害の防止に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

1) 判定実施決定

市内の家屋等の建築物の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、被災建築物の応急危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2) 支援要請

危険度判定実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

3) 判定業務

危険度判定実施本部は、被災建築物応急危険度判定士の協力により被災建築物の応急危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

なお、被災建築物の応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づいて実施する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

1) 判定実施決定

市内の宅地の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、被災宅地危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2) 支援要請

危険度判定実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

3) 判定業務

危険度判定実施本部は、被災宅地危険度判定士の協力により被災宅地危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

なお、被災宅地の危険度判定については、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）や「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づいて実施する。

資料集（P268）3-24 「栗東市被災宅地危険度判定実施要綱」参照

3 河川管理施設等応急対策

災害による被害および出水による二次災害を防止するため、河川管理者と連携して、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

(1) 応急対策

県の技術的な援助を受けながら、以下の対策を行う。

- 1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- 2) 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的監視
- 3) 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
- 4) 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- 5) 市における相互の協力および応援体制の確立
- 6) 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧

(2) 復旧計画

災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

4 農林業施設等の応急対策

農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

(1) 農業用施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

農業用施設（農業用ため池、揚排水機とその付帯施設、取水施設）の施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

なお、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

2) 応急復旧

施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり

第3章 災害応急対策計画

第3節 生命を守るための対策

人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡を取り、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により市本部へ支援の要請を行う。

なお、復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

一方、被災施設等を管理する土地改良区、農業組合等は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

(2) 畜産施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

2) 応急対策

畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

3) 家畜に対する応急指導への協力

県地方本部が実施する以下の家畜に対する応急指導に協力する。

ア 家畜の管理指導

イ 家畜の防疫

ウ 家畜の避難

エ 飼料および家畜用飲料水の確保

オ 死亡畜の処理

(3) 治山施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

2) 応急対策

施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

また、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

5 土砂災害に関する応急対策

大雨や余震等による土砂災害の二次災害を防ぐため、県と連携して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請するなど、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第3節 生命を守るための対策

また、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。

なお、土砂災害防止法に基づき、国、県の緊急調査が行われ、市に土砂災害緊急情報が発表されたときは、対象地域の居住者等に対して、避難情報の発令等、適切に処置する。

(1) 情報の収集および伝達

被害状況の巡視を行い、危険箇所の状況を把握し、県地方本部（あるいは県本部）に速やかに報告する。

(2) 応急対策

県地方本部（あるいは県本部）の指示に従い、流出土砂・岩石等の除去に努める。

特に、流出土砂・岩石等が道路等を塞ぎ、救助・救援活動に支障を及ぼすときは、優先して除去に取り組む。

(3) 二次災害の防止

県地方本部（あるいは県本部）による復旧計画の立案と実施に協力し、早期の復旧に努め、二次災害の防止に努める。

6 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

市は、南海トラフ地震が発生したときは、県と連携して、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生することに配慮し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発地震による災害の拡大防止に努める。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

(1) 施設・設備などの点検

市、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、同臨時情報発令時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備などの点検を実施する。

(2) 危険地域からの避難

後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行うなど、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

(3) 応急危険度判定の迅速化

余震等による二次災害を未然防止するため、被災建築物応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知する。

また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

第7 原子力災害対応

担当部	各部
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、消防団、草津栗東医師会、自主防災組織

市は、福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあるときは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態に対処する。

なお、本項で示さない原子力災害時に必要となる各種応急対策については、他の項に準じて実施する。

1 緊急時モニタリング等の実施

対象とする原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出されたときは、県が実施する緊急時モニタリング評価結果を共有するとともに、市域における独自の緊急時モニタリング（空間放射線量率の測定）を実施する。

また、緊急時モニタリング評価結果から避難および飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質および放射線量の把握に努める。

なお、市、県、草津警察署、中消防署およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図り、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量：実効線量で 50mSv を上限
人命救助等でやむを得ない場合：実効線量で 100mSv を上限

また、女性に関しては胎児保護の観点から適切に配慮する。

資料集（P270）3-25 「原子力災害防護措置基準表（OILと防護措置について）」参照

2 避難、屋内退避等の防護措置

緊急時モニタリング評価結果を原子力災害対策指針における「OILに基づく防護措置基準」と照らし合わせ必要と判断された避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

（1）屋内退避

国または県から屋内退避の指示を受けたときは、屋内退避区域内の住民に屋外に出ないように指示する。また、屋外にいる住民に対しては、速やかに自宅に戻るかまたは近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、国の要請または県の判断により、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があったときは、その内容を住民に周知する。

また、国または県が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときは、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行う。その際には、国または県と緊密な連携を行う。

（2）避難、一時移転

放射性物質が放出されたあとは、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

国または県から避難または一時移転等の緊急事態応急対策の指示を受けたときは、避難

第3章 災害応急対策計画

第3節 生命を守るための対策

対象地域や判断時期等の確認を行い、避難対象区域の住民に対して、避難または一時移転を指示する。

また、県と連携して、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報（飼い主による家庭動物との同行避難等を含む）の提供に努める。

なお、避難または一時移転の実施に際し、必要に応じて、災害時相互応援協定を締結している自治体に対し協力を要請する。

（３）要配慮者への配慮

屋内退避または避難が必要となったときは、要配慮者等を適切に避難誘導するため、自治会、自主防災組織、消防団および県等の協力を得ながら、安全かつ迅速に避難行動を行う。

また、特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児および児童・生徒、通訳が必要な外国人についても十分配慮する。

（４）広域一時滞在

状況により、市外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断したときは、県とともに県内の他の受入れ市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、市域が安全で、避難所等が受入れ可能であるときは、県からの要請に応じて、関係周辺市（高島市・長浜市）への応援などに協力する。

３ 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域に市が含まれるときは、県や医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

（１）安定ヨウ素剤服用の決定

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または県が指示することとされている。

国の原子力災害対策本部または県から指示を受けたときは、医療機関と連携して、住民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

（２）安定ヨウ素剤服用決定の周知

安定ヨウ素剤服用が決定されたときは、住民に対して、広報車、緊急通報システム、市ホームページ、放送事業者、メール配信、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により周知徹底を図る。

周知に当たっては、次の事項を住民に徹底し、心理的動揺、混乱の発生を防止する。

- １）安定ヨウ素剤服用の決定およびその理由
- ２）安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数および服用量
- ３）安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

（３）安定ヨウ素剤の配布および服用

県から安定ヨウ素剤配布について要請があったときは、県と連携して、住民等に対し、医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

第3章 災害応急対策計画

第3節 生命を守るための対策

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

なお、市単独で安定ヨウ素剤の配布および服用が困難なときは、県と協議の上、配布服用方法等を決定する。

資料集（P272）3-26 「安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項」参照
資料集（P276）3-27 「安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書」参照

4 住民等への情報伝達・相談活動

原子力災害は、その影響が五感に感じられないことによる住民などの心理的動揺あるいは混乱が発生することが懸念されるため、住民等に対する的確な情報伝達、広報に努め、公式見解をいち早く発表するなどによりデマ等の拡散を防止する。

（1）相談窓口の設置

原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、県および関係機関等と連携して、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

（2）安否情報の提供

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、中消防署、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（3）風評被害対策

国、県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認されたあとは、農林畜産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

5 飲食物の摂取制限等

（1）飲食物検査の実施

水道水の検査について、市は、県に要請し県検査機関による水道水検査を実施する。

食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

（2）出荷制限、摂取制限および解除

原子力災害対策指針の「OILに基づく防護措置基準」や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

資料集（P270）3-25 「原子力災害防護措置基準表（OILと防護措置について）」参照
資料集（P278）3-28 「食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値」参照

6 原子力災害医療

県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療を実施するときは、必要に応じて、協力する。

なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するととも

に、県を通じて関西広域連合または国に対して、移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

7 業務継続に係る措置

(1) 避難先への退避

市庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれるときは、県等と連携し、指定された退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、退避および避難に当たっては、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

(2) 業務の継続

あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

(3) 県による業務継続のための支援

応急対策実施区域を含む市域の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、県の支援を受け、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する。

8 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故

市域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質あるいは放射線が放出されたとの通報を受けたときは、中消防署は、ただちにその旨を県に報告するとともに、消防団、草津警察署と連携して、状況に応じて消防警戒区域(放射線危険区域)等の管理区域を設定し、消防職員の安全確保を図りながら、汚染拡大防止措置を取り、事故等関係者と協力して、火災の消火、救助、救急、広報等必要な措置を実施する。

また、市は、必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する。

なお、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

(1) 連携体制の確保

原則として、中消防署は、市、草津警察署等と連携して、災害現場における活動を迅速かつ効率的に実施するため、現地調整所を設置し、保有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。

(2) 消防警戒区域(放射線危険区域)の設定

中消防署は、消防団、草津警察署等と連携して、一連の人命救助、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、関係者等から情報を得て協議の上、消防警戒区域(放射線危険区域)を設定する。

(3) 二次災害の防止

災害現場活動を行う各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図る。

(4) 放射性物質による環境汚染への対処

国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第8 事故災害対応

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、消防団

市域において、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等の大規模事故が発生したとき、中消防署は、消防団、草津警察署と連携して、事故に伴う火災や被害の発生状況に応じて、迅速に消火・救助・救急等の応急活動を実施する。

また、市は、必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する。

なお、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

1 情報の収集・連絡系統

市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、市、中消防署、草津警察署は、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する事故を把握したときは、第一報を消防庁に対して、覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■市域で想定される大規模事故

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災 等

資料集（P279）3-29 「各種事故災害時の連絡系統」参照

2 消防、救急・救助

（1）消防活動

中消防署は、消防団と連携し、速やかに大規模事故に伴う火災の状況および被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、湖南広域消防局単独での対処が困難であると判断される場合には、他の消防本部に対して応援を要請する。

なお、林野火災の場合は、鎮火後も再発に備えて、しばらくは警戒にあたるとともに、森林所有(管理)者に対し、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うよう指導する。

（2）救急・救助活動

中消防署は、消防団と連携し、大規模事故により多数の負傷者および要救助者が発生したときは、高規格救急車、救助工作車等を投入し、草津警察署等と連携して、救急、救助活動を実施する。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者またはトリアージによる重傷者を優先し、搬送先となる医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

また、湖南広域消防局単独での対処が困難であると判断される場合には、他の消防本部に対して応援を要請する。

（3）広域応援等の要請

市は、必要に応じて、県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の

派遣、広域航空消防応援、自衛隊の派遣等を要請する。

3 警戒区域の設定

大規模事故の状況により、必要に応じて、災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、当該区域への一般住民の立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

4 避難、行方不明者の搜索、広報

(1) 避難

市は、大規模事故の状況により、周辺住民等の避難が必要なときは、消防団、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導の実施に努める。

また、必要に応じて、指定避難所の開設、運営を行う。

なお、指定避難所を開設したときは、県に報告する。

(2) 行方不明者の搜索

市は、航空機の遭難事故等により行方不明者がいる場合は、消防団、草津警察署、自衛隊等の協力を得て、搜索を行う。

(3) 広報

市は、県および防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を適切に提供する。

広報はおおむね次のような事項について行う。

- 1) 事故の発生日時および場所
- 2) 被害の状況
- 3) 被害者の安否状況
- 4) 応急対策の実施状況
- 5) 交通規制の状況
- 6) 治安の状況
- 7) 住民に対する協力および注意事項
- 8) その他必要と認められる事項

5 その他の応急対策

医療・救護活動をはじめ、その他必要となる応急対策は、本編第3章第3節から第5節を準用して実施する。

第4節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援

担当部	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	自治会、自主防災組織、学区地域振興協議会、ボランティア、住民

市は、開設した避難所において、必要に応じて、食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

1 避難所の運営

避難所は、地域コミュニティ組織（自治会、自主防災組織、学区地域振興協議会等）、避難者等が中心となって「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。

避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。

避難所の運営は、以下に示すほか「避難所運営マニュアル」に基づき行う。

（1）担当職員の派遣

避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

特に、高齢者や障がい者等の福祉ニーズを把握には十分配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行う。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

（2）被災者の把握

避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行い、避難者名簿等を作成するとともに、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める。

（3）要配慮者への配慮

避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者について、合理的配慮のもと、次のような措置を講じる。

- 1）担当職員、介護職員、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施
 - 2）被災者の障がいや身体状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配
 - 3）避難者の障がいや身体状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や保健師、訪問介護員（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣
 - 4）高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
- （4）男女双方の視点・ニーズへの配慮

避難所の運営における女性の参画を推進する。また、男女のニーズの違い等男女双方の

第3章 災害応急対策計画

第4節 生活を守るための対策

視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するように努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(5) 感染症対策

感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

また、県と連携し、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

(6) ペットの同行避難への対応

ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るため、避難所にペットを収容できるスペースの確保に努める。家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(7) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。

ただし、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、県知事(県本部長)の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を受ける。

(8) 在宅避難者等への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(9) 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する。

（１）県内における広域一時滞在

被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。その際、あらかじめその旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

また、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

（２）県外における一時滞在

県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

また、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

（３）県外避難者の受入れ

県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供する。

- 1) 自らも被災していること
- 2) 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
- 3) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- 4) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況である

と判断されること

被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

(4) 県外避難者への支援

1) 県外避難者への総合的な支援

自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と連携して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

2) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(5) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

3 避難所の閉鎖

避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。

なお、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また 避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、避難所を閉鎖する。
なお、避難所を閉鎖した際は、県本部に報告する。

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給

担当部	危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、上下水道事業所、教育委員会
主な連携先	国、県、日本赤十字社、市社会福祉協議会、公益社団法人日本水道協会、滋賀県石油商業組合、栗東市商工会、レーク滋賀農業協同組合、災害時応援協定締結企業

市は、災害により、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料、生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズの違いに配慮する。

1 給水計画

災害時には、応急給水体制を確立し、飲料水・生活水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。このとき、病院など救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先させる。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、公益社団法人日本水道協会、県、災害時相互応援協定市等に応援を要請する。

(1) 水源の確保

災害時の飲料水の水源は、「栗東市上水道施設」とする。あわせて、兼用貯水槽、学校のプール、更に必要に応じて家庭用井戸を水源として活用する。ただし、家庭用井戸水に汚染があると認められるとき、市本部は、飲用指導を実施する。実施に際しては、県地方本部（健康福祉班）（ただし、県地方本部が設置されていない場合は、草津保健所。以下、同じ。）の指導を仰ぐ。

(2) 応急給水計画の策定

応急給水の実施が必要な地域および給水必要量を迅速に把握し、給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする応急給水計画を策定する。

(3) 給水方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給しまたは確保する。

1) 上水道施設を水源とするとき

- ア 給水車、応急給水タンク、水容器等による運搬給水
- イ 仮設配管による給水

2) その他の水源を利用するとき

- ア 現地で緊急時用浄水装置により供給

(4) 給水資機材の調達

応急給水計画に基づき、給水用資機材を確保する。

2 食料供給計画

災害時には、避難所における避難者数等を把握したうえで、速やかに食料供給体制を確立し、備蓄食料、炊き出し、災害時応援協定締結企業等からの調達により、食料の供与を速やかに実施する。

また、必要量の食料を確保できない場合は、県、災害時相互応援協定市、災害時応援協定締結企業等に応援を要請する。

さらに、災害救助法が発動され、かつ、政府所有米穀の供給が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて農林水産省生産局に供給を要請し、調達する。

(1) 対象者

食料の供給については、以下の者を対象とする。

- 1) 避難情報に基づき避難所に避難した者
- 2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者
- 3) 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
- 4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

第3章 災害応急対策計画
第4節 生活を守るための対策

5) 災害応急対策活動の従事者

6) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

(2) 食料供給内容

備蓄食料や救援食料により、主食としてアルファ化米、パン等を配給する。

また、必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、栄養バランスのとれた適温の食品や、粉ミルク等の乳幼児に適した食品、高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

(3) 炊出し

炊出しの施設は、学校給食共同調理場調理実習室、各コミュニティセンター（葉山、葉山東、大宝、大宝西、金勝、治田、治田西、治田東）調理室および葉山、葉山東、治田、治田東、治田西、大宝、大宝西、大宝東、金勝小学校家庭科室等を必要により利用する。

炊出しの業務は、地域ボランティアを中心に実施する。

また、炊出し時には、これによる感染症等の発生を防止するため、炊出し作業員および食品の衛生について十分留意し、消毒液等を炊出し施設ごとに備えつける。

なお、炊出し費用および期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

資料集（P240）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

(4) 食料の輸送

食料は、市本部が指示する避難所等へ、車両にて輸送する。

また、災害時応援協定締結企業等より調達する食料は、本部が指示する避難所等へ直送するよう依頼する。

(5) 食料の配分

避難所等での炊出しその他による食料の配布は、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供する。

なお、避難所まで取りに行くことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

3 生活必需品等供給計画

災害時には、避難所における避難者数等を把握したうえで、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、備蓄物資や災害時応援協定締結企業等らの調達により、被災者に対し生活必需品等を供給する。

また、必要量の生活必需品等を確保できない場合は、県、災害時相互応援協定市、災害時応援協定締結企業等に応援を要請する。

(1) 生活必需品供給内容

生活必需品は、以下に掲げるものとし、災害の状況によって必要と認められるものについて確保する。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

1) 寝具

2) 衣服

3) 炊事用具

第3章 災害応急対策計画
第4節 生活を守るための対策

- 4) 日用品
- 5) 食器
- 6) 光熱材料
- 7) 衛生用品（紙オムツ、ストーマ用装具、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等）
- 8) マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション

(2) 生活必需品の輸送

調達した生活必需品は、市本部が指示する避難所等へ、車両にて輸送する。

なお、必要に応じて、物資輸送拠点に一時集積し、生活必需品の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施する要員を確保して、生活必需品を避難所ごとに配分する。

また、災害時応援協定締結企業等より調達する生活必需品は、本部が指示する避難所等へ直送するよう依頼する。

(3) 生活必需品の配分

避難所に配布された生活必需品は、各避難所の管理責任者の指示により、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供する。

なお、避難所まで取りにくることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

資料集（P240）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

4 燃料供給計画

燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、速やかに燃料供給計画を策定し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、県と連携して、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

必要に応じて、県を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給の依頼を行う。

(4) 住民への広報

市は、平常時から住民拠点 SS（※1）について、その SS の役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油等の生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。また、災害時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第3章 災害応急対策計画
第4節 生活を守るための対策

(5) 燃料供給拠点（製油所・油槽所・中核 SS（※2）・小口燃料配送拠点（※3）・住民拠点 SS）へのアクセス道路の優先啓開について

道路管理者は緊急輸送道路ネットワークが機能するように、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ道路の応急復旧を行う（第3章第2節第3「2 交通の確保」）が、石油製品を製油所・油槽所から配送および中核 SS・小口燃料配送拠点・住民拠点 SS へ供給するための主要なアクセス道路の優先啓開についても検討を行う。

※1 住民拠点 SS（サービスステーション）…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと。※2 中核 SS（サービスステーション）…自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となるガソリンスタンドのこと。中核 SS は、災害時に緊急車両（消防車や警察車両等）に対して優先給油を行う役割を担う。

※3 小口燃料配送拠点…小型タンクローリーが災害拠点病院や避難所等へ給油するための拠点となる給油所のこと。

第3 要配慮者対策

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者、自主防災組織、ボランティア

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施する。

1 避難所における要配慮者支援

(1) 要配慮者ニーズの把握

避難所が開設されたときは、避難所と連絡調整し、要配慮者数および要配慮者のニーズを把握する。

また、必要に応じて、避難所に避難した要配慮者の相談体制を確立する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

(3) 要配慮者のニーズへの対応

要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援する。

また、避難所における、要配慮者のニーズに照らし合わせて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、必要な移送を実施する。

2 福祉避難所（福祉避難室）等の開設

一般の避難所生活が困難である高齢者、障がい者等の要配慮者のために特別に配慮された福祉避難所について、福祉施設等との協定や指定に基づき市本部からの指示により開設する。

また、福祉避難所の開設にあたっては、避難者の特性や状況により一般の避難所の一部

を福祉避難室（福祉避難区画）とすることが望ましい場合も多いことから、柔軟に対応する。

さらに、福祉避難所だけでなく、必要に応じて、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。

なお、福祉避難所や福祉避難室（以下、「福祉避難所等」という。）を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、県本部に報告する。

資料集（P100）2-8 「福祉避難所一覧」参照

3 福祉避難所等の運営

（1）職員派遣・連絡調整体制

福祉避難所等を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。

なお、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得るほか、自主防災組織や福祉関係者、ボランティア等の協力を得て対応を図る。

また、市単独では対応できないときは、県に応援を要請する。

（2）福祉避難所の運営方法

福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成するほか、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置調整、福祉用具の確保等を行う。

（3）福祉避難所の開設期間

災害救助法による福祉避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とされている。

したがって、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

4 福祉避難所等の閉鎖

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。なお、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者およびその家族に十分に説明する。

また、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

なお、福祉避難所を閉鎖した際は、県本部に報告する。

5 緊急入所等の実施

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所等での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、環境経済部
主な連携先	自衛隊、草津警察署、中消防署、消防団、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社

市は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、草津警察署、中消防署、自衛隊等防災関係機関と連携して、行方不明者の捜索活動を行う。

また、遺体を発見した場合は、草津警察署が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すとともに、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検案終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。

1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、草津警察署、中消防署、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を取り、捜索に協力することともに、相談窓口で情報収集する。

なお、他市に行方不明者が漂着していると認められる場合は、県地方本部および行方不明者の漂着が予想される市に通報し、広域の捜索を行う。

2 遺体の発見時の連絡および処理

遺体を発見した者は、速やかに草津警察署に連絡し、草津警察署は医師立会のもとに検視を行う。

3 遺体の収容

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、草津警察署等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

なお、遺体が多数ある場合は、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。遺体収容のための適当な建物のない場合は、天幕等の仮設の検視場所を設ける。

また、遺体は、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

4 遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体および引取りが著しく遅れる遺体は、所在地の市本部に所持品とともに引き渡す。

5 遺体の火葬

（1）火葬の実施

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

1）死亡者数の把握

第3章 災害応急対策計画
第4節 生活を守るための対策

- 2) 火葬計画の作成
 - 3) 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
 - 4) 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握、確保
 - 5) 火葬のための関係者に対する協力要請
 - 6) 相談窓口の設置および住民への情報提供
- (2) 県本部への応援要請

市独自で処理不可能の場合は、県本部に対して、県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

県本部は、被災市本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めたとき等広域的な火葬の実施が必要な場合は、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し協力を要請する。

また、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。

第5 防疫、保健衛生

担当部	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	国（厚生労働省：D H E A T）、県（草津保健所）、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、災害時には、県と連携して、保健活動、検病調査、予防宣伝および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する危害発生の阻止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、市民生活の安定を図る。

1 保健活動

(1) 保健活動の実施

災害時における保健活動等は、**県保健医療福祉調整地方本部**に協力を要請して、以下のとおり実施する。

また、必要に応じて、支援チームの応援を求めて実施する。

なお、詳細は「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」により実施する。

- 1) 各種保健福祉施設の被害状況の把握
- 2) 精神障がい者、難病患者、人工透析等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見等の対応
- 3) 保健医療活動チームの指揮や調整等また、保健医療ニーズ等の収集および整理・分析等
- 4) 保健師等の派遣による巡回健康相談
- 5) JDA - DAT（日本栄養士会災害支援チーム）等の派遣による避難所等での栄養に配慮した食事の提供支援、要配慮者の栄養に配慮した食事の提供支援、給食提供困難施

設への支援業務

2 災害時食品衛生・環境衛生対策

災害の状況により、食品衛生・環境衛生対策が必要なときは、県地方本部（健康福祉班）に災害緊急衛生班の派遣を要請し、災害緊急衛生班に下記の業務の実施を依頼する。

なお、災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員および環境衛生監視員をもって構成する。

- (1) 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、監視指導ならびに情報提供
- (2) 救護食品等の検査
- (3) 飲料水の試験検査
- (4) 避難所における食品・環境衛生確保
- (5) その他飲食等に起因する危害発生の防止

3 浴場の利用・供給

災害の状況により、浴場の利用・供給が必要なときは、自衛隊に（市本部は県本部を経由して）対して支援を要請するなどにより、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

また、公衆浴場および旅館・ホテルの浴場を被災者に開放することについて、県本部に要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

4 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

災害時における検病調査、防疫等は、草津保健所の指導、指示に基づき以下のとおり実施する。

また、市独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

- 1) 検病調査および予防宣伝
- 2) 家屋、道路等の消毒
- 3) そ族昆虫等の駆除
- 4) 「給水計画」に基づく家庭用水の供給
- 5) 臨時予防接種の実施の県本部への要求
- 6) 県防疫職員の指導による避難所等における防疫活動
- 7) 獣医師等の助言・協力による避難所付近の愛玩動物の飼育場所の設置検討

(2) 防疫活動の報告、記録、整備

災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を作成する。

また、災害防疫活動実施状況を、様式に従って、県地方本部（健康福祉班）に報告する。

(3) 防疫および保健衛生機材の調達

災害発生後速やかに防疫および衛生機材の取扱施設の被害状況の調査、実態把握を行い、不足する防疫および保健衛生用機材については、県地方本部（健康福祉班）を通じて県本部に調達を要請する。

5 愛玩動物救護等対策

被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。

また、ペット等の遺体について、土地または建物の占有者または管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときは、収集し、処理する。

第6 ライフラインの応急復旧

担当部	危機管理局、政策推進部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	県、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀県L Pガス協会、西日本電信電話株式会社、日本放送協会 大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本水道協会

災害が発生し、ライフライン施設（電気、ガス、通信・放送、鉄道、上水道、下水道）に被害が生じたとき、それぞれの事業者は、速やかに施設の応急復旧を実施し、施設機能の維持に努める。

市は、ライフライン施設に被害が生じたときは、それぞれの事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。

1 電力施設応急対策

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、県地域防災計画に定められる関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P284）3-30 「電力施設応急対策計画（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社）」参照

2 ガス施設応急対策

大阪ガスネットワーク株式会社は、災害時には、「災害対策規程」等に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

また、一般社団法人滋賀県L Pガス協会は、災害時には「滋賀県地域防災計画」に基づき、災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県L Pガス協会の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P287）3-31 「ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県L Pガス協会）」参照

3 通信・放送施設応急対策

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備に災害が発生したときは、災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

第3章 災害応急対策計画

第4節 生活を守るための対策

また、各放送事業者（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀）は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続に努める。

なお、県地域防災計画に定められる西日本電信電話株式会社および各放送事業者の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P290）3-32 「通信および放送施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社および各放送事業者）」参照

4 鉄道施設応急対策

西日本旅客鉄道株式会社は、防災業務実施計画、鉄道事故および災害応急処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

また、東海旅客鉄道株式会社は、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

なお、県地域防災計画に定められる西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P294）3-33 「鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社）」参照

5 上水道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、上水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を受けた上水道施設について、速やかに復旧して飲料水の確保を図る。

なお、市単独では速やかに水道施設の応急復旧ができない場合は、公益社団法人日本水道協会または県等へ応援要請を行う。

（1）施設の復旧

被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、水源地から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後、病院、避難所等重要給水施設への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

なお、復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

（2）地下埋設施設の管理者との連絡調整

管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

なお、復旧後の施設の使用開始にあたって、他の地下埋設施設管理者へ事前に連絡を行う。

6 下水道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、滋賀県流域下水道災害等対策要綱、**栗東市上下水道業務継続計画**等従い、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに復旧作業を実施する。

第3章 災害応急対策計画
第4節 生活を守るための対策

なお、市単独では速やかに応できない場合には、県に応援を要請する。

(1) 応急対策

公共下水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、滋賀県流域下水道災害等対策要綱にしたがい、情報の収集、伝達および報告ならびに応急対策を実施する。

(2) 緊急調査・点検と緊急措置

各処理区で定める業務継続計画における非常時対応計画にしたがい、緊急調査・点検と緊急措置等を実施する。

(3) 本復旧

本復旧にあたっては、下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）に基づき、復旧水準や復旧方法を総合的に検討して行う。

(4) その他

感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」に従い災害対応する。

7 農業用集落排水処理施設応急対策

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

(2) 応急対策

施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。

復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

復旧後の施設の供用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

第5節 復旧への足がかり

第1 住宅対策

担当部	健康福祉部、建設部
主な連携先	県

市または県は、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置・供与するため、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画を策定し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

また、迅速な被災者の住宅の確保や災害時の復興に必要な他の建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の利活用、地域コミュニティの維持等に配慮するため、被災した住宅の障害物の除去、被災した住宅の応急修理、公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅の順に優先して被災者に対する住宅の提供を行う。

1 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 入居対象者

災害により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害により、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者を原則とする。

- 1) 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- 2) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- 3) 住宅を賃借し、または購入するための資力がない。

(2) 入居者の選定

十分な調査を基本として行い、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合は、県が、入居者の選定を実施するが、市へ委託された場合は市がこれを行う。

(3) 応急仮設住宅の設置・供与

市は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行う。

県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置・供与する。

市は、県の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保する。

1) 公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を

締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。

2) 建設型応急住宅の設置・供与

災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。

(4) 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(5) 規模、費用の限度、設置時期、供与期間等

応急仮設住宅の設置・供与の際の建設戸数、規模、費用の限度、設置時期、供与期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第2条第二号による。

資料集(P240)3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

(6) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

2 被災住宅の応急修理

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 応急修理

災害救助法が適用された場合は、県が、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施するが、市へ委託された場合は、市がこれを行う。

市は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を実施し、居住の安定を図る。

ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条第1号による。

資料集(P240)3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理

災害救助法が適用された場合は、県が、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施するが、市へ委託された場合は、市がこれを行う。

市は、被災家屋の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 7 条第 2 号による。

資料集（P240）3-11「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

3 被災住宅の障害物の除去

（1）対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

（2）障害物の除去

市は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施するが、市へ委託された場合は、市がこれを行う。

（3）費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 12 条による。

資料集（P240）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

第2 災害廃棄物処理

担当部	危機管理局、市民部、環境経済部、建設部
主な連携先	国、県、廃棄物処理事業団体、市社会福祉協議会

市は、災害時には、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図る。

なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。

1 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立

職員の安否確認・参集状況等を確認の上、災害廃棄物処理に係る担当職員を配置し、指揮命令系統を確立する。

また、迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保の上、速やかに市本部、県、国、廃棄物処理事業団体等との連絡体制を確立する。

2 情報収集・連絡調整等

市、県、廃棄物処理事業団体等から災害廃棄物処理に関する必要な情報を収集し、連絡調整を行う。

状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新する。なお、必要に応じて担当職員等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

また、必要に応じて、市、県、国、廃棄物処理事業団体等による会議開催等により、情報の集約や調整等を図る。

3 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

(1) 初動対応から応急対応段階

被害状況等に基づき、災害廃棄物発生量・要処理量の推計を行うとともに、施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計状況を把握し、取りまとめる。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づき、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の推計状況を把握し、取りまとめる。

(2) 復旧・復興段階

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況などの情報に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

また、避難所や避難者数の状況を踏まえて、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

4 処理体制の構築

(1) 一般廃棄物処理施設の復旧等

環境センター等の処理施設に被害が生じた場合は、県に報告するとともに、迅速に復旧に努める。

なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

(2) 仮置場の設置

施設の処理状況や災害廃棄物の発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を設置する。

なお、仮置場を廃止する際は、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守して原状復旧する。

(3) 収集運搬体制の構築等

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。

なお、市単独で収集運搬体制の確保ができないときは、県に応援を要請する。

また、通行上支障がある災害廃棄物を速やかに撤去し、処分するなど、災害廃棄物の収集運搬に必要な道路の復旧および収集運搬車両等の燃料確保について、必要に応じて、県や関係機関と調整を図る。

(4) 生活ごみ等の処理

生活ごみ等は、避難所の開設状況、処理施設、運搬ルートの被害状況、安全性等を考慮し、収集運搬体制・収集ルート等を確保して、適切に処理する。

なお、廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生が懸念される場合は、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を行う。

(5) し尿処理

避難者数を踏まえ、避難所等の必要な場所に仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

また、仮設トイレ設置状況やし尿発生量の推計を踏まえ、し尿の収集および処理を実施する。

5 住民への情報提供

県と連携し、災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促す。

6 災害ボランティアへの情報提供

災害廃棄物処理に係る災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市が定めた災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法、安全上の注意事項等について、市災害ボランティアセンター等と連携して情報提供を行う。

7 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制

県・県内市町・一部事務組合間や、県と廃棄物処理事業者団体との受援・支援体制が、災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から情報交換等を行う。

「栗東市災害廃棄物処理計画」に基づき、市との間に締結している協定等に基づく受援・支援体制についても適宜情報交換を行い、その構築を図るとともに、民間事業者や近隣市町と新たな受援・支援体制の構築に向けた協議の検討を進める。

8 災害廃棄物処理に係る応援要請

災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量、処理体制構築等の状況を踏まえて、市単独で処理不能の場合には、県に応援を要請する。

また、災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合は、地方自治法に基づいて県に事務の代行等を要請する。

9 災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物発生量、廃棄物処理体制の被害状況、処理可能量、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理業者団体等との調整、国の方針（当該災害に係る災害廃棄物処理指針）等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

10 災害廃棄物処理の実施

災害廃棄物処理実行計画等を踏まえて、災害廃棄物処理に係る下記の取組みを行う。

(1) 建築物等の解体・撤去

建築物の解体・撤去について、分別や有害物質、危険物質等の考慮、倒壊の危険性のある建築物等からの優先的な解体・撤去の実施、特に石綿の含有が懸念される場合に大気汚染防止法等に従い、必要な手続や他の廃棄物への混入を防ぐための必要な措置がとられるよう努める。

(2) 災害廃棄物の適正な処理・処分

災害廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の低減を図るよう努めるほか、有害廃棄物・危険物等は飛散・流出や事故の未然防止のため、優先的に回収を行い、保管または早期処分に努める。

また、周辺環境や健康への影響を及ぼさないよう、撤去、収集運搬、保管、処理において、専門業者委託や保管事業者等と連携するなど適切に対応する。

(3) 仮置場の運営・管理

以下の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理を行う。

- 1) 運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）などの確保
- 2) 一次仮置場では被災現場から搬入されたものを保管や粗選別、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別）を実施
- 3) 二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基数および設置箇所を検討
- 4) 仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定（設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等の適切な運営・管理）
- 5) 火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策
- 6) 持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量の記録（重量管理）、災害時の便乗投棄等による廃棄物の混入防止

(4) 環境対策・モニタリング

建物の解体・撤去現場、仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場で、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリング調査等の実施に努める。

(5) 災害廃棄物処理に係る予算確保等

県や国と連絡調整を行い、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧費補助金等の財政措置の制度や補助金申請手続き等について把握する。

第3 学校等における応急対策

担当部	こども家庭局、教育委員会
主な連携先	県（教育委員会）、文教施設の施設管理者

市は、災害時には、保育園、幼稚園、小学校、中学校において、乳児・幼児・園児・児童・生徒（以下、「児童等」という。）の生命の安全の確保と教育・保育活動の確保につい

て万全を期する。

1 児童等の安否確認

災害が発生したときは、校・園長の報告をもとに、教職員や保育士（以下「職員等」という。）、児童等の被害状況を把握する。

なお、校・園長は、災害時における児童等の安全確保を図るため、あらかじめ定めた防災計画にしたがい、緊急避難、休校・休園等の応急措置を行う。

学校等で実施する児童等の安全確保対策は、資料編資料集に示す。

資料集（P298）3-34 「学校における応急対策計画」参照

2 文教施設等の応急対策

所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等の文教施設の施設管理者と連絡調整し、施設や設備の被害状況を速やかに把握し、施設被害情報を整理する。

文教施設の施設管理者は、早期に施設の被災状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

3 応急教育

（1）学校施設の確保

学校施設が災害により被害を受けた場合は、次の方法により校舎等の確保に努める。

1）校舎および園舎（以下「校舎等」という。）の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、それでも不足するときには、二部授業等の代替方法による。

2）校舎等の全部または大部分が利用できない場合

体育館・コミュニティセンター等の公共施設を利用し、または隣接学校の校舎、幼稚園の園舎等を利用する。

3）特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校および幼稚園または被災を免れた体育館やコミュニティセンター等の公共施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎等の建設を行う。

さらに、市内に適当な施設がない場合は、県（教育委員会）に施設の斡旋を要請する。

（2）職員等の確保

各学校長と連絡調整し、教職員の被災状況を把握するとともに、災害により、教職員に欠員が生じる場合は、県（教育委員会）と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

4 応急保育

園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整や臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を実施する。

5 教科書等の調達および支給

(1) 教科書等の確保

教科書の喪失、棄損の状況を速やかに調査し、県（教育委員会）に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。

県（教育委員会）は、市の報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。

災害救助法が適用された場合、県（教育委員会）は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

(2) 学用品の支給

学用品を喪失または棄損し、しかも災害のためただちに入手困難な状況にある児童等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。

災害救助法が適用された場合、知事から権限の事前委任を受けている市長が支給の措置をとる。

(3) 授業料等の減免

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

第4 文化財の応急対策

担当部	教育委員会
主な連携先	国、県、文化財所有者・管理者

文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市に報告する。

市は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあつては県へ、国指定の文化財にあつては県を経由して文化庁へ報告する。

また、関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

なお、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査が実施される場合は、要領に則り、関西広域連合加盟府県の応援を受けながら被災調査を行う。

第5 ボランティアの受入れ

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、自主防災組織

市は、災害時には、ボランティア活動の重要性に鑑み、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。

1 専門ボランティアとの協力

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物

応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合は、県に専門ボランティアの派遣を要請する。

2 災害ボランティアセンターの設置と運営

市内で大規模な災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴く災害ボランティアが多数予想される場合、市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図って、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

(2) 市災害ボランティアセンターの運営

市災害ボランティアセンターは、市および市社会福祉協議会が共同して運営する。

また、市災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

なお、運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ、派遣に当たって、特に次の事項を遵守するよう努める。

なお、ボランティアの受入れ、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

- 1) 被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- 2) 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- 3) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- 4) ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- 5) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- 6) 市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等住民との連携

や円滑な関係づくりに努めること。

- 7) 市は、災害ボランティアと自主防災組織等住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

第6 義援金品の配分

担当部	健康福祉部
主な連携先	県、日本赤十字社、県共同募金会、県社会福祉協議会、市共同募金委員会

市は、災害時には、被災地の状況等を十分考慮し、災害義援金品の募集・受入れを行う。
また、義援金品の受付については、市、県その他関係機関が受付窓口を設けて行う。
受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

1 義援金の募集・配分

(1) 義援金の募集

被災地の状況を十分考慮しながら、県および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と募集・配分委員会を構成し、各機関が協力共同して、義援金の募集を行う。

その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市においても行う。

(2) 義援金の受付

県および関係機関とともに、必要に応じ受付窓口を開設し、受付を行う。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県単位機関へ引き継ぎを行い、それにより難い場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行し、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

協議会が決定した配分方針にしたがい、被災者等に対して、義援金を配分する。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、募集・配分委員会で協議のうえ決定する。

2 義援物資の募集・配分

(1) 義援物資の募集

県や関係機関と連携して、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要に応じて、義援物資の募集を行う。

義援物資の募集を行う際は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

- 1) 被災地において必要とする物資
- 2) 被災地において不要である物資
- 3) 当面必要でない物資
- 4) 義援物資送付の際の留意事項

第3章 災害応急対策計画

第5節 復旧への足がかり

ア 送付者における仕分の徹底

イ 腐敗物、危険物等の送付の差し控え

ウ その他の留意事項

(2) 義援物資の受付

県と連携して、必要に応じて、義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。

その際、大量の義援物資が予想される場合には、ボランティア等の協力により仕分を行う体制を整備する。

なお、市単独では、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請する。

(3) 義援物資の配分

寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。

配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第4章 災害復旧計画

本章では、災害が発生したあとの**復旧段階（発災後おおむね1週間以降）の対策**について定めている。

具体的には、被災した公共施設の復旧、地域住民の生活を安定化させるための措置、地域社会を速やかに復興させるための対策を計画している。

第1節 被災者の生活再建支援

第1 市民生活の支援

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	国、県、中消防署、市社会福祉協議会

市は、災害により被害を受けた者に対し、罹災証明書を発行するとともに、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給、各種資金の貸付、市税等の徴収猶予および減免等を行い、住民の生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建支援は、各種証明書の発行や届出等の行政手続きを1カ所で行えるように総合相談窓口を設置する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

1 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等

被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、災害救助法による各種施策や市税の減免等に必要となる罹災証明書を遅滞なく発行する。

なお、火災に起因するものについては、中消防署が消防法による火災損害調査結果に基づき、罹災証明書を交付する。

(1) 災害に係る住家の被害認定調査

被災した建築物について、罹災証明書の発行と連携した住家の被害認定調査を実施する。

被害程度の調査・判定は、内閣府の「災害の被害認定基準」および「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を踏まえて実施する。

なお、被害規模に比べて調査員が大幅に不足する場合には、県、近隣市町および民間団体に応援協力を要請する。

(2) 罹災証明書の発行

住家の被害認定調査により被害が明らかになった住民に対して「罹災証明書」を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

住家の被害認定調査や固定資産課税台帳を基に、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努め、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

資料集 (P306) 4-1 「被害家屋調査実施概要」参照

資料集 (P307) 4-2 「罹災証明書様式」参照

資料集 (P309) 4-3 「被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示」参照

2 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

栗東市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者の生活再建支援

対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を貸付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を貸付ける。

資料集 (P313) 4-4 「災害弔慰金の支給内容」参照
資料集 (P314) 4-5 「災害障害見舞金の支給内容」参照
資料集 (P315) 4-6 「災害援護資金の貸付内容」参照
資料集 (P316) 4-7 「生活福祉資金の貸付内容」参照

3 被災者生活再建支援金の支給

災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害で、県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき、または、その他知事と市長の協議により特に必要と認めたときは、滋賀県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

資料集 (P317) 4-8 「被災者生活再建支援金の支給内容」参照
資料集 (P318) 4-9 「滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容」参照

4 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、被災者の納付すべき市税や保険料等の申告、申請、請求等に関する期日の延期、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

第2 住宅の復興

担当部	市民部、建設部
主な連携先	県、住宅金融支援機構

市は、被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、市税の減免等の措置を講ずる。

1 住宅復興計画の策定

県と連携して、持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき住宅の全壊・半壊等の被害状況を調査・把握したうえで、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

なお、無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるときは、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

2 公営住宅等の建設・活用

県と連携して、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き室の有効利用に努める。

また、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

さらに、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

3 被災者住宅の再建支援

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金に関する融資制度の利用条件や手続きなどを把握するとともに、相談体制を確立し、被災者への災害復興住宅資金の周知徹底を図る。

また、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

4 住宅再建に関する相談・情報提供

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、住宅再建に関する相談・指導内容について協議を行い、被災者の相談に対応する。

5 市税の減免等の措置

市は、必要に応じ、法令および条例の規定に基づき、被災した不動産についての市税の減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

第3 雇用の安定と雇用機会の確保

担当部	環境経済部
主な連携先	国、県

市は、大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

1 被災状況の把握

県と連携して、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努める。

その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をする。

2 新規学卒者の就職支援

県、滋賀労働局と連携して、被災企業等に対する内定・採用の遵守等の指導および新卒者等への就職を支援するため以下の措置を行う。

第4章 災害復旧計画
第1節 被災者の生活再建支援

- (1) 被災事業所の状況把握
- (2) 今後の新卒者採用意向の把握
- (3) 就職未内定者の採用および採用内定取消し回避に関する要請
- (4) 求人情報の連絡

第4 郵政事業の特例措置

担当部	危機管理局
主な連携先	日本郵便株式会社

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援を実施する。

市は、日本郵便株式会社が郵政事業に係る災害特別事務扱いなどを実施したときは、住民にその内容を周知する。

資料集（P319）4-10 「日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い」参照

第5 治安の確保および交通対策

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	県、草津警察署

市は、県、草津警察署と連携し、被災地における治安対策および交通対策を継続して行う。

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

県および草津警察署の助言・指導に基づき、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、草津警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

2 交通対策

県、草津警察署、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

3 防犯対策

被災地や指定避難所の周辺のパトロール等の防犯対策は、草津警察署と連携し、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

第2節 企業等の再建支援

第1 商工業の再建支援

担当部	市民部、環境経済部
主な連携先	県、栗東市商工会、株式会社日本政策金融公庫

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や市税等の徴収猶予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

1 被災状況の把握

県、栗東市商工会等と連携して、被災商工業者への再建支援を行うため、市内商工業者の被災状況を速やかに把握する。

2 再建資金の融資

県、栗東市商工会等と連携して、県の中小企業振興資金融資制度(セーフティネット)、株式会社日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。

3 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、市税についての期限の延長、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

県、栗東市商工会等と連携して、被災事業者の早期経営再建を支援するための相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

第2 農林業の再建支援

担当部	市民部、環境経済部
主な連携先	県、滋賀県農業共済組合、レーク滋賀農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている市内農林業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や市税等の徴収猶予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

1 被災状況の把握

市内各地の農林業に関する被災状況の把握は、「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」に従い、関係機関と連携して速やかに情報収集を行う。

2 再建資金の融資

県、滋賀県農業共済組合、レーク滋賀農業協同組合と連携して、被災した農林業者等の再建支援を図るため、天災融資法による融資や株式会社日本政策金融公庫による災害資金等の各種制度融資の斡旋等を推進する。

資料集（P320）4-11 「天災融資法による融資制度」参照

3 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、市税についての期限の延長、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

レーク滋賀農業協同組合と連携して、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置し、その周知に努める。

なお、県は、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、各種相談に適切に対応するとともに支援制度等の情報提供に努め、支援体制の強化を図る。

また、滋賀県農業共済組合は、農業保険法に基づく農業共済について、災害補償業務を行う。

第3節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業に係る査定

担当部	総務部、施設を所管する部
主な連携先	国、県

市は、法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担または補助されるものについては、災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定する。

また、国、県等に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査の実施を要請する。

■公共施設の災害復旧事業の種類

事業・内容	根拠法令等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業 河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（文化財等）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 文化財保護法	文部科学省 文化庁
厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者支援施設、知的障害者支援施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②公営住宅災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針 公営住宅法	国土交通省

第2 激甚災害の指定

担当部	危機管理局、総務部
主な連携先	国、県

市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

1 激甚災害等に関する調査の実施

県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

なお、激甚災害および局地激甚災害に係る財政援助措置の対象は資料編資料集に示す。

資料集（P321）4-12 「激甚災害に係わる財政援助措置の対象」参照
資料集（P322）4-13 「局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象」参照

2 激甚災害等に係る財政措置

激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成し、県の関係部局に提出する。

第3 災害復旧資金計画

担当部	総務部
主な連携先	国、県

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第4 災害復旧事業の実施

担当部	危機管理局、施設を所管する部
主な連携先	国、県

市は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、災害復旧事業計画の策定に当たり、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参考とする。

2 災害復旧事業の実施

災害復旧事業は、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参考として、に災害の状況、被害の発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第4節 災害復興

第1 計画的な地域復興の推進

担当部	危機管理局
主な連携先	国、県

市は、大規模災害が発生した場合、復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

1 地域の復興の基本的方向の決定

(1) 地域の被災状況の迅速な把握

県と連携して、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定の基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関と収集し、整理分析を行う。

(2) 住民の意向の把握

県と連携して、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

(3) 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって、県や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復興計画の策定

(1) 復興に向けた地域別指針の策定

県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

(2) 復興の手順、基本目標の検討

優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県と市が中心となり、防災関係機関等との事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

(4) 住民への情報提供

県と連携して、定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2 原子力災害時の中長期対策

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部、上下水道事業所
主な連携先	国、県、原子力事業者

市は、国や県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序および経済活動の回復を図るための復旧・復興活動を実施する。

1 環境放射線モニタリングへの協力

原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

2 影響調査の実施等

県の指示と協力により、農林業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

また、県と協力し、避難および屋内退避を行った住民等に対し災害時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

3 風評被害等の影響の軽減

国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響の軽減するために、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

4 各種制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。

また、解除実施状況を把握し、各種制限措置が適切に解除されたことを確認する。

5 被災者等の生活再建等の支援

(1) 住まいの確保、生活資金等の支給等

国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 被災者の自立に対する援助、助成相談等

国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談等を実施する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協

第4章 災害復旧計画

第4節 災害復興

力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

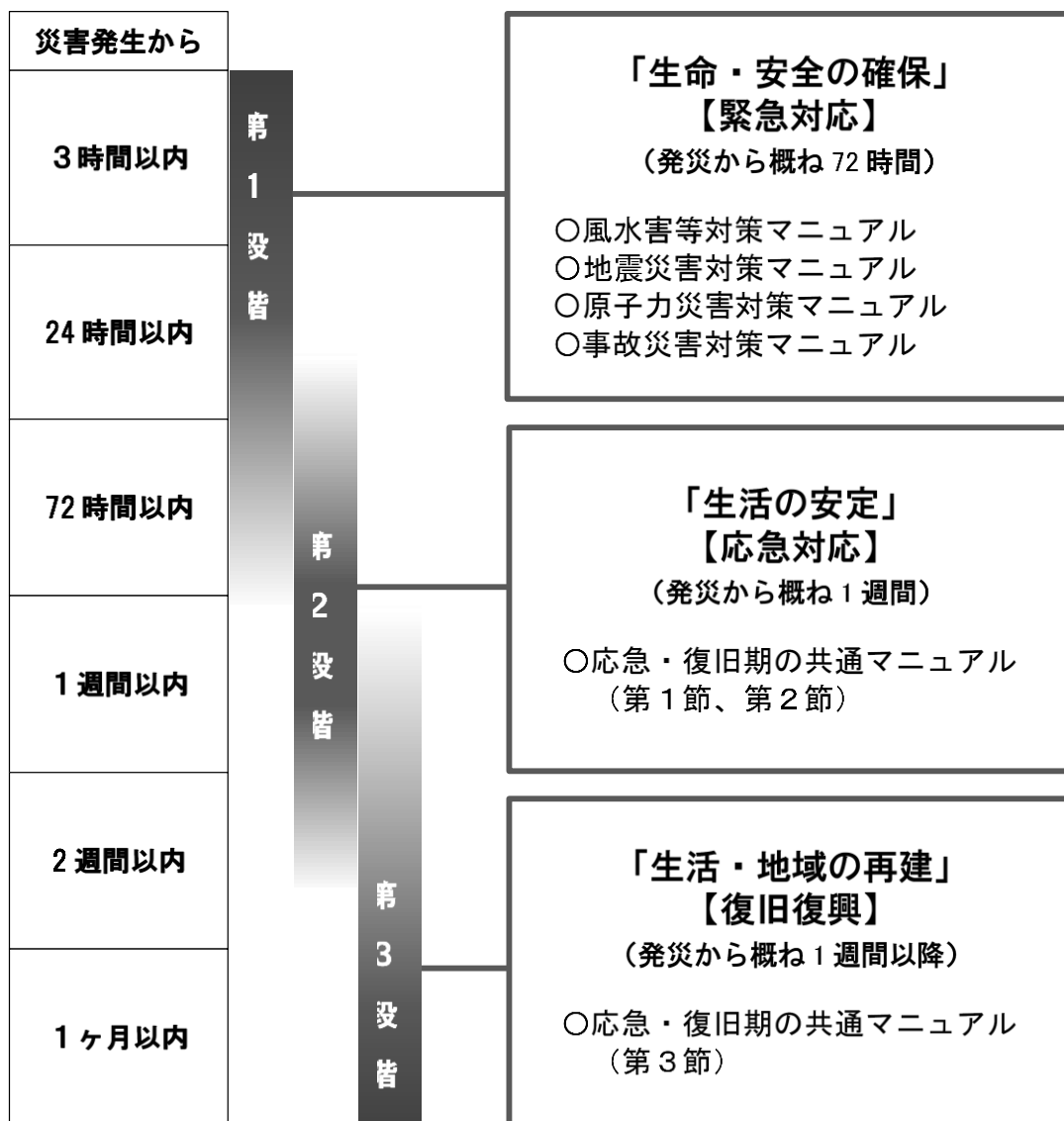
（3）災害復興基金の設立等の検討

県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

災害対応マニュアル編

業務実施時期の目安について

業務実施時期に設定する期間は、災害発生前または災害発生直後から市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの概ね1か月以内とし、内閣府の手引き等を参考に、次のような区分を目安とする。



災害対策本部体制時の事務分掌

1 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難情報の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあつせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理局長	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	議会議務局長 市長公室長 政策推進部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 建設部技監 こども家庭局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。 本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	○災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	事務局班 (危機管理課職員)	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
	総務班 (部局内課長補佐級職員)	○災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。 ○各部局への伝達 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理
	情報班	○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理及び伝達
対策支部	各学区対策支部	支部長 ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理 支部員 ○自治会からの情報収集 ○被災者の対応

		○情報の整理および伝達 ○備蓄食糧及び物資の調達および配布

2 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営（正副議長との調整、議場の管理、取締り）に関する事 2. 災害に伴う議員の行事に関する事 3. 議会災害対応連絡会議の設置に関する事 4. 議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援に関する事 5. 職員及び議員の安否確認に関する事 6. 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保に関する事 7. 議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認に関する事 8. 電気・水道などのインフラの確認に関する事 9. 議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保に関する事 10. 議場・委員会室の放送設備の確認に関する事 11. 市の災害対策本部等との連絡体制の確保に関する事 12. 災害関係情報の収集・整理、議員への発信に関する事
危機管理局 (危機管理局长)	危機管理班 (危機管理課長)	1. 災害対策本部事務局の連絡調整に関する事 2. 防災配備の連絡調整に関する事 3. 栗東市消防団との連絡調整に関する事 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5. 関係機関への要請（人員・物資関係）県・他市・他団体に関する事 6. 関係機関への依頼・要請（建設工業会等各協定業者へ）に関する事
市長公室 (市長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	1. 視察見舞のための来庁者への応対に関する事
	健康運動公園整備事業推進班 (健康運動公園整備事業推進課長)	1. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に関する事 2. 関係機関への対策に関する事 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関する事 4. 健康運動公園施設の被害調査およびその対策に関する事
	企業立地推進班 (企業立地推進課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
政策推進部 (政策推進部長)	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 市ホームページ・SNS等による情報発信に関する事
	政策調整班 (政策調整課長)	1. 指定管理者制度（※災害対応）に関する事
	地方創生企画班 (地方創生企画課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事

部	班	任務分担
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 住民基本データベースの保守に関する事 2. 個人番号利用事務(基幹)系情報システムの運用管理及び調整に関する事 3. 庁内ネットワーク、地域イントラネットの運用管理に関する事 4. L G W A N との接続及び運用管理に関する事 5. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整に関する事 6. L G W A N 接続系・インターネット接続系システムの電算処理及び連絡調整に関する事 7. 個人番号利用事務(基幹)系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 8. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 9. 情報セキュリティに関する事
総務部 (総務部長) 会計課 監査委員事務局	総務班 (総務課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
	人事班 (人事課長)	1. 職員の動員、派遣に関する事 2. 災害関係文書の受付配付および発送に関する事 3. 職員の給食に関する事 4. 災害に伴う被災地区の行政指導に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害時の車両等の確保および配車に関する事 2. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関する事 3. 市有財産の災害対策に関する事 4. 災害関係予算に関する事 5. 入札及び契約に関する事
	会計班 (会計課長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
市民部 (市民部長)	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 2. ボランティアの受入れに関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の災害状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権擁護班 (人権擁護課長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 死体の埋火葬許可に関する事 2. 安否情報の収集・提供に関する事 3. 転出入の取扱いに関する事 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事 5. 防災台帳の作成及び被災証明の発行に関する事

部	班	任務分担
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	1. 避難所開設に向けた準備に関すること 2. 避難所の運営に関すること 3. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 5. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 8. 日本赤十字社義援金の受入に関すること 9. 被災者に対する生活保護に関すること 10. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 死体の収容および埋火葬に関すること 5. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 6. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること 5. 居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 8. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 9. 地域包括支援センターとの連絡調整(BCPに沿った行動指示)に関すること
	保険年金班 (保険年金課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 感染症の発生と流行の防止に関すること 3. 保健所との連絡(医療に関する情報、感染症対策に関すること)に関すること 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 5. 医療機関の被災状況の調査・情報収集に関すること 6. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること 8. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること

部	班	任務分担
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長)	1. 災害廃棄物処理実行計画の策定等に関する事 2. 被災状況の把握に関する事 3. 仮設便所の設置・し尿処理等に関する事 4. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 5. がれき等災害廃棄物処理に関する事 6. 危険動物の災害逸走に関する事 7. 汚染物質の流出防止に関する事
	環境施設整備班 (環境施設整備課長)	1. 被害状況の把握（ごみ処理施設・最終処分場）に関する事 2. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 3. 一般廃棄物の区域外処理に関する事
	農林班 (農林課長)	1. 被害状況把握（農林業施設）に関する事 2. 防災重点ため池（特定農業用ため池）の状況把握及び災害対策に関する事 3. 農林業関係団体との連絡調整に関する事 4. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 5. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 6. 災害時における農作物病虫害防除に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 所管施設の被害状況把握及び保全に関する事 2. 観光案内所の連絡調整に関する事 3. 市内に滞在する来訪者（観光客）への対応に関する事 4. 経済団体及び商工業事業者の被害調査に関する事 5. 観光施設の被害調査に関する事 6. 中小企業の経営相談に関する事 7. 中小企業の金融相談及び融資に関する事
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 災害に伴う農業委員会運営の応急対応に関する事
建設部 (建設部長) (建設部技監)	都市計画班 (都市計画課長)	1. 都市公園施設等の被害調査およびその対策に関する事
	土木交通班 (土木交通課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 6. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 7. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 8. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 9. 急傾斜地の災害対策に関する事 10. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事

部	班	任務分担
	道路・河川班 (道路・河川課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能箇所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 5. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 6. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 7. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事
	住宅班 (住宅課長)	1. 市営住宅の災害対策（応急措置・復旧措置を含む）に関する事 2. 被災建築物応急危険度判定に関する事 3. 被災宅地危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 5. 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 6. 宅地造成地の復旧指導に関する事
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 応急給水活動に関する事 2. 上下水道施設の緊急点検調査に関する事 3. 上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請に関する事 4. 上水道水源地の緊急措置に関する事 5. 上水道水源地の応急復旧に関する事 6. 上下水道施設（水源地以外）の緊急措置に関する事 7. 上下水道施設（水源地以外）の一次調査に関する事 8. 上下水道施設（水源地以外）の応急復旧に関する事
こども家庭局	幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 園児に対する災害対策および実施に関する事 4. 被災園児に対する教育に関する事 5. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 6. 園の災害対策及び応急措置に関する事 7. 被災園児の学用品に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 4. 児童館の災害対策及び応急措置に関する事 5. 応急学童保育の実施に関する事
	発達支援班 (発達支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応に関する事 3. 児童発達支援センター利用者の安否確認に関する事

部	班	任務分担
	こども家庭センター班 (こども家庭センター所長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 保健所との連絡(母子保健に関すること)に関すること 3. 医療機関の被災状況調査、情報収集に関すること 4. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 5. 児童育成支援拠点建築物の被害調査に関すること 6. 児童育成支援拠点建築物の被害調査(二次災害の予防)に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること
教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認に関すること 2. 管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認に関すること 3. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 4. 教育施設の災害対策および実施に関すること 5. 学校教育財産(市内県施設も含む)を避難所に開放することに関すること 6. 学校給食施設の災害対策および実施に関すること 7. 炊出しに関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	1. 管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保に関すること 2. 園児・児童生徒に対する災害対策及び実施、安否確認に関すること 3. 被災児童生徒に対する教育に関すること 4. 災害時における学校その他教育に係る環境衛生に関すること 5. 被災児童生徒の学用品に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認に関すること 2. 青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認に関すること 3. 災害活動に協力する青年団体、社会教育団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ・文化振興班 (スポーツ・文化振興課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 文化財の被害状況調査に関すること 3. 出土文化財センターの連絡調整、被害状況の確認に関すること 4. 国及び県等助成金申請及び拠出事務に関すること 5. 係の予算執行及び庶務に関すること 6. 歴史民俗博物館ホームページの運用に関すること 7. 歴史民俗博物館の予算執行及び庶務に関すること 8. 歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 9. 歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 10. 歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れに関すること
	国スポ・障スポ推進班 (国スポ・障スポ推進課長)	1. 県、競技団体等との連絡調整に関すること

部	班	任務分担
	図書館班 (図書館長)	1. 建物及び物品の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認に関すること 3. 資料の保管、被害状況の確認に関すること 4. 書庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 5. 関係機関との連絡及び調整に関すること 6. 図書館の庶務に関すること
湖南広域消防局 (湖南広域消防局長)	中消防署 (中消防署長)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関すること 2. 各種警報発令に関すること 3. 現場防災活動整備に関すること 4. 救助活動に関すること 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

栗東市地域防災計画

災害対策マニュアル編

目 次

風水害等対策マニュアル	1
第1節 体制の確立	3
第1 風水害配備体制	3
(1) 気象予警報等の把握	3
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号・警戒2号体制	4
(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止	5
(4) 災害対策本部の設置、運営および廃止	7
(5) 職員の証票	10
第2節 災害対応のコーディネート	11
第1 情報収集・整理・伝達	11
(1) 通信連絡体制の確立	11
(2) 被害状況等の把握および被害調査	12
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告	13
(4) 広報	14
(5) 広聴	15
(6) 安否情報の提供	16
第2 災害救助法の適用	17
(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き	17
(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告	18
第3 緊急輸送体制の整備	19
(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保	19
(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保	21
(3) 緊急輸送の実施	23
第4 応援の要請、受入れ	24
(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収	24
(2) 従事命令、協力命令	26
第3節 生命を守るための対策	28
第1 避難	28
(1) 避難情報の発令	28
(2) 警戒区域の設定	29
(3) 緊急避難場所、避難所等の設置	30
(4) 避難誘導	32
(5) 避難行動要支援者の避難支援	33
(6) 帰宅困難者対策	36
第2 水防	37

(1) 緊急調査の実施.....	37
(2) 応急措置の実施.....	39
(3) 河川障害物の除去.....	40
第3 消防、救急・救助.....	41
(1) 消防.....	41
(3) 消防、救急・救助の応援要請.....	45
第4 医療・救護活動.....	46
(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置.....	46
(2) 医療救護活動.....	48
(3) 医薬品等の調達.....	49
第5 危険物等の二次災害防止活動.....	50
(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・ 危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策.....	50
(2) 特定動物による危害防止対策.....	51
第6 その他施設の二次災害防止活動.....	52
(1) 河川管理施設等の応急対策.....	52
(2) 農林業施設等の応急対策.....	54
(3) 土砂災害に関する応急対策.....	55
地震災害対策マニュアル.....	57
第1節 体制の確立.....	59
第1 地震災害配備体制.....	59
(1) 地震情報の収集.....	59
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号体制.....	60
(3) 災害警戒本部の設置および廃止.....	61
(4) 災害対策本部の設置および廃止、災害対策本部が設置されるまでの緊急体制	63
(5) 職員の証票.....	65
第2節 災害対応のコーディネート.....	66
第1 情報収集・整理・伝達.....	66
(1) 通信連絡体制の確立.....	66
(2) 被害状況等の把握および被害調査.....	67
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告.....	68
(4) 広報.....	69
(5) 広聴.....	70
(6) 安否情報の提供.....	71
第2 災害救助法の適用.....	72
(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き.....	72
(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告.....	73
第3 緊急輸送体制の整備.....	74
(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保.....	74
(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保.....	76

(3) 緊急輸送の実施.....	78
第4 応援の要請、受入れ	79
(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収.....	79
(2) 従事命令、協力命令.....	80
第3節 生命を守るための対策	82
第1 避難	82
(1) 避難情報の発令.....	82
(2) 警戒区域の設定.....	83
(3) 緊急避難場所、避難所等の開設.....	84
(4) 避難誘導	86
(5) 避難行動要支援者の避難支援	87
(6) 帰宅困難者対策.....	90
第2 水防	91
(1) 緊急調査の実施.....	91
(2) 応急措置の実施.....	93
第3 消防、救急・救助.....	94
(1) 消防.....	94
(2) 救急・救助.....	96
(3) 消防、救急・救助の応援要請	97
第4 医療・救護活動	98
(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置	98
(2) 医療救護活動	100
(3) 医薬品等の調達.....	101
第5 危険物等の二次災害防止活動.....	102
(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・ 危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策	102
(2) 特定動物による危害防止対策	103
第6 その他施設の二次災害防止活動.....	104
(1) 公共施設応急対策	104
(2) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施	105
(4) 河川管理施設等の応急対策.....	108
(5) 農林業施設等の応急対策	109
(6) 土砂災害に関する応急対策.....	110
(7) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	112
原子力災害対策マニュアル	113
第1節 体制の確立	115
第1 原子力災害配備体制	115
(1) 緊急事態の把握.....	115
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒2号体制.....	116
(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止	117
(4) 災害対策本部体制の設置、運営および廃止.....	118

(5) 職員の証票.....	121
第2節 災害対応のコーディネート.....	122
第1 情報収集・整理・伝達.....	122
(1) 通信連絡体制の確立.....	122
(2) 被害状況等の把握および被害調査.....	123
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告.....	124
(4) 広報.....	125
(5) 広聴.....	126
(6) 安否情報の提供.....	127
第3節 生命を守るための対策.....	128
第1 原子力災害対応.....	128
(1) 緊急時モニタリング等の実施.....	128
(2) 避難、屋内退避等の防護措置.....	129
(3) 安定ヨウ素剤予防の服用.....	130
(4) 住民等への情報伝達、相談活動.....	131
(5) 飲食物の摂取制限等.....	133
(6) 原子力災害医療.....	134
(7) 業務継続に係る措置.....	135
(8) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故.....	136
事故災害対策マニュアル.....	137
第1節 体制の確立.....	139
第1 事故災害配備体制.....	139
(1) 突発的な事故等の把握.....	139
(2) 配備体制、動員、初動対策班、事故対策本部の設置および廃止.....	140
第2節 災害対応のコーディネート.....	142
第1 情報収集・整理・伝達.....	142
(1) 事故情報の収集・整理.....	142
(2) 広報.....	143
第3節 生命を守るための対策.....	144
第1 事故災害対応.....	144
(1) 情報の収集・連絡系統.....	144
(2) 消防、救急・救助.....	145
(3) 警戒区域の設定.....	148
(4) 避難、行方不明者の搜索、広報.....	149
応急・復旧期の共通マニュアル.....	151
第1節 生活を守るための対策.....	153
第1 避難生活支援.....	153
(1) 避難所の運営.....	153
(2) 広域一時滞在.....	158
(3) 避難所の閉鎖.....	160

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給	162
(1) 給水計画	162
(2) 食料供給計画	163
(3) 生活必需品等供給計画	165
(4) 燃料供給計画	167
第3 要配慮者対策	168
(1) 避難所における要配慮者支援	168
(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖、緊急入所等の実施	171
第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等	175
(1) 行方不明者の捜索	175
(2) 遺体の発見時の連絡および処理、遺体の収容、遺体の引渡し	176
(3) 遺体の火葬.....	178
第5 防疫、保健衛生	180
(1) 保健活動、災害時食品衛生・環境衛生対策、浴場の利用・供給.....	180
(2) 防疫活動	184
(3) 愛玩動物救護等対策.....	185
第6 ライフラインの応急復旧	186
(1) 電力施設、ガス施設、通信・放送施設、鉄道施設の応急復旧	186
(2) 上水道施設の応急復旧	187
(3) 下水道施設の応急復旧	188
(4) 農業用集落排水処理施設の応急復旧	190
第2節 復旧への足がかり	191
第1 住宅対策	191
(1) 応急仮設住宅の設置・供与.....	191
(2) 被災住宅の応急修理.....	193
(3) 被災住宅の障害物除去	194
第2 災害廃棄物処理	195
(1) 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立、情報収集・連絡調整等	195
(2) 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握	196
(3) 処理体制の構築.....	197
(4) 住民への情報提供、災害ボランティアへの情報提供	200
(5) 災害廃棄物処理に係る応援要請.....	201
(6) 災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理の実施	202
第3 学校等における応急対策	204
(1) 児童等の安否確認	204
(2) 文教施設等の応急対策	205
(3) 応急教育	207
(4) 応急保育	208
(5) 教科書等の調達および支給.....	209
第4 文化財の応急対策	210
第5 ボランティアの受入れ	211
第6 義援金品の配分	214

(1) 義援金の募集・配分.....	214
(2) 義援物資の募集・配分.....	216
第3節 被災者の生活再建支援.....	218
第1 市民生活の支援.....	218
(1) 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等.....	218
(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付.....	220
(3) 被災者生活再建支援金の支給.....	221
(4) 市税等の徴収猶予・減免等.....	222
第2 住宅の復興.....	223
(1) 住宅復興計画の策定.....	223
(2) 公営住宅等の建設・活用、被災者住宅の再建支援、住宅再建に関する相談・ 情報提供.....	224
(3) 市税の減免等の措置.....	225
第3 雇用の安定と雇用機会の確保.....	226
第4 郵政事業の特例措置.....	227
第5 治安の確保および交通対策.....	228
(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	228
(2) 交通対策、防犯対策.....	229
第4節 企業等の再建支援.....	230
第1 商工業の再建支援.....	230
(1) 被災状況の把握、再建資金の融資.....	230
(2) 市税等の徴収猶予・減免等.....	231
(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施.....	232
第2 農林業の再建支援.....	233
(1) 被災状況の把握、再建資金の融資.....	233
(2) 市税等の徴収猶予・減免等.....	234
(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施.....	235
第5節 公共施設の災害復旧.....	236
第1 災害復旧事業に係る査定.....	236
第2 激甚災害の指定.....	237
第3 災害復旧資金計画.....	238
第4 災害復旧事業の実施.....	239
第6節 災害復興.....	240
第1 計画的な地域復興の推進.....	240
第2 原子力災害時の中長期対策.....	242
(1) 環境放射線モニタリングへの協力、影響調査の実施等.....	242
(2) 風評被害等の影響の軽減.....	243
(3) 各種制限措置の解除.....	244
(4) 被災者等の生活再建等の支援.....	245
地域住民マニュアル.....	247
第1節 風水害等の対策.....	249

第1 情報の収集.....	249
第2 避難	250
第3 避難所運営.....	250
第2節 地震災害対策.....	251
第1 情報の収集.....	251
第2 出火防止、初期消火	251
第3 救出・救護	251
第4 避難	251
第5 避難所運営.....	252
第6 給食・給水	252

風水害等対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 風水害配備体制

(1) 気象予警報等の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局、建設部は、気象予警報等を把握する	1-1	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	市防災情報システムを稼働するとともに、防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	63	資料集 3-1, 3-2
	1-2	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	63	
	1-3	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	警戒1号または警戒2号体制の動員配備基準に該当する情報を確認したときは、危機管理局長、危機管理課長に連絡する	63	
業務実施時期：発災直後～					
2 各部は、気象に関する情報を伝達する	2-1	危機管理課	Jアラートや県防災行政無線の一斉通報により、気象の予警報等の通報を受けたときは、同報系防災行政無線や市ホームページ、メール配信等で住民に伝達する	63	
	2-2	危機管理課	予警報等の内容で特に必要があるものと認めるものについて、職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、庁内電話、移動系防災行政無線等により連絡する	63	
	2-3	各課	住民、市職員、消防職員、警察官等から異常な現象（崖くずれ、洪水等）の通報を受けたときは、各課に共有する	63	
	2-4	危機管理課	異常な現象の内容について、県（南部土木事務所）、草津警察署、彦根地方気象台（著しく異常な気象現象で暴風、大雨のおそれがある場合に限る）、中消防署、関係機関に通報する	63	
	2-5	中消防署	市長が火災警報を発令したときは、湖南広域行政組合火災予防条例第30条の内容について、火災予防広報を行う	64	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号・警戒2号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 各部は、警戒1号または警戒2号体制を確立する	1-1	危機管理課	動員配備基準に基づいた体制を確認する	64	
	1-2	各課	動員配備基準に基づき警戒1号または警戒2号配備職員はただちに勤務場所に参集する	65	
	1-3	危機管理課	対象職員に参集を周知し、職員参集状況を把握する	65	
業務実施時期：発災前					
2 危機管理局、環境経済部、建設部は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課 土木交通課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から伝達される情報を受信する	65	
	2-2	危機管理課 土木交通課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	65	
	2-3	危機管理課 土木交通課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	65	
	2-4	農林課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	65	
	2-5	危機管理課	収集した情報を整理する	65	
	2-6	危機管理課	整理した情報により、天候や状況が悪化することが予測できる場合は、危機管理局长、副市長及び市長と協議の上、災害警戒本部体制の準備を行う	65	
業務実施時期：発災前					
3 各部は警戒1号または警戒2号体制を解除する	3-1	危機管理課	市長、副市長に連絡し、協議のうえ、災害警戒本部または災害対策本部への移行あるいは警戒1号または警戒2号体制の解除を決定する	66	
	3-2	各課	基準により警戒1号または警戒2号体制を解除する	66	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部または災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	66	

(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、建設部、環境経済部は、気象予警報、災害関連情報等を把握する	1-1	危機管理課 土木交通課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	66	資料集 3-1, 3-2
		1-2	危機管理課 土木交通課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	66	
		1-3	危機管理課 土木交通課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	66	
		1-4	土木交通課 道路・河川課 都市計画課 農林課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	66	
		1-5	危機管理課	市内で小規模の局地的な災害の発生が確認されたとき、または、災害発生が予測されるときは、副市長に連絡する	66	
		1-6	危機管理課	副市長の決定を受け、災害警戒本部を設置する	66	資料集 3-3
業務実施時期：発災前～						
2	危機管理局は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	66	
		2-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	66	
		2-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	66	
業務実施時期：発災前～						
3	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	3-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	66	
		3-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	66	

		3-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	66	
		3-4	広報課	災害警戒本部設置について住民に広報する	66	
業務実施時期：発災前～						
4	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	4-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	66	
		4-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	66	
		4-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	66	
		4-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	66	
		4-5	広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する	66	
業務実施時期：発災前～						
5	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	5-1	危機管理課	適宜、国や県と連絡調整するとともに、雨量や河川水位等を県土木防災情報システムで、隣接市の災害発生状況等を県防災情報システムで確認する	66	
		5-2	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議のうえ、災害対策本部への移行または災害警戒本部の廃止を決定する	67	
		5-3	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	67	
		5-4	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	67	
業務実施時期：発災前～						
6	危機管理局は、災害警戒本部体制を解除する	6-1	危機管理課	副市長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	67	
		6-2	危機管理課	災害警戒本部体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	67	
		6-3	危機管理課	災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	67	

(4) 災害対策本部の設置、運営および廃止

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、環境経済部、建設部は、気象予警報、災害関連情報等を把握する	1-1	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	67	資料集 3-1, 3-2
		1-2	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	67	
		1-3	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	67	
		1-4	農林課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	67	
		1-5	危機管理課	市内で大規模の災害の発生が確認されたときは、市長に連絡する	67	
業務実施時期：発災前～						
2	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を確立する	2-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	67	
		2-2	本部（事務局班）	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	67	
		2-3	本部（事務局班）	必要に応じて、地震時と同様の非常時緊急体制を編成する	67	資料集 3-5
		2-4	本部（総務班） 本部（情報班）	職員参集状況を把握する	67	
		2-5	危機管理課	市長の決定を受け、災害対策本部を設置する	67	資料集 3-3、3-4

風水害等対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
3	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を設置する	3-1	本部（事務局班） 市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害対策本部を設営する	67	
		3-2	本部（事務局班） 災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	67	
		3-3	本部（事務局班） 災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	67	
		3-4	広報班 災害対策本部設置について住民に広報する	67	
業務実施時期：発災前～					
4	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（総務班） 本部（情報班） 被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	68	
		4-2	本部（事務局班） 本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	68	
		4-3	本部（事務局班） 災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	68	
		4-4	本部（事務局班） 特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	68	
		4-5	本部（総務班） 本部（情報班） 当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	68	
		4-6	広報班 当面の市の対応方針について、住民に広報する	68	
業務実施時期：発災前～					
5	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班） 被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	68	
		5-2	本部（事務局班） 災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の廃止を決定する	68	
		5-3	本部（事務局班） 災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	68	
		5-4	広報班 災害対策本部廃止について住民に広報する	68	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
6	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を解除する	6-1	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	68	
		6-2	本部（事務局班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	68	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	69	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局、総務部は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	総務班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切り換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星電話等の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、非常通信協議会構成機関（警察、消防、水防、交通、電気等）の自営通信回線、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等を利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82
		1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82
		1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	83
		1-4	整理・伝達班	1 時間ごとに整理した情報を本部（情報班）に報告する	83
		1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	83
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部（情報班）	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	83
		2-2	本部（情報班）	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	83
		2-3	本部（情報班）	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	83
		2-4	本部（情報班）	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	83 資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部（情報班）	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	83 資料集 3-8、3-9、 3-10
		3-2	本部（情報班）	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	84
		3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	84

(4) 広報

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
		1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
		1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
		1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
		1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～						
2	政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
		2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
		2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
		2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	84	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	84	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から 2 名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して住民に広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
		1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
		1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
		1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1 危機管理局は、被害状況を把握する	1-1	危機管理班	市本部で整理した情報より、家屋の被害状況等を把握する	85	
	1-2	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する	85	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局は、災害救助法の適用を申請する	2-1	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、口頭または電話により、県地方本部を通じて県知事に災害救助法の適用を申請する	86	
	2-2	危機管理班	県の機能等に甚大な被害が発生して、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する	86	
	2-3	危機管理班	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	86	

(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局、健康福祉部は、災害救助法に基づく救助の実施内容を取りまとめる	1-1	社会福祉班	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	87	
		1-2	社会福祉班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる	87	
		1-3	危機管理班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	87	資料集 3-11
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	健康福祉部は、救助実施状況の記録を作成し、報告する	2-1	社会福祉班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	88	
		2-2	社会福祉班	様式を取りまとめ、救助にかかった費用等を県本部（健康福祉政策班）に報告する	88	

第3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	建設部は、緊急輸送道路を確保する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	88	資料集 3-12
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	88	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	資機材、作業員が不足する場合は、市本部を通じて、栗東建設工業会に協力を依頼する	88	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、草津警察署に報告する	88	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	88	
		1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定する	88	
		1-7	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	88	
業務実施時期：発災直後～						
2	建設部は、関係機関と連携して、交通規制を実施する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	国、県、西日本高速道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	89	
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	89	

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域内でとられる交通 規制措置や迂回ルート等の案内 看板を製作し、主要地点に設置す る	89	資料集 3-13
		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転 者の取るべき措置等について整 理する	89	
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転 者の取るべき措置等を広報する	89	
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、市民部 は、必要に 応じて、物 資集積拠点 を設置する	3-1	危機管理班	災害規模、県の陸上広域輸送拠点 設置状況、提供される物資量等を 勘案して、物資集積拠点の設置に ついて検討する	88	
		3-2	危機管理班	市本部の指示に基づき、物資集積 拠点の設置を決定し、施設管理者 に開設を要請する	89	
		3-3	危機管理班	物資量により拠点が不足する場 合は、民間事業者に物流倉庫等の 利用に関する協力を要請する	89	
		3-4	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や 緊急性を要する場合等は、航空輸 送の協力要請を検討する	89	
		3-5	危機管理班	必要に応じて、中消防署、県、草 津警察署、自衛隊等と連携し、臨 時ヘリポートを開設する	89	
		3-6	自治振興班	物資集積拠点、臨時ヘリポートの 開設管理スタッフを確保する	89	

(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、緊急通行車両と規制除外車両の手続きを実施する	1-1	財政班 緊急通行車両、規制除外車両の申請及び確認証明書と・標章の災害発生前交付について周知する	90	
		1-2	財政班 県・公安委員会に、緊急通行車両、規制除外車両として必要な車両の申請を行う	90	
		1-3	財政班 緊急通行車両の確認証明書と・標章と規制除外車両の事前届出済証を配布する	90	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、車両・燃料を確保する	2-1	財政班 市有車両の被害状況を確認し、各部の必要車両数等を把握する	91	
		2-2	財政班 各部の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	91	
		2-3	財政班 市保有車両のみでは対応が困難な場合は、不足する車両を整理し、一括で車両を借上げる	91	
		2-4	財政班 車両の借上げでも不足する場合は、応援協定締結先、県、他自治体等への応援を要請する	91	資料集 2-26
		2-5	財政班 必要に応じて、燃料等供給業者に燃料の調達に関する協力を要請する	91	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、緊急通行車両を確保する	3-1	財政班 事前登録された規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	90	資料集 3-14
		3-2	財政班 県公安委員会に緊急通行車両および規制除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	90	
		3-3	財政班 追加登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	90	資料集 3-14

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
4 危機管理局 は、その他 の輸送手段 を確保する	4-1	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送、鉄道輸送等の協力要請を検討する	91	
	4-2	危機管理班	必要に応じて、県、草津警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	91	資料集 3-15
	4-3	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	91	
	4-4	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイス地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	91	
	4-5	危機管理班	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	91	
	4-6	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	91	
	4-7	危機管理班	鉄道で輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する	91	

(3) 緊急輸送の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	総務部は、 緊急輸送を 実施する	1-1	財政班	滋賀県トラック協会等に緊急輸送 に関する実施の協力を要請する	91	
		1-2	財政班	緊急輸送を実施する機関に輸送記 録簿、燃料および消耗品受払簿、修 繕費支払簿等の作成を依頼する	91	
		1-3	財政班	緊急輸送の実施内容を確認する	91	
		1-4	財政班	災害救助法が適用され、救助のた め、移送または輸送を行ったときは、 輸送費として通常の実費を精算す る	91	

第4 応援の要請、受入れ

(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局 は、応援の 要請・要求 を行う	1-1	危機管理班	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	93	
	1-2	危機管理班	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、県、他自治体）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	93	
	1-3	危機管理班	応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼または応援要請の要求を行う	93	資料集 3-16
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、総務部 は、受援体制を確立する	2-1	総務班	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する	95	
	2-2	総務班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舍等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	95	
	2-3	総務班	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する	95	
	2-4	総務班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	95	
	2-5	総務班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する	95	
	2-6	危機管理班	必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する	93	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、総務部 は、応援要員の撤収の 要請を行う	3-1	危機管理班	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	96	
	3-2	危機管理班	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	96	
	3-3	危機管理班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	96	

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		3-4	財政班	各種応援の実施記録を整理する	96	
		3-5	財政班	各種応援に係る経費を精算する	96	

(2) 従事命令、協力命令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	総務部は、必要に応じて、従事命令を行う	1-1	総務班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	96 資料集 3-17
		1-2	総務班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受理する	96
		1-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、必要に応じて、従事命令を解除する	2-1	総務班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	96
		2-2	総務班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受理する	96
		2-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		3-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		3-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		3-4	総務班	命令対象者に精算額を支給する	96
業務実施時期：発災直後～					
4	総務部は、必要に応じて、協力命令を行う	4-1	総務班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	96 資料集 3-17
		4-2	総務班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	96

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
5	総務部は、協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	5-1	総務班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	96
		5-2	総務班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	96
		5-3	総務班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	96
		5-4	総務班	協力命令証明書を発行する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
6	総務部は、扶助金の実費を弁償する	6-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		6-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		6-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		6-4	総務班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	96

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

(1) 避難情報の発令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局は、避難情報について検討する	1-1	危機管理班	避難判断に関する情報(気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等)を把握する	97	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設可否等を確認する	97	
	1-3	危機管理班	必要に応じて、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申し、決定する	97	
	1-4	危機管理班	本部長が判断したとき、または知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、避難情報の発令を各部、県、防災関係機関に伝達する	97	資料集 3-18
業務実施時期：発災前～					
2 危機管理局、政策推進部は、避難情報を伝達する	2-1	広報班	避難情報の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	98	
	2-2	広報班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で住民に避難情報を伝達する	98	
	2-3	広報班	立退き避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	98	
	2-4	広報班	必要に応じて、各種報道機関に避難情報の報道を依頼する	98	
	2-5	危機管理班	避難情報の発令状況について、県や防災関係機関に報告する	98	

(2) 警戒区域の設定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	災害現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	99	
		1-2	危機管理班	現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	99	
		1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	99	
		1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	99	
業務実施時期：発災前～						
2	危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	99	
		2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	99	資料集 3-19
		2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	99	
		2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	99	

(3) 緊急避難場所、避難所等の設置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、緊急避難場所・避難所を設置する	1-1	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所・避難所の設置にあたり、避難場所派遣職員を緊急避難場所・避難所に派遣する	99	資料集 2-9、2-10
		1-2	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	人員が不足する場合は、市本部に応援を要請する	99	
		1-3	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する	99	
		1-4	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	99	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
1		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を 受入れ、避難者名簿を作成する	99	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所・避難所の設置状況 を市本部に報告する	99	

(4) 避難誘導

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局 は、避難誘 導を実施す る	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員（消 防団）を派遣するなど、草津警察署、 自治会・自主防災組織等が実施する 避難誘導に協力する	99	
		1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロー プ、投光機、照明器具等の調達に協 力する	99	
		1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達 できないときは、市本部に応援を要 請する	99	
		1-4	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を 確認し、市本部に報告する	99	

(5) 避難行動要支援者の避難支援

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	健康福祉部 は、避難行 動要支援者 に避難情報 を伝達する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の支援体制を確 立する	100	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域の避難行動要 支援者名簿を準備する	100	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、自 治会、自主防災組織、民生委員・児 童委員等に避難情報の対象地域の 避難行動要支援者への避難情報の 伝達を依頼する	100	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難がより危険を招くと判断される ときは、屋内安全確保に関する措置 を指示する	100	
業務実施時期：発災前～						
2	健康福祉部 は、要配慮 者利用施設 に避難情報 を伝達する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域に要配慮者利 用施設があるときは、該当する施設 とその避難先（一時避難場所、避難 所等）を確認する	100	資料集 2-6、2-7
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域にある要配慮 者利用施設の施設管理者に避難情 報を伝達する	100	
業務実施時期：発災直後～						
3	健康福祉部 は、避難行 動要支援者 の安否を確 認する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、消 防団、自治会、自主防災組織、民生 委員・児童委員、地域住民等の協力 を得て、避難行動要支援者の安否確 認体制を確保する	100	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
3		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	100	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	100	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	100	
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	100	
		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	100	
		3-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	100	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
4	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、施設利用者等の避難を確認する	4-1	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	100
		4-2	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	100
		4-3	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	100

(6) 帰宅困難者対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、政策推進部は、帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能なかどうかの判断に必要な情報を把握する	101	
		1-2	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	101	
		1-3	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	101	
		1-4	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	101	
		1-5	広報班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等を広報する	101	
		1-6	広報班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	101	
		1-7	広報班	外国人観光客に災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の情報を提供する	102	

第2 水防

(1) 緊急調査の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	把握した被害概況や住民からの通報、水防区域、防災重点ため池（特定農業用ため池）等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	102	資料集 2-40、3-21
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部、湖南広域消防局は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査を実施する	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	102	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	102	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難情報を発令するよう市本部に依頼する	102	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	102	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	102	
		2-6	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部県本部へ報告する	102	

(2) 応急措置の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1	環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急調査結果から所管する施設の 応急措置実施箇所を決定する	103
		1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の応急措置に関する 実施計画を作成する	103
		1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にした がい、応急措置に必要な人員、資機 材等を確保する	103
		1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、栗東建設工業会に 協力を依頼する	103
		1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材が不足する場 合は、市本部に依頼する	103
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	危機管理局、環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にした がい、応急工作、障害物の除去、仮 復旧等施設状況に応じた応急措置 を講じる	103
		2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急 措置を整理する	103
		2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急 措置を市本部に報告する	103
		2-4	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した対応 状況を県地方本部へ報告する	103

(3) 河川障害物の除去

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	建設部は、 所 管 施 設 (河川管理 施設の障害 物を除去す る	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	排水路、公共下水道（雨水渠）、河 川等の橋脚等に滞留する浮遊物、そ の他の障害物を発見した場合は、市 本部に報告する	103	
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	施設管理者と消防団と連携し、応急 除去を行う	103	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、栗東建設工業会に協 力を依頼する	103	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、県に協力を依頼する	103	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場 合は、市本部に依頼する	103	

第3 消防、救急・救助

(1) 消防

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 湖南広域消防局は、火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	103	
	1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	103	
	1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	103	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	103	
	2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	103	
	2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	103	
	2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	103	
	2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	103	
	2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	103	
業務実施時期：発災直後～					
3 湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	104	
	3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	104	

		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	104	
		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	104	

(2) 救急・救助

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	104	
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	104	
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	104	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	2-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	104	
		2-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	104	
		2-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	104	
		2-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	104	
		2-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	104	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局は、救助資機材を確保する	3-1	危機管理班	救助・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機およびその操作に必要な要員、その他救助資機材等の種類、量を整理する	104	
		3-2	危機管理班	栗東建設工業会等と連絡調整し、協力の可否について確認し、調達可能な救助資機材を調達する	104	
		3-3	危機管理班	必要に応じて、県本部を通じて、滋賀県建設業協会等へ応援を要請する	104	
業務実施時期：発災直後～						
4	湖南広域消防局は、救助・救急活動を行う	4-1	中消防署	住民、消防団、草津警察署、医療機関等と密接に連携し、救助・救急活動を行う	105	
		4-2	中消防署	救助した負傷者を救急車、ヘリコプター等を運用して、その症状に適した医療機関へ搬送する	105	
		4-3	中消防署	出動隊、消防団員、住民では救助できない事象は、消防隊、救助隊、救急隊を派遣する	105	
		4-4	中消防署	救助・救急活動実施状況を市本部に報告する	105	

(3) 消防、救急・救助の応援要請

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災３時間後～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	1-1	中消防署	必要に応じて、滋賀県広域消防相互応援協定、高速道路等に関する各種消防応援協定に基づき、消防業務に関する応援を要請する	105	
		1-2	危機管理班	必要に応じて、滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき、消防団の応援を要請する	105	
		1-3	中消防署	さらに、消防力が不足する場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣を要請する	105	
		1-4	中消防署	林野火災等が発生した場合は、必要に応じて、県へ県防災ヘリコプターの出動を要請する	106	
		1-5	中消防署	緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県へ県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の出動を要請する	106	
		1-6	中消防署	応援を要請したときは、逐次到着する応援消防隊（緊急消防援助隊を含む）や自衛隊等と協議し、活動調整を行う	106	

第4 医療・救護活動

(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、応急医療体制を確保する	1-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	済生会滋賀県病院、中消防署から情報収集するとともに市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	106	
	1-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	106	
	1-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	患者の受入れや医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）等（以下、「救護班」という。）の派遣可否、応需状況を整理する	107	
	1-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	107	資料集 3-22
	1-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、県保健医療福祉調整地方本部に災害派遣医療チーム（DMAT）や救護班の派遣を要請する	107	
	1-6	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、市本部を通じて、湖南広域消防局に対して、湖南緊急医療班（KDMAT）の出動を要請する	107	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	摘要	
業務実施時期：発災３時間後～						
2	危機管理局、健康福祉部、こども家庭局は、救護所を設置する	2-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	108	
		2-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	108	
		2-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	108	
		2-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	108	
		2-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置状況を市本部に報告する	108	
		2-6	危機管理班 長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置場所に関して広報する	108	

(2) 医療救護活動

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は医療救護活動を実施する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	109	
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を市本部に要請する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	109	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は移送体制を確保する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、中消防署に救急車等での移送を依頼する	109	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	109	
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に移送を要請する	109	
	2-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	109	
	2-5	健康増進班 こども家庭センター班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	109	

(3) 医薬品等の調達

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、医薬品、衛生材料を確保する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する	109	
		1-2	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、びわこ薬剤師会等へ協力を要請する	109	資料集 3-23
		1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	109	
		1-4	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	109	
		1-5	健康増進班 こども家庭センター班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	109	

第5 危険物等の二次災害防止活動

(1) 危険物施設、火薬および高压ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1	危機管理班 中消防署	危険物施設、高压ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する	110	資料集 2-39
	1-2	中消防署	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、草津警察署、関係機関等と協力体制を確立する	110	
	1-3	中消防署	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	110	
	1-4	中消防署	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	110	
	1-5	中消防署	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	110	
	1-6	中消防署	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	110	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の応急対策を実施する	2-1	危機管理班 中消防署	消防隊と消防団を運用して、必要に応じた防御活動体制を確保する	110	
	2-2	中消防署	消防団と連携して、災害現場において、防御活動を実施する	110	
	2-3	中消防署	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	110	
	2-4	中消防署	必要に応じて、警戒区域の設定、住民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	110	
	2-5	中消防署	危険物施設等の被害、実施した防御活動や応急措置を市本部に報告する	110	

(2) 特定動物による危害防止対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環境経済部 は、危険動物の逸走に対応する	1-1	環境政策班	人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物の逸走が確認されたとき、県(生活衛生課および動物保護管理センター)、草津警察署等に連絡する	112	
		1-2	環境政策班	特定動物の逸走した地域への注意喚起の広報を行う	112	
		1-3	環境政策班	特定動物等の捕獲に必要な人員および車両、資機材等を調達する	112	
		1-4	環境政策班	県(生活衛生課および動物保護管理センター)、草津警察署等の関係者と連携して、危険動物を捕獲するとともに、収容場所を確保する	112	

第6 その他施設の二次災害防止活動

(1) 河川管理施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の緊急点 検調査を実 施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設、砂防設備（以下、「河 川管理施設等」という）の被害概況 を把握する	114	
	1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に 必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を 実施し、二次災害等危険度を評価す る	114	
	1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を整理する	114	
	1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の被災状況を災害 発生後 1 週間以内に県地方本部へ 報告する	114	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	建設部は、 所管する河 川管理施設 等の復旧措 置を行う	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に著しい被害を生 じるおそれがある場合は、避難およ び立入制限等の措置を講じる	114
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除 去等復旧措置を講じる	114
		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の復旧措置に関し、 必要に応じて、市本部に県本部等へ の応援要請を依頼する	114
		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を整理する	114
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を市本部に報告する	114
		2-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した対 応状況を県地方本部へ報告する	114

(2) 農林業施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環境経済部 は、所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班	所管するため池、農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	114	
		1-2	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	114	
		1-3	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	114	
		1-4	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	114	
		1-5	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	114	
		1-6	農林班	所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部へ報告する	114	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	環境経済部 は、所管する農業用施設等の復旧措置を行う	2-1	農林班	所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	115	
		2-2	農林班	所管する農業用施設等に関し、障害物の除去等復旧措置を講じる	115	
		2-3	農林班	所管する農業用施設等の復旧措置に関し、必要に応じて、市本部に県への応援要請を依頼する	115	
		2-4	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を整理する	115	
		2-5	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を市本部に報告する	115	
		2-6	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	115	

(3) 土砂災害に関する応急対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環境経済部、建設部は、土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	115	資料集 1-13
		1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	115	
		1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、市本部から県を通じて、国土交通省近畿地方整備局に専門家（TEC-FORCE 等）の派遣を要請する	115	
		1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	115	
		1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	115	
		1-6	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等に関する被災状況を県地方本部へ報告する	115	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	環境経済部、建設部は、土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、住民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	116	
		2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	116	

		2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防 止措置を整理する	116	
		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防 止措置整理結果を市本部に報告す る	116	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等への対応状況 を県地方本部へ報告する	116	

地震災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 地震災害配備体制

(1) 地震情報の収集

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	69	資料集 3-2
	1-2	各課	市域の震度が4のとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、警戒1号配備職員は参集準備を行う（警戒1号配備職員以外の職員は連絡が取れるようにする）	69	
	1-3	危機管理課	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、危機管理局長に報告する	69	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 各部は、警戒1号体制を確立する	1-1	危機管理課	市域の震度が4のとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、庁内放送、電話等により警戒1号配備職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	70	
	1-2	各課	警戒1号配備職員は危機管理センターに参集する（警戒1号配備職員以外の職員は勤務場所に待機（時間外は自宅待機）する）	70	
	1-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	70	
業務実施時期：発災直後～					
2 各部は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム等の情報をモニタリングする	70	
	2-2	危機管理課	県や隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	70	
	2-3	各課	所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	70	
	2-4	各課	異常があるときは、危機管理課に報告する	70	
	2-5	危機管理課	収集した情報を整理する	70	
業務実施時期：発災直後～					
3 各部は、警戒1号体制を解除する	3-1	各課	整理された情報等をもとに、警戒1号配備職員が協議を行い、体制の解除を検討する	71	
	3-2	危機管理課	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	71	
	3-3	危機管理課	体制の移行が必要なときは、市長または副市長に災害対策本部または災害警戒本部の設置について相談する。	71	

(3) 災害警戒本部の設置および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	71 資料集 3-2
		1-2	各課	市域の震度が5弱または5強のときは、災害警戒本部職員はただちに危機管理センターに参集する準備を行う（災害警戒本部職員以外の職員は連絡が取れるようにする）	72 資料集 3-3
業務実施時期：発災直後～					
2	各部は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	市域の震度が5弱または5強のときは、職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等により各部に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	72
		2-2	各課	災害警戒本部職員（本部員）は危機管理センターに参集する（災害警戒本部職員以外の職員は勤務場所に待機（時間外は自宅待機）する）	72
		2-3	各課	勤務時間外に参集するときは、参集途上の被害概況を把握し、ただちに報告する	72
		2-4	危機管理課	職員参集状況を把握する	72
業務実施時期：発災直後～					
3	危機管理局、施設を所管する部は、情報収集・整理・伝達を行う	3-1	施設を所管する課	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	72
		3-2	施設を所管する課	異常があるときは、市災害警戒本部に報告する	72
		3-3	危機管理課	収集した情報を整理する	772

地震災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	4-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	72
		4-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	72
		4-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	72
		4-4	広報課	災害警戒本部設置について広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
5	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	5-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72
		5-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	72
		5-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	72
		5-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	72
		5-5	広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
6	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	6-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、市および隣接市の災害発生状況等について確認する	72
		6-2	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の廃止を決定する	72
		6-3	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	72
		6-4	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
7	危機管理局は、災害警戒本部体制の解除を伝達する	7-1	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	72
		7-2	危機管理課	庁内放送、電話等により動員職員に災害警戒本部体制の解除を伝達する	72

(4) 災害対策本部の設置および廃止、災害対策本部が設置されるまでの緊急体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	72 資料集 3-2
		1-2	各課	市域の震度が6弱以上のときは、全職員はただちに勤務場所に参集する	72 資料集 3-3、3-4
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本部事務局、各部は、災害対策本部体制を確立する	2-1	本部（総務班）	勤務時間内のときは、庁内放送、電話等により各部に動員を伝達する	72
		2-2	各課	勤務時間外のときは、非常時緊急体制を編成する	72 資料集 3-5
		2-3	本部（総務班）	職員参集状況を把握する	72
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を設置する	3-1	本部（事務局班）	栗東市危機管理センター内に栗東市災害対策本部を設営する	72
		3-2	本部（事務局班）	栗東市危機管理センターが被災したときは、代替施設として、歴史民俗博物館の研修室の使用を検討するなど、市庁舎をはじめとする公共施設の中から適宜場所を選定し、栗東市災害対策本部を設営する	72
		3-3	本部（事務局班）	災害対策本部運営に必要な会議室、通信手段、書類・資機材等を準備する	72
		3-4	本部（総務班）	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	72
		3-5	広報班	災害対策本部設置について住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
4	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（総務班） 本部（情報班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72
		4-2	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	72

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
4		4-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	72	
		4-4	本部（事務局班）	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	72	
		4-5	本部（事務局班） 本部（総務班）	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	72	
		4-6	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	72	
業務実施時期：発災直後～						
5	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72	
		5-2	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の廃止を決定する	72	
		5-3	本部（事務局班）	災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	72	
		5-4	広報班	災害対策本部廃止について住民に広報する	72	
業務実施時期：発災直後～						
6	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制の解除を伝達する	6-1	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	72	
		6-2	本部（事務局班） 本部（総務班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	72	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	74	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	本部（事務局班）	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星携帯電話（MCA 無線）の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、近畿地方非常通信協議会に加入する機関（消防、警察、鉄道会社、放送機関等を含む）の無線の利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、県に対して、放送機関に放送を依頼する	81	
	3-4	本部（事務局班）	その他必要に応じて、アマチュア無線や移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用を検討する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82	
	1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82	
	1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	82	
	1-4	整理・伝達班	1時間ごとに整理した情報を本部(情報班)に報告する	83	
	1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	83	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部(情報班)	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	83	
	2-2	本部(情報班)	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	83	
	2-3	本部(情報班)	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	83	
	2-4	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	83	資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	84	資料集 3-8、3-9、 3-10
	3-2	本部(情報班)	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	84	
	3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	84	

(4) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
	1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
	1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
	1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
	1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
	2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
	2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
	2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	85	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	85	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から2名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して住民に広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
	1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
	1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
	1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災３時間後～					
1	危機管理局 は、被害状 況を把握す る	1-1	危機管理班	市本部で整理した情報より、家屋の被害状況等を把握する	86
		1-2	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する	86
業務実施時期：発災３時間後～					
2	危機管理局 は、災害救 助法の適用 を申請する	2-1	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、口頭または電話により、県地方本部を通じて県知事に災害救助法の適用を申請する	87
		2-2	危機管理班	大津市域で震度７程度の地震が発生するなど、県の機能等に甚大な被害が発生して、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する	87
		2-3	危機管理班	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	87

(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1	危機管理局、健康福祉部は、災害救助法に基づく救助の実施内容をとりまとめる	1-1	社会福祉班	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	87
		1-2	社会福祉班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	87
		1-3	危機管理班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	87
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2	健康福祉部は、救助実施状況の記録を作成し、報告する	2-1	社会福祉班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	88
		2-2	社会福祉班	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県本部（健康福祉政策班）に報告する	88

第3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災直後～						
1	建設部は、 緊急輸送道路を確保する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	89	資料集 3-12
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	89	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	資機材、作業員が不足する場合は、市本部を通じて、栗東建設工業会に協力を依頼する	89	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、草津警察署に報告する	89	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	89	
		1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定する	89	
		1-7	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	89	
業務実施時期：発災直後～						
2	建設部は、 関係機関と連携して、 交通規制を実施する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	国、県、西日本高速道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	89	
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	89	
		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する	89	資料集 3-13

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する	89	
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等を広報する	89	
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、市民部は、必要に応じて、物資集積拠点を設置する	3-1	危機管理班	災害規模、県の陸上広域輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、物資集積拠点の設置について検討する	90	
		3-2	危機管理班	市本部の指示に基づき、物資集積拠点の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	90	
		3-3	危機管理班	物資量により拠点が不足する場合は、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	90	
		3-4	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送の協力要請を検討する	90	
		3-5	危機管理班	必要に応じて、中消防署、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、臨時ヘリポートを開設する	90	
		3-6	自治振興班	物資集積拠点、臨時ヘリポートの開設管理スタッフを確保する	90	

(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、 緊急通行車 両と規制除 外車両の手 続きを実施 する	1-1	財政班	緊急通行車両、規制除外車両の申 請及び確認証明書と・標章の災害 発生前交付について周知する	90
		1-2	財政班	県・公安委員会に、緊急通行車両、 規制除外車両として必要な車両の 申請を行う	90
		1-3	財政班	緊急通行車両の確認証明書と・標 章と規制除外車両の事前届出済証 を配布する	90
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、 車両・燃料 を確保する	2-1	財政班	市有車両の被害状況を確認し、各部 の必要車両数等を把握する	90
		2-2	財政班	各部の必要車両を調整し、市有車両 を適切に配分する	90
		2-3	財政班	市保有車両のみでは対応が困難な 場合は、不足する車両を整理し、一 括で車両を借上げる	90
		2-4	財政班	車両の借上げでも不足する場合は、 応援協定締結先、県、他自治体等へ の応援を要請する	90 資料集 2-27
		2-5	財政班	必要に応じて、燃料等供給業者に燃 料の調達に関する協力を要請する	90
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、 緊急通行車 両を確保す る	3-1	財政班	事前登録された規制除外車両に確 認証明書・標章を配布する	90 資料集 3-14
		3-2	財政班	県公安委員会に緊急通行車両およ び規制除外車両として追加登録が 必要な車両の申請を行う	90
		3-3	財政班	追加登録された緊急通行車両およ び規制除外車両に確認証明書・標章 を配布する	90 資料集 3-14

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
4	危機管理局 は、その他の 輸送手段を 確保する	4-1	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送、鉄道輸送等の協力要請を検討する	91	
		4-2	危機管理班	必要に応じて、県、草津警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	91	資料集 3-15
		4-3	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	91	
		4-4	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイス地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	91	
		4-5	危機管理班	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	91	
		4-6	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	91	
		4-7	危機管理班	鉄道で輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する	91	

(3) 緊急輸送の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 総務部は、 緊急輸送を 実施する	1-1	財政班	滋賀県トラック協会等に緊急輸送に 関する実施の協力を要請する	91	
	1-2	財政班	緊急輸送を実施する機関に輸送記録 簿、燃料および消耗品受払簿、修繕 費支払簿等の作成を依頼する	91	
	1-3	財政班	緊急輸送の実施内容を確認する	91	
	1-4	財政班	災害救助法が適用され、救助のため、 移送または輸送を行ったときは、輸 送費として通常の実費を精算する	91	

第4 応援の要請、受入れ

(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局 は、応援の 要請・要求 を行う	1-1	危機管理班	各部へ支援や応援要請を必要とする 作業の有無について照会する	93	
	1-2	危機管理班	各部の要請、市の被災状況等を踏ま え、応援要請先（自衛隊、県、他自 治体）、応援内容、応援期間等の応 援要請の方針を決定する	93	
	1-3	危機管理班	応援要請依頼書を作成し、応援要請 先へ応援要請依頼または応援要請の 要求を行う	93	資料集 3-16
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、総務部 は、受援体 制を確立す る	2-1	総務班	連絡員を定めるとともに、応援要請 先の連絡担当者を確認する	95	
	2-2	総務班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連 絡事務所（宿舍等）を確保するとと もに、必要な資機材等を準備する	95	
	2-3	総務班	現場担当者を定めるとともに、派遣 部隊と作業計画を立案する	95	
	2-4	総務班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状 況を把握し、応援の実施記録を作成 する	95	
	2-5	総務班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員 の作業計画を修正する	95	
	2-6	危機管理班	必要に応じて、他の応援や公共的団 体、民間等への協力を実施する	95	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、総務部 は、応援要 員の撤収の 要請を行う	3-1	危機管理班	各部へ応援の必要がなくなった作業 内容の有無について照会する	96	
	3-2	危機管理班	応援の必要がなくなった作業内容、 撤収要請先、撤収時期等の方針を決 定する	96	
	3-3	危機管理班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤 収を要請する	96	
	3-4	財政班	各種応援の実施記録を整理する	96	
	3-5	財政班	各種応援に係る経費を精算する	96	

(2) 従事命令、協力命令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部は、必要に応じて、従事命令を行う	1-1	総務班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	96	資料集 3-17
	1-2	総務班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受理する	96	
	1-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 総務部は、必要に応じて、従事命令を解除する	2-1	総務班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	96	
	2-2	総務班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受理する	96	
	2-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 総務部は、日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96	
	3-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96	
	3-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96	
	3-4	総務班	命令対象者に精算額を支給する	96	
業務実施時期：発災直後～					
4 総務部は、必要に応じて、協力命令を行う	4-1	総務班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	96	資料集 3-17
	4-2	総務班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	96	

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
5	総務部は、協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	5-1	総務班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	96
		5-2	総務班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	96
		5-3	総務班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	96
		5-4	総務班	協力命令証明書を発行する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
6	総務部は、扶助金の実費を弁償する	6-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		6-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		6-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		6-4	総務班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	96

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

(1) 避難情報の発令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部、市民部は、避難情報を伝達する	1-1	危機管理班	中消防署、草津警察署と連絡調整し、避難情報の発令状況を把握する	97	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、本部長の指示を受け、対象地域に避難情報を伝達する	97	
	1-3	広報班 自治振興班	避難情報の対象地域に複数の伝達手段で避難情報を伝達する	97	
	1-4	危機管理班	避難情報の発令状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	97	資料集 3-18

(2) 警戒区域の設定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	災害現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	99	
	1-2	危機管理班	現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	99	
	1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	99	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	99	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	99	
	2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	99	資料集 3-19
	2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	99	
	2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	99	

(3) 緊急避難場所、避難所等の開設

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	健 康 福 祉 部、こども 家庭局は、 緊急避難場 所、避難所 を開設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難場所派遣職員を緊急避難場所、 避難所に派遣する	資料集 2-10, 2- 11
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	人員が不足する場合は、市本部に応 援を要請する	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、施設の安全 確認を行い、使用可否を判断し、市 本部へ報告する	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者受入 れスペースや立入禁止区域等を確認する	

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を 受入れ、避難者名簿を作成する	99	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所、避難所の開設状況 を市本部に報告する	99	

(4) 避難誘導

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	危機管理局 は、避難誘 導を実施す る	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員（消 防団）を派遣するなど、草津警察署、 自治会・自主防災組織等が実施する 避難誘導に協力する	99	
		1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロー プ、投光機、照明器具等の調達に協 力する	103	
		1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達 できないときは、市本部に応援を要 請する	99	
		1-4	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を 確認し、市本部に報告する	99	

(5) 避難行動要支援者の避難支援

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	健康福祉部は、避難行動要支援者に避難情報を伝達する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の支援体制を確立する	100
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	100
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難情報の対象地域の避難行動要支援者に避難情報を伝達する	100
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	100
業務実施時期：発災直後～					
2	健康福祉部は、要配慮者利用施設に避難情報を伝達する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先（一時避難場所、避難所等）を確認する	100
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難情報を伝達する	100

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
3	健康福祉部は、避難行動要支援者の安否を確認する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	100
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	100
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	100
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	100
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	100
		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	100
		3-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	100

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、施設利用者等の避難を確認する	4-1	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	100
		4-2	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	100
		4-3	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	100

(6) 帰宅困難者対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局、政策推進部は、帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能なかどうかの判断に必要な情報を把握する	101
		1-2	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	101 資料集 3-20
		1-3	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	101
		1-4	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	101
		1-5	広報班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等を広報する	101
		1-6	広報班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	101
		1-7	広報班	外国人観光客に災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の情報を提供する	102

第2 水防

(1) 緊急調査の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	把握した被害概況や住民からの通報、水防区域、防災重点ため池（特定農業用ため池）等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	102	資料集 2-40、3-21
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部、湖南広域消防局は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査を実施する	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	102	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	102	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難情報を発令するよう市本部に依頼する	102	

		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	102	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	102	
		2-6	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部県本部へ報告する	102	

(2) 応急措置の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急調査結果から所管する施設の応急措置実施箇所を決定する	102	
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の応急措置に関する実施計画を作成する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急措置に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、土木建築業者等に協力を依頼する	102	
	1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急工作、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた応急措置を講じる	103	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急措置を整理する	103	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	103	
	2-4	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	103	

第3 消防、救急・救助

(1) 消防

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 湖南広域消防局は、火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	103	
	1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	103	
	1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	103	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	103	
	2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	103	
	2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	103	
	2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	103	
	2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	103	
	2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	103	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	104	
		3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	104	
		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	104	
		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	104	

(2) 救急・救助

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	104	
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	104	
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	104	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	2-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	104	
		2-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	104	
		2-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	104	
		2-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	104	
		2-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	104	

(3) 消防、救急・救助の応援要請

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1	危機管理局、湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	1-1	中消防署	必要に応じて、滋賀県広域消防相互応援協定、高速道路等に関する各種消防応援協定に基づき、消防業務に関する応援を要請する	105
		1-2	危機管理班	必要に応じて、滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき、消防団の応援を要請する	105
		1-3	中消防署	さらに、消防力が不足する場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣を要請する	105
		1-4	中消防署	林野火災等が発生した場合は、必要に応じて、県へ県防災ヘリコプターの出動を要請する	105
		1-5	中消防署	緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県へ県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の出動を要請する	106
		1-6	中消防署	応援を要請したときは、逐次到着する応援消防隊(緊急消防援助隊を含む)や自衛隊等と協議し、活動調整を行う	106

第4 医療・救護活動

(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、応急医療体制を確保する	1-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	済生会滋賀県病院、中消防署から情報収集するとともに市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	106	
	1-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	106	
	1-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	患者の受入れや医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム等（以下、「救護班」という。）の派遣可否、応需状況を整理する	107	
	1-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	107	資料集 3-22
	1-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、県保健医療福祉調整地方本部に災害派遣医療チーム（DMAT）や救護班の派遣を要請する	107	
	1-6	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、市本部を通じて、湖南広域消防局に対して、湖南緊急医療班（KDMAT）の出動を要請する	107	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局、健康福祉部、こども家庭局は、救護所を設置する	2-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	108	
	2-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	108	
	2-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	108	
	2-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	108	
	2-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置状況を市本部に報告する	108	

		2-6	危機管理班 長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置場所に関して広報する	108	

(2) 医療救護活動

業務	手順	担当 班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、医療救護活動を実施する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	109	
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を市本部に要請する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	109	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は、移送体制を確保する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、中消防署に救急車等での移送を依頼する	109	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	109	
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に移送を要請する	109	
	2-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	109	
	2-5	健康増進班 こども家庭センター班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	109	

(3) 医薬品等の調達

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、医薬品、衛生材料を確保する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、びわこ薬剤師会等へ協力を要請する	109	資料集 3-23
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	109	

第5 危険物等の二次災害防止活動

(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1	危機管理班 中消防署	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する	110	資料集 2-39
	1-2	中消防署	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、草津警察署、関係機関等と協力体制を確立する	110	
	1-3	中消防署	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	110	
	1-4	中消防署	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	110	
	1-5	中消防署	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	110	
	1-6	中消防署	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	110	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の応急対策を実施する	2-1	危機管理班 中消防署	消防隊と消防団を運用して、必要に応じた防御活動体制を確保する	110	
	2-2	中消防署	消防団と連携して、災害現場において、防御活動を実施する	110	
	2-3	中消防署	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	110	
	2-4	中消防署	必要に応じて、警戒区域の設定、住民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	110	
	2-5	中消防署	危険物施設等の被害、実施した防御活動や応急措置を市本部に報告する	110	

(2) 特定動物による危害防止対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、危険動物の逸走に 対応する	1-1	環境政策班	人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物の逸走が確認されたとき、県（生活衛生課および動物保護管理センター）、草津警察署等に連絡する	112	
		1-2	環境政策班	特定動物の逸走した地域への注意喚起の広報を行う	112	
		1-3	環境政策班	特定動物等の捕獲に必要な人員および車両、資機材等を調達する	112	
		1-4	環境政策班	県（生活衛生課および動物保護管理センター）、草津警察署等の関係者と連携して、危険動物を捕獲するとともに、収容場所を確保する	112	

第6 その他施設の二次災害防止活動

(1) 公共施設応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 施設を所管する部は、公共施設の危険度調査を実施する	1-1	施設を所管する班	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	112	
	1-2	施設を所管する班	必要に応じて、県、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制および被災宅地危険度判定調査実施体制を確立する	112	
	1-3	施設を所管する班	危険度判定調査を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する	112	
	1-4	施設を所管する班	危険度判定調査結果を整理する	112	
	1-5	施設を所管する班	公共施設の施設利用可否等を市本部に報告する	112	
業務実施時期：発災直後～					
2 総務部、施設を所管する部は、公共施設の応急復旧を行う	2-1	財政班 施設を所管する班	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
	2-2	財政班 施設を所管する班	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講じる	113	
	2-3	財政班 施設を所管する班	公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	113	
	2-4	財政班 施設を所管する班	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、歴史民俗博物館の研修室の使用を検討するなど、仮設庁舎を確保する	113	
	2-5	財政班 施設を所管する班	公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	113	
	2-6	財政班 施設を所管する班	公共施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	113	

(2) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	1-1	住宅班	市民部税務班と連携し、建築物被害に関する情報を収集する	113	
	1-2	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施需要を推定する	113	
	1-3	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	113	
	1-4	住宅班	市本部の被災建築物応急危険度判定実施の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	113	
	1-5	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	2-1	住宅班	被災建築物応急危険度判定の対象地域、実施体制等を定めた被災建築物応急危険度判定実施計画を作成する	113	
	2-2	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	113	
	2-3	住宅班	被災建築物応急危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	113	
	2-4	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定を実施する	113	
	2-5	住宅班	著しい被害を生じるおそれがある建築物がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
	2-6	住宅班	被災建築物応急危険度判定結果を整理する	113	
	2-7	住宅班	被災建築物応急危険度判定結果を市本部に報告する	113	

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3	建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	3-1	住宅班 被災建築物応急危険度判定実施状況の進捗管理を行う	113	
		3-2	住宅班 被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	113	
		3-3	住宅班 市本部の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	113	
		3-4	住宅班 被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
4	建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	4-1	住宅班 市民部税務班と連携し、宅地被害に関する情報を収集する	113	
		4-2	住宅班 被災宅地危険度判定実施需要を推定する	113	
		4-3	住宅班 被災宅地危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	113	
		4-4	住宅班 市本部の被災宅地危険度判定実施の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	113	
		4-5	住宅班 被災宅地危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
5	建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を運営する	5-1	住宅班 危険度判定の対象区域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	113	資料集 3-24
		5-2	住宅班 判定実施計画にしたがい、被災宅地危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	113	
		5-3	住宅班 被災宅地危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	113	
		5-4	住宅班 判定実施計画にしたがい、危険度判定調査を実施する	113	
		5-5	住宅班 著しい被害を生じるおそれがある宅地がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
		5-6	住宅班 被災宅地危険度判定結果を整理する	113	
		5-7	住宅班 被災宅地危険度判定結果を市本部に報告する	113	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 2 週間後～					
6	建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	6-1	住宅班	被災宅地危険度判定実施状況の進捗管理を行う	113
		6-2	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	113
		6-3	住宅班	市本部の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	113
		6-4	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	113

(4) 河川管理施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の緊急点 検調査を実 施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設、砂防設備（以下、「河 川管理施設等」という）の被害概況 を把握する	114	
	1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に 必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を 実施し、二次災害等危険度を評価す る	114	
	1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を整理する	114	
	1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の被災状況を災害 発生後 1 週間以内に県地方本部へ 報告する	114	
業務実施時期：発災直後～					
2 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の復旧措 置を行う	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に著しい被害を生 じるおそれがある場合は、避難およ び立入制限等の措置を講じる	114	
	2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除 去等復旧措置を講じる	114	
	2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の復旧措置に関し、 必要に応じて、市本部に県本部等へ の応援要請を依頼する	114	
	2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を整理する	114	
	2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を市本部に報告する	114	
	2-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した対 応状況を県地方本部へ報告する	114	

(5) 農林業施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部は、所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班	所管するため池、農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	114	
	1-2	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	114	
	1-4	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	114	
	1-5	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	農林班	所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部へ報告する	114	
業務実施時期：発災直後～					
2 環境経済部は、所管する農業用施設等の復旧措置を行う	2-1	農林班	所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	114	
	2-2	農林班	所管する農業用施設等に関し、障害物の除去等復旧措置を講じる	114	
	2-3	農林班	所管する農業用施設等の復旧措置に関し、必要に応じて、市本部に県への応援要請を依頼する	114	
	2-4	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を整理する	114	
	2-5	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を市本部に報告する	114	
	2-6	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	114	

(6) 土砂災害に関する応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	115	資料集 1-13
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	115	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、市本部から県を通じて、国土交通省近畿地方整備局に専門家（TEC-FORCE 等）の派遣を要請する	115	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	116	
	1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	116	
	1-6	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等に関する被災状況を県地方本部へ報告する	116	
業務実施時期：発災直後～					
2 環境経済部、建設部は、土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、住民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	116	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	116	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置を整理する	116	

		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置整理結果を市本部に報告する	116	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等への対応状況を県地方本部へ報告する	116	

(7) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	建設部は、 施設・設備 の点検を実 施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	南海トラフ地震臨時情報が発表され たら、各施設・設備の点検を実施す る	116
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	施設・設備の点検結果を市本部に報 告する	116
業務実施時期：発災直後～					
2	建設部は、 危険地域か らの避難の 実施を検討 する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	後発地震によって土砂災害の発生が 懸念される地域の避難実施を検討す る	116
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	避難を実施した場合は、避難解除時 期について具体的な計画を策定する	116
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	建設部は、 後発地震に よる危険に ついて周知 する	3-1	住宅班	後発地震による倒壊や損壊の危険に ついて周知する	116
		3-2	住宅班	応急危険度判定により危険な建物や 崖地等と判断された場所の立入禁止 について周知する	116

原子力災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 原子力災害配備体制

(1) 緊急事態の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局 は、当面の 緊急事態等 を把握する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	県から伝達される原子力災害に関連 する情報を受信する	74	
	1-2	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	地震による揺れを感知したときは、 福井県の原子力事業所所在地の震 度情報をテレビ、インターネット等 で確認する	74	
	1-3	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	情報収集事態（フェーズ1）を確認 したときは、危機管理局長、危機管 理担当次長、危機管理課長に連絡す る	74	
	1-4	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	引き続き、テレビ、インターネット 等の情報をモニタリングする	74	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒2号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局 は、警戒2号 体制を確立 する	1-1	危機管理課	県から提供を受けた情報や報道され ている情報等をもとに、危機管理局 長と連絡、協議し、必要な体制を検 討する	75	
	1-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェ アシステム、電話、庁内放送施設、 チャットツール等（勤務時間外は、 電話、職員参集メール）により参集 が必要な職員に動員を伝達する	75	
	1-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	75	
業務実施時期：発災前					
2 危機管理局 は、情報収 集・整理・伝 達を行う	2-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、事態の進展 等について確認する	75	
	2-2	危機管理課	隣接市と連絡調整し、必要な対応を 協議する	75	
	2-3	危機管理課	収集した情報を整理する	75	
業務実施時期：発災前					
3 危機管理局 は、警戒2号 体制の解除 を伝達する	3-1	危機管理課	整理された情報等をもとに、副市長 に連絡し、協議のうえ、災害警戒本 部体制への移行または体制の解除を 検討する	76	
	3-2	危機管理課	協議により、警戒2号体制の解除が 決定されたときは、庁内放送、電話 等により動員職員に伝達する	76	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部体制へ移行するとき は、関係職員に伝達する	76	

(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局は、当面の緊急事態等を把握する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受信する	76	
	1-2	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	地震による揺れを感知したときは、福井県の原子力事業所所在地の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	76	
	1-3	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	警戒事態（フェーズ2）を確認したときは、市長、副市長、教育長、危機管理局長、危機管理担当次長、危機管理課長に連絡する	76	
	1-4	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	76	
業務実施時期：発災前～					
2 危機管理局は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、市長、副市長、教育部長に連絡し、協議のうえ、必要な体制を検討する	76	資料集 3-3
	2-2	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	76	
	2-3	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	76	
	2-4	危機管理課	職員参集状況を把握する	76	
業務実施時期：発災前～					
3 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	3-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	76	
	3-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	76	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	76	
	3-4	広報班	災害警戒本部設置について住民に広報する	76	

原子力災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
4 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	4-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	76	
	4-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	76	
	4-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	76	
	4-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	76	
	4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	76	
業務実施時期：発災前～					
5 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	5-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	76	
	5-2	危機管理課	隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	76	
	5-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、市長に連絡し、協議のうえ、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の廃止を決定する	76	
	5-4	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	76	
	5-5	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	76	
業務実施時期：発災前～					
6 危機管理局は、災害警戒本部体制を解除する	6-1	危機管理課	副市長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	76	
	6-2	危機管理課	災害警戒本部体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	76	
	6-3	危機管理課	災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	76	

(4) 災害対策本部体制の設置、運営および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局 は、当面の 緊急事態等 を把握する	1-1	危機管理課	県から伝達される原子力災害に関連 する情報を受領する	76
		1-2	危機管理課	施設敷地緊急事態（フェーズ3）ま たは全面緊急事態（フェーズ4）を 確認したときは、市長、副市長、教 育長、危機管理局長、危機管理担当 次長、危機管理課長に連絡する	76
		1-3	危機管理課	引き続き、テレビ、インターネット 等の情報をモニタリングする	76
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本 部 事 務 局 は、災害対 策本部体制 を確立する	2-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、決定された配備 体制を確認する	77
		2-2	本部（事務局班）	職員参集メールや庁内グループウェ アシステム、電話、庁内放送施設、 チャットツール等（勤務時間外は、 電話、職員参集メール）により各部 または参集が必要な職員に動員を伝 達する	77
		2-3	本部（事務局班）	職員参集状況を把握する	77
		2-4	危機管理課	市長の決定を受け、災害対策本部を 設置する	77
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本 部事務局、 政策推進部 は、災害対 策本部を設 置する	3-1	本部（事務局班）	市長の決定を受け、栗東市危機管理 センター内に栗東市災害対策本部を 設営する	77
		3-2	本部（事務局班）	災害対策本部運営に必要な書類・資 機材等を準備する	77
		3-3	本部（事務局班）	災害対策本部設置について、市職員、 県、防災関係機関等に連絡する	77
		3-4	広報班	災害対策本部設置について住民に広 報する	77

原子力災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4 災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（事務局班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	77	
	4-2	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	77	
	4-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	77	
	4-4	本部（事務局班）	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	77	
	4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	77	
業務実施時期：発災直後～					
5 災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班）	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	77	
	5-2	本部（事務局班）	隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	77	
	5-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部等への降格あるいは災害対策本部の廃止を決定する	77	
	5-4	本部（事務局班）	災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	77	
	5-5	広報班	災害対策本部廃止について住民に広報する	77	
業務実施時期：発災直後～					
6 災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を解除する	6-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	77	
	6-2	本部（事務局班） 本部（総務班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	77	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	78	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局、総務部は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	総務班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星電話等の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、非常通信協議会構成機関（警察、消防、水防、交通、電気等）の自営通信回線、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等を利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82	
	1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82	
	1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	82	
	1-4	整理・伝達班	1時間ごとに整理した情報を本部(情報班)に報告する	82	
	1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	82	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部(情報班)	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	82	
	2-2	本部(情報班)	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	82	
	2-3	本部(情報班)	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	82	
	2-4	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	82	資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	83	資料集 3-8、3-9、 3-10
	3-2	本部(情報班)	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	83	
	3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	83	

(4) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
	1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
	1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
	1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
	1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
	2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
	2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
	2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	85	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	85	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から2名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
	1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
	1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
	1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第3節 生命を守るための対策

第1 原子力災害対応

(1) 緊急時モニタリング等の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、緊急時モニタリングを実施する	1-1	危機管理班	県と連絡調整し、緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等についての実施状況を確認する	117	
	1-2	危機管理班	県の緊急時モニタリング結果（大気中の放射性物質および放射線量）を把握する	117	資料集 3-25
	1-3	危機管理班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果について県と情報共有を行う	117	
	1-4	危機管理班	緊急時モニタリング結果について、メール配信システム、市ホームページ等により公表する	117	
	1-5	危機管理班	緊急時モニタリング結果を受けて、退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の緊急対策の実施の要否を検討する	117	

(2) 避難、屋内退避等の防護措置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	1-1	危機管理班	放射能汚染による被害が発生するおそれがあるときなど、県からの要請を受けたときは、取るべき防護措置（避難または一時移転、屋内退避）の内容や対象地域等を確認する	117	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、避難所の開設可否を確認する	117	
	1-3	危機管理班	広域避難または一時移転（市外へ避難）を行う必要があるときは、県および受入先の市町村長や災害時応援協定締結先の自治体と連絡調整し、協力内容を確認する	117	
	1-4	危機管理班	要配慮者が避難または一時移転、屋内退避を行う必要があるときは、自治会、自主防災組織、消防団、県等に避難誘導の協力を要請する	117	
	1-5	危機管理班	取るべき防護措置の種類（避難または屋内退避）、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	117	
	1-6	危機管理班	本部長の判断を受け、避難または屋内退避の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	117	
	1-7	危機管理班	避難または一時移転、屋内退避の発令を県、防災関係機関に報告する	117	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、住民に対して避難および屋内退避等を伝達する	2-1	広報班	避難または一時移転、屋内退避等の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	117	
	2-2	広報班	広報文等を作成し、複数の伝達手段で避難または一時移転、屋内退避等を住民に広報する	117	
	2-3	広報班	必要に応じて、報道機関に避難または一時移転、屋内退避等に関する放送を依頼する	117	

(3) 安定ヨウ素剤予防の服用

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、安定ヨウ素剤の配布準備を行う	1-1	危機管理班	安定ヨウ素剤の服用に関して、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国本部または県本部より指示があったとき、対象地域を把握し、配布に必要な薬剤の数量を推定する	118	資料集 3-26
	1-2	危機管理班	確保可能な概ねの安定ヨウ素剤の数量を確認する	118	
	1-3	危機管理班	必要な安定ヨウ素剤が市内において調達が困難な場合は、県本部に応援を要請する	118	
	1-4	危機管理班	こども家庭局と調整し、安定ヨウ素剤の調達・保管、配分の実施体制を確立する	118	
	1-5	危機管理班	配布時期、配布場所等を取りまとめた安定ヨウ素剤配布計画を作成し、災害対策本部の承認を受ける	118	
	1-6	広報班	安定ヨウ素剤配布計画にしたがい、配布時期、配布場所、服用方法等を住民に広報する	118	
業務実施時期：発災直後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は、安定ヨウ素剤を配布する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	医師、薬剤師等の協力を得て住民説明を行い、安定ヨウ素剤を配布する	118	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	配布した安定ヨウ素剤の受領書を回収し、保管する	118	資料集 3-27
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	安定ヨウ素剤の配布状況を市本部に報告する	118	

(4) 住民等への情報伝達、相談活動

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、原子力災害に関する相談窓口を開設する	1-1	総務班 人事班 総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、国、県と協議し、被災者の相談に統一的に対応するために、相談・指導内容について協議を行う	119	
	1-2	総合窓口班	原子力災害に関する情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する	119	
	1-3	総合窓口班	国、県と連携して、原子力災害に関する当面の住民の問合せに対応する相談窓口を開設する	119	
	1-4	総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	119	
	1-5	総務班	各部に 2 名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	119	
	1-6	総務班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に原子力災害に関する相談窓口の開設を報告する	119	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、原子力災害に関する相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	119	
	2-2	総務班	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦情に関して、関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	119	
	2-3	総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	119	

原子力災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

		2-4	総合窓口班	安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	119	
		2-5	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	119	
業務実施時期：発災1週間後～						
3	政策推進部、環境経済部は、風評被害などの影響を削減する	3-1	農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等、観光地、商店街等の汚染状況を確認する	119	
		3-2	広報班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内の安全性を全国に情報発信する	119	

(5) 飲食物の摂取制限等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	1-1	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を確認する	119	資料集 3-28
	1-2	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を各班に周知する	119	
	1-3	上下水道班	県より放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けたときは、飲料水の検査に協力する	119	
	1-4	上下水道班	県より要請を受けたときは、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止を広報車、ホームページ、メールなどにより広報する	119	
	1-5	農林班 農業委員会事務局班	県より要請を受けたときは、汚染地区の住民、JA、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等を周知する	119	
	1-6	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限の内容や放射線の影響による健康被害について、広報する	119	

(6) 原子力災害医療

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局 は、原子力 災害医療に 協力する	1-1	危機管理班	国が緊急時に実施する、住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療に協力する	119	
		1-2	危機管理班	被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に依頼する	119	
		1-3	危機管理班	県を通じて、関西広域連合または国に移送手段の優先的確保を要請する	119	

(7) 業務継続に係る措置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、避難先に退避する	1-1	各班	市庁舎が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合は、県等と連携し、避難先に退避する	120
		1-2	広報班	避難先へ退避することについて、住民に広報する	120
業務実施時期：発災 3 時間後～					
2	各部は、継続する必要がある業務を実施する	2-1	各班	業務継続計画に基づき、避難先で退避後も継続する必要がある業務を実施する	120
		2-2	各班	応急対策実施区域を含む市域の一部が、立ち退き指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、必要に応じて、県の支援を受け、適切な施設で業務を継続する	120

(8) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	湖南広域消防局は、事業所外運搬中の事故について、連携体制を確保する	1-1	中消防署	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質あるいは放射線が放出されたとの通報を受けたときは、ただちに県に報告する	120	
		1-2	中消防署	市、草津警察署等と連携して、災害現場における活動を迅速かつ効率的に実施するため、現地調整所を設置する	120	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	政策推進部、湖南広域消防局は、事業所外運搬中の事故について、必要な措置を実施する	2-1	中消防署	消防団、草津警察署と連携して、状況に応じて消防警戒区域(放射線危険区域)等の管理区域を設定し、汚染拡大防止措置を取る	120	
		2-2	中消防署	事故等関係者と協力して、火災の消火、救助、救急、広報等の措置を実施する	120	
		2-3	広報班	必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する	120	

事故災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 事故災害配備体制

(1) 突発的な事故等の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、初動対策班を確立する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	市内および隣接市で大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、中消防署、草津警察署等と連絡調整し、事故の概要を把握する	78	資料集 3-29
	1-2	危機管理課	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、市長、副市長、教育長に連絡し、協議のうえ、必要な体制を検討する	78	
	1-3	危機管理課	初動対策班の確立が決定されたときは、電話等（勤務時間外は、電話、携帯電話メール）により危機管理課員に動員を伝達する	78	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	78	
	2-2	危機管理課	中消防署、草津警察署等から事故の進展状況等を把握する	78	
	2-3	危機管理課	整理された情報等をもとに、市長、副市長、教育長に連絡し、協議のうえ、事故対策本部体制への移行または体制の解除を検討する	78	
	2-4	危機管理課	事故対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	78	

(2) 配備体制、動員、初動対策班、事故対策本部の設置および廃止

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	危機管理局 は、事故対 策本部体制 を確立する	1-1	危機管理課	市長の判断を受け、決定された配 備体制を確認する	78	
		1-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウ ェアシステム、電話、庁内放送施 設、チャットツール等（勤務時間 外は、電話、職員参集メール）に より参集が必要な職員に動員を伝 達する	78	
		1-3	危機管理課	参集職員状況を把握する	78	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理 局、施設を 所管する部 は、情報収 集・整理・ 伝達を行う	2-1	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設また は施設周辺の被害概況を調査し、 異常の有無を確認する	78	
		2-2	施設を所管する班	異常があるときは、市事故対策本 部に報告する	78	
		2-3	危機管理班	収集した情報を整理する	78	
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理 局、政策推 進部は、事 故対策本部 を設置する	3-1	危機管理班	市長の決定を受け、栗東市危機管 理センター内に栗東市事故対策本 部を設営する	78	
		3-2	危機管理班	事故対策本部運営に必要な書類・ 資機材等を準備する	78	
		3-3	危機管理班	事故対策本部設置について、市職 員、県、防災関係機関等に連絡す る	78	
		3-4	広報班	事故対策本部設置について住民に 広報する	78	
業務実施時期：発災直後～						
4	危機管理 局、政策推 進部は、事 故対策本部 を運営する	4-1	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展 等を逐次把握する	79	
		4-2	危機管理班	本部長の判断を受け、事故対策本 部会議の開催準備を行う	79	
		4-3	危機管理班	事故対策本部会議を開催し、当面 の市の対応方針を決定する	79	
		4-4	危機管理班	当面の市の対応方針を市職員、県、 防災関係機関等に報告する	79	
		4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住 民に広報する	79	

事故災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
5	危機管理局、政策推進部は、事故対策本部を廃止する	5-1	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	79
		5-2	危機管理班	事故対策本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは事故対策本部の廃止を決定する	79
		5-3	危機管理班	事故対策本部廃止について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	79
		5-4	広報班	事故対策本部廃止について広報する	79
業務実施時期：発災直後～					
6	危機管理局は、事故対策本部体制の解除を伝達する	6-1	危機管理班	本部長の判断を受け、事故対策本部体制を解除する	79
		6-2	危機管理班	庁内放送、電話等により動員職員に事故対策本部体制の解除を伝達する	79

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 事故情報の収集・整理

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、事故の発生や人的被害の概況について、把握する	1-1	危機管理班	中消防署と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた事故の発生や人的被害等を把握する	82	
	1-2	危機管理班	事故の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する	82	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局は、被害情報を収集、整理する	2-1	危機管理班	事故等関係者と連絡調整し、事故の被害状況の詳細を把握する	82	
	2-2	危機管理班	各種事故災害に応じて、防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	82	
	2-3	危機管理班	判明している情報をもとに、各部に事故災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する	82	
業務実施時期：発災直後～					
3 施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	3-1	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害調査を実施する	82	
	3-2	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況等を取りまとめる	82	
	3-3	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	82	
業務実施時期：発災直後～					
4 危機管理局は、県、消防庁に被害情報を報告する	4-1	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	82	
	4-2	危機管理班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	82	

(2) 広報

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	83	
		1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	83	
		1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	83	
		1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	83	
		1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	83	
業務実施時期：発災直後～						
2	政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	83	
		2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	83	
		2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	83	
		2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	83	

第3節 生命を守るための対策

第1 事故災害対応

(1) 情報の収集・連絡系統

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局は、事故災害に関する情報を収集する	1-1	危機管理班 市内で大規模事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災等）が発生したときは、事故等関係者から被害状況を収集する	121	
		1-2	危機管理班 中消防署、草津警察署、県等と連絡調整し、事故の発生状況と人的被害について把握する	121	
業務実施時期：発災直後～					
2	危機管理局は、事故災害に関する情報を整理・伝達する	2-1	危機管理班 把握できた事故の被害状況を県に報告する	121	
		2-2	危機管理班 火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する場合は、消防庁に報告する	121	
		2-3	危機管理班 被害状況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	121	

(2) 消防、救急・救助

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	湖南広域消防局は、大規模事故に伴う火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、大規模事故に伴う火災の発生を覚知する	121	
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	121	
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	121	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	121	
		2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	121	
		2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	121	
		2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	121	
		2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	121	
		2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	121	
業務実施時期：発災直後～						
3	湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	121	
		3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	121	
		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	121	

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	121	
業務実施時期：発災直後～						
4	湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	4-1	中消防署	必要に応じて、他の消防本部に応援を要請する	121	
		4-2	中消防署	滋賀県内応援隊または緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置する	121	
業務実施時期：発災直後～						
5	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	5-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	121	
		5-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	121	
		5-3	中消防署	多数の負傷者が発生することが予想されるときや住民からの通報等が殺到したときは、県および消防庁に報告する	121	
業務実施時期：発災直後～						
6	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	6-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	121	
		6-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	121	
		6-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	121	
		6-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	121	
		6-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	121	

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務実施時期：発災直後～						
7	危機管理局 は、救助資 機材を確保 する	7-1	危機管理班	救助・救急活動現場からの報告、 要請に基づき、調達すべき重機お よびその操作に必要な要員、その 他救助資機材等の種類、量を整理 する	121	
		7-2	危機管理班	協定締結団体等と連絡調整し、協 力の可否について確認し、調達可 能な救助資機材を調達する	121	
		7-3	危機管理班	必要に応じて、県本部を通じて、 滋賀県建設業協会等へ応援を要 請する	121	
業務実施時期：発災直後～						
8	湖南広域消 防局は、救 助・救急活 動を行う	8-1	中消防署	住民、消防団、草津警察署、医療 機関等と密接に連携し、救助・救 急活動を行う	121	
		8-2	中消防署	救助した負傷者を救急車、ヘリコ プター等を運用して、その症状に 適した医療機関へ搬送する	121	
		8-3	中消防署	出動隊、消防団員、住民では救助 できない事象は、消防隊、救助隊、 救急隊を派遣する	121	
		8-4	中消防署	救助・救急活動実施状況を市本 部に報告する	121	

(3) 警戒区域の設定

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	大規模事故の現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	122	
		1-2	危機管理班	大規模事故の現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	122	
		1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	122	
		1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	122	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	122	
		2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	122	
		2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	122	
		2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	122	

(4) 避難、行方不明者の搜索、広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、避難誘導を実施する	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、草津警察署、自治会・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	122	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	122	
	1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する	122	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、指定避難所の開設、運営を行う	122	
	1-5	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する	122	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、市民部は、行方不明者の搜索を行う	2-1	総合窓口班	航空機の遭難事故等により、行方不明者がいる場合は、中消防署、草津警察署、自衛隊と連絡調整し、住民からの問い合わせや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	122	
	2-2	危機管理班	相談窓口において、住民からの問い合わせや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	122	
	2-3	危機管理班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	122	
	2-4	危機管理班	草津警察署が作成する要搜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	122	
	2-5	危機管理班	行方不明者の搜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、搜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	122	

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、政策推進部は、被害状況等について周知する	3-1	危機管理班	大規模事故の発生場所、被害状況、応急対策の状況等を整理する	122	
		2-2	広報班	大規模事故の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について広報する	122	
		2-3	広報班	安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を周知する	122	

応急・復旧期の共通マニュアル

第1節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援

(1) 避難所の運営

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1 健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、避難所を運営する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	施設管理者と連携し、避難者から避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	123	資料集 2-10
	1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営委員会と女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者に対する配慮、ペットの取り扱い等を確認する	123	
	1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	感染症流行時は、マスクや消毒液を確保するとともに、発熱者等には専用スペースを確保するなど感染症対策に努める	123	

	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営マニュアルを避難者に周知するとともに、運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行い、できるだけ早い段階で避難者が組織する避難所運営委員会などに引き継げるようにする	123	
	1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を把握し、市本部に調達を要請する	123	
	1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の情報を把握し、避難者名簿を作成する	123	
	1-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者の確認を行う	123	

		1-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者数や活動状況を定期的に整理し、市本部へ報告する	123	
		1-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、福祉避難室の確保に協力する	123	
		1-10	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者の障がいや身体状況に応じて、保健師、訪問介護員（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣を要請する。	123	
		1-11	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、災害時感染制御システム（DICT）等の派遣を要請する	124	

		1-12	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所にペットを収容できるスペースを確保する	124	
		1-13	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、在宅避難者等を支援する拠点を設置する	124	
		1-14	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	車中泊避難を行うためのスペースを確保する	124	
		1-15	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、市本部に医療機関や福祉避難所等への移送の支援要請を行う	124	

		1-16	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所の開設期間を延長する場合は、県知事に要請をする	124	

(2) 広域一時滞在

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	被災状況と被災住民数、その他必要な事項を市本部に報告する。	125	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	災害の規模、被災者の避難・収容状況等の状況から、市域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要かどうか検討する	125	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する。	125	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から広域一時滞在先を確認する	125	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難者を広域一時滞在先に誘導する	125	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	広域一時滞在先の必要がなくなった場合は、施設管理者と市町村に通知し、県に報告する	125	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部は、 広域避難 （広域一時滞在）に関する支援を受け入れる	2-1	自治振興班	県から県外避難者の受入れ要請があった場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設を手配する	125	
2-2		自治振興班	自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と連携し、避難元自治体に関する情報等を提供する	125		
2-3		自治振興班	市社会福祉協議会、ボランティア、NPO 等と連携し、県外避難者の見守り、交流サロンの設置等を行う	125		
2-4		自治振興班	自主避難者に対して、避難情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼びかける	125		

(3) 避難所の閉鎖

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、避難所を閉鎖する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難者が減少するなど、必要に応じて、市本部に避難所の統廃合・閉鎖について具申する	126	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部と連絡調整し、避難所の閉鎖を確認する	126	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から残留する避難者の移動先（旅館、ホテル等）を確認する	126	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を市本部指定の場所へ誘導する	126	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難所運営委員会、施設管理者と連携して、後片付けを行い、施設の原状を回復する	126	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難所の閉鎖を市本部に報告する	126	

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給

(1) 給水計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 上下水道事業所は、応急給水体制を確立する	1-1	上下水道班	水道施設の被害調査結果から断水地域や道路状況、応急給水の水源となる水道施設の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する	127	
	1-2	上下水道班	必要に応じて、隣接する水道事業体の水道施設を給水基地として利用することに関する調整を行う	127	
	1-3	上下水道班	応急給水が必要な地域および給水必要量を推定する	127	
	1-4	上下水道班	情報をとりまとめ、給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、応急給水計画を策定する	127	
	1-5	上下水道班	応急給水計画にしたがい、必要な人員および給水車両、給水タンク等の資機材を確保する	127	
	1-6	上下水道班	人員、給水車両、資機材等が不足する場合は、市指定給水工事事業者、県本部、日本水道協会、災害時相互応援協定市等に応援を要請する	127	
	1-7	上下水道班	応急給水計画にしたがい、給水地点等を設定する	127	
	1-8	上下水道班	応急給水計画にしたがい、給水時間、給水場所等を住民に広報する	127	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 上下水道事業所は、応急給水を実施する	2-1	上下水道班	応急給水計画にしたがい、応急給水活動を実施する	127	
	2-2	上下水道班	応急給水実施記録を作成する	127	
	2-3	上下水道班	応急給水実施記録を整理する	127	
	2-4	上下水道班	応急給水実施状況を市本部に報告する	127	

(2) 食料供給計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、市民部は、食料を確保する	1-1	自治振興班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき食料の数量を推定する	127	
	1-2	自治振興班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、災害時応援協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	127	
	1-3	自治振興班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食料の数量を算定する	127	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、教育委員会に炊出しの実施を依頼する	128	
	1-5	危機管理班	必要な食料が市内において調達が困難な場合は、県に応援を要請する	128	
	1-6	自治振興班	確保すべき食料の数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた食料調達計画を作成する	128	
	1-7	自治振興班	食料の調達計画にしたがい、応援協定締結業者等に協力を依頼するなど食料供給体制を確立する	128	
業務実施時期：発災直後～					
2 健康福祉部は、食料を供給する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	調達した食料の受付記録を作成し、保管する	128	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、食料の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	128	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所等へ食料の供給を行う	128	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	供給した食料の記録を作成し、保管する	128	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	食料の供給実施状況を市本部に報告する	128	
業務実施時期：発災直後～						
3	市民部、教育委員会は、炊き出しを実施する	3-1	自治振興班 教育総務班	食料の調達計画にしたがい、炊き出しに必要な米穀、人材、資機材、場所等を確保する	128	
		3-2	自治振興班 教育総務班	地域ボランティアを中心に、炊き出しを実施し、避難所等で食料の供給を行う	128	
		3-3	自治振興班 教育総務班	炊き出しの実施記録を作成し、保管する	128	
		3-4	自治振興班 教育総務班	炊き出しの実施状況を市本部に報告する	128	

(3) 生活必需品等供給計画

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局、市民部、健康福祉部は、生活必需品を確保する	1-1	自治振興班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき生活必需品の数量を推定する	128	
		1-2	自治振興班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、災害時応援協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	128	
		1-3	自治振興班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	128	
		1-4	危機管理班	必要な生活必需品が市内において調達が困難な場合は、県または相互応援協定市への応援要請を依頼する	128	
		1-5	自治振興班	確保すべき物資の品目、数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた生活必需品の調達計画を作成する	128	
		1-6	自治振興班 社会福祉班	生活必需品の調達計画にしたがい、協定締結業者等に協力を依頼するなど生活必需品を確保する	128	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	健康福祉部は、生活必需品を供給する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	調達された生活必需品の受付記録を作成し、保管する	129	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、物資の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	129	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所等へ物資の供給を行う	129	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	供給した生活必需品の記録を作成し、保管する	129	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	生活必需品の供給実施状況を市本部に報告する	129	

(4) 燃料供給計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、 燃料の確保 について周 知する	1-1	財政班	住民拠点 SS（サービスステーション）の役割と所在地を住民に周知する	129
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、 燃料を確保 する	2-1	財政班	市周辺の給油所の被災状況を確認し、利用可能な給油所を把握する	129
		2-2	財政班	市本部を通じて、各班に利用可能な給油所を周知する	129
		2-3	財政班	被害状況により、ガソリン等の燃料が不足することが想定されるときは、県本部を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給を依頼する	129
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、 燃料を供給 する	3-1	財政班	確保可能な燃料をもとに、優先供給すべき車両を選定するなど燃料供給計画を作成する	129
		3-2	財政班	燃料供給計画にしたがい、燃料を供給する	129
		3-3	財政班	住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について広報する	129
		3-4	財政班	燃料の供給実施状況を市本部に報告する	129
		3-5	財政班	調達・供給した燃料の記録を作成し、保管する	129

第3 要配慮者対策

(1) 避難所における要配慮者支援

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 市民部、健康福祉部、教育委員会は、要配慮者の避難生活支援体制を確立する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	避難所等に避難している要配慮者数等を把握する	130	
	1-2	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する	130	
	1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者等に協力を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	130	
	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	必要に応じて、市本部に職員派遣等を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	130	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、要配慮者のニーズを把握する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	巡回相談チームを派遣する避難所等を決定する	130	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	130	
	2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	巡回相談チームからの報告をもとに、要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	130	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 市民部、健康福祉部は、要配慮者の避難生活支援等を実施する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたい、対応方針を検討する	130	
	3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する	130	
	3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する	130	
	3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する	130	
	3-5	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要配慮者があるときは、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て移送する	130	

(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖、緊急入所等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部 は、福祉避難所等を開 設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	開設されている避難所の施設管理者と連絡調整し、避難所における福祉避難室の設置可否および福祉避難所開設ニーズを確認する	130	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難室の設置が可能なときは、避難所のニーズに応じた福祉避難室の運営に必要な人材、物資等を確保する	130	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設が必要なときは、市社会福祉協議会と連携し、なごやかセンター、ゆうあいの家、やすらぎの家に福祉避難所の開設可否を確認する	131	資料集 2-8
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会との調整結果を踏まえ、福祉避難所の開設場所を決定する	131	
		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、民間賃貸住宅斡旋業者、旅館・ホテル等と調整し、福祉避難所としての借上げにより不足分を補う	131	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	施設管理者等の協力を得て、福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する	131	
		1-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、市本部に福祉避難所の運営に関する県や国の応援要請を依頼する	131	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
1		1-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設を確認し、市本部および県本部に報告する	131	
		1-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設について広報する	131	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部、健康福祉部は、福祉避難所等を運営する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所へ避難した避難者および家族の避難者名簿を作成する	131	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に整理する	131	
		2-3	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	支援のニーズを踏まえ、専門的人材やボランティアの配置を調整する	131	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	支援のニーズを踏まえ、福祉用具、物資等を調達する	131	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への移送を依頼する	131	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設期間を延長する 場合は、県知事に要請をする	131	
		2-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所運営に関する記録等を作成する	131	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	危機管理局、健康福祉部は、福祉避難所等を閉鎖する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の統廃合を検討する	131	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を受け、残留避難者の受入れ先の調整を行う	131	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難している要配慮者およびその家族に福祉避難所の統廃合について説明する	131	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、避難者を受け入れ先へ移送する	131	
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	131	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
3		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所運営に関する記録等を 整理する	131	
		3-7	危機管理班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の閉鎖完了を市本部お よび県本部に報告する	131	

第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等

(1) 行方不明者の捜索

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	市民部は、 行方不明者の 捜索協力 体制を確立 する	1-1	総合窓口班	中消防署、草津警察署と連絡調整し、住民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	132	
		1-2	総合窓口班	草津警察署から協力要請があった場合は、相談窓口の設置等や捜索への協力体制を確立する	132	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部は、 行方不明者の 捜索に協 力する	2-1	総合窓口班	相談窓口において、住民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	132	
		2-2	総合窓口班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	132	
		2-3	総合窓口班	草津警察署が作成する要捜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	132	
		2-4	総合窓口班	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、捜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	132	

(2) 遺体の発見時の連絡および処理、遺体の収容、遺体の引渡し

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局、政策推進部は、遺体の収容実施体制を確立する	1-1	危機管理班	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う	132	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する	132	
	1-3	危機管理班	葬祭業者に協力依頼し、遺体の収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材、移送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する	132	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、県本部に遺体の収容・処理に関する広域的応援体制の確立や応援派遣の実施を要請する	132	
	1-5	危機管理班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置する	132	
	1-6	広報班	遺体安置所の開設や住民・企業等の協力について広報する	132	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部は、遺体の収容・安置を行う	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、県医療救護班またはその他協力医師等と連絡調整し、検視および検案に協力する	132	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、日本赤十字社が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	132	
	2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	検案を終えた遺体について、草津警察署、地元自治会、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	132	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	132	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	安置された遺体全ての引渡し完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	132	

(3) 遺体の火葬

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 環境経済部は、遺体の火葬計画を作成する	1-1	環境政策班	近隣市（草津市、守山市、野洲市）と連絡調整し、斎場の機能状況を把握する	132	
	1-2	環境政策班	近隣市（草津市、守山市、野洲市）と協力して、葬儀業者の紹介や遺族の要望取りまとめなどを実施する相談窓口を開設する	132	
	1-3	環境政策班	死者数、近隣市の斎場の機能状況を把握する	132	
	1-4	環境政策班	必要に応じて、県本部に滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要綱に基づき、応援を要請する	132	
	1-5	環境政策班	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する	133	
	1-6	環境政策班	葬祭業者等に依頼して、火葬計画にしたがい、遺体搬入車両の確保、斎場への遺体の移送を実施する	133	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 市民部、健康福祉部は、火葬の手続きを行う	2-1	総合窓口班	遺族が確認できる場合は、遺族等に対して、火葬許可証を発行する	133	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	死亡した者の遺族がいない場合や確認できない場合は、関係法規に基づいて火葬手続きを行う	133	
	2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	埋火葬を実施するために必要な埋火葬台帳、埋火葬支出関係書類等を作成する	133	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部は、遺体の火葬を行う	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	関係法規に基づいて、火葬を行う	133	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺品等を引き渡す	133	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	引取り手のない遺骨・遺品や記録（写真撮影を含む）等を一時的に保管する	133	

第5 防疫、保健衛生

(1) 保健活動、災害時食品衛生・環境衛生対策、浴場の利用・供給

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部は、食品衛生管理、食中毒の被害拡大防止等に協力する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の指示・指導に基づき、食品衛生管理に関する情報を発信する	134	
	1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所、社会福祉施設等で食中毒が発生した場合は、県保健医療福祉調整地方本部に通報する	134	
	1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部が実施する立入検査、二次感染予防の啓発等に協力する	134	
	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	中消防署や医療機関と連絡調整し、食中毒患者数等を把握し、市本部に報告する	134	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部は、被災者の健康維持に係る活動体制を確立する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の協力を要請し、各種保険福祉施設の被害状況等を把握し、巡回健康相談、食事の提供支援等の実施方針を立案する	134	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部、草津栗東医師会に依頼して、巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する保健師、管理栄養士、医師等を確保する	134	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班編成、巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	134	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	巡回相談、食事の提供支援等に必要な車両、資機材等を調達する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部は、被災者の健康維持に係る活動を実施する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班を動員して、避難所、社会福祉施設等の巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する	134	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班が実施した被災者の健康維持に係る活動の記録を整理する	134	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	被災者の健康維持に係る活動記録を市本部に報告する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
4	健康福祉部、上下水道事業所は、衛生管理を実施する	4-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 上下水道班	必要に応じて、県地方本部に災害緊急衛生班の派遣を要請し、衛生管理の調査等を依頼する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
5	健康福祉部は、入浴ニーズを把握する	5-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所担当と連携して、避難所等における仮設入浴施設の設置要望等を調査する	134	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
5		5-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	各避難所における仮設入浴施設設置要望箇所数を整理する	134	
		5-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部に仮設入浴施設設置要望箇所数を報告する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
6	健康福祉部は、仮設入浴施設の設置を決定する	6-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	自衛隊の仮設入浴施設の設置基準等を把握するとともに、設置可能な避難所数を整理する	134	
		6-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	確保できる仮設入浴施設等の各避難所への割当基数・優先順位・設置期間等を決定する	134	
		6-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部を通じて、自衛隊に対して仮設入浴施設の設置を依頼する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
7	健康福祉部は、仮設入浴施設の設置状況の情報を提供する	7-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置リストを作成する	134	
		7-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部に仮設入浴施設の設置箇所の広報・報道を依頼する	134	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
7		7-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置広報ポスターを 作成する	134	
		7-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置広報ポスター掲 示し、住民に情報を提供する	134	

(2) 防疫活動

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部 は、防疫活 動体制を確 立する	1-1	健康増進班	防疫活動を必要とする地域を把握し、活動要員、薬剤等の必要量を算出する	134	
		1-2	健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の指導に基づき、活動要員、薬剤等の必要量に応じた防疫班を編成する	134	
		1-3	健康増進班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等をびわこ薬剤師会と連携して決定する	134	
		1-4	健康増進班	防疫活動に必要な人員および車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する	134	
		1-5	健康増進班	必要な人員および車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部に応援を要請する	134	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	健康福祉部 は、防疫活 動を実施す る	2-1	健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部と連携して、県病調査および予防宣伝を実施する	134	
		2-2	健康増進班	必要に応じて、臨時予防接種の実施を県保健医療福祉調整地方本部に要請する	134	
		2-3	健康増進班	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫などの駆除を行う	134	
		2-4	健康増進班	防疫活動記録を作成する	134	
		2-5	健康増進班	防疫活動結果を市本部に報告する	134	

(3) 愛玩動物救護等対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	環境経済部 は、愛玩動物の保護・ 収容活動体制を確立する	1-1	環境政策班	飼い主不明または負傷した愛玩動物（犬、猫など）の発生状況を把握する	135	
		1-2	環境政策班	県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、必要に応じた活動体制を確立する	135	
		1-3	環境政策班	動物等の保護に必要な人員及び車両の手配、捕獲用資機材等を調達する	135	
		1-4	環境政策班	動物等の飼育場所を確保する	135	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部 は、愛玩動物の保護・ 収容活動を行う	2-1	環境政策班	県、草津警察署、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、愛玩動物の保護・収容活動を実施する	135	
		2-2	環境政策班	広域的な応援要請が必要なときは、市本部を通じて県に依頼する	135	
		2-3	環境政策班	愛玩動物の保護・収容活動記録を作成し、市本部に報告する	135	

第6 ライフラインの応急復旧

(1) 電力施設、ガス施設、通信・放送施設、鉄道施設の応急復旧

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	135	資料集 3-30、3-31、3-32、3-33
	1-2	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	135	
	1-3	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめ、広報班に伝達する	135	
	1-4	広報班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の被害、復旧見込みなどを広報する	135	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、政策推進部は、ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況を把握する	135	
	2-2	危機管理班	必要に応じて、電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者の応急復旧対策に協力する	135	
	2-3	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況などをとりまとめ、広報班に伝達する	135	
	2-4	広報班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況などを広報する	135	

(2) 上水道施設の応急復旧

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	上下水道事業所は、上水道施設の被害調査を行う	1-1	上下水道班	下水道、電気、ガス、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の交換を行う	136	
		1-2	上下水道班	上水道施設、管理施設、断水地域・戸数等の緊急調査体制を確立する	136	
		1-3	上下水道班	上水道施設、管理施設、断水地域・戸数、道路被害状況等の被害調査を行い、被害状況を把握する	136	
		1-4	上下水道班	上水道施設の被害調査結果を整理する	136	
		1-5	上下水道班	水道事故報告書を作成し、市本部および県本部に報告する	136	
業務実施時期：発災直後～						
2	上下水道事業所は、上水道施設の応急復旧体制を確立する	2-1	上下水道班	被害調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	136	
		2-2	上下水道班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	136	
		2-3	上下水道班	復旧計画にしたがい、指定給水装置工事事業者の稼働状況を確認するなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	136	
		2-4	上下水道班	必要に応じて、県本部、日本水道協会滋賀県支部等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	136	
		2-5	上下水道班	断水地域や復旧見込み等を住民に広報する	136	
業務実施時期：発災直後～						
3	上下水道事業所は、上水道施設の応急復旧を実施する	3-1	上下水道班	復旧計画にしたがい、上水道施設の応急復旧工事を実施する	136	
		3-2	上下水道班	地下埋設管の復旧については、道路管理者、草津警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	136	
		3-3	上下水道班	上水道施設の復旧状況を整理する	136	
		3-4	上下水道班	上水道施設の復旧状況を市本部および県本部に報告する	136	
		3-5	上下水道班	上水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	136	

(3) 下水道施設の応急復旧

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	上下水道事業所は、下水道施設の被害調査を行う	1-1	上下水道班 上水道、電気、ガス、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等 占用施設の被害状況の交換を行う	136	
		1-2	上下水道班 マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	136	
		1-3	上下水道班 下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	136	
		1-4	上下水道班 マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキュームカーでの排出措置を講じる	136	
		1-5	上下水道班 下水道施設の被害調査結果を整理する	136	
		1-6	上下水道班 下水道事故報告書を作成し、市本部および県下水道課ならびに県流域下水道事務所対策本部に報告する	136	
業務実施時期：発生 24 時間後～					
2	上下水道事業所は、下水道施設の応急調査および応急措置を行う	2-1	上下水道班 緊急調査結果を踏まえ、民間の下水道事業者の協力を得て下水道関係施設の応急調査体制を確立する	136	
		2-2	上下水道班 必要に応じて、県下水道課ならびに県流域下水道事務所対策本部に応援を要請し、応急調査体制を確保する	136	
		2-3	上下水道班 下水道関係施設の応急調査により、管路破断箇所、機能低下区域等を特定する	136	
		2-4	上下水道班 必要に応じて、仮設ポンプによる応急排水や管路機能回復のための応急修理、雨水排水路の仕切りゲートの操作等の応急措置を講じる	136	
		2-5	上下水道班 影響範囲区域の住民に広報する	136	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発生 24 時間後～					
3	上下水道事業所は、下水道施設の応急措置状況を報告する	3-1	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 応急措置を整理する	136	
		3-2	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 応急措置を市本部に報告する	136	
		3-3	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 対応状況を県下水道課ならびに県 流域下水道事務所対策本部へ報 告する	136	
業務実施時期：発生 24 時間後～					
4	上下水道事業所は、下水道施設の 応急復旧体制を確立する	4-1	上下水道班 緊急調査、応急調査結果等をもと に、応急復旧の方針を決定する	137	
		4-2	上下水道班 応急復旧方針にしたがい、要員配 置、資機材調達、作業日程等の情 報を加味した復旧計画を作成する	137	
		4-3	上下水道班 上水道等他の占用地下埋設施設の 被災状況、応急復旧計画等につい てその管理者と相互に連絡調整す る	137	
		4-4	上下水道班 復旧計画にしたがい、民間の下水 道事業者に協力を求めるなど、応 急復旧に投入可能な車両や人員を 確保する	137	
		4-5	上下水道班 必要に応じて、県下水道課ならび に県流域下水道事務所対策本部に 応援を要請し、応急復旧体制を確 保する	137	
業務実施時期：発生 24 時間後～					
5	上下水道事業所は、下水道施設の 応急復旧を実施する	5-1	上下水道班 復旧計画にしたがい、下水道施設 の応急復旧工事を実施する	137	
		5-2	上下水道班 下水道施設の復旧状況を整理する	137	
		5-3	上下水道班 下水道施設の復旧状況を市本部に 報告する	137	
		5-4	上下水道班 下水道施設の応急復旧にかかった 費用を精算する	137	

(4) 農業用集落排水処理施設の応急復旧

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、ライフ ライン施設 の被害状況 を確認する	1-1	農林班	施設管理者から被害情報について 通報があった場合は、県本部に報 告する	137	
		1-2	農林班	施設管理者に緊急調査の実施と被 災状況の把握を要請する	137	
		1-3	農林班	二次災害の危険があると判断され る場合は、施設管理者に緊急措置 の実施を要請する	137	

第2節 復旧への足がかり

第1 住宅対策

(1) 応急仮設住宅の設置・供与

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 建設部は、 応急仮設住宅の建設等 準備を実施する	1-1	住宅班	避難所における被災調査等により、仮設住宅需要を推定する	138	
	1-2	住宅班	関係機関と連絡調整し、市営住宅、県営等の公営住宅、災害時応援協定を締結している民間賃貸住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能な空き室数（公営住宅、民間賃貸住宅等）を把握し、一時入居住宅を確保する	138	
	1-3	住宅班	各部、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認し建設予定地を選定する	138	
	1-4	住宅班	総戸数および募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、建設仮設のほか借上仮設を含め、被災者向住宅供給実施計画案を作成する	138	
	1-5	住宅班	県、国等と協議し、被災者向住宅供給実施計画を決定する	138	
	1-6	住宅班	被災者向住宅供給実施計画にしたがい、県に応急仮設住宅の建設を要請する	138	
業務実施時期：発災2週間後～					
2 健康福祉部、建設部は、 応急仮設住宅入居者を決定する	2-1	住宅班	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	138	
	2-2	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受付窓口を開設する	138	
	2-3	住宅班	被災者向け住宅供給に関する窓口開設に関して広報する	138	

		2-4	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受け付けや相談・苦情等の受け付けを実施する	138	
		2-5	住宅班	健康福祉部や民生委員・児童委員の協力を得て、申込者に対し、審査、抽選等を行い、入居者を決定する	138	
		2-6	住宅班	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	138	
		2-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	応急仮設住宅に入居する要配慮者を整理する	139	
		2-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を要請する	139	
		2-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	要配慮者に対して、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣する	139	
業務実施時期：発災１か月後～						
3	建設部は、 応急仮設住宅の退去を決定する	3-1	住宅班	入居者に応急仮設住宅からの退去を周知する	139	
		3-2	住宅班	入居者の自立に向けた相談窓口を開設する	139	
		3-2	住宅班	入居者の自立に向けた相談窓口の開設を広報する	139	
		3-4	住宅班	住宅の斡旋等を実施する	139	
		3-5	住宅班	入居者から鍵を受け取る	139	

(2) 被災住宅の応急修理

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 建設部は、被災住宅の応急修理の申込受付窓口を開設する	1-1	住宅班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	139	
	1-2	住宅班	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	139	
	1-3	住宅班	被災住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	139	
	1-4	住宅班	被災住宅の応急修理の窓口開設に関して広報する	139	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 建設部は、被災住宅の応急修理の申込みを受付ける	2-1	住宅班	被災住宅の応急修理の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	139	
	2-2	住宅班	被災住宅の応急修理の需要を整理する	139	
	2-3	住宅班	被災住宅の応急修理に関する実施計画を作成する	139	
	2-4	住宅班	必要に応じて、県や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	139	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
3 建設部は、被災住宅の応急修理を実施する	3-1	住宅班	被災住宅の応急修理に関する工事を発注する	139	
	3-2	住宅班	被災住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	139	
	3-3	住宅班	被災住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	139	
	3-4	住宅班	被災住宅の応急修理の実施結果を整理する	139	
	3-5	住宅班	被災住宅の応急修理の実施結果を市本部に報告する	139	

(3) 被災住宅の障害物除去

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1	建設部は、被災住宅の障害物除去の申込受付窓口を開設する	1-1	住宅班 災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	140	
		1-2	住宅班 災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の障害物除去に関する申込受付体制を確立する	140	
		1-3	住宅班 被災住宅の障害物除去に関する申込等の受付窓口を開設する	140	
		1-4	住宅班 被災住宅の障害物除去の窓口開設に関して広報する	140	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2	建設部は、被災住宅の障害物除去の申込みを受付ける	2-1	住宅班 被災住宅の障害物除去の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	140	
		2-2	住宅班 被災住宅の障害物除去の需要を整理する	140	
		2-3	住宅班 被災住宅の障害物除去に関する実施計画を作成する	140	
		2-4	住宅班 必要に応じて、県に協力を要請する	140	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
3	建設部は、被災住宅の障害物除去を実施する	3-1	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事を発注する	140	
		3-2	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事の請負契約を締結する	140	
		3-3	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事監理を実施する	140	
		3-4	住宅班 被災住宅の障害物の除去の実施結果を整理する	140	
		3-5	住宅班 被災住宅の障害物の除去の実施結果を市本部に報告する	140	

第2 災害廃棄物等の処理

(1) 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立、情報収集・連絡調整等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1 危機管理局、環境経済部は、連絡体制を確立する	1-1	危機管理班 環境政策班	市内の被災状況を把握するとともに、職員の参集状況を確認し、市本部と連絡調整を行う。	140	
	1-2	危機管理班 環境政策班 環境施設整備班	連絡・通信手段を確保し、市本部、県、国、廃棄物処理事業団体等との連絡体制を確立する	140	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局、環境経済部は、情報収集・連絡調整を行う	2-1	危機管理班 環境政策班	県、廃棄物処理事業団体等から災害廃棄物処理に関する情報を収集し、連絡調整を行う	140	
	2-2	環境政策班	必要に応じて、職員は現地で直接情報収集を行う	140	

(2) 災害廃棄物等の発生量・要処理量・処理可能量の把握

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	市民部、環境経済部は、災害廃棄物等の発生量等を把握する	1-1	税務班 環境政策班	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	141	
		1-2	環境政策班	避難所の開設状況や避難者数から、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量を把握する	141	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部は、災害廃棄物等の発生量等の見直し状況を把握する	2-1	環境政策班	損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況から、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の見直し状況を把握する	141	
		2-2	環境政策班	避難所の開設状況や避難者数から、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握する	141	

(3) 処理体制の構築

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、一般廃棄物処理施設の現況を把握する	1-1	環境施設整備班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	ライフラインやごみ処理施設の被災状況などから、ごみの現況処理能力や稼働見込を把握する	141	
	1-2	環境施設整備班	施設に被害があるときは、応急修理を行うとともに、市本部および県地方本部を通じて県本部に報告する	141	
	1-3	環境施設整備班	ごみの現況処理能力や稼働見込を市本部に報告する	141	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 環境経済部は、一般廃棄物処理体制を確立する	2-1	環境政策班 環境施設整備班	市内の被災状況を把握するとともに、避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する	141	
	2-2	環境政策班 環境施設整備班	情報をとりまとめ、一般廃棄物の処理方針を決定し、一般廃棄物処理実行計画を作成する	141	
	2-3	環境政策班	処理に必要な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する	141	
	2-4	環境政策班 環境施設整備班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	141	
	2-5	環境政策班	一般廃棄物処理実行計画に基づき一次保管場所、臨時集積場等を確保する	141	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 環境経済部は、生活ごみ等の処理を実施する	3-1	環境政策班	住民に集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等を広報する	141	
	3-2	環境政策班 環境施設整備班	一般廃棄物運搬許可業者によるごみの収集運搬業務を管理する	141	
	3-3	環境政策班 環境施設整備班	生活ごみ等の処理状況を整理する	141	
	3-4	環境政策班 環境施設整備班	生活ごみ等の処理状況を市本部に報告する	141	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 3 時間後～					
4 環境経済部は、し尿処理体制を確立する	4-1	環境政策班	市内の被害状況を把握するとともに、環境衛生センターと連絡調整し、処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	142	
	4-2	環境政策班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況等の情報を収集し、環境衛生センターに報告する	142	
	4-3	環境政策班	環境衛生センターのし尿処理方針にしたがい、必要に応じて、し尿処理に必要な人員、仮設トイレ、し尿運搬車両等を確保する	142	
	4-4	環境政策班	被害が大きく環境衛生センターのみで処理できない場合など、必要に応じて、県地方本部を通じて県本部に応援を要請する	142	
業務実施時期：発災 3 時間後～					
5 環境経済部は、仮設トイレを設置する	5-1	環境政策班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況、上下水道施設の被害状況等の情報から仮設トイレの設置基数、設置場所を決定する	142	
	5-2	環境政策班	仮設トイレが不足する場合は、県本部を通じて他市へ応援を要請する	142	
	5-3	環境政策班	仮設トイレを設置する施設の責任者等にトイレの衛生管理について協力を依頼する	142	
	5-4	環境政策班	仮設トイレの設置状況を整理する	142	
	5-5	環境政策班	仮設トイレの設置状況を環境衛生センターと市本部に報告する	142	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
6	環境経済部は、し尿処理実施状況を把握する	6-1	環境政策班	環境衛生センターと連絡調整し、し尿処理実施状況を把握する	142	
		6-2	環境政策班	し尿処理実施状況結果を整理する	142	
		6-3	環境政策班	し尿処理実施状況結果を市本部に報告する	142	
業務実施時期：発災 1 週間後～						
7	環境経済部は、仮設トイレを撤去する	7-1	環境政策班	市本部より水道施設の復旧状況、避難所の閉鎖状況、仮設トイレの利用状況等を把握する	142	
		7-2	環境政策班	仮設トイレの撤去場所・時期を決定する	142	
		7-3	環境政策班	業者に業務発注し、仮設トイレを撤去する	142	
		7-4	環境政策班	仮設トイレの撤去状況を整理する	142	
		7-5	環境政策班	仮設トイレの撤去状況を市本部に報告する	142	

(4) 住民への情報提供、災害ボランティアへの情報提供

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、情報を 提供する	1-1	環境政策班 環境施設整備班	災害廃棄物等の収集・分別方法、 仮置場の設置場所・運用ルール、 不適正処理防止、相談窓口、有害 廃棄物への対応、災害ボランティア に関する情報等について住民へ 情報を提供する	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	市災害ボランティアセンター等と 連携し、市が定めた災害廃棄物等 の分別方法や搬出方法、搬出先(仮 置場)、保管方法、安全上の注意事 項等について災害ボランティアへ 情報を提供する	142	

(5) 災害廃棄物等の処理に係る応援要請

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、応援の 要請を行う	1-1	環境政策班 環境施設整備班	必要に応じて、県地方本部を通じ て、県本部に応援を要請する	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	災害廃棄物等の処理が困難となっ た場合は、地方自治法に基づいて 県に事務の代行等を要請する	142	

(6) 災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	環境経済部は、災害廃棄物処理体制を確立する	1-1	環境政策班 環境施設整備班	市内の被災状況を把握するとともに、職員の参集状況を確認し、市本部と連絡調整を行う。	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	国の財政措置の制度や補助金の申請手続きについて把握する	142	
		1-3	環境政策班	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	142	
		1-4	環境政策班	情報をとりまとめ、災害廃棄物の処分場、暫定仮置場、一次仮置場、二次仮置場、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画作成する	142	
		1-5	環境政策班	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認し、処理に必要な車両や人員を確保する	142	
		1-6	環境政策班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	142	
		1-7	環境政策班	災害廃棄物処理実行計画に基づき暫定仮置場、一次仮置場、二次仮置場等を設営する	142	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部は、災害廃棄物処理を実施する	2-1	環境政策班	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する	142	
		2-2	環境政策班	業者に発注した分別業務や運搬業務を監理する	142	
		2-3	環境政策班	災害廃棄物の処理状況を整理する	142	
		2-4	環境政策班	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告する	142	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3	環境経済部 は、解体・撤 去の申込受 付窓口を開 設する	3-1	環境政策班	廃棄物の処理および清掃に関する 法律に基づく 特別措置の適用を確 認する	143
		3-2	環境政策班	廃棄物の処理および清掃に関する 法律に基づく 特別措置が適用され たときは、被災建築物の解体・除去 に関する申込受付体制を確立する	143
		3-3	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去に関する 申込等の受付窓口を開設する	143
		3-4	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去の窓口開 設に関して広報する	143
業務実施時期：発災 72 時間後～					
4	環境経済部 は、解体・撤 去の申込み を受付ける	4-1	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去の申込受 付けや相談・ 苦情等の受け付けを実 施する	143
		4-2	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去の需要を 整理する	143
		4-3	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去の実施計 画を作成する	143
業務実施時期：発災 72 時間後～					
5	環境経済部 は、解体・撤 去および環 境対策を実 施する	5-1	環境政策班	被災建築物の解体・ 除去に関する 廃棄物の処理方針（アスベストそ の他有害物資の安全管理）につい て、県と調整する	143
		5-2	環境政策班	解体・撤去に関する委託業務を発 注し、請負契約を締結する	143
		5-3	環境政策班	解体・撤去に関する委託業務の監 理を実施する	143
		5-4	環境政策班	必要に応じて、県と連携し、有害 物質の種類・量（濃度）や粉じん 等のモニタリング調査を実施する	143
		5-5	環境政策班	解体・撤去の実施結果を整理する	143
		5-6	環境政策班	解体・撤去の実施結果を市本部に 報告する	143

※なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針等を踏
まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。

第3 学校等における応急対策

(1) 児童等の安否確認

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	こども家庭局、教育委員会は、児童等、教職員等の安否を確認する	1-1	幼児班 教育総務班 学校教育班	校・園長等と連絡調整し、児童等、職員等の安否を確認する	144	資料集 3-34
		1-2	幼児班 教育総務班 学校教育班	児童等、職員等の安否情報を整理する	144	
		1-3	幼児班 教育総務班 学校教育班	児童等、職員等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	144	
		1-4	幼児班 教育総務班 学校教育班	安否不明の児童等、職員等について、各校・園長、消防団、草津警察署等と連携して、搜索する	144	

(2) 文教施設等の応急対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 3 時間後～						
1	こども家庭局、教育委員会は、所管する文教施設等の被害状況を把握する	1-1	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	144	
		1-2	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等を実施し、二次災害等危険度を評価する	144	
		1-3	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	144	
		1-4	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	144	
		1-5	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する	144	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 3 時間後～						
2	こども家庭局、教育委員会は、所管する文教施設等の応急修理を行う	2-1	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	144	
		2-2	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる	144	
		2-3	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	144	
		2-4	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する	144	
		2-5	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、実施した対応状況を県本部へ報告する	144	

(3) 応急教育

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	教育委員会は、応急教育を実施する	1-1	教育総務班 学校教育班	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する	144	
		1-2	教育総務班 学校教育班	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、連絡協議会を設置するなど実施体制を確立する	144	
		1-3	教育総務班 学校教育班	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する	144	
		1-4	教育総務班 学校教育班	市内に適切な施設がないときなど、必要に応じて、応急仮校舎の建設、県本部へのあっせん要請等により施設を確保する	144	
		1-5	教育総務班 学校教育班	災害により教職員等が不足する場合は、学校間における教職員の応援、県本部への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなどの調整を実施する	144	

(4) 応急保育

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	こども家庭局は、応急保育を実施する	1-1	幼児班	各園長より、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する	144	
		1-2	幼児班	保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整を行い、応急保育を実施する	144	
		1-3	幼児班	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該園長に自宅待機等の措置を指示する	144	
		1-4	幼児班	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、園長を通じて保護者に連絡する	144	

(5) 教科書等の調達および支給

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 2 週間後～						
1	教育委員会は、児童・生徒等に対する援助を実施する	1-1	学校教育班	学校長等と連絡調整し、教科書・学用品を喪失または損傷した就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	145	
		1-2	学校教育班	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、県本部に報告し、供給を受ける	145	
		1-3	学校教育班	供給を受けた教科書・学用品等について、学校を通じて、を就学上支障のある児童・生徒に支給する	145	
		1-4	学校教育班	必要に応じて、授業料等の減免など、児童・生徒等の援助を行う	145	

第4 文化財の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 教育委員会は、文化財の応急対策実施体制を確立する	1-1	スポーツ・文化振興班	文化財所有者または管理者から市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報を速やかに収集する	145	資料集 2-41
	1-2	スポーツ・文化振興班	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	145	
	1-3	スポーツ・文化振興班	市内の指定文化財の被害状況についてとりまとめ、市本部、県本部に報告する	145	
	1-4	スポーツ・文化振興班	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	145	
	1-5	スポーツ・文化振興班	県本部、文化庁等と連絡調整し、文化財の応急措置に必要な人員（専門ボランティア）、資機材等を確保し、実施体制を確立する	145	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 教育委員会は、文化財の応急措置を行う	2-1	スポーツ・文化振興班	確立した応急対策実施体制（文化財所有者、管理者および関係機関・団体・ボランティア等）間で連携・協力し、文化財の応急措置を実施する	145	
	2-2	スポーツ・文化振興班	必要に応じ、移動可能な文化財で被害が著しいときは、被災文化財の仮保管場所を確保し、一時的に安全な場所に移動する	145	
	2-3	スポーツ・文化振興班	文化財の応急措置に関する実施記録を作成する	145	
	2-4	スポーツ・文化振興班	文化財の応急措置に関する実施状況を市本部、県本部に報告する	145	

第5 ボランティアの受入れ

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの設置について検討する	1-1	自治振興班 社会福祉班	多数の災害ボランティア派遣要請や災害ボランティアの申し出等の情報を参考に、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置場所（原則、栗東市総合福祉保健センター内）、設置時期について検討する	145	
	1-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等について市本部に具申する	145	
	1-3	自治振興班 社会福祉班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等を確認する	145	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの開設準備を行う	2-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する	146	
	2-2	自治振興班 社会福祉班	設置場所（原則、栗東市総合福祉保健センター内）に災害ボランティアセンターの会場を設営する	146	
	2-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフを確保する	146	
	2-4	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する	146	
	2-5	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの開設を確認し、市本部に報告する	146	
	2-6	自治振興班 社会福祉班	県社会福祉協議会等の関係団体へ協力を依頼する	146	
	2-7	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの開設について、広報する	146	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、市民部、健康福祉部は、災害ボランティア活動状況を管理する	3-1	自治振興班 社会福祉班	市本部と連絡調整し、市全体のボランティアニーズを把握する	146	
	3-2	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアの受付状況を把握する	146	
	3-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制等を確認する	146	
	3-4	自治振興班 社会福祉班	インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、災害ボランティアを募集する	146	
	3-5	自治振興班 社会福祉班	特定の専門技能を有するボランティア(被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等)の派遣が必要なときは、市本部に要請する	146	
	3-6	危機管理班	県地方本部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する	146	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
4 市民部、健康福祉部は、災害ボランティア活動支援を行う	4-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアセンター運営状況を把握する	146	
	4-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフが不足する場合は、市本部に調整を依頼する	146	
	4-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材が不足する場合は、市本部に調整を依頼する	146	
	4-4	自治振興班 社会福祉班	必要に応じて、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する	146	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
5	市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する	5-1	自治振興班 社会福祉班	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター閉鎖時期について検討する	146
		5-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンター閉鎖時期等について市本部に具申する	146
		5-3	自治振興班 社会福祉班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター閉鎖時期等を確認する	146
業務実施時期：発災１週間後～					
6	市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターを閉鎖する	6-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する	146
		6-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	146
		6-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する	146
		6-4	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの閉鎖について広報する	146

第6 義援金品の配分

(1) 義援金の募集・配分

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 健康福祉部 は、義援金 を募集する	1-1	社会福祉班	県、日本赤十字社、県共同募金会 等の関係団体と募集・配分委員会 を結成する	147	
	1-2	社会福祉班	募集・配分委員会において決定さ れる義援金の募集方法、募集期間、 広報方法等を確認する	147	
	1-3	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援 金の受付・保管、配分の実施体制 を確立する	147	
	1-4	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、受付 窓口や振込み指定口座を開設する	147	
	1-5	社会福祉班	義援金の募集に関する広報を実施 する	147	
	1-6	社会福祉班	必要に応じて、市社会福祉協議会 と連携して、市独自の義援金の募 集を実施する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 健康福祉部 は、義援金 を受付・保 管する	2-1	社会福祉班	義援金の提供を受付けたときは、 領収書を発行し、帳簿等を整備す る	147	
	2-2	社会福祉班	県が結成した協議会等へ引き継ぐ までは金融機関等へ預け入れる等 確実な方法で受付けた義援金を一 時保管する	147	
	2-3	社会福祉班	義援金の受付状況を整理する	147	
	2-4	社会福祉班	市本部・協議会に義援金の受付状 況を報告する	147	

応急・復旧期の共通マニュアル
第2節 復旧への足がかり

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 か月後～						
3	健康福祉部 は、義援金 を配分する	3-1	社会福祉班	協議会で決定された配分方針を確認する	147	
		3-2	社会福祉班	市本部が把握する被災者状況を確認する	147	
		3-3	社会福祉班	協議会で決定した配分方針にしたがい、市に配分された義援金を被災者へ配分する	147	
		3-4	社会福祉班	義援金の収納額や用途を整理する	147	
		3-5	社会福祉班	義援金の収納額や用途の整理結果を広報する	147	

(2) 義援物資の募集・配分

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	健康福祉部 は、義援物 資を募集す る	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	被災地の状況を把握し、概ね被災 地に必要とされる物資、不要な物 資の量等の情報を整理する	147	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部と調整し、義援物資募集品 目を決定する	147	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会と調整し、義援 物資の受付・保管、配分の実施体 制を確立する	147	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会と調整し、物資 集積拠点に受付窓口(物資送り先) を開設する	147	
		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	ホームページ、テレビ、ラジオ、 新聞等の報道機関で義援物資の募 集を広報する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	健康福祉部 は、義援物 資を受付・ 保管する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の提供を受付けたとき は、受領書を発行し、帳簿等を整 備する	147	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	物資集積拠点に義援物資を一時保 管する	147	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の受付状況を整理する	147	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の受付状況を市本部に報告する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部 は、義援物資を配分・ 配布する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所ニーズ等を把握し、受付けた義援物資の配分計画を作成する	147	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	配分計画にしたがい、義援物資を避難所等へ配分・配布する	147	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の配分結果を整理する	147	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の配分結果の広報する	147	

第3節 被災者の生活再建支援

第1 市民生活の支援

(1) 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 市民部は、 罹災証明書 発行の準備 を行う	1-1	総合窓口班	罹災証明書の発行業務の実施体制を確立する	151	
	1-2	総合窓口班	相談窓口内に罹災証明書発行窓口を開設する	151	
	1-3	総合窓口班	必要に応じて、他部・他自治体・専門ボランティア、県（家屋被害認定士）等と連携して、調査に必要な調査員・備品を確保する	151	
	1-4	総合窓口班	罹災証明書の発行窓口の開設について広報する	151	
	1-5	総合窓口班	罹災証明書発行窓口において罹災証明書発行申請を受付ける	151	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 市民部は、 災害に係る 住家の被害 認定調査を 実施する	2-1	税務班	被害の概要を把握し、罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施体制を確立する	151	資料集 4-1
	2-2	税務班 総合窓口班	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	151	
	2-3	税務班	必要に応じて、県、他自治体応援職員、専門ボランティア等と連携して、調査に必要な調査員・備品を確保する	151	
	2-4	税務班	罹災証明書の発行に係る被害認定調査を実施する	151	
	2-5	税務班	罹災証明書の発行に係る被害認定調査の実施結果を整理する	151	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
3	市民部は、 罹災証明書 を発行する	3-1	総合窓口班 被害認定調査結果と照合し、罹 災証明書を発行する（1世帯1 通）	151	資料集 4-2
		3-2	総合窓口班 被害家屋が多く、市単独では円 滑な罹災証明の発行業務が困難 なときは、県等に応援職員の派 遣を要請する	151	
		3-3	総合窓口班 災害時の混乱のより発行が困 難、判定結果に不服がある場合 等は、必要に応じて、税務班に 再調査を依頼する	151	
業務実施時期：発災１週間後～					
4	市民部は、 被災者台帳 を作成する	4-1	税務班 総合窓口班 罹災証明書の発行情報を一元的 に管理する	151	
		4-2	税務班 総合窓口班 住家の被害認定調査や固定資産 課税台帳をもとに、健康福祉部 と連携して、被災者台帳を作成 する	151	
		4-3	税務班 総合窓口班 被災者台帳データを全庁的に共 有する	151	資料集 4-3

(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	健康福祉部は、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談窓口を開設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、生活福祉金等）の支給や貸付に関する条件や手続きを把握する	151	資料集 4-4、4-5、4-6、4-7
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談体制を確立する	151	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、生活福祉金等）の支給や貸付に関する広報資料を作成する	151	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談窓口を開設する	151	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	健康福祉部は、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談に対応する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	152	
		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	各種相談、申請情報を整理する	152	

(3) 被災者生活再建支援金の支給

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	危機管理局 は、被災者 生活再建支 援金の支給 に関する相 談窓口を開 設する	1-1	危機管理班	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金および滋賀県被災者生活再建支援制度※の支給に関する条件や手続きを把握する	152	資料集 4-8、4-9
		1-2	危機管理班	被災者生活再建支援金の支給に関する相談体制を確立する	152	
		1-3	危機管理班	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金および滋賀県被災者生活再建支援制度の支給に関する広報資料を作成する	152	
		1-4	危機管理班	被災者生活再建支援金の支給に関する相談窓口を開設する	152	
業務実施時期：発災 1 週間後～						
2	危機管理局 は、被災者 生活再建支 援金の支給 に関する相 談に対応す る	2-1	危機管理班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
		2-2	危機管理班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続き（資金の支給）を行う	152	
		2-3	危機管理班	各種相談、申請情報を整理する	152	

※県制度を活用するときは支援制度要綱を作成

(4) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	市民部、健康福祉部は、税金や保険料等の猶予・減免等に関する相談窓口を開設する	1-1	税務班 長寿福祉班 保険年金班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する条件や手続きを把握する	152	
		1-2	税務班 長寿福祉班 保険年金班	災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する相談体制を確立する	152	
		1-3	税務班 長寿福祉班 保険年金班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する広報資料を作成する	152	
		1-4	税務班 長寿福祉班 保険年金班	災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する相談窓口を開設する	152	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	市民部、健康福祉部は、税金や保険料等の猶予・減免等に関する相談に対応する	2-1	税務班 長寿福祉班 保険年金班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
		2-2	税務班 長寿福祉班 保険年金班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	152	
		2-3	税務班 長寿福祉班 保険年金班	各種相談、申請情報を整理する	152	

第2 住宅の復興

(1) 住宅復興計画の策定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 建設部は、 住宅復興計画を策定する	1-1	住宅班	県と連携して、持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき住宅の全壊・半壊等の被害状況を調査・把握する	152	
	1-2	住宅班	復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する	152	
	1-3	住宅班	市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるときは、区域の指定を行い、建築の制限を行う	152	

(2) 公営住宅等の建設・活用、被災者住宅の再建支援、住宅再建に関する相談・情報提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～					
1	建設部は、 住宅の再建 支援に係る 相談窓口を 開設する	1-1	住宅班 災害復興住宅資金や災害特別貸 付金の融資制度に関する条件や手 続きを把握する	153	
		1-2	住宅班 県や住宅金融支援機構と連携し て、住宅の再建支援に関する相談 体制を確立する	153	
		1-3	住宅班 災害復興住宅資金や災害特別貸 付金の融資制度に関する広報資料 を作成する	153	
		1-4	住宅班 住宅の再建支援に関する相談窓口 を開設する	153	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
2	建設部は、 住宅の再建 支援に係る 相談に対応 する	2-1	住宅班 相談窓口において、各種相談、申 請を受付ける	153	
		2-2	住宅班 相談、申請内容に応じて、適切な 指導・助言等を行うとともに、必 要な手続きを行う	153	
		2-3	住宅班 各種相談、申請情報を整理する	153	
		2-4	住宅班 必要に応じて、災害公営住宅の空 き室の有効利用や公的賃貸住宅へ の特例入居等の措置、災害公営住 宅の新規建設等を検討する	153	

(3) 市税の減免等の措置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	市民部、建設部は、市税の減免等の措置を図る	1-1	税務班 住宅班	必要に応じて、被災した不動産に対する市税の減免等を検討する	153	
		1-2	税務班 住宅班	市税の減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	153	

第3 雇用の安定と雇用機会の確保

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	環境経済部 は、雇用の 安定を確保 する	1-1	商工観光労政班	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する	153	
		1-2	商工観光労政班	雇用の確保対策が必要なときは、県に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	153	
		1-3	商工観光労政班	県、滋賀労働局等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	153	
		1-4	商工観光労政班	県、滋賀労働局等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	153	

第4 郵政事業の特例措置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	危機管理局は、日本郵便株式会社の災害特別事務扱いなどについて周知する	1-1	危機管理班	日本郵便株式会社から郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援についての情報を収集する	154	
		1-2	危機管理班	日本郵便株式会社が郵政事業に係る災害特別事務扱いなどを実施したときは、住民にその内容を周知する	154	

第5 治安の確保および交通対策

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	危機管理局 は、暴力団 等の排除措 置を徹底す る	1-1	危機管理班	復旧・復興事業に関する全ての事 務事業について、受注者や下請業 者等を把握する	154	
		1-2	危機管理班	草津警察署と連携して、復旧・復 興事業からの暴力団排除活動の徹 底に努める	154	

(2) 交通対策、防犯対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	危機管理局、建設部は、交通対策を実施する	1-1	危機管理班 道路・河川班	県、草津警察署、道路管理者と連携し、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する	154	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	危機管理局、建設部は、防犯対策を実施する	2-1	危機管理班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、防犯活動が必要な地域等を把握する	154	
		2-2	危機管理班 道路・河川班	草津警察署と連携し、被災地や指定避難所の周辺のパトロール等を実施する	154	

第4節 企業等の再建支援

第1 商工業の再建支援

(1) 被災状況の把握、再建資金の融資

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1	環境経済部 は、被災状 況を把握 し、再建資 金の融資制 度について 把握する	1-1	商工観光労政班 県、栗東市商工会等と連携して、 市内商工業者の被災状況を把握す る	155	
		1-2	商工観光労政班 県、栗東市商工会、日本政策金融 公庫、金融機関等と連携して、商 工業者の再建資金に関する制度利 用条件や手続きを把握する	155	

(2) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	市民部、環境経済部は、商工業者の市税の徴収猶予・減免等の措置を図る	1-1	税務班 商工観光労政班	法令、条例の規定に基づいて、市税の期限延長、徴収猶予および減免等を検討する	155	
		1-2	税務班 商工観光労政班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		1-3	税務班 商工観光労政班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について商工業者に周知する	155	

(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	環境経済部は、商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	1-1	商工観光労政班	商工業者の再建資金に係る相談体制を確立する	155	
		1-2	商工観光労政班	商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	155	
		1-3	商工観光労政班	商工業者の再建資金に関する広報資料を作成する	155	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	環境経済部は、商工業者の再建資金に係る相談に対応する	2-1	商工観光労政班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	155	
		2-2	商工観光労政班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	155	
		2-3	商工観光労政班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		2-4	商工観光労政班	相談、申請情報を一元的に管理する	155	

第2 農林業の再建支援

(1) 被災状況の把握、再建資金の融資

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1	環境経済部 は、被災状 況を把握 し、再建資 金の融資制 度について 把握する	1-1	農林班 農業委員会事務局班	関係機関と連携して、市内各地の 農林業に関する被災状況を把握す る	155
		1-2	農林班 農業委員会事務局班	県、滋賀県農業共済組合、レーク 滋賀農業協同組合、日本政策金融 公庫等と連携して、農林水産業の 緊急支援資金に関する制度利用条 件や手続きを把握する	155

(2) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	市民部、環境経済部は、農林業者の市税の徴収猶予・減免等の措置を図る	1-1	税務班 農林班 農業委員会事務局班	法令、条例の規定に基づいて、市税の期限延長、徴収猶予および減免等を検討する	155	
		1-2	税務班 農林班 農業委員会事務局班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		1-3	税務班 農林班 農業委員会事務局班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について農林業者に周知する	155	

(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	環 境 経 済 部は、農林 水産業の緊 急 支 援 資 金に係る相 談窓口を開 設する	1-1	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に係る 相談体制を確立する	156	
		1-2	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に係る 相談窓口を開設する	156	
		1-3	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に関す る広報資料を作成する	156	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	環 境 経 済 部は、農林 水産業の緊 急 支 援 資 金に係る相 談に対応す る	2-1	農林班 農業委員会事務局班	被災者の相談に統一的に対応する ために、関係機関や国、県と協議 し、相談・指導内容について協議を 行う	156	
		2-2	農林班 農業委員会事務局班	相談窓口において、各種相談、申 請を受付ける	156	
		2-3	農林班 農業委員会事務局班	相談、申請内容に応じて、適切な 指導・助言等を行うとともに、必 要な手続きを行う	156	
		2-4	農林班 農業委員会事務局班	相談、申請情報を一元的に管理す る	156	

第5節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業に係る査定

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	総務部、施設を所管する部は、査定計画を策定する	1-1	施設を所管する班	各種災害復旧事業制度等を把握する	157	
		1-2	財政班	災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定する	157	
		1-3	財政班	国、県等に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査の実施を要請する。	157	

第2 激甚災害の指定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、調査に協力する	1-1	危機管理班	市内の被害状況を速やかに調査する	157	
	1-2	危機管理班	県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する	157	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 総務部は、激甚災害等に係る財政措置を実施する	2-1	財政班	激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成する	158	
	2-2	財政班	県の関係部局に特別財政援助額の交付に係る調書等を提出する	158	

第3 災害復旧資金計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
1	総務部は、 資金計画を 策定する	1-1	財政班	応急対策、復旧対策に関する予算 の設置、災害関連財政支出の管理、 被害総額の集計等の一連の災害財 務に関する担当者を配置する	158
		1-2	財政班	災害応急対策および災害復旧事業 の実施に必要な経費を調査し、全 体の資金量を把握する	158
		1-3	財政班	各部が活用する各種災害復旧事業 制度等を把握する	158 復旧・復 興ハンド ブック参 照
		1-4	財政班	各種災害復旧事業制度、地方債制 度および地方交付税制度等を踏ま え、資金計画を策定する	158
業務実施時期：発災１週間後～					
2	総務部は、 各部と連携 して、復旧・ 復興財源を 確保する	2-1	財政班	普通交付税の繰上交付、災害復旧 費に係る地方債の元利償還金の算 入、特別交付税の交付および起債 等、地方財政措置制度に基づき必 要な措置を講ずる	158
		2-2	財政班	現行の法制度に基づく事業制度お よび措置等では十分な対応が図れ ないときは、国へ特別措置等を要 望する	158
		2-3	財政班	一時的に資金が不足する場合は、 金融機関からの一時借入金または 地方財務局からの災害応急融資に より、必要資金を確保する	158
		2-4	財政班	必要に応じて、復興基金を設立す る	158

第4 災害復旧事業の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、災害復旧事業計画を作成する	1-1	危機管理班	庁内に災害復旧事業計画策定のプロジェクトチームを設置する	158	
	1-2	危機管理班	災害復旧方針を作成する	158	
	1-3	危機管理班	災害復旧方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	158	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 施設を所管する部は、災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	2-1	施設を所管する班	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	158	資料集 4-12、4-13
	2-2	施設を所管する班	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	158	
	2-3	施設を所管する班	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	158	
	2-4	施設を所管する班	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	158	
	2-5	施設を所管する班	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	158	
業務実施時期：発災1週間後～					
3 施設を所管する部は、災害復旧事業を実施する	3-1	施設を所管する班	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	158	
	3-2	施設を所管する班	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	158	
	3-3	施設を所管する班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	158	
	3-4	施設を所管する班	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	158	

第6節 災害復興

第1 計画的な地域復興の推進

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、災害復興本部を設置する	1-1	危機管理班	災害復興体制整備の必要性を検討する	159	
	1-2	危機管理班	市本部の決定を受け、災害復興本部を組織化する	159	
	1-3	危機管理班	災害復興本部会議の設置を県および関係機関に連絡する	159	
	1-4	危機管理班	災害復興本部会議の設置を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 危機管理局は、災害復興本部を運営する	2-1	危機管理班	本部長、本部員と災害復興本部会議の開催場所、日時、参加者等を調整する	159	
	2-2	危機管理班	災害復興本部会議の開催を案内する	159	
	2-3	危機管理班	災害復興本部会議に必要な資料を準備する	159	
	2-4	危機管理班	災害復興本部会議を開催する	159	
	2-5	危機管理班	災害復興本部会議の決定事項を県および関係機関に連絡する	159	
	2-6	危機管理班	災害復興本部会議の決定事項を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災1か月後～					
3 危機管理局は、災害復興計画を作成する	3-1	危機管理班	庁内に災害復興計画策定のプロジェクトチームを設置する	159	
	3-2	危機管理班	学識経験者、住民等の参画を得ながら、災害復興検討委員会を設置する	159	
	3-3	危機管理班	災害復興検討委員会において、災害復興方針を作成する	159	
	3-4	危機管理班	災害復興方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	159	

応急・復旧期の共通マニュアル
第6節 災害復興

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
3		3-5	危機管理班	災害復興計画案を災害復興本部会議に諮り、計画決定する	159	
		3-6	危機管理班	災害復興計画を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災 1 か月後～						
4	危機管理局は、災害復興事業を推進する	4-1	危機管理班	災害復興計画にしたがい、分野ごとの事業計画を策定する	159	
		4-2	危機管理班	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する	159	
		4-3	危機管理班	必要に応じて、県各部局受援担当に他地方公共団体への職員の派遣要請を行う	159	
		4-4	危機管理班	各部の実施する災害復興事業の進捗を確認し、災害復興状況を整理する	159	
		4-5	危機管理班	災害復興状況を県および関係機関に報告する	159	
		4-6	危機管理班	災害復興状況を住民に広報する	159	

第2 原子力災害時の中長期対策

(1) 環境放射線モニタリングへの協力、影響調査の実施等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、環境放射線モニタリングに協力する	1-1	危機管理班	原子力緊急事態解除宣言後も引き続き県防災危機管理局と連絡調整し、県の環境放射線モニタリング結果を把握する	160	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、県が実施する環境放射線モニタリングの結果の公表に協力する	160	
	1-3	危機管理班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果を県に報告する	160	
	1-4	危機管理班	環境放射線モニタリング結果について、ホームページ等により公表する	160	
業務実施時期：発災1か月後～					
2 市民部は、災害地域住民の記録を再発行する	2-1	総合窓口班	避難および屋内退避を行ったときで、本市から他市町村に避難した被災者があるときは、連絡窓口を設置する	160	
	2-2	総合窓口班	被災者からの連絡を受け、氏名、避難元の住所、避難先の所在地、連絡先等を確認する	160	
	2-3	総合窓口班	被災地住民登録票を作成していた者から書類の再発行の申請があるときは、記録を確認したのちに再発行する	160	

(2) 風評被害等の影響の軽減

業務	手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
1	環境経済部は、風評被害などの影響を削減する	1-1	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県防災危機管理局と連携して、農地等の環境放射線モニタリングを実施する	160
		1-2	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内農産物の安全性を全国に情報発信する	160
		1-3	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、旅行客誘致に大きな役割を果たす旅行エージェント、旅行雑誌等に対して個別に情報提供を行う	160
		1-4	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	市内産農産物、地場産品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより経済の復興を図る	160

(3) 各種制限措置の解除

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１か月後～						
1	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、各種制限措置の解除を行う	1-1	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	県（各事業担当課）との連絡調整により、当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を確認する	160	
		1-2	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を各班に周知する	160	
		1-3	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	水源および飲料水の飲用に関する情報を広報車により広報する	160	
		1-4	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	汚染地区の住民、J A、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等の解除を周知する	160	
		1-5	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	解除された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置に関する情報を整理する	160	
		1-6	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限、交通規制の解除について、広報する	160	

(4) 被災者等の生活再建等の支援

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 か月後～						
1	危機管理局、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部は、被災者等の生活再建等を行う	1-1	危機管理班 住宅班	県(各事業担当課)等と連携して、住まいの確保及び生活資金等の支給の仕組みを構築する	160	
		1-2	危機管理班 総合窓口班 健康増進班 商工観光労政班	特に被災中小企業等に対する支援、心身の健康相談、その他住民からの様々な相談内容に対応できるよう、各部門から弾力的、集中的に職員を配置する	160	
		1-3	危機管理班 総合窓口班	被災者の相談に統一的に対応するために、県(各事業担当課)等と協議し、相談・指導内容について協議を行う	160	
		1-4	危機管理班 総合窓口班	各種相談に対応し、必要な情報や支援・サービスを提供する	160	

地域住民マニュアル

第1節 風水害等の対策

第1 情報の収集

大雨や長雨、台風接近時は、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて、気象庁が発表する防災気象情報や市が発令する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）などに注意する。

また、自宅や地域の災害危険性、発表される以下の警戒レベルを目安にとるべき行動を考える。

なお、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気づいたら、周囲の人に知らせ、市役所または中消防署に通報する。

■警戒レベル1

気象庁から「早期注意情報」が発表されたときは、防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

■警戒レベル2

気象庁から「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表されたときは、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

■警戒レベル3

市から「高齢者等避難」が発令されたときは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がい者、避難を支援する者などは危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿い、浸水しやすい局所的に低い土地に居住する者や避難先が遠方にある場合は、準備が整い次第、早めの避難に努める。

なお、それ以外の者は、いつでも避難できるように準備する。

■警戒レベル4

市から「避難指示」が発令されたときは、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

なお、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行う。

■警戒レベル5

市から「緊急安全確保」が発令されたときは、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。

なお、警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい場合があるため、空振りをおそれずに、レベル3、レベル4の段階で安全・確実な避難に努める。

第2 避難

自宅周辺に避難情報(高齢者等避難、避難指示)、緊急安全確保が発令された場合には、状況を見極めて、あらかじめ指定された指定緊急避難場所・指定避難所に避難を行う。

特に、高齢者、障がい者等の避難に時間を要する者は、移動時間を考えて早めの避難行動に努める。

また、地域で協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難の手助けに努める。

なお、指定緊急避難場所・指定避難所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断するときは、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行う。

また、避難情報が発令されていない場合においても、夜間に台風の接近が予想されているときなどは、必要に応じて、自主避難を検討する。

自主避難を希望するときは、自主避難所の開設状況などホームページや市(危機管理課)を確認する。

第3 避難所運営

一時的(短期)に避難が終了すると想定される場合は、避難所派遣職員、施設管理者が実施する避難所運営に積極的に協力する。

また、住居を失うなど、長期の避難が想定される場合には、避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営する。

なお、避難所の運営は、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見の反映に努める。

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの支援に努める。

第2節 地震災害対策

第1 情報の収集

大きな地震が発生したときは、市の防災行政無線や緊急速報メールを通じて発信される情報を確認し、身の安全を守る。

なお、被害状況（人的被害、火災、がけ崩れ、建物、道路・橋等の被害）に気づいたら、周囲の人に知らせ、市役所または中消防署に通報する。

特に、災害による混乱が著しいときは、テレビやラジオなどの公共放送や市が発信する生活関連情報等から正確な情報を得るなど、流言飛語に注意する。

第2 出火防止、初期消火

大きな地震が発生したときは、火災が多数発生し、公的防災機関だけでは十分な消火活動ができないことが予想される。

このため、万一出火したときは、近隣住民に周知し、可能な限り初期消火や延焼防止活動を行う。

ただし、火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。

第3 救出・救護

大きな地震が発生したときは、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生し、公的防災機関だけでは十分な救出救助活動ができないことが予想される。

このため、万一多数の生き埋め者が発生したときは、近隣住民や自主防災組織と連携して、可能な限り救出・救助活動を行う。

また、必要に応じて、負傷者の応急手当や重傷者の病院への搬送等に協力する。

第4 避難

避難するときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。

また、可能な限り車両の使用を控え、徒歩で避難する。

さらに、地域で協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難の手助けに努める。

なお、市外の職場や学校にいて、地震に伴う鉄道の運休等により帰宅できない場合は、むやみに行動せず、職場や学校にとどまる。

第5 避難所運営

避難者となったときは、避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営する。

なお、避難所の運営は、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見の反映に努める。

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの支援に努める。

第6 給食・給水

避難所では、ボランティア等の協力を得て、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害の防止に努める。

なお、給水・給食にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る者、帰宅困難者となった地域外の者等の避難所外被災者についても、支援の対象とする。

さらに、給水・給食にあたっては、高齢者や病人、乳幼児、自分で水や食事を取りにくることができない者、アレルギー体質の者（食事の原材料の表示等）等、様々な事情を抱えている人への配慮に努める。

資料編

資料集

資料集

目次

第1章 総則に係る資料.....	1
1-1 市および防災関係機関が処理すべき業務	3
1-2 地形、地質に関する資料	13
1-3 気象に関する資料	22
1-4 近年の人口統計資料.....	26
1-5 近年の家屋状況の推移.....	29
1-6 近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数	31
1-7 栗東市の主な風水害.....	33
1-8 野洲川下流浸水想定区域図.....	35
1-9 野洲川上流・杣川浸水想定区域図.....	36
1-10 草津川浸水想定区域図	37
1-11 地先の安全度マップ(県がシミュレーションにより求めた水害リスク図)	38
1-12 雨水出水浸水想定区域図.....	39
1-13 土砂災害警戒区域図	40
1-14 栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧.....	45
1-15 県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧	50
1-16 栗東市周辺の活断層一覧.....	51
1-17 栗東市周辺の活断層分布図	53
1-18 滋賀県地震被害想定調査概要抜粋	54
1-19 市に関連する原子力事業所設置概要	56
1-20 各緊急事態区分を判断するEAL の枠組みについて.....	57
1-21 県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等	69
第2章 災害予防計画に係る資料.....	73
2-1 防災啓発事業の実施期間および内容について	75
2-2 自治会または自主防災組織における訓練プログラム	76
2-3 県が行う防災訓練	77
2-4 自主防災組織一覧	78
2-5 自主防災組織の活動、組織例	81
2-6 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧.....	83
2-7 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧.....	99
2-8 福祉避難所一覧.....	100
2-9 地区防災計画一覧	101
2-10 緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧.....	102
2-11 避難所指定方針および指定避難所一覧.....	105
2-12 一時避難場所一覧.....	106

2-13	消防防災施設の利用区分・整備箇所	109
2-14	栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱.....	110
2-15	水防倉庫の資材・機材の備蓄状況	118
2-16	防火水槽一覧	119
2-17	水防倉庫設置場所一覧	124
2-18	都市公園一覧	125
2-19	防災行政無線の現況	126
2-20	栗東市防災・防犯情報配信システム.....	127
2-21	非常通信経路	128
2-22	市が所有または管理する公共建築物一覧.....	129
2-23	栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱.....	132
2-24	栗東市いけがき設置奨励補助金条例.....	149
2-25	栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱	152
2-26	市の備蓄目標および備蓄品一覧.....	168
2-27	災害時における応援協定等一覧	170
2-28	災害用ヘリコプター発着場一覧	175
2-29	緊急輸送ネットワーク	176
2-30	洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等	177
2-31	避難情報と居住者等がとるべき行動	179
2-32	気象観測施設一覧.....	180
2-33	山地災害危険地区一覧	181
2-34	土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等	184
2-35	震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能	185
2-36	消防施設の現況	186
2-37	非常災害用井戸登録一覧.....	187
2-38	災害時用マンホールトイレ設置場所一覧	189
2-39	危険物施設状況	190
2-40	防災重点ため池(特定農業用ため池)一覧	198
2-41	文化財一覧.....	199
2-42	防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画	205
2-43	防災拠点としての草津川跡地(区間6)活用計画.....	206
第3章	災害応急対策計画に係る資料.....	207
3-1	気象予警報等の種類および発表基準	209
3-2	気象予警報、地震情報等の伝達系統	211
3-3	災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成.....	212
3-4	災害対策本部体制時の事務分掌	214
3-5	対策支部一覧表	222
3-6	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定.....	223
3-7	緊急警報放送の放送要請に関する覚書	225
3-8	火災・災害等即報要領.....	227

3-9 災害報告取扱要領	232
3-10 被害認定基準	236
3-11 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準	240
3-12 緊急輸送道路一覧表	245
3-13 交通規制の標識	247
3-14 緊急通行車両等に関する様式	248
3-15 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領	254
3-16 自衛隊災害派遣要請・撤収様式	258
3-17 強制命令等の種類と執行者	259
3-18 避難情報の実施基準	260
3-19 警戒区域の設定権限	261
3-20 災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者	262
3-21 重要水防区域および危険箇所	263
3-22 局面に応じた医療救護活動	264
3-23 医薬品調達先	267
3-24 栗東市被災宅地危険度判定実施要綱	268
3-25 原子力災害防護措置基準表(OILと防護措置について)	270
3-26 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項	272
3-27 安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書	276
3-28 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値	278
3-29 各種事故災害時の連絡系統	279
3-30 電力施設応急対策計画(関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社)	284
3-31 ガス施設災害応急対策計画(大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会)	287
3-32 通信および放送施設応急対策計画(西日本電信電話株式会社および各放送事業者)	290
3-33 鉄道施設応急対策計画(西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社)	294
3-34 学校における応急対策計画	298

第4章 災害復旧計画に係る資料	304
4-1 被害家屋調査実施概要	306
4-2 罹災証明書様式	307
4-3 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示	309
4-4 災害弔慰金の支給内容	313
4-5 災害障害見舞金の支給内容	314
4-6 災害援護資金の貸付内容	315
4-7 生活福祉資金の貸付内容	316
4-8 被災者生活再建支援金の支給内容	317
4-9 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容	318
4-10 日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い	319
4-11 天災融資法による融資制度	320
4-12 激甚災害に係わる財政援助措置の対象	321
4-13 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象	322

第1章 総則に係る資料

1-1 市および防災関係機関が処理すべき業務

1 栗東市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
栗東市	1. 防災会議に関する事務 2. 防災対策の組織の整備 3. 市内における公共団体および住民の自主防災組織の育成指導 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 7. 水防・消防その他の応急措置 8. 災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11. 災害時における保健衛生についての措置 12. 被災児童、生徒の応急教育 13. 災害復旧の実施 14. 災害ボランティア活動の支援

2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1. 防災会議に関する業務 2. 防災対策の組織の整備 3. 県内市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8. 水防その他の応急措置 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示ならびに避難所開設の指示 11. 災害時における交通規制および輸送の確保 12. 災害時における保健衛生についての措置 13. 被災児童、生徒等の応急教育 14. 災害復旧の実施 15. 自衛隊の災害派遣要請 16. 災害時におけるボランティア活動の支援

3 滋賀県警察本部（草津警察署）

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県警察本部 （草津警察署）	1. 施設、設備等の整備 2. 連絡、輸送手段の確保等 3. 教養・訓練及び事前準備 4. 業務継続計画の策定 5. 情報通信・情報収集手段の整備 6. 関係機関との協力 7. 交通の確保に必要な対策 8. 避難誘導に係る対策 9. 県民等への情報伝達・防災訓練 10. 関係機関、ボランティア団体等との相互連携 11. 危険箇所、孤立集落、重要施設の把握等 12. 災害警備活動に関する調査及び研究 13. 警備体制の確立 14. 情報の収集・報告 15. 救出救助活動等 16. 交通規制の実施および緊急交通路の確保 17. 避難誘導等の措置 18. 行方不明者に係る情報の共有 19. 遺体の検視等 20. 二次被害の防止 21. 社会秩序の維持 22. 報道対策 23. 活動の記録 24. 警察情報システムに関する措置 25. 自発的支援の受入れ 26. 警察施設の復旧及び職員の健康管理 27. 暴力団排除活動の徹底 28. 警衛警護の実施 29. 職員の参集・派遣等 30. 隣接府県等との連携

4 湖南広域消防局中消防署

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
湖南広域消防局 中消防署	1. 初動連絡体制（関係者・関係機関等） 2. 災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況等） 3. 防災対策の組織の整備 4. 市内における公共団体および住民の自主防災組織の育成指導 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 火災予防措置 7. 火災対策および消防力の強化 8. 危険物等の規制および安全確保 9. 消防計画 10. 救助・救急措置 11. 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	1. 管区内各府県警察の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集および連絡 5. 警察通信の運用 6. 警察災害派遣隊の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	1. 公共土木等被災施設の査定の立会 2. 地方公共団体に対する災害融資 3. 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4. 国有財産の無償貸付等
3. 近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	1. 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4. 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5. 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6. 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策 7. 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
5. 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）	1. 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2. 国有保安林、保安施設等の保全 3. 森林火災対策 4. 災害応急対策用材（国有林材）の供給 5. 国有林野における災害復旧
6. 近畿経済産業局	1. 電力・ガス供給の確保及び復旧支援 2. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 4. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
7. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 2. ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
8. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1. 所管事業者が所有する交通施設および設備の整備についての指導 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 6. 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9. 大阪航空局 (大阪空港事務所)	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要措置
10. 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および、水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う 3. 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める

	4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
11. 近畿総合通信局	1. 電波および有線電気通信の監理 2. 非常無線通信訓練の計画およびその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 防災および災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 5. 非常時における重要通信の確保 6. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 7. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
12. 滋賀労働局	1. 工場、事業場(鉱山関係は除く)における労働災害防止のための指導 2. 被災労働者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3. 被災労働者の労災保険給付に関する対応 4. 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
13. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	1. 直轄公共施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3. 直轄公共施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5. 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6. 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7. 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること 9. 公共土木被災施設災害の査定
14. 近畿地方環境事務所	1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2. 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 3. 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
15. 国土地理院近畿地方測量部	1. 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握および提供に関すること 2. 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること 3. 防災地理情報の整備に関すること

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊(陸上自衛隊今津駐屯部隊)	1. 災害派遣計画の作成 2. 県、市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 西日本旅客鉄道(株)(京滋支社) 2. 東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社)	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3. 災害時における県、市の鉄道通信施設の利用に関する協力 4. 被災鉄道施設の復旧

3. 西日本電信電話(株) (滋賀支店)	1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3. 被災施設の復旧
4. エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) 5. KDD I (株) 6. (株)NTT ドコモ 7. ソフトバンク(株) 8. 楽天モバイル株式会社	1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3. 被災施設の復旧
9. 日本銀行 (京都支店)	災害時における現地金融機関に対する緊急措置
10. 日本赤十字社 (滋賀県支部)	1. 医療救護 2. こころのケア 3. 救援物資の備蓄および配分 4. 血液製剤の供給 5. 義援金品の受付および配分 6. その他応急対応に必要な業務 1～6に規定する救護業務に関連し、次の業務を実施する。 ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
11. 日本放送協会 (大津放送局)	1. 放送施設の保全 2. 住民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報等、被害状況等の報道 4. 避難所への受信機の貸与 5. 被災放送施設の復旧 6. 社会事業団等による義援金品等の募集配分
12. 西日本高速道路(株) (関西支社)	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧
13. 日本通運株式会社 (大津支店)	1. 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
14. 関西電力(株) 関西電力送配電(株)	1. 電力施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 被災電力施設の復旧
15. 大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業所)	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
16. 日本郵便(株)	1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3. 郵便物の窓口業務の維持

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. (一社)滋賀県バス協会 2. (一社)滋賀県ト	1. 災害時における自動車等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力

ラック協会	
3. 滋賀県土地改良事業団体連合会	1. ため池および農業用施設の整備と防災管理 2. 農地および農業用施設の被害調査と復旧
4. (一社)滋賀県医師会（草津栗東医師会） 5. (公社)滋賀県看護協会 6. (一社)滋賀県薬剤師会（びわこ薬剤師会）	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3. 災害時における医薬品等の管理
7. (株)京都放送 8. びわ湖放送(株) 9. (株)エフエム滋賀	1. 放送施設の保全 2. 住民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報等、被害状況等の報道 4. 被災放送施設の復旧 5. 社会事業団等による義援金品の募集配分
9. (一社)滋賀県 LP ガス協会	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
10. 一般社団法人 滋賀県建設業協会	1. 災害時における公共土木建築施設の復旧 2. 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3. 災害時における土木資機材労力の提供
11. 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動の支援 2. 要配慮者の避難支援への協力

9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 栗東市農業協同組合 2. 金勝生産森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2. 農林水産関係で、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3. 被災農林業者に対する融資およびあっせん 4. 被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん
3. 栗東市商工会	1. 災害時における物価安定についての協力 2. 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
4. 高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	1. 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
5. 新聞社等報道関係機関	1. 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3. 社会事業団等による義援金品の募集配分
6. 自治会等自主的組織団体	1. 災害時における応急諸対策 2. 災害対策の支援、応援
7. (一社)滋賀県歯科医師会（草津栗東守山野洲歯科医師会） 8. (一社)滋賀県病院協会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

10 原子力災害に関する防災関係機関の事務または業務の大綱

(1) 栗東市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
栗東市	1. 関係周辺市の応援 2. 避難誘導の援助 3. 広域避難所の開設 4. 広報

(2) 湖南広域消防局(中消防署)

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
湖南広域消防局 (中消防署)	1. 情報収集 2. 人命救助 3. 警戒区域の設定 4. 原因物質の拡散防止 5. 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務 6. 応援部隊の受け入れ

(3) 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1. 滋賀県防災会議に関する事務 2. 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 3. 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 4. 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 5. 原子力防災に関する組織の整備 6. 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 7. 原子力防災に関する教育・訓練 8. 通信・連絡網の整備 9. 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 10. 環境条件の把握 11. 災害状況の把握および伝達 12. 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 13. 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 14. 広報 15. 住民の退避・避難、立入制限等 16. 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 17. 緊急時医療措置に関する事務 18. 飲食物等の摂取制限等 19. 緊急輸送および必要物資の調達 20. 飲食物および生活必需品の供給 21. 職員の被ばく管理 22. 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ 23. 災害救助法の適用 24. 義援金、義援物資の受入れおよび配分 25. 広域応援の要請および受入れ 26. ボランティアの受入れ 27. 汚染の除去等 28. 各種制限措置の解除 29. 損害賠償の請求等に必要資料の整備 30. 風評被害等の影響の軽減

	31. 住民相談体制の整備 32. 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 33. 心身の健康相談体制の整備 34. 物価の監視 35. 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 36. 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

(4) 草津警察署

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
草津警察署	1. 周辺住民等への情報伝達 2. 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3. 交通の規制および緊急輸送の支援 4. 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5. 警察職員の被ばく対策 6. その他原子力災害警備に必要な措置

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	1. 管区内府県警察の指導、調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集および連絡 5. 警察通信の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	1. 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 2. 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3. 原子力災害に関する財政金融状況の調査 4. 国有財産の無償貸付
3. 近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	1. 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 2. 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
5. 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1. 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
6. 近畿経済産業局	1. 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 2. 被災産業調査・分析・支援 3. 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
7. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1. 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 2. 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 3. 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 4. 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 5. 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請

	6. 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
8. 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1. 気象状況の監視 2. 気象に関する資料・情報の提供
9. 近畿総合通信局	1. 電波および有線電気通信の監理 2. 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 5. 原子力災害時における重要通信の確保 6. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 7. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
10. 滋賀労働局	1. 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
11. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	1. 一般国道(指定区間)の管理 2. 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 3. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 4. 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12. 近畿地方環境事務所	1. 環境監視体制の支援に関すること 2. 災害廃棄物の処理対策に関すること 3. 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 4. 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	1. 災害派遣要請に対する調整 2. 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 3. 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道㈱ (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道㈱(京滋支社)	1. 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
西日本電信電話㈱ (滋賀支店)	1. 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1. 医療救護 2. こころのケア 3. 救援物資の備蓄および配分 4. 災害時の血液製剤の供給 5. 義援金の受付および配分 6. その他災害救護に必要な業務 7. (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	1. 原子力防災に関する知識の普及の協力 2. 原子力災害時における広報 3. 災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路㈱(関西支社)	1. 原子力災害時における道路交通の確保等

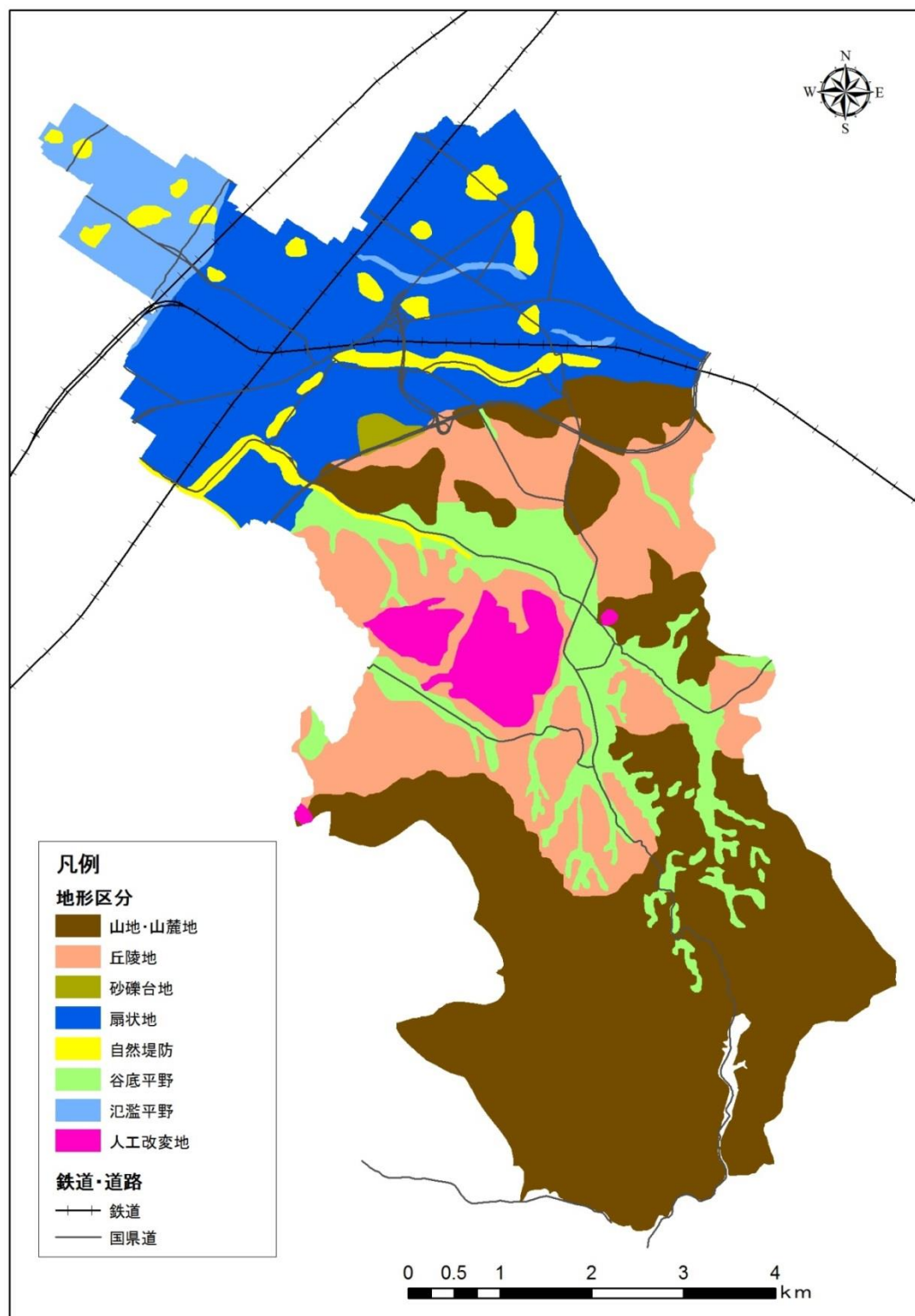
中日本高速道路㈱ (名古屋支社・金沢支社)	
日本通運㈱ (大津支店)	1. 災害対策用物資の輸送
関西電力㈱ 日本原子力発電㈱ (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ) (新型転換炉原型炉ふげん)	1. 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 2. 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 3. 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 4. 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 5. 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 6. 関係機関との連携 7. 緊急時における通報および報告 8. 緊急時における応急措置 9. 緊急事態応急対策 10. 原子力災害事後対策の実施 11. その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(社) 滋賀県バス協会 (社) 滋賀県トラック協会	1. 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
(一社) 滋賀県医師会	1. 原子力災害時における医療救護活動の実施
(公社) 滋賀県看護協会 (一社) 滋賀県薬剤師会	1. 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 2. 原子力災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動の支援 2. 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力
㈱京都放送 びわ湖放送㈱	1. 原子力防災に関する知識の普及の協力 2. 原子力災害時における広報 3. 災害情報および各種指示等の伝達
(一社) 滋賀県ＬＰガス協会	1. 原子力災害時における施設の整備、防災管理 2. 原子力災害時におけるＬＰガス供給と保安の確保

1－2 地形、地質に関する資料

1 栗東市の地形(地形区分図)



栗東市の地形(地形区分図)(出典：栗東市防災アセスメント調査報告書)

(1) 低地

低地には栗東市の主要な市街地が形成されている緩扇状地、氾濫平野と金勝川や美之郷川などの河川沿いに発達した谷底平野がある。緩扇状地上には旧河道や旧中州、天井川沿いの微高地が分布し、氾濫平野には自然堤防がみられる。また、山麓部には小規模な扇状地が存在している。

ア．緩扇状地

低地の中では緩扇状地が最も大きな面積を占めている。緩扇状地は野洲川や草津川、金勝川、葉山川などの複合扇状地として形成されたものであるが、野洲川の搬出した土砂が主体になって形成されたものとみることができる。扇面上には野洲川から西側に向かう旧河道地形がいくつか残っており、それらはかつて野洲川が西方に流下していた時期の河道を示しており、また類似の方向性を示す網状流路地形も認められ、それらの地形は野洲川が流路を変遷しながら土砂を堆積して扇状地を形成してきた経緯を表している。その後、地殻変動の進行にともなって野洲川は現在のように北に流路を転じたものと考えられる。

緩扇状地の扇頂は市の北東部、伊勢落付近にあり、標高は 113m 程度である。扇端部は市の北西部にあつて標高 95m 付近が扇状地と氾濫平野との境界になっている。緩扇状地の平均勾配は 3～4/1,000 で緩い。

上記のように扇面上には西ないし北西方向の旧河道地形が存在している。旧河道はあまり深いものではなく、近年ではそのかなりの部分が埋められてきているが、灌漑水路である中ノ井川は現在でも旧河道部を結んで流れている。

一方、扇面のなかには周囲よりもやや高い微高地があつて、古くから存在する集落の大部分がそこに設けられている。この微高地は旧中州の部分とみることができ、洪水による被災を避けてやや高い微高地に集落が設けられたものと考えられる。

扇状地上を流れる河川は、近年まで著しい天井川をなしていた。草津川、金勝川、葉山川が市域の扇状地上の全域で天井川をなし、また、野洲川も現在の野洲川大橋付近から下流は天井川を形成していた。天井川沿いには自然堤防状の微高地が存在しており、特異な景観をなしているが、それらの微高地は洪水氾濫からまぬがれるために人工的に形成されてきた部分が多いといわれている。

天井川が存在は洪水災害に関して非常に大きな問題であり、近年、河道掘削やショートカットなどの河川改修が実施されている。

イ．氾濫平野

市の北西端部が氾濫平野にあたる。

氾濫平野には自然堤防が分布し、霊仙寺や十里地区などの古くからの集落は自然堤防の微高地に設けられている。

はっきりとした後背低地はみられないが、旧河道地形が存在している。旧河道の一部には近年に埋土が行われている。

ウ．谷底平野

丘陵を開析する河川や支溪沿いには谷底平野が発達している。

丘陵を細かく谷が開析し、谷の上部まで谷底平野が延びているのも、地形的な特徴である。

規模が最も大きな谷底平野は金勝川に沿って分布し、上砥山付近ではその幅が 800m 程度に達している。金勝川水系では本川沿いととも、支川の細川や雨丸川などに沿っても上流部まで谷底平野が形成されている。

美之郷川沿いにもやや幅の広い谷底平野が分布しており、草津川の支溪に沿って比較的幅

の小さな谷底平野が形成されている。

金勝川や美之郷川沿いの谷底平野では、その下流部が天井川になり、また排水機能が不良な地形になっていて、しばしば氾濫や湛水をこうむってきた。近年、河川改修が実施されている。

谷底平野はほとんどが水田として利用されてきたが、近年になってここにも住宅などが進出してきている。比較的低い盛土や埋土で造成されている部分が多いが、やや規模の大きな埋土がなされている部分もみられる。

谷底平野は洪水氾濫や内水氾濫の可能性が大きな地域であり、背後に丘陵や山地の急斜面が迫っている箇所では土砂災害に対する注意も必要である。

また、谷頭にため池が設けられている谷が多くみられ、防災上での留意が必要な要素になっている。

エ. 扇状地

比較的小規模な扇状地がいくつか存在している。

そのなかでは伊勢落付近や、金勝川上流の観音寺地区の扇状地がやや規模が大きい。

扇状地では谷からの土石流や山地洪水に対する留意が必要である。

(2) 段丘

分布は大きくないが、上下3段の段丘面が認められ、高いものから中位段丘、下位段丘および低位段丘に区分される。ただし、下位段丘と低位段丘については面の区分が難しい箇所が存在する。

中位段丘は緩扇状地や谷底平野の沖積地よりも10m程度以上高い段丘面をもっており、安養寺付近や金勝川、美之郷川の沿岸部に分布している。この段丘上には古くから寺院などが設けられている箇所もあるが、近年、比較的小さな切土を行って住宅地が造成されているケースが多い。

下位段丘は沖積面よりも数m高い段丘面をもって、金勝川や美之郷川の沿岸部などに分布している。それぞれの箇所の面積はあまり大きくないが、かなり広範囲にわたって分布しており、金勝川の流域ではかなり上流部にまでみられる。この段丘面上には古くからの集落が存在し、また、近年、面上に造成された住宅地もある。

低位段丘は金勝川流域で、下位段丘よりやや低い面をもって分布し、分布面積は小さい。この面上にも古くからの集落が存在している。

下位段丘や低位段丘の段丘面は一般に谷底平野よりも若干高い位置にあり、洪水氾濫や湛水に対しては条件が良いといえる。ただし、山間地や谷の出口部に存在している箇所については、土砂災害や谷からの土石流、山地洪水に注意が必要である。

(3) 山麓堆積地形

ア. 崖錐

鶏冠山の山麓部にやや規模の大きなものがみられるが、それ以外には特にめだつたものはない。

(4) 丘陵

山地の周辺部を取り巻くように分布しており、山地に比べてはるかに起伏量が小さいなどらかな地形を示している。北側にゆるやかに傾斜した背面をもっているが、背面は谷によって細かく開析され、幅の広い丘陵背面が残っている部分は少ない。開析する谷に沿っては谷底平野が発達している。

丘陵地は近年まで林地になっていたが、名神高速道路の開通後に急速に開発が進み、市内で

最も地形の改変が著しい地域になっている。

栗東トレーニングセンターや2つのゴルフ場、住宅団地、公共施設などが切土を主体にした造成で建設されており、谷部に埋土や盛土が行われている箇所も多い。

丘陵では急速に都市化が進んでおり、土地利用形態の変化に伴って雨水の流出特性なども大きく変わってきているものとみられる。

(5) 山地

山地には市域の南部を占める金勝山地と丘陵地の中に点在する孤立丘とがある。

金勝山地は起伏量が大きく谷密度も高い壮年期状の地形を示している。この山地の山稜部には第三紀時代の準平原地形のなごりであるといわれている2段の小起伏面が分布している。ひとつは阿星山から竜王山の山稜部に続く標高600～700mの小起伏面であり、もうひとつは鶏冠山周辺に分布する標高400～500mの小起伏面である。

金勝山地は花崗岩と中・古生層で構成されているが、それぞれの地質を反映した地形が形成されている。

花崗岩の山地では竜王山の周辺を中心に露岩や禿嶺地がめだち、独特の山容を示している。また、阿星山の山麓部では風化が進んで小起伏になった地形を示している。

一方、中・古生層の山地は花崗岩の山地よりも風化に対する抵抗が大きいためにより急な地形を示し、極急斜面がめだっている。鶏冠山から南東方向に延びる急な山地はその典型である。

金勝山地にはめだった地形改変は行われていない。

孤立丘は中・古生層で構成され、日向山の東側では大規模な採掘が行われている。

(6) 変形地

変形地には崩壊地、地すべり、露岩・禿嶺地、崖がある。

露岩・禿嶺地は上でふれたように、竜王山の周辺にめだち、終戦直後の写真ではその区域の半分以上が露岩・禿嶺地になっている。この区域については、地形図からみると依然、露岩・禿嶺地が多い。

地すべりは山地に数箇所散在し、丘陵の斜面にも1箇所が抽出されるが、いずれも小規模で地すべり地形が不明瞭なものである。最近活動した形跡があるものはなく、古い地すべりに分類されるタイプのものである。

山地には崩壊地がみられるが、特に崩壊発生頻度が大きな傾向にはない。終戦直後の写真では、鶏冠山の周辺に比較的小規模な表層崩壊がやや多くみられるが、最近ではそれに比べて崩壊地の数、規模とも減少している。阿星山から竜王山の山域については、地形図からみると特に崩壊地が多い傾向はないようである。

自然斜面の極急斜面は先にふれたように中・古生層の山地に多い。

孤立丘などの山地の一部では、採掘や切土造成による高い崖が形成されている箇所がある。特に日向山の東側の山地や、鶏冠山山麓部の浅柄野付近では土石の採掘に伴う非常に高い切土斜面が形成されている。

丘陵地にも切土や盛土に伴うやや高い崖（のり面）がかなり多く存在している。

自然斜面、人工斜面を問わず極急斜面や崖面では土砂災害についての注意が必要である。

(7) 人工地形

緩扇状地や氾濫平野では旧河道部の埋土や、住宅や工場用地あるいは道路・鉄道路線の建設に伴う盛土が行われている。ただし、旧河道は比較的浅いので厚い埋土はされておらず、住宅用地や工場用地などの盛土も全般に低い。東海道新幹線や名神高速道路では相当に高い盛土が行われている部分があり、葉山川の河道付け替えに伴って廃川化された埋土部（道路）や旧灰

塚池の一部を埋めた盛土はやや高いが、それらのほかに緩扇状地や氾濫平野においては、特に高い盛土地や埋土地はみられない。

金勝川や美之郷川沿いの谷底平野には比較的低い盛土を行って住宅地が設けられてきている。

また、金勝川支川の細川などの上流部では谷底平野や下位段丘において主に切土による農地の構造改善が行われている。

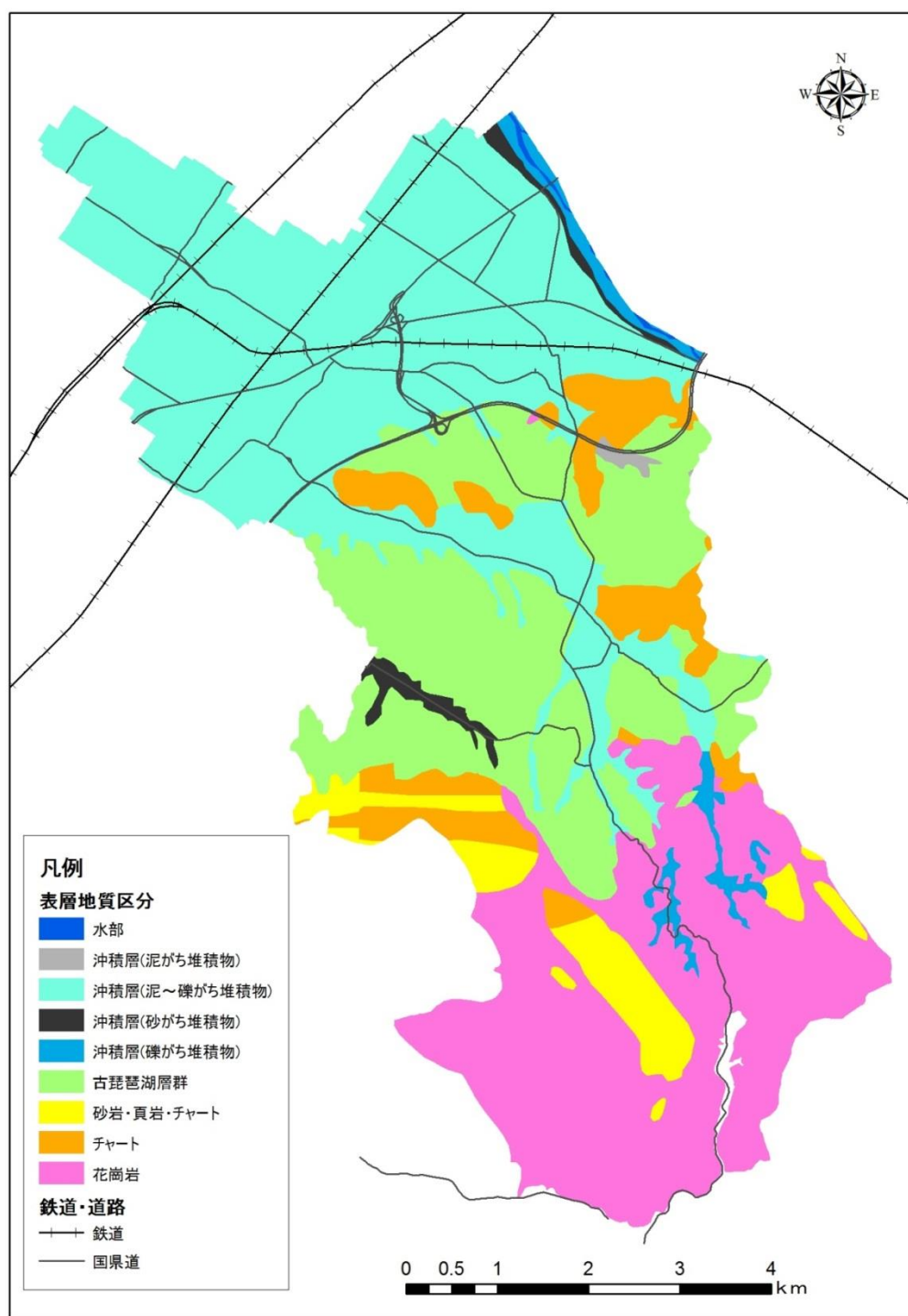
丘陵では大規模な地形改変が行われている。

トレーニングセンターやゴルフ場では切土と谷底平野の埋土が行われており、栗東第一インター周辺や下戸山周辺でも切土と谷底平野の埋土や盛土で住宅団地などが造成されており、美之郷付近の丘陵地にも規模の大きな土地造成が行われている。

全体として丘陵部の半分を越える面積について地形の改変が行われている。

山地については、2箇所ですべての土石の採掘が大規模に行われているが、それ以外では比較的小規模な切土地が数箇所みられる程度である。

2 栗東市の地質(表層地質図)



栗東市の地質(表層地質図) (出典：栗東市防災アセスメント調査報告書)

(1) 沖積層

沖積層には緩扇状地や氾濫平野、谷底平野、扇状地を構成する堆積物や山麓の崖錐堆積物がある。

ア. 緩扇状地の堆積物

緩扇状地は一般に砂礫質の地層で構成される。

栗東市の緩扇状地の地盤構成についてはあまり多くの資料が得られないが、図1によれば緩扇状地の堆積物は古琵琶湖層を覆って分布し、おおむね砂礫で構成され、扇頂部で薄く扇端部に向かって厚くなる。扇端で扇状地堆積物は30m程度の厚さに達し、その上を氾濫平野の堆積物に覆われているものとみることができる。扇端部は標高95m前後にあるが、その付近では全般に地下水位が高く、湧水が多いことが知られている。

緩扇状地の堆積物は砂礫質で一般的には良好な地盤といえるが、砂礫の間にレンズ状に薄い細粒土層が介在することがあり、旧河道部にも細粒土層が分布する可能性がある。

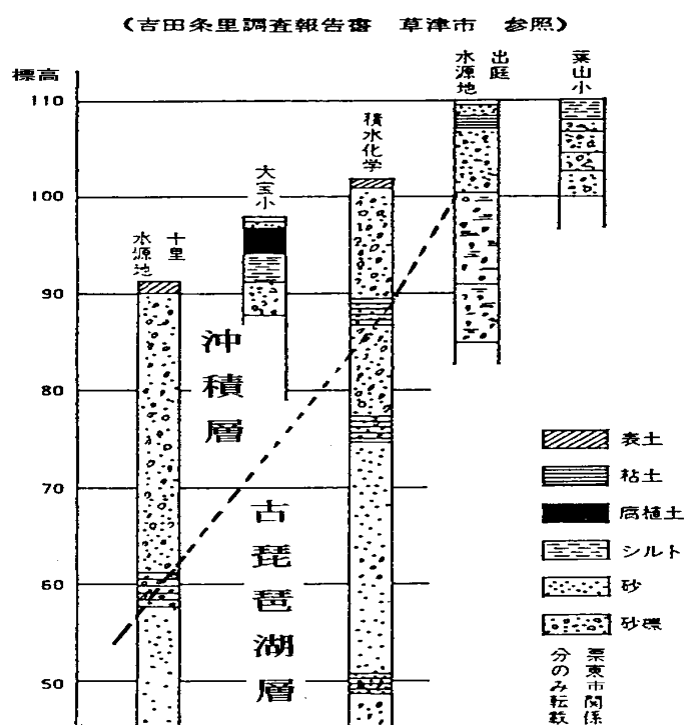


図1 緩扇状地—氾濫平野の柱状図

イ. 氾濫平野の堆積物

氾濫平野は一般的には砂やシルト、粘土などからなる複雑な地盤構成を示す。

氾濫平野の中の自然堤防には砂や砂礫が優勢に分布することが多く、一方で後背低地や旧河道には粘土やシルトあるいは有機質土などの細粒土が発達している場合が多い。

栗東市の氾濫平野には典型的な後背低地は発達しておらず、また氾濫平野に位置する十里水源池の柱状図(図1)には砂礫があらわれている。それらからみると氾濫平野でも砂礫質の地盤が優勢に分布することが推定される。ただし、図1の大宝小学校の柱状図では浅部に腐植土やシルトが分布しているので、旧河道部にはやや厚く細粒土が発達している可能性がある。細粒土層は強度や沈下、地震動の増幅度などの面から問題が多い。

ウ. 谷底平野の堆積物

谷底平野の地盤構成については資料が得られない。

一般に谷底平野の堆積物は砂礫、砂、シルト、粘土などから構成されている。

山間部の勾配の急な谷底平野には砂礫質の地盤が優勢に分布することが予想されるが、孤立丘で塞ぎ止められた形になっている金勝川下流の幅の広い谷底平野には細粒土が発達する可能性がある。

エ. 扇状地の堆積物

谷の出口部に形成されている扇状地は土石流堆積物などの砂礫質地盤で構成されているものとみられる。

オ. 崖錐堆積物

崖錐堆積物は主に重力作用によって供給された土砂で構成され、淘汰の悪い礫や砂、シルトで構成されているものと推定される。

(2) 段丘堆積物

栗東市の段丘堆積物についての資料は得られないが、周辺地域の資料（資料(3)）からおおよその性状が推定される。

周辺地域での中位段丘は厚さ2～5mの礫層で構成され、その上部に1～3mの砂・粘土の互層がのっている場合がある。浅部の1mほどは赤色土になっている。

また、下位・低位の段丘には厚さ2～4mの新鮮な砂礫層が分布し、粘土や泥炭が挟まれる場合がある。地表には黒色土がのる場合が多い。

(3) 古琵琶湖層

古琵琶湖層は新第三紀鮮新世から第四紀更新世にかけて近江盆地や伊賀盆地に堆積した陸水性の地層である。盆地の底にも厚く堆積しており、地層全体の厚さを積算すると最大1,500mにもおよぶといわれている。

栗東市では丘陵部に分布し、また低地の沖積層の下にも広く分布している。資料によって時代にやや違いはあるが、栗東市の丘陵に分布する古琵琶湖層は鮮新世の末から更新世の初期にかけて堆積した地層で、蒲生累層（蒲生累層と草津累層に区分している資料もある）に属している。

栗東地域の丘陵部での蒲生累層は、下位から荒張互層、浅柄野砂層、瀬田礫層に細分されており、南側から北に向かって徐々に上位の地層が分布している（図2）。

周辺地域での荒張互層は砂礫や砂、シルトなどの互層であるが、栗東市では荒張砂礫層と呼ばれているように砂礫層が主体の地層からなる。浅柄野砂層は中～粗粒砂層が主体でシルトや粘土を挟み、厚さは20m程度である。瀬田礫層は90m程度の厚さをもち、その下半部が礫層、上半部が礫層・砂層とシルト・粘土層の互層からなっている。

栗東地域の古琵琶湖層は全般に北西に3～6°でゆるく傾斜しており、山地に近づくほど地層の傾斜は急になっている。古琵琶湖層の傾斜は六甲変動による地殻変動の影響を反映したものとなっている。

古琵琶湖層は比較的新しい地層で、固結は低い。

(4) 山地の地層・岩石

山地は中・古生層とそれに貫入した花崗岩によって構成されている。

中・古生層は鶏冠山周辺や安養寺山などの孤立丘に分布している。鶏冠山の周辺ではチャートや粘板岩、砂岩が東西方向の走向で分布している。この付近ではそれらの地層が花崗岩の貫入による接触変成作用を受けてホルンフェルス化した部分があり、そのために非常に硬質な岩

石となって侵食に強い突出した尾根を形成している。

孤立丘は主にチャートで構成されている。

この地域の中・古生層は古くは秩父古生層といわれてきたが、最近では中生代のジュラ紀から白亜紀の付加体であると考えられている。

花崗岩は中生代・白亜紀後期から古第三紀に貫入した深成岩である。

三雲花崗岩と呼ばれており、中粒～粗粒の黒雲母花崗岩からなっている。花崗岩の山地では深くまで風化が進んだ地域があり、また節理に規制されて巨岩群が突出した山頂が形成されている。

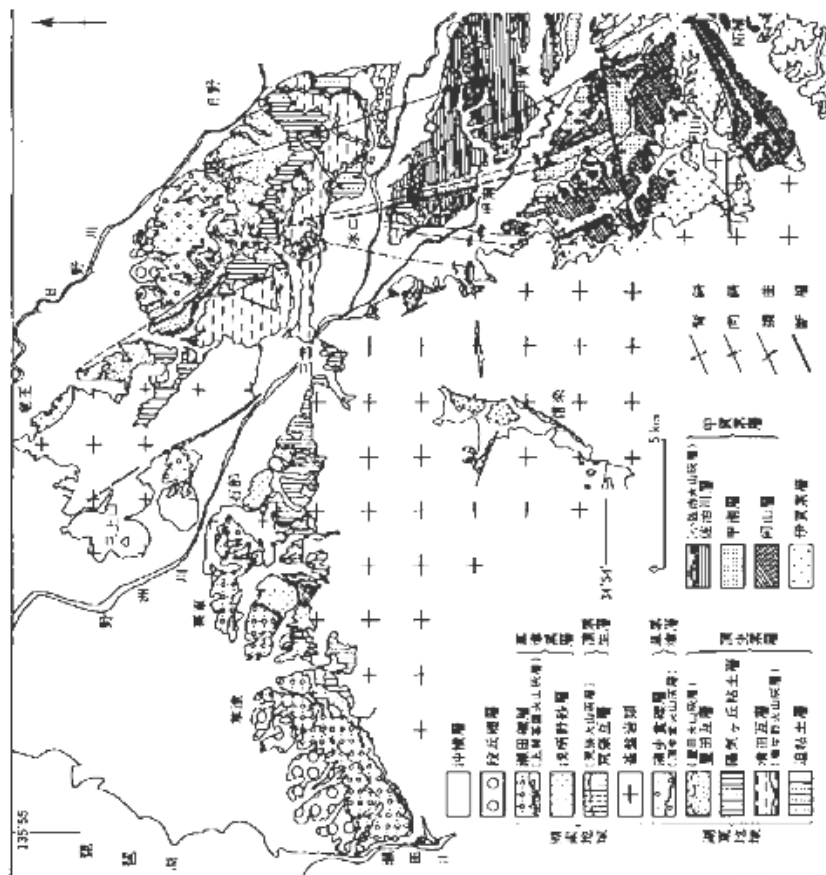
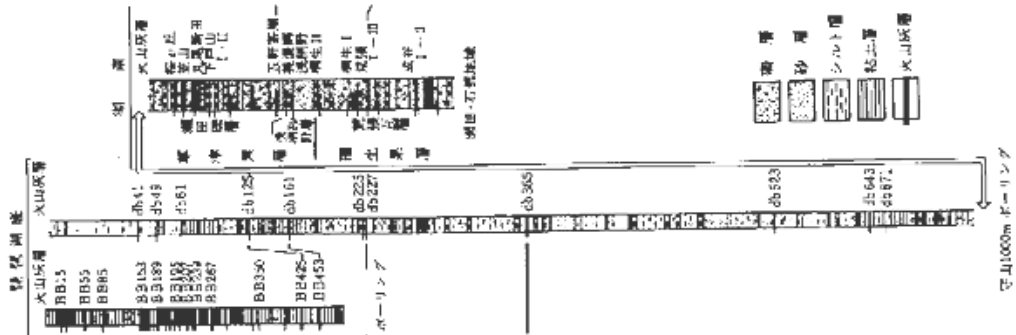


図2 栗東市周辺の古琵琶湖層の分布と柱状図

1-3 気象に関する資料

1 気温

滋賀県は、地形の影響を受けて気温は各地でかなり異なっている。下図に年平均気温の分布を示す。これによると最も低いのは、長浜市北部の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。本市は比較的温暖地帯に属する。

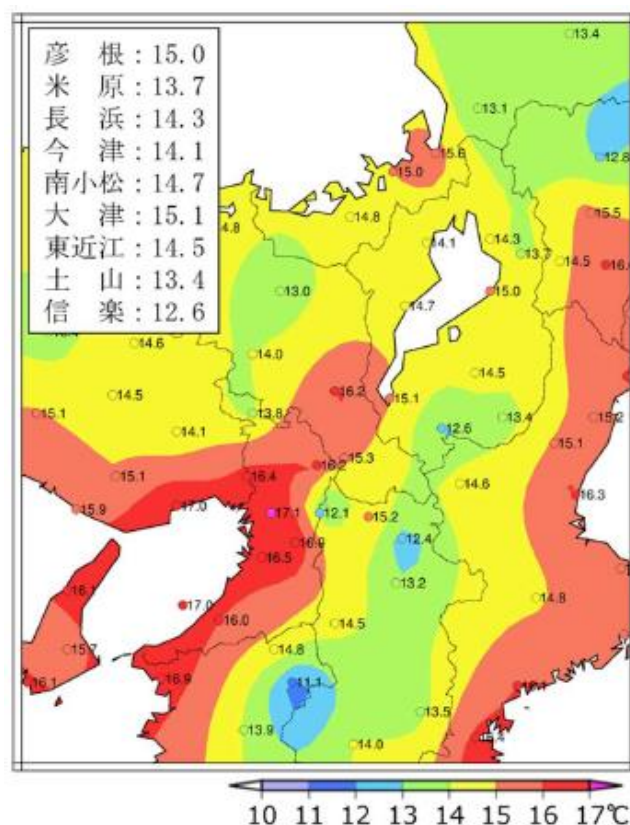


図1 年平均気温分布図（1991～2020年）（単位：℃）（資料：滋賀県地域防災計画）

日平均気温と日最高・日最低気温の月別平均値を示す。1年のうち最高気温が現れるのは7～8月にかけてであり、最低気温が現れるのは1～2月にかけてであり、平年値（1991～2020年）の年平均気温は15℃程度である。

表1 月別平均気温（平年値：1991～2020年）（単位：℃）

観測所名：大津（大津市萱野浦）

月	1	2	3	4	5	6
日平均	4.1	4.4	7.6	13.1	18.2	22.1
日最高	7.9	8.5	12.6	18.6	23.7	26.8
日最低	0.7	0.6	3.2	8.0	13.3	18.2
月	7	8	9	10	11	12
日平均	26.2	27.3	23.3	17.4	11.5	6.5
日最高	30.9	32.5	28.1	22.2	16.1	10.5
日最低	22.6	23.5	19.6	13.3	7.3	2.8

資料：気象庁ホームページより

2 降水量

降水量は、地形の影響を受けて各地でかなり異なっている。下図の年平均降水量分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、2,600 mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で 2,000 ～2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約 1,500 mmになっている。本市は、比較的降水量の少ない地帯に属している。

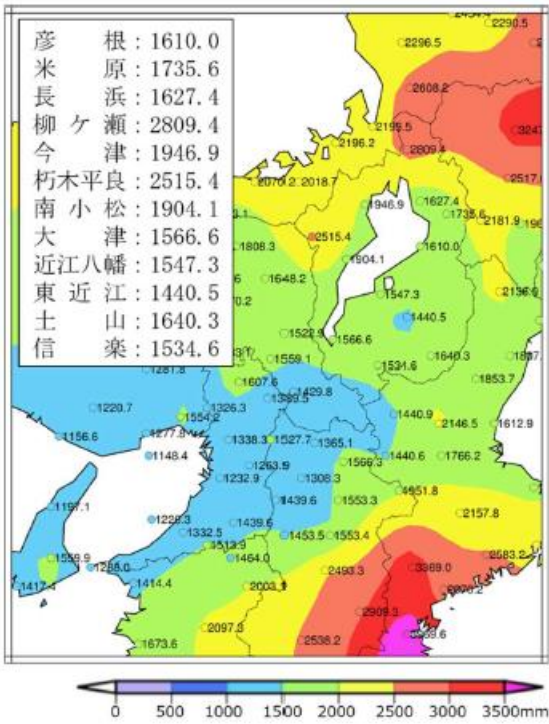


図2 年平均降水量分布図（1991～2020 年）(単位：mm) （資料：滋賀県地域防災計画）

表に、月別の平均降水量を示す。降水量の多いのは5～9月であり、平年値（1991～2020 年）の年平均降水量は 1,550mm 程度である。

表2 月別の平均降水量（平年値：1991～2020 年）(単位：mm)

観測所名：大津（大津市萱野浦）

月	1	2	3	4	5	6
平均降水量	56.8	69.7	117.9	125.6	156.9	217.7
月	7	8	9	10	11	12
平均降水量	211.8	159.5	172.0	149.1	79.3	60.2

資料：気象庁ホームページより

3 降雪

滋賀県北部は雪のよく降る地域で、特に山間地帯では降雪日数は50～60日におよんでいる。しかし、湖岸平野地帯では30～40日で南西部に向かって少なく、大津付近が最小域で20日未満になっている。

図の年降雪の深さの合計によると、長浜市北部山岳地帯で最も多く550cmを越え、ついで高島市北部の山間地帯で約250cmである。本市は、比較的降雪の少ない地帯に属している。

表に、本市に近い観測地点での降雪の深さの合計を示す。

表3 月別降雪の深さの合計（平年値：1991～2020年）（単位：cm）

観測所名：彦根地方気象台

月	1	2	3	4	5	6
降雪の深さ	36	29	6	0	－	－
月	7	8	9	10	11	12
降雪の深さ	－	－	－	－	0	11

注：「0」は降雪はあるが1cm未満であることを示し、「－」は降雪がないことを示す。

資料：気象庁ホームページより

4. 風速・風向

表に、日平均風速の月別平均値と最多風向を示す。平均風速は1年を通じて1.7m/s程度であり、風向は南南東の風が多いが、1～2月は西の風が多い。

表4 日平均風速の月別平均値と最多風向(1991～2020)(単位:m/s)

観測所名:大津(大津市萱野浦)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均風速	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.6
最多風向	西	西	南南東	南南東	南南東	南南東
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均風速	1.5	1.7	1.6	1.5	1.5	1.8
最多風向	南南東	南南東	南南東	南南東	西	南南東

資料:気象庁ホームページより

参考資料

- ①栗東市「栗東市史」
- ②栗東市「栗東の歴史」
- ③(財)滋賀県自然保護財団「滋賀県の自然 分冊 地形地質編ならびに 10 万分の1 滋賀県地質図」1979 年
- ④中沢・市川・市原編「日本の地質6 近畿地方」共立出版、1987 年
- ⑤気象庁ホームページ

1-4 近年の人口統計資料

国勢調査により人口の推移をみると、戦前は12,000人前後、戦後は15,000人前後で比較的安定していたが、1965年（昭和40年）以降急激に増加し、2020年（令和2年）には68,820人に達している（表1、図1）。

一方、戦後に限って世帯数の推移をみると、1950年（昭和25年）の2,867世帯から、1965年（昭和40年）の3,422世帯と比較的安定していたが、その後急激に増加し、2020年（令和2年）には26,688世帯に達している（表1、図1）。

表1 人口と世帯数（単位：人、世帯）（資料：国勢調査）

		総 数	男	女	世帯数
1920年	大正9年	11,333	—	—	—
1925年	大正14年	11,567	—	—	—
1930年	昭和5年	12,070	—	—	—
1935年	昭和10年	12,319	—	—	—
1940年	昭和15年	12,689	—	—	—
1947年	昭和22年	15,064	—	—	—
1950年	昭和25年	15,344	7,428	7,916	2,867
1955年	昭和30年	15,371	7,473	7,898	2,890
1960年	昭和35年	14,243	6,948	7,295	2,841
1965年	昭和40年	16,239	8,019	8,220	3,422
1970年	昭和45年	23,031	11,731	11,300	5,431
1975年	昭和50年	32,496	16,660	15,836	8,291
1980年	昭和55年	37,033	18,724	18,309	10,437
1985年	昭和60年	41,827	21,043	20,784	12,039
1990年	平成2年	45,049	22,580	22,469	13,527
1995年	平成7年	48,759	24,515	24,244	15,493
2000年	平成12年	54,856	27,510	27,346	18,290
2005年	平成17年	59,869	29,983	29,886	20,625
2010年	平成22年	63,655	31,762	31,893	22,614
2015年	平成27年	66,749	33,186	33,563	24,592
2020年	令和2年	68,820	34,110	34,710	26,688

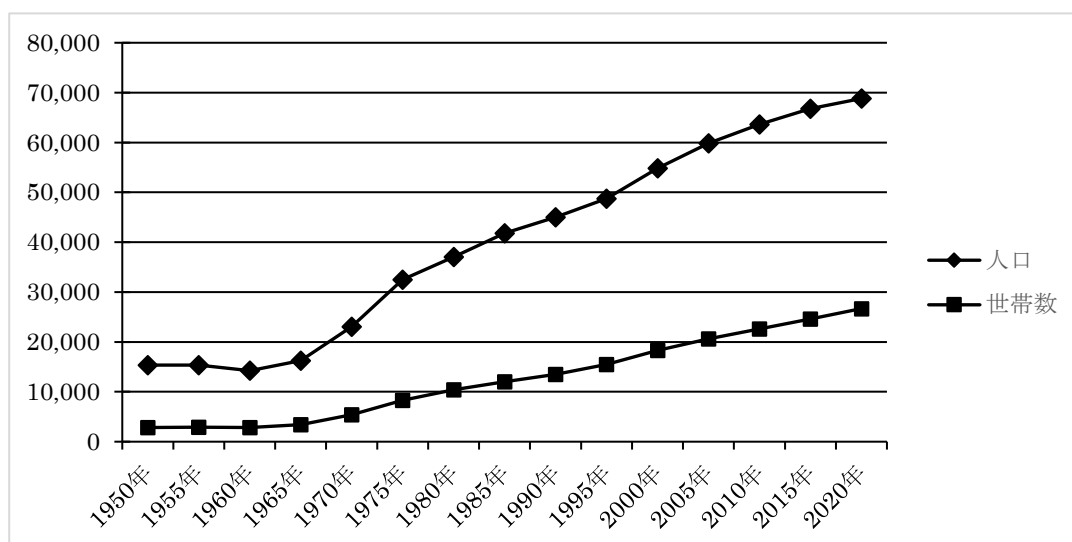


図1 人口と世帯数の推移

また、人口総数に占める年齢階層別の構成比の推移をみると、15歳未満の人口は1950年（昭和25年）の34.1%から、1970年（昭和45年）の24.9%まで減少し、その後若干増加したものの、1980年（昭和55年）以降は、再び減少傾向となり、1995年（平成7年）からは19%程度となっている。それに対して、65歳以上の人口は1950年（昭和25年）の6.0%から、1960年（昭和35年）の6.9%まで増加し、その後減少したものの、1975年（昭和50年）以降再び増加し、2020年（令和2年）には19.2%に達している（表2、図2）。

表2 年齢3階層別人口（単位：人、％）（資料：国勢調査）

（注）総数には年齢不詳を含む

		実 数（人）				構成比（％）		
		総 数	～14 歳	15～64 歳	65 歳～	～14 歳	15～64 歳	65 歳～
1950 年	昭和 25 年	15,344	5,235	9,189	920	34.1	59.9	6.0
1955 年	昭和 30 年	15,371	4,960	9,411	1,000	32.3	61.2	6.5
1960 年	昭和 35 年	14,243	4,285	8,969	989	30.1	63.0	6.9
1965 年	昭和 40 年	16,239	4,095	11,031	1,113	25.2	67.9	6.9
1970 年	昭和 45 年	23,031	5,728	15,890	1,413	24.9	69.0	6.1
1975 年	昭和 50 年	32,496	9,038	21,604	1,854	27.8	66.5	5.7
1980 年	昭和 55 年	37,033	10,426	24,252	2,349	28.2	65.5	6.3
1985 年	昭和 60 年	41,827	10,812	28,104	2,908	25.8	67.2	7.0
1990 年	平成 2 年	45,049	9,738	31,729	3,494	21.6	70.4	7.8
1995 年	平成 7 年	48,759	9,119	35,035	4,602	18.7	71.9	9.4
2000 年	平成 12 年	54,856	10,181	38,929	5,741	18.6	71.0	10.4
2005 年	平成 17 年	59,869	11,387	41,173	7,279	19.0	68.8	12.2
2010 年	平成 22 年	63,655	12,412	41,828	9,283	19.5	65.7	14.6
2015 年	平成 27 年	66,749	12,256	42,658	11,721	18.4	63.9	17.6
2020 年	令和 2 年	68,820	11,355	43,973	13,138	16.6	64.2	19.2

人口の増加傾向は続いており、2015 年（平成 27 年）から 2020 年（令和 2 年）の 5 年間で、人口は、3.1%増加した。

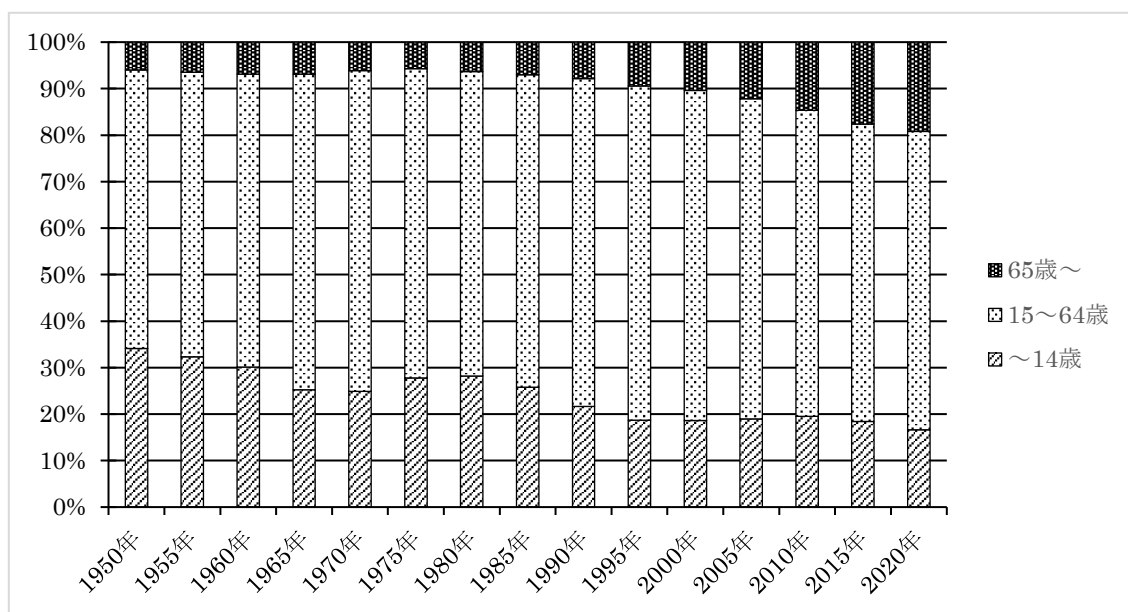


図2 年齢3階層別人口の構成比の推移

1－5 近年の家屋状況の推移

木造の家屋の推移をみると、棟数では1970年（昭和45年）には16,049棟であったが、1975年（昭和50年）には14,515棟に減少した。その後、増加に転じ、1989年（平成元年）に17,129棟になった。その後は緩やかな増減を繰り返し、2023年（令和5年）に17,922棟となった。延床面積では1970年（昭和45年）には535,398㎡であったが、2023年（令和5年）に2,019,035㎡へと3.77倍の増加を示している。

一方、非木造の家屋の推移をみると、棟数では1970年（昭和45年）の1,338棟から2023年（令和5年）の9,473棟へと7.08倍の増加を示し、延床面積では346,692㎡から3,245,768㎡へと9.36倍の増加を示している（表3）。

表1 木造および非木造の家屋（単位：棟、㎡）（資料：統計書）

		木 造		非木造		総 数	
		棟 数	延床面積	棟 数	延床面積	棟 数	延床面積
1970年	昭和45年	16,049	535,398	1,338	346,692	17,387	882,090
1975年	昭和50年	14,515	781,364	4,381	934,642	18,896	1,716,006
1980年	昭和55年	15,932	952,454	5,831	1,185,190	21,763	2,137,644
1981年	昭和56年	15,875	989,003	6,160	1,256,400	22,035	2,245,403
1982年	昭和57年	16,114	1,021,202	6,391	1,306,236	22,505	2,327,438
1983年	昭和58年	16,401	1,058,583	6,716	1,339,029	23,117	2,397,612
1984年	昭和59年	16,630	1,088,585	6,972	1,396,948	23,602	2,485,533
1985年	昭和60年	16,695	1,108,581	7,261	1,453,446	23,956	2,562,027
1986年	昭和61年	16,757	1,129,915	7,467	1,528,959	24,224	2,658,874
1987年	昭和62年	16,861	1,150,554	7,694	1,575,345	24,555	2,725,899
1988年	昭和63年	16,965	1,174,061	7,840	1,621,660	24,805	2,795,721
1989年	平成元年	17,129	1,200,119	8,060	1,697,918	25,189	2,898,037
1990年	平成2年	17,169	1,220,586	8,280	1,773,380	25,449	2,993,966
1991年	平成3年	17,187	1,237,920	8,599	1,842,021	25,786	3,079,941
1992年	平成4年	17,135	1,252,028	8,707	1,888,981	25,842	3,141,009
1993年	平成5年	17,152	1,271,123	8,931	1,978,700	26,083	3,249,823
1994年	平成6年	17,186	1,292,492	9,036	2,044,114	26,222	3,336,606
1995年	平成7年	15,990	1,282,441	8,896	2,096,194	24,886	3,378,635
1996年	平成8年	16,033	1,305,984	9,248	2,176,338	25,281	3,482,322
1997年	平成9年	15,278	1,317,945	8,555	2,220,036	23,833	3,537,981
1998年	平成10年	15,325	1,345,628	8,677	2,303,227	24,002	3,648,855
1999年	平成11年	15,328	1,365,236	8,765	2,416,029	24,093	3,781,265
2000年	平成12年	15,365	1,385,675	8,821	2,488,801	24,186	3,874,476
2001年	平成13年	15,396	1,407,977	8,877	2,547,251	24,273	3,955,228
2002年	平成14年	15,461	1,430,067	8,957	2,582,959	24,418	4,044,105
2003年	平成15年	15,567	1,454,255	9,019	2,614,038	24,586	4,068,293
2004年	平成16年	15,700	1,481,896	9,090	2,653,941	24,790	4,135,837
2005年	平成17年	15,892	1,524,006	9,100	2,698,785	24,992	4,222,791
2006年	平成18年	16,078	1,563,615	9,143	2,720,630	25,221	4,284,245
2007年	平成19年	16,230	1,599,542	9,176	2,764,701	25,406	4,364,243
2008年	平成20年	16,348	1,626,357	9,244	2,795,886	25,592	4,422,243
2009年	平成21年	16,459	1,660,323	9,252	2,817,760	25,711	4,478,083
2010年	平成22年	16,540	1,684,688	9,286	2,823,094	25,826	4,507,782
2011年	平成23年	16,720	1,721,756	9,287	2,823,870	26,007	4,545,626
2012年	平成24年	16,907	1,760,273	9,290	2,846,669	26,197	4,606,942
2013年	平成25年	17,036	1,784,249	9,320	2,902,368	26,356	4,686,617
2014年	平成26年	17,148	1,809,083	9,307	2,930,195	26,455	4,739,278
2015年	平成27年	17,732	1,835,626	9,475	2,952,655	27,207	4,788,281
2016年	平成28年	17,888	1,861,628	9,490	2,991,748	27,378	4,853,376
2017年	平成29年	18,012	1,888,318	9,496	3,008,732	27,508	4,897,050

		木 造		非木造		総 数	
		棟 数	延床面積	棟 数	延床面積	棟 数	延床面積
2018 年	平成 30 年	17,825	1,915,195	9,427	3,021,491	27,252	4,936,686
2019 年	平成 31 年	17,589	1,939,593	9,303	3,157,578	26,892	5,097,171
2020 年	令和 2 年	17,695	1,966,372	9,335	3,167,886	27,030	5,134,258
2021 年	令和 3 年	17,789	1,985,674	9,359	3,202,121	27,148	5,187,795
2022 年	令和 4 年	17,838	2,001,374	9,351	3,227,317	27,189	5,228,691
2023 年	令和 5 年	17,922	2,019,035	9,473	3,245,768	27,395	5,264,803

1－6 近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数

産 業 別	総 数				個 人			
	事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業員数	男	女
総 数								
平成26年(基礎)	2,838	33,538	21,444	12,039	1,058	4,178	2,624	1,554
平成28年(活動)	2,838	31,844	20,045	11,741	1,023	3,976	2,482	1,492
令和3年(活動)	2,820	33,735	20,604	11,638	844	3,447	2,164	1,282
農 林 漁 業	25	169	130	39	－	－	－	－
鉱 業 ・ 採 石 業	1	5	4	1	－	－	－	－
建 設 業	281	2,158	1,663	493	50	132	108	24
製 造 業	245	8,243	6,040	2,203	40	116	81	35
電気・ガス・水道業	7	19	18	1	－	－	－	－
情 報 通 信 業	11	133	96	37	－	－	－	－
運 輸 業 ・ 郵 便 業	127	3,127	2,278	752	1	2	1	1
卸 売 業 ・ 小 売 業	661	6,991	4,135	2,841	125	502	234	268
金 融 業 ・ 保 険 業	33	389	101	288	－	－	－	－
不動産業・物品賃貸業	324	885	523	361	149	218	122	95
学術研究・技術サービス業	122	664	462	202	37	96	53	43
宿泊業・飲食サービス業	195	1,801	740	1,061	108	402	142	260
生活関連サービス業・娯楽業	267	2,243	1,610	633	193	1,442	1,245	197
教育・学習支援業	87	480	234	223	50	137	36	101
医 療 ・ 福 祉	198	3,774	811	1,608	75	361	113	248
複 合 サービス 事業	13	203	139	64	1	2	1	1
そ の 他 サービス 業	223	2,451	1,620	831	15	37	28	9

※従業者数に男女別の不詳を含むため、総数と内訳男女の別とは必ずしも一致しない。

※国および地方公共団体は除く。

※事業内容等不詳は、除いて集計。

※経済センサスは、基礎調査と活動調査が各5年ごとに実施。

※経済センサス-基礎調査平成26年（7/1基準日）、経済センサス-活動調査平成28年（6/1基準日）、令和3年（6/1基準日）の結果。

※令和元年は経済センサス-基礎調査の調査項目が変更になったため数値なし。

資料：経済センサス

法人								その他			
うち会社				うち会社以外の法人				法人でない団体			
事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業者数	男	女
1,578	26,366	17,668	8,643	198	2,974	1,140	1,834	4	20	12	8
1,609	24,692	16,330	8,306	204	3,171	1,232	1,939	2	5	1	4
1,733	26,429	17,222	9,093	240	3,853	1,216	1,259	3	6	2	4
14	103	65	38	11	66	65	1	-	-	-	-
1	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-
231	2,026	1,555	469	-	-	-	-	-	-	-	-
205	8,127	5,959	2,168	-	-	-	-	-	-	-	-
6	18	17	1	1	1	1	-	-	-	-	-
11	133	96	37	-	-	-	-	-	-	-	-
123	3,099	2,259	743	3	26	18	8	-	-	-	-
529	6,399	3,850	2,534	7	90	51	39	-	-	-	-
27	335	73	262	6	54	28	26	-	-	-	-
172	656	394	262	3	11	7	4	-	-	-	-
78	514	374	140	7	54	35	19	-	-	-	-
84	1,386	589	797	3	13	9	4	-	-	-	-
70	655	269	386	4	146	96	50	-	-	-	-
34	314	196	118	3	29	2	4	-	-	-	-
46	474	114	360	77	2,939	584	1,000	-	-	-	-
5	121	84	37	7	80	54	26	-	-	-	-
97	2,064	1,324	740	108	344	266	78	3	6	2	4

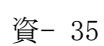
1-7 栗東市の主な風水害

発生年	被災原因	被災状況
明治 29 年 (1896 年)	豪雨 (9 月)	9 月 7 日早朝より雷を伴った一大豪雨となった。この豪雨の被害は栗太郡で死者 1 人、負傷者 1 人、住家流出 30 戸、住家全壊 162 戸、非住家全壊 46 戸、住家半壊 174 戸、非住家半壊 51 戸、家屋破壊 1889 戸、床上浸水 2950 戸、床下浸水 734 戸であった。
大正 10 年 (1921 年)	台風 (9 月 25 日～26 日)	25 日午後 10 時頃より南東の風が強まり 26 日午前 2 時ごろが最も強く、雨は夜半より 1 時にいたる間が最大であった。 この台風の主な被害は栗太郡で住家全壊 19 戸、住家半壊 7 戸、非住家全壊 57 戸、非住家半壊 25 戸、住家破損 75 戸、非住家破損 150 戸、田 702 反、道路決壊・破損 6 箇所であった。
昭和 9 年 (1934 年)	室戸台風 (9 月 21 日)	県下全般の暴風の始まりは 21 日午前 2～4 時の間、最も強かったのは午前 8～9 時の間、11 時に至って殆ど止んだ。この台風の主な被害は栗太郡で、死者 21 人、重傷者 36 人、軽傷者 187 人、住家全壊 187 戸、住家半壊 197 戸、非住家全壊 362 戸、非住家半壊 284 戸であった。
昭和 40 年 (1965 年)	梅雨前線 (7 月 6 日～7 日)	本県では、雨は 6 日夜から本降りとなり、夜半すぎから次第に強くなり、7 日早朝に最も強く、県の南部から南西部にかけて 90mm 以上の大雨になった。このため南部の小河川の氾濫が多く、特に葉山川が破堤し、人家、耕地に被害を与えた。
昭和 43 年 (1968 年)	大雨 (7 月 2 日～7 日)	7 月 2 日 12 時 15 分に大雨注意報が発表され、3 日 6 時 30 分に解除された。この大雨による被害は、床下浸水が 120 戸、栗東信楽線、水田浸水、農業用頭首工流出、水路埋没、道路法面崩れであった。
昭和 43 年 (1968 年)	台風 10 号 (8 月 25 日～26 日)	8 月 25 日 21 時 45 分に雷雨注意報が発表され、26 日 4 時 30 分に大雨注意報、10 時 45 分には東部大雨警報と洪水注意報、17 時に大雨注意報に切り替えられたが、28 日 17 時に解除になった。また、29 日 8 時に風雨注意報が発表され、21 時 50 分に解除された。この台風による被害は床下浸水が 14 戸、金勝川の堤防欠損、水田、水路の埋没であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (6 月 25 日～26 日)	6 月 25 日 13 時 10 分に風雨注意報が発表され、26 日 6 時 20 分に解除された。この大雨による被害は水田、畑の浸水、浸水であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (7 月 3 日～11 日)	7 月 4 日 16 時 30 分に大雨注意報が発表され、5 日 11 時 20 分に解除された。また、8 日 9 時 10 分に大雨注意報が発表され、9 日 7 時 50 分に解除された。この大雨による被害は、床下浸水 13 戸であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (8 月 1 日～2 日)	8 月 2 日 5 時 30 分に大雨注意報が発表され、10 時 10 分に解除された。この大雨による被害は床下浸水 10 戸であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (6 月 14 日～15 日)	6 月 14 日 18 時 40 分に大雨注意報が発表され、16 日 11 時に大雨洪水注意報に切り替えられ、16 時 30 分に解除された。この大雨により床下浸水 14 戸 (14 世帯 56 人)、溜池が被害を受けた。
昭和 46 年 (1971 年)	大雨 (7 月 22 日～27 日)	7 月 22 日 16 時 40 分に大雨雷雨注意報が発表され、24 日 6 時 40 分にいったん解除されたが、16 時に雷雨注意報、22 時に大雨雷雨注意報が発表され、27 日 6 時 30 分に解除された。この大雨により、床下浸水 30 戸 (38 世帯 124 人)、林道が被害を受けた。
昭和 49 年 (1974 年)	大雨 (7 月 24 日～25 日)	7 月 25 日 2 時 30 分に大雨注意報が発表され、8 時 30 分に大雨洪水雷雨注意報に切り替えられ、15 時 30 分に全て解除された。この大雨により床下浸水 10 戸 (10 世帯 43 人)、頭首工、水路が被害を受けた。
昭和 50 年 (1975 年)	台風 6 号 (8 月 21 日～23 日)	8 月 22 日 10 時 45 分に大雨注意報が発表され、16 時 50 分に大雨強風注意報、20 時 40 分に暴風雨警報、23 日 6 時 30 分に暴風雨警報と洪水注意報に切り替えられ、16 時に全て解除された。この台風による被害は畦畔崩壊であった。
昭和 50 年 (1975 年)	大雨 (9 月 23 日)	9 月 23 日 18 時 35 分に雷雨注意報が発表され、19 時 30 分に大雨雷雨注意報に切り替えられ、24 日 0 時に解除された。この大雨による被害は畦畔崩壊であった。
昭和 51 年 (1976 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 9 日)	6 月 9 日 6 時に大雨注意報が発表され、15 時に大雨洪水注意報、16 時 30 分に大雨警報と洪水注意報に切り替えられ、10 日 9 時 45 分に全て解除された。この豪雨により、水稻、農業用施設、林道が被害を受けた。
昭和 54 年 (1979 年)	台風 16 号 (9 月 30 日～10 月 1 日)	9 月 30 日午後 3 時 15 分に大雨洪水強風注意報が発令され、同日午後 5 時 50 分に暴風雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは、10 月 1 日午前 6 時 30 分であった。この台風により、住家の一部損壊が 6 棟、道路が 1 箇所被害を受けた。

発生年	被災原因	被災状況
昭和 55 年 (1980 年)	前線豪雨 (7 月 23 日～24 日)	7 月 23 日 14 時 30 分に大雨雷雨注意報が発令され、24 日 7 時 40 分に大雨洪水警報に切り替えられ、23 時 20 分に全て解除された。この豪雨による被害は、床下浸水 15 棟であった。
昭和 55 年 (1980 年)	豪雨 (8 月 26 日～27 日)	8 月 26 日 14 時 30 分に大雨洪水注意報が発令され、21 時 25 分に大雨洪水警報に切り替えられ、27 日 5 時 30 分に全て解除された。この豪雨による被害は床下浸水 6 棟であった。
昭和 56 年 (1981 年)	集中豪雨 (7 月 21 日)	7 月 21 日 16 時 30 分に雷雨注意報が発令され、18 時 20 分に大雨洪水雷雨注意報に切り替えられ、21 時 50 分に解除された。この豪雨により床下浸水 25 棟 (25 世帯 93 人)、水田流出・埋没、農業用施設に被害を受けた。
昭和 57 年 (1982 年)	台風 10 号 (8 月 1 日～2 日)	7 月 31 日午後 10 時 30 分に大雨雷雨注意報が発令され、8 月 1 日午前 6 時 40 分に大雨洪水雷雨注意報に、同日午後 4 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは、2 日午前 7 時 35 分であった。この台風による主な被害は、住家一部破損が 2 棟 (2 世帯 14 人)、床上浸水が 30 棟 (30 世帯 112 人)、床下浸水が 44 棟 (48 世帯 170 人)・田の流出・埋没が 0.79 h a、浸水が 77.21 h a、畑の浸水が 0.66 h a であった。また、道路 12 箇所、河川 3 箇所、崖崩れ 44 箇所の被害を受けた。
昭和 58 年 (1983 年)	台風 10 号 (9 月 27 日～28 日)	27 日午後 1 時 50 分に大雨洪水注意報が発令され、28 日午後 0 時 40 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは 29 日午後 1 時であった。この台風により、道路 3 箇所で被害を受けた。
昭和 58 年 (1983 年)	大雨 (6 月 20 日～21 日)	20 日午前 8 時 40 分に大雨注意報が発令され、同日午後 4 時 50 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この大雨に対する予警報が解除されたのは、21 日午前 10 時であった。この大雨により、道路が 3 箇所、河川が 2 箇所崖崩れが 1 箇所の被害を受けた。
昭和 60 年 (1985 年)	台風 6 号と梅雨前線豪雨 (6 月 21 日～7 月 19 日)	22 日午前 1 時 30 分に大雨洪水雷雨注意報が発令され、25 日午後 8 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。以降、7 月 1 日午後 3 時に大雨洪水警報が解除されるまで、断続的に予警報が発令、切替え、解除された。この豪雨により、住家の床下浸水が 4 棟 (19 世帯 31 人)、道路が 9 箇所、河川が 4 箇所、崖崩れが 12 箇所の被害を受けた。
昭和 61 年 (1986 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 28 日～30 日、7 月 9 日～12 日、7 月 21 日～23 日)	6 月 29 日午前 8 時 20 分に大雨洪水雷雨注意報が発令され、7 月 22 日午後 10 時 30 分に大雨洪水注意報が解除されるまで、大雨や洪水、雷雨に関する予警報が断続的に発令、切替え、解除された。この豪雨により、住家の床下浸水が 12 棟 (12 世帯 55 人)、非住家が 4 棟被害を受けた。
昭和 62 年 (1987 年)	梅雨前線豪雨 (7 月 14 日～21 日)	14 日午前 11 時 50 分に大雨雷雨注意報が発令され、同日午後 1 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。以降、7 月 20 日午前 7 時 40 分に大雨洪水雷雨注意報が解除されるまで、断続的に予警報が発令、切替え、解除された。この豪雨による被害は、住家の床下浸水が 4 棟 (3 世帯 13 人)、畑の浸水が 10 h a であった。
平成 11 年 (1999 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 30 日)	御園で崩壊により 1 戸一部損壊 (茶室)
平成 25 年 (2013 年)	台風 18 号 (9 月 15 日～16 日)	15 日午後 1 時 54 分に大雨洪水注意報が発令され、午後 6 時 48 分に大雨警報、午後 9 時 13 分に洪水警報に切り替えられた。午後 9 時 55 分に土砂災害警戒情報が発令された。翌 16 日午前 5 時 5 分に大雨特別警報が発令された。同日午前 11 時 30 分大雨特別警報が解除されたのを始め、17 日午後までにすべての警報注意報が解除された。この豪雨により、死者 1 名、住家の被害：全壊 4 棟、半壊 13 棟、一部損壊 16 棟、床上浸水 12 棟 (全壊家屋の浸水 1 棟、半壊家屋の浸水 10 棟を含む)、床下浸水 127 棟 (半壊家屋の浸水 2 棟、一部損壊家屋の浸水 11 棟を含む)、非住家被害：公共建物 1 棟、その他 12 棟、安養寺山斜面山崩れ 12 箇所、目川地先金勝川決壊、農地、農業施設 158 箇所、市道被災路線 20 路線、林道崩壊箇所 61 箇所。
平成 30 年 (2018 年)	台風 21 号 (9 月 5 日)	ビニールハウス全壊 55 棟、半壊 36 棟、被覆材破損 210 棟

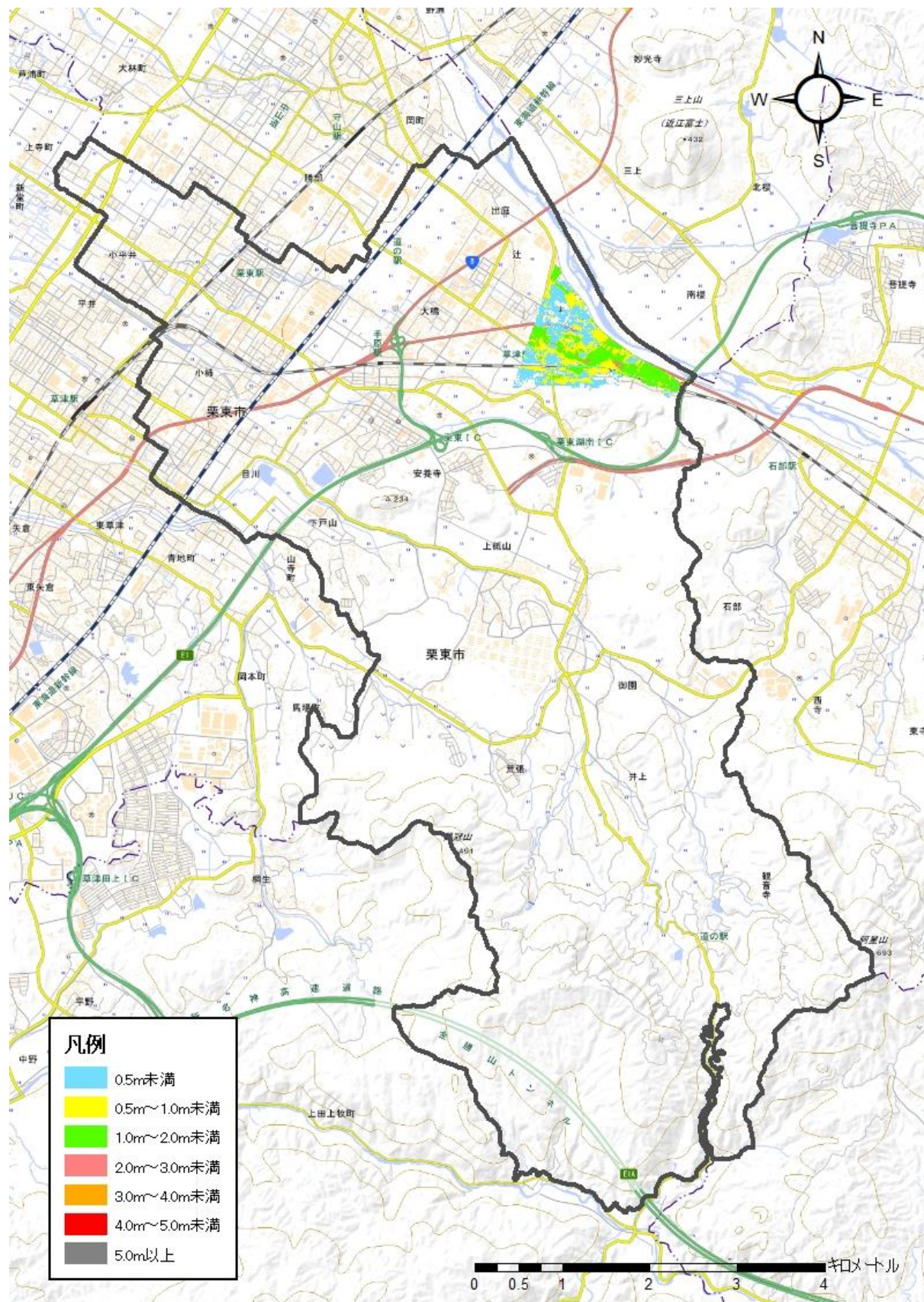
※出典：栗東市地域防災計画防災アセスメント調査報告書および市ホームページ

想定最大規模



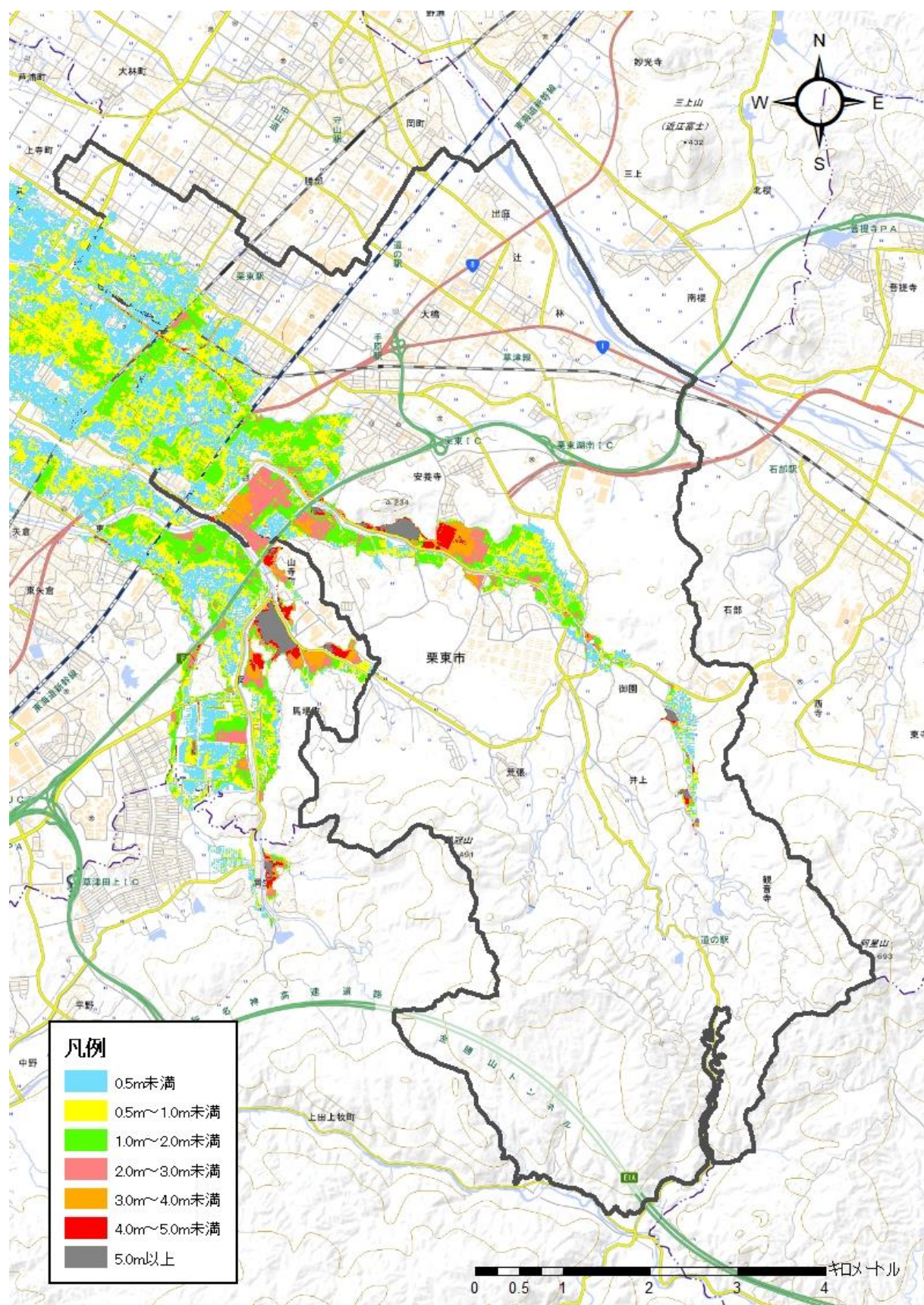
1-9 野洲川上流・杣川浸水想定区域図

想定最大規模



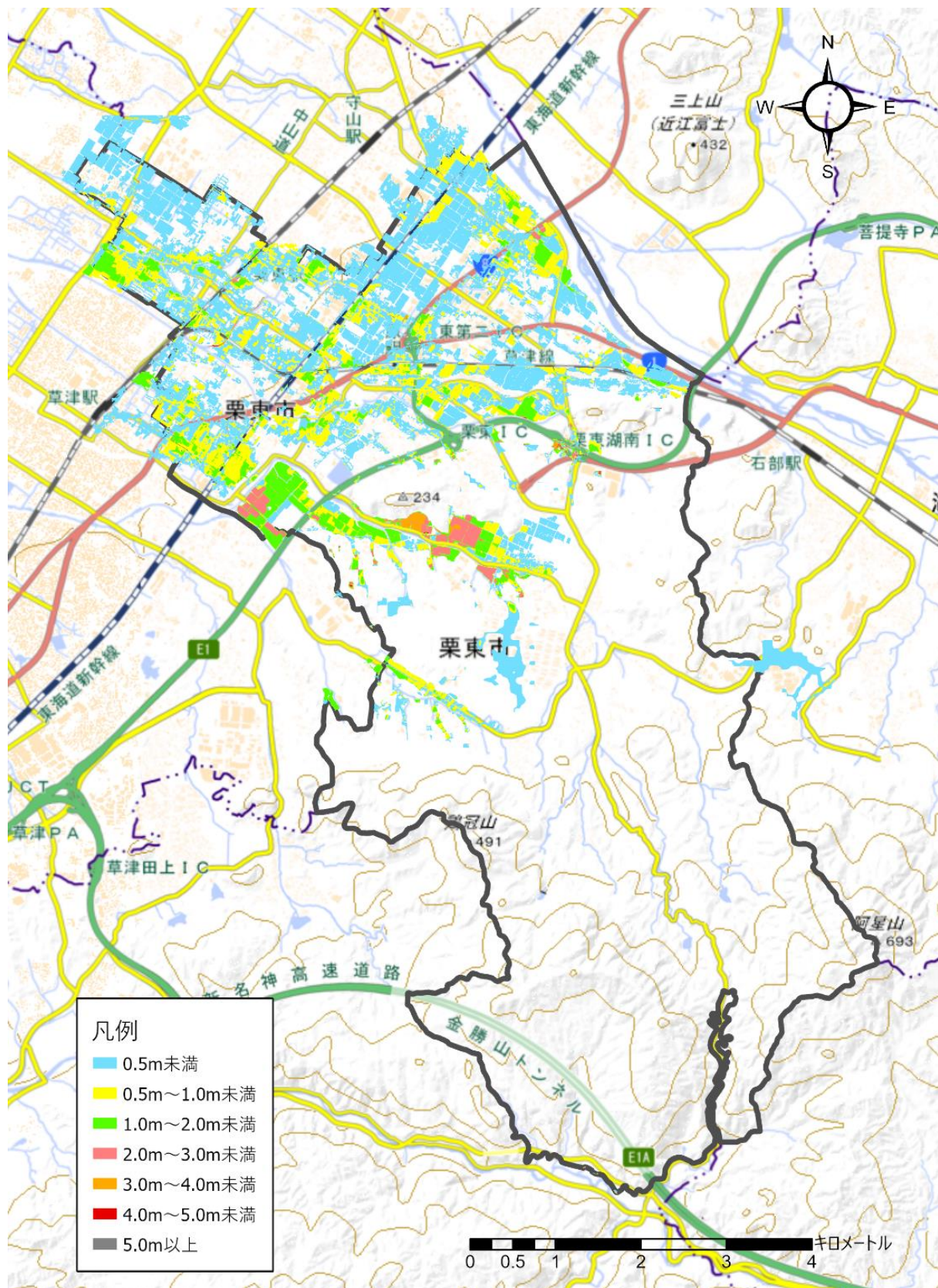
1-10 草津川浸水想定区域図

想定最大規模

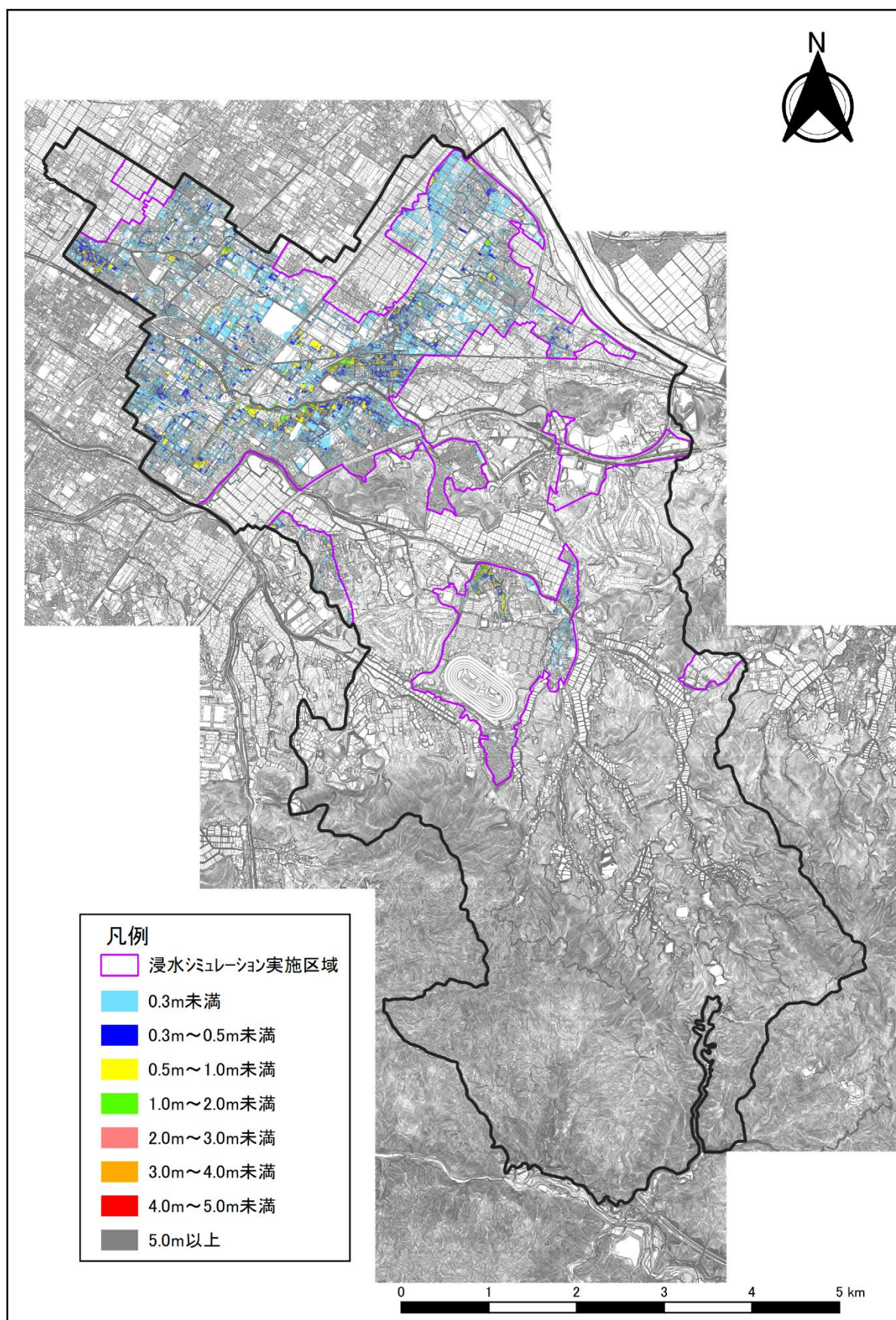


1-11 地先の安全度マップ（県がシミュレーションにより求めた水害リスク図）

200年確率



1-12 雨水出水浸水想定区域図



1-13 土砂災害警戒区域図

1 土砂災害警戒区域（土石流）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	成谷川支流	3321013	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 642 号	-	-
2	荒張	成谷川支流	1321002	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 359 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 707 号
3	荒張	走井川	1321001	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 362 号	-	-
4	観音寺	金勝川	1321003	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 363 号	-	-
5	観音寺	端ヶ谷川	2321006	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 364 号	-	-
6	観音寺	平谷川	2321007	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 365 号	-	-
7	荒張	柏谷	3321014	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 366 号	-	-
8	荒張	美之郷川	2321005	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
9	荒張	円徳川	3321009	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
10	荒張	雨丸川支流	3321010	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
11	荒張	雨丸川	3321011	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
12	荒張	細川	3321012	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	-	-
13	東坂	心行路川支流	3321016	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
14	東坂	心行路川	3321017	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
15	荒張	菖蒲谷	3321008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	-	-
16	荒張	穴口川	3321015	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
17	安養寺	葉山川支流	1342078	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
18	六地藏	葉山川支流	1342077	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
19	安養寺・安養寺四丁目	葉山川支流	1208001	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
20	安養寺	葉山川支流	1208002	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
21	安養寺	葉山川支流	1208003	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
22	市伊勢落	中ノ井川支流	2208004	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
23	伊勢落	中ノ井川支流	3208005	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
24	小野・上砥山・安養寺	金勝川支流	1208006	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
25	小野・上砥山・安養寺	金勝川支流	2208007	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
26	御園	金勝川支流	1208008	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
27	御園	金勝川支流	1208009	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
28	上砥山・安養寺	金勝川支流	1208010	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
29	上砥山	金勝川支流	1208011	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
30	上砥山・小野	金勝川支流	1208012	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
	荒張・草津市馬場町	菖蒲谷川支流	2208013	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
31	荒張	菖蒲谷川支流	3208014	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
32	荒張	美濃郷川支流	3208015	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
33	荒張	美濃郷川支流	1208016	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
34	荒張	美濃郷川支流	1208017	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
35	荒張	美濃郷川支流	2208018	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
36	荒張	墓ヶ谷川	2208019	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
37	荒張	成谷川支流	1208020	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
38	荒張	大岩谷川	2208021	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
39	観音寺・荒張・大津市上田大鳥居町	水越川支流	3208022	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
40	井上	穴口川支流	1208023	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号

41	井上	穴口川支流	1208024	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
42	井上	穴口川支流	2208025	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
43	井上	穴口川支流	2208026	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
44	井上	穴口川支流	2208027	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
	東坂・湖南市石部	宮川支流	1208028	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208029	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208030	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208031	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
45	東坂	宮川支流	2208032	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
46	東坂	金勝川支流	2208033	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
47	東坂	金勝川支流	2208034	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
小計		47箇所					

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和3年2月19日現在）

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	走井	I-2006	平成18年3月30日	県告第376号	平成18年3月30日	県告第710号
2	御園	柳原	I-2007	平成18年3月30日	県告第377号	平成18年3月30日	県告第711号
3	観音寺	観音寺	I-2002	平成18年3月30日	県告第378号	平成18年3月30日	県告第712号
4	観音寺	観音寺-2	I-2746	平成18年3月30日	県告第379号	平成18年3月30日	県告第713号
5	荒張	成谷	I-2004	令和3年3月23日	県告第190号	令和3年3月23日	県告第203号
6	荒張	荒張	I-2005	平成18年3月30日	県告第381号	平成18年3月30日	県告第715号
7	荒張	荒張3号	I-2014	令和3年3月23日	県告第190号	令和3年3月23日	県告第203号
8	荒張	荒張-5	I-2734	平成18年3月30日	県告第383号	平成18年3月30日	県告第717号
9	東坂	東坂	II-2001	平成18年3月30日	県告第384号	平成18年3月30日	県告第718号
10	東坂	阿弥陀寺	II-2725	平成18年3月30日	県告第385号	平成18年3月30日	県告第719号
11	荒張	走井2号	I-2015	平成18年3月30日	県告第391号	-	-
12	荒張	走井3号	I-2016	平成19年3月16日	県告第128号	-	-
13	荒張	走井-3	II-2776	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
14	荒張	荒張-6	II-2739	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
15	荒張	成谷-1	II-2777	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
16	荒張	成谷-2	II-2778	令和3年3月23日	県告第190号	-	-
17	荒張	荒張-15	III-2708	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
18	荒張	荒張-4	II-2732	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
19	荒張	荒張-9	II-2752	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
20	荒張	荒張-18	III-2781	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
21	観音寺	観音寺-1	II-2745	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
22	荒張	走井-4	III-2787	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
23	荒張	走井-5	II-2788	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
24	荒張	走井-6	II-2789	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
25	荒張	走井-7	II-2790	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
26	荒張	敬恩寺	II-2741	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
27	荒張	片山-1	II-2742	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
28	荒張	荒張-10	II-2753	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
29	荒張	荒張-11	II-2754	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
30	荒張	美之郷-2	II-2791	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
31	荒張	美之郷-3	II-2792	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
32	荒張、御園	美之郷-4	III-2793	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
33	荒張	雨丸-1	III-2794	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
34	荒張	雨丸-2	II-2795	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
35	井上	井上	I-2003	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
36	井上	井上-1	II-2730	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
37	井上	井上-2	II-2733	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
38	井上	井上-3	II-2735	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
39	井上	井上-4	II-2736	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
40	井上	井上-5	II-2738	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
41	東坂・御園	東坂-1	III-2702	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
42	東坂	東坂-2	II-2731	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	－	－
43	六地藏	六地藏-1	II-2713	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
44	六地藏	六地藏-2	II-2714	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
45	六地藏	日向山古墳	II-2715	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
46	六地藏	六地藏-3	II-2722	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
47	御園	辻越-1	II-2802	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
48	御園	辻越-2	II-2803	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
49	御園	辻越-3	II-2806	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
50	御園	辻越-4	II-2726	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
51	御園	蔵町-1	II-2804	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
52	御園	蔵町-2	II-2805	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
53	御園	八王子	II-2008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
54	伊勢落	寿泉神社	II-2711	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
55	伊勢落	岩上神社	II-2712	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
56	観音寺	観音寺-3	II-2747	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
57	荒張	美之郷	II-2740	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
58	荒張、草津市山寺町	浅柄野-1	III-2706	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
59	上砥山、小野	上砥山-5	II-2807	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
60	上砥山	日吉神社	II-2716	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
61	上砥山	上砥山-1	II-2717	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
62	上砥山	上砥山-6	II-2718	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
63	下戸山	五百井神社	II-2719	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
64	荒張	片山-2	II-2749	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	－	－
65	安養寺	安養寺-1	I-2810	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
66	安養寺	安養寺-2	I-2811	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	－	－
67	井上	井上-6	II-2812	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
68	上砥山	上砥山-7	II-2813	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
69	御園	中村-1	I-2815	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
70	御園	蔵町-3	II-2816	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
71	御園	辻越-5	II-2817	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
72	御園	御園-3	I-2737	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
73	下戸山	和田古墳	II-2818	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
74	六地藏	六地藏-4	II-2819	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
75	六地藏	六地藏-5	II-2820	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
	湖南省市石部・丸山四丁目、東坂	麻田(1)	III-3706	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 158 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 174 号
76	下戸山	下戸山(1)	II-2856	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	－	－
77	下戸山	下戸山(2)	II-2857	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
78	六地藏	六地藏(6)	II-2858	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
79	小野	小野	III-2859	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
80	御園	御園(4)	II-2860	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
81	御園	辻越(6)	II-2861	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
82	御園	御園(5)	II-2862	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
83	御園	御園(6)	II-2863	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
84	上砥山	上砥山(8)	II-2864	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
85	上砥山	上砥山(9)	II-2865	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
86	上砥山	上砥山(10)	I-2866	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
87	上砥山	上砥山(11)	II-2867	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
88	荒張・上砥山	御園(7)	II-2868	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
89	荒張	荒張(19)	II-2869	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
90	荒張	ルモンタウン	I-2870	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
91	荒張	走井(8)	II-2871	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
92	荒張	荒張(20)	III-2872	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
93	井上	井上(7)	II-2873	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
94	東坂	東坂(3)	II-2874	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
95	東坂	東坂(4)	III-2875	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
96	観音寺	観音寺(4)	III-2876	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
97	観音寺	観音寺(5)	II-2877	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
98	観音寺	観音寺(6)	II-2878	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
99	観音寺	こんぜの里(1)	III-2879	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
100	観音寺	こんぜの里(2)	II-2880	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
小計		100箇所					

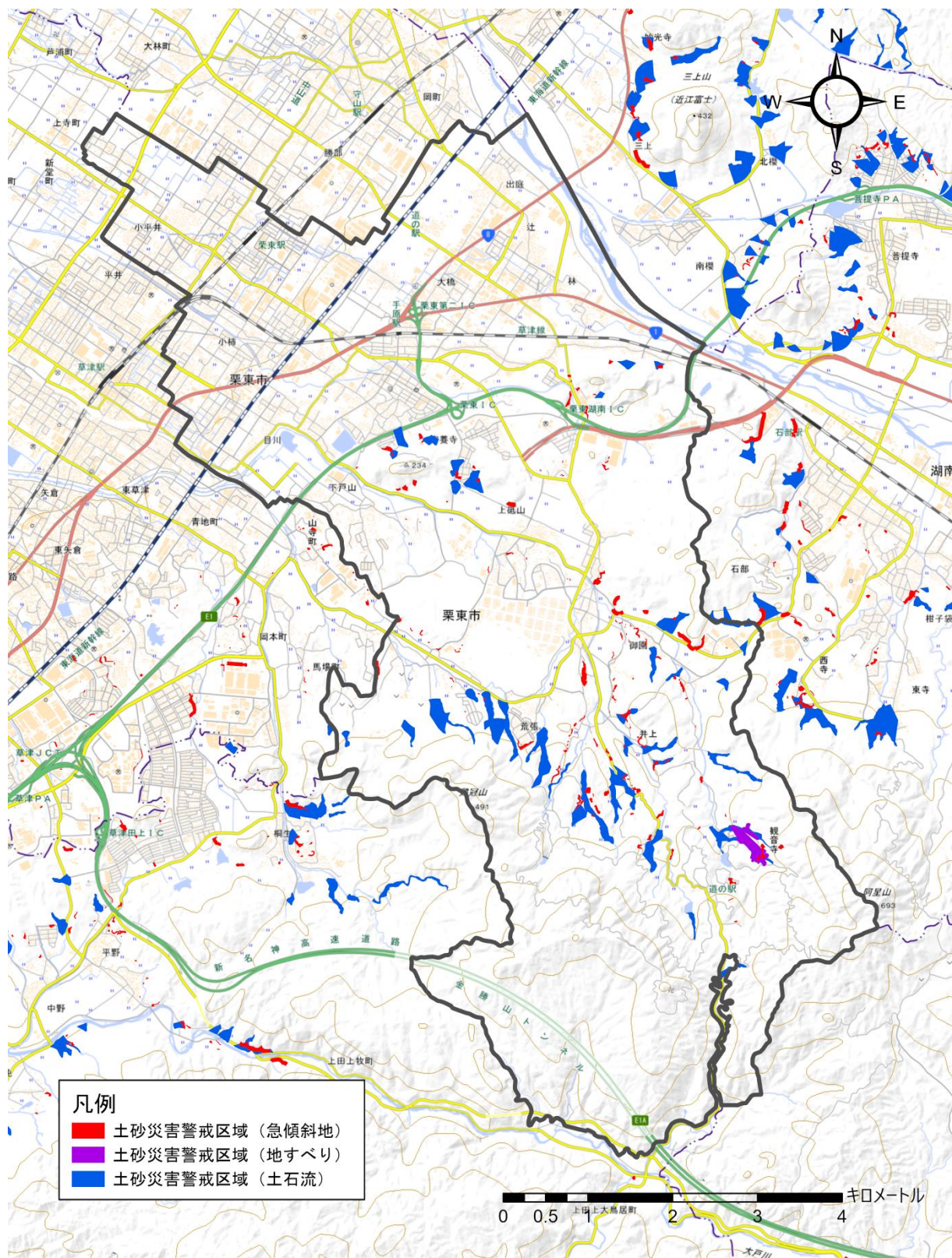
資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和3年3月23日現在）

3 土砂災害警戒区域（地すべり）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	観音寺	観音寺	4025	平成30年3月30日	県告示第147号	－	－
小計		1箇所					

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和2年3月31日現在）

4 土砂災害警戒区域図



1-14 栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
1	599 5 28	推古 7 4 27	-	7.0	-	大和	倒潰家屋を生じた。「日本書紀」にあり。地震による被害の記述としてはわが国最古のもの。	-
2	745 6 5	天平 17 4 27	35.4° N 136.5° E	7.9	-	美濃	櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒潰し、摂津では余震が 20 日間止まなかった。	-
3	827 8 11	天長 4 7 12	35.0° N 135.75° E	6.5~7	-	京都	舎屋多く潰れ、余震が翌年 6 月まであった。	-
4	856 - -	斉衡 3 3 -	-	6~6.5	-	京都	京都およびその南方で屋舎が破壊し、仏塔が傾いた。	-
5	881 1 13	元慶 4 12 6	-	6.4	-	京都	宮城の垣牆・官庁・民家の頽損するものはなはだ多く、余震が翌年まで続いた。	-
6	890 7 10	寛平 2 6 16	-	6.0	-	京都	家屋傾き、ほとんど倒潰寸前のものがあつた。	-
7	934 7 16	承平 4 5 27	-	6.0	-	京都	午刻に地震 2 回、京中の築垣が多く転倒した。	-
8	938 5 22	天慶 1 4 15	35.0° N 135.8° E	7.0	-	京都・紀伊	宮中の内膳司頼れ、死 4、舎屋・築垣倒れるもの多く、堂塔・仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。余震多く、8 月 6 日に強震があつた。	-
9	976 7 22	貞元 1 6 18	34.9° N 135.8° E	≥6.7	-	山城・近江	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死 50 以上。近江の国府・国分寺・関寺(大津市)で被害。余震が多かつた。	-
10	1038 - -	長暦 1 12 -	34.3° N 135.6° E	-	-	紀伊	高野山中の伽藍・院宇に転倒するもの多かつた。	-
11	1041 8 25	長久 2 7 20	-	-	-	京都	法成寺の鐘樓が転倒した。	-
12	1070 12 1	延久 2 10 20	34.8° N 135.8° E	6~6.5	-	山城・大和	東大寺の巨鐘の鈕が切れて落ちた。京都では家々の築垣に被害があつた。	-
13	1091 9 28	寛治 5 8 7	34.7° N 135.8° E	6.2~6.5	-	山城・大和	法成寺の仏像倒れ、その他の建物・仏像にも被害。大和国金峯山金剛蔵王宝殿が破壊した。	-
14	1093 3 19	寛治 7 2 14	-	6~6.3	-	京都	所々の塔が破壊した。	-
15	1099 2 22	康和 1 1 24	-	8~8.3	-	南海道・畿内	興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があつたらしい。	-
16	1177 11 26	治承 1 10 27	34.7° N 135.8° E	6~6.5	-	大和	東大寺で巨鐘が落ちるなどの被害。京都でも地震が強かつた。	-
17	1185 8 13	文治 1 7 9	35.0° N 135.8° E	7.4	-	近江・山城・大和	京都、特に白河辺の被害が大きかつた。社寺・家屋の倒潰破壊多く死多数。宇治橋落ち、死 1。9 月まで余震多く、特に 8 月 12 日の強い余震では多少の被害があつた。	-
18	1245 8 27	寛元 3 7 27	-	-	-	京都	壁・築垣や所々の屋々に破損が多かつた。	-
19	1317 2 24	文保 1 1 5	35.0° N 135.8° E	6.5~7	-	京都	これより先 1 月 3 日京都に強震、余震多く、この日大地震。白河辺の人家悉く潰れ、死 5。諸寺に被害、清水寺出火。余震が 5 月になつても止まなかった。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
20	1325 12 5	正中 2 10 21	35.6° N 136.1° E	6.5	-	近江北部・若狭	荒地・中山崩れる。竹生島の一部が崩れて湖中に没した。若狭国敦賀郡の気比神宮倒潰。京都で強く感じ、余震が年末まで続いた。	-
21	1350 7 6	正平 5 5 23	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	祇園社の石塔の九輪が落ち砕けた。余震が7月初旬まで続いた。	-
22	1361 8 1	正平 16 6 22	-	-	-	畿内諸国	この月18日より京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。23日にも地震あり。次の地震の前震か？	-
23	1369 9 7	正平 24 7 28	-	-	-	京都	東寺の講堂傾く。史料少なく、λ、φ、Mは決めにくい。	-
24	1425 12 23	応永 32 11 5	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。	-
25	1449 5 13	宝徳 1 4 12	35.0° N 135.75° E	5.75～6.5	-	山城・大和	10日から地震があった。洛中の堂塔・築地に被害多く、東山・西山で所々地裂ける。山崩れで人馬の死多数。淀大橋・桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。	-
26	1466 5 29	文正 1 4 6	-	-	-	京都	天満社・糺社の灯籠倒れる。	-
27	1494 6 19	明応 3 5 7	34.6° N 135.7° E	6.0	-	大和	諸寺破損、矢田庄(大和郡山の西)の民家多く破損。余震が翌年に及んだ。	-
28	1510 9 21	永正 7 8 8	34.6° N 135.6° E	6.5～7	-	摂津・河内	摂津・河内の諸寺で被害。大阪で潰死者があった。余震が70余日続く。	-
29	1579 2 25	天正 7 1 20	34.7° N 135.5° E	6.0	-	摂津	四天王寺の鳥居崩れ、余震3日にわたる。	-
30	1596 9 5	慶長 1 閏7 13	34.65° N 135.6° E	7.5	-	畿内	京都では三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城天守大破、石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒潰も多く、死傷多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。	-
31	1618 9 30	元和 4 8 12	-	-	-	京都	不動院大破する。『京都府寺誌稿』による。	-
32	1662 6 16	寛文 2 5 1	35.2° N 135.95° E	7.5～7.75	-	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し潰家1570、大溝で潰家1020余、死37。彦根で潰家1千、死30余。榎村で死300、所川村で死260余。京都で町屋倒壊1千、死200余など。諸所の城破損、大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。	-
33	1664 1 4	寛文 3 12 6	-	5.9	-	山城	二条城や伏見の諸邸破損、洛中の築垣所々崩れる。吉田神社・下加茂社の石灯籠倒れる。余震が月末まで続いた。	-
34	1665 6 25	寛文 5 5 12	-	6.0	-	京都	二条城の石垣12～13間崩れ、二の丸殿舎など少々破損。	-
35	1669 6 29	寛文 9 6 2	-	5.9	-	尾張	名古屋城三ノ丸石垣少し崩る。京都・奈良・和歌山で有感。	-
36	1694 12 12	元禄 7 10 26	-	-	-	丹後	宮津で地割れで泥噴出。家屋破損、特に土蔵は大破損。	-
37	1715 2 2	正徳 4 12 28	35.4° N 136.6° E	6.8	-	大垣・名古屋・福	大垣城・名古屋城で石垣崩れる。福井で崩家があり、奈良・	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
						井	京都・伊賀上野・松本で有感。	
38	1731 11 13	享保 16 10 14	-	-	-	近江八幡・刈谷	近江八幡で青屋橋の石垣破損し、刈谷で本城厩前の塀倒れる。	-
39	1740 7 20	元文 5 6 27	-	-	-	奈良・畿内	奈良で鳥居1つ倒る。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感。和泉国助松村で土手かべ多く痛む。	-
40	1751 3 26	宝暦 1 2 29	35.0° N 135.8° E	5.8	-	京都	諸社寺の築地や町屋など破損。越中で強く感じ、鳥取・金沢・大阪・池田で有感。	-
41	1753 2 11	宝暦 3 1 9	-	-	-	京都	洛中の築地等に小被害。池田・伊勢・鳥取で有感。	-
42	1764 10 29	明和 1 10 5	-	-	-	伊勢	伊勢で大地震、所々破損するが、内院は無事、京都で強く感じ、大阪で長く感じる。	
43	1774 1 22	安永 2 12 11	-	-	-	丹後	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感。	-
44	1802 11 18	享和 2 10 23	35.2° N 136.5° E	6.8	-	畿内・名古屋	奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋で本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。彦根・京都で有感。やや深い地震か？	-
45	1819 8 2	文政 2 6 12	35.2° N 136.3° E	7.3	-	伊勢・美濃・近江	近江八幡で潰家 82、死 5。木曽川下流では香取(多度町)で40軒全滅、金廻では海寿寺潰れ圧死 70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。	-
46	1830 8 19	天保 1 7 2	35.1° N 135.6° E	6.5	-	京都および隣国	洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒潰はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死 280。上下動が強く、余震が非常に多かった。	-
47	1833 5 27	天保 4 4 9	35.5° N 136.6° E	6.3	-	美濃西部	大垣北方の村々で山崩れ多く、死者 30 余という。余震が多く、8 月まで続く。震源は根尾谷断層に近い。	-
48	1854 7 9	安政 1 6 15	34.75° N 136.0° E	7.3	-	伊賀・伊勢・大和 および隣国	12 日頃から前震があった。上野付近で潰家 2 千余、死約 600、奈良で潰家 400 以上、死 300 余など、全体で死者は 1500 を越える。上野の北方で西南西－東北東方向の断層を生じ、南側の 1km の地域が最大 1.5m 相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。	-
49	1858 4 9	安政 5 2 26	-	-	-	丹後・宮津	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。岩ヶ鼻(丹後半島の伊根付近)で蔵の壁痛み、岩瀧辺も強かった。	-
50	1889 5 12	明治 22	35.4° N 136.8° E	5.9	-	岐阜付近	美濃南部・尾張北部が強くゆれ、家屋の壁に亀裂を生ず。岐阜市内の長良川の堤に亀裂を生ず。	-
51	1891 10 28	明治 24	35.6° N 136.6° E	8.0	-	愛知県・岐阜県	仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、死 7273、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に 6m、	濃尾地震

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
							水平に 2m ずれた。1892 年 1 月 3 日、9 月 7 日、94 年 1 月 10 日の余震でも家屋破損などの被害があった。	
52	1898 11 13	明治 31	35.3° N 136.7° E	5.7	-	木曾川中流域	濃尾地震の余震。愛知県葉栗郡太田島村で家屋の傾斜、土蔵壁の亀裂・墜落などがあった。その他黒田町・中島郡稲沢町・大垣町(河水が灰白色となり、石灯籠の転倒多し)・伊勢の沿岸で小被害あり。	-
53	1899 3 7	明治 32	34.1° N 136.1° E	7.0	-	紀伊半島南東部	奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大きく、木ノ本・尾鷲で死 7、全壊 35、山崩れ無数。大阪・奈良で煉瓦煙突の破損が多かった。	-
54	1900 3 22	明治 33	35.8° N 136.2° E	5.8	-	福井県鯖江付近	鯖江町・吉田村で被害が最も多かった。県全体で家屋全壊 2、半壊 10、破損 488 など。	-
55	1900 5 31	明治 33	35.7° N 136.6° E	5.3	-	岐阜県根尾谷付近	中根尾村でところどころ山崩れ。	-
56	1903 7 6	明治 36	35.0° N 136.5° E	5.7	-	三重県菰野付近	菰野で警察の壁、その他家屋に小破損あり。	-
57	1909 8 14	明治 42	35.4° N 136.3° E	6.8	-	滋賀県姉川付近	虎姫付近で被害が最大。滋賀・岐阜両県で死 41、住家全壊 978。姉川河口の湖底が数十 m 深くなった。	江濃(姉川)地震
58	1911 2 18	明治 44	35.4° N 136.3° E	5.5	-	滋賀県姉川付近	虎姫村で障壁に亀裂。姉川地震の余震か？	-
59	1916 11 26	大正 5	34.6° N 135.0° E	6.1	-	神戸	死 1。付近に軽い被害があった。有馬温泉の泉温 1℃上がる。	-
60	1925 7 7	大正 14	35.4° N 136.5° E	5.8	-	岐阜付近	四日市で煙突の倒れたもの、塀の壊れたものあり。	-
61	1927 3 7	昭和 2	35.5° N 135.2° E	7.3	0	京都府北西部	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死 2925、家屋全壊 12584。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ 7km)を生じた。測量により、地震に伴った地殻の変形が明らかになった。	北丹後地震
62	1936 2 21	昭和 11	34.6° N 135.7° E	6.4	0	大阪・奈良	死 9、家屋全半壊 148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。	河内大和地震
63	1952 7 18	昭和 27	34.5° N 135.8° E	6.8	60	奈良県中部	震源の深さ 60km、和歌山・愛知・岐阜・石川各県にも小被害があった。死 9、住宅全壊 20。春日大社の石灯籠 1600 のうち 650 倒壊。	吉野地震
64	1963 3 27	昭和 38	35.8° N 135.8° E	6.9	0	福井県沖	敦賀・小浜間に小被害があった。住家全半壊 6 など。	越前岬沖地震
65	1968 8 18	昭和 43	35.2° N 135.4° E	5.6	0	京都府中部	綾部市で住家半壊 1、一部破損 1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。余震回数は表 584-1 のとおり。	-
66	1990 1 11	平成 2	35.1° N 135.9° E	4.9	11	滋賀県南部	大震度は IV(奈良)、東海道新幹線が一時ストップし、京都でビルの窓ガラスが割れた。	-
67	1994 5 28	平成 6	35.3° N 136.3° E	5.2	44.1	滋賀県中東部	傷 1、最大震度は彦根・四日市で IV であるが、通信調査に	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
							よると、彦根市南部・野洲川河口付近、日野町にも震度 IV がある。 図 696-1	
68	1995 1 17	平成 7	34.6° N 135.1° E	7.2	17.9	阪神・淡路	活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度 6 だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。	平成 7 年兵庫県南部地震：阪神・淡路大震災
69	1998 4 22	平成 10	35° 10.5' N 136° 33.8' E	5.5	8	美濃中西部	最大震度 4、重傷者 1 名、軽症者 2 名、住家一部破損 5 棟、がけ崩れ 1 カ所などの小被害	
70	2000 10 31	平成 12	34° 17.9' N 136° 19.3' E	5.7	39	三重県中部	三重県、愛知県、岐阜県で負傷者、三重県で住家一部破損、文教施設、道路、水道管の破裂等被害。奈良県で道路被害。最大震度 5 弱（碧南市、紀伊長島町）	
71	2001 8 25	平成 13	35° 09.1' N 135° 39.6' E	5.4	8	京都府南部	最大震度 4（大津・亀岡・箕面ほか 10 地点）、負傷者 1 名	
72	2001 12 28	平成 13	35° 27.2' N 135° 53.6' E	4.5	7	滋賀県北部	最大震度 4（上中町）、がけ崩れ 4 カ所	
73	2005 1 9	平成 17	35° 18.7' N 136° 51.1' E	4.7	13	愛知県西部	可児、岐阜、大垣、一宮、名古屋、犬山市等で震度 4、春日井市で照明器具の部品が落下して女兒 1 名が軽傷、江南市の 6 小中学校で 52 枚のガラスが破損。	
74	2005 12 24	平成 17	35° 13.8' N 136° 50.4' E	4.8	43	愛知県西部	名古屋、一宮、愛西、桑名、鈴鹿市で震度 4、四日市市で軽傷 1 名	
75	2007 4 15	平成 19	34° 47.5' N 136° 24.5' E	5.4	16	三重県中部	亀山市で震度 5 強、鈴鹿市、伊賀市、津市で震度 5 弱、重軽傷者 13 名、住家一部破損 122 棟、18 時 34 分には M4.5 が発生した。液晶テレビ工場などが影響を受けた。	

参考：日本被害地震総覧 599-2012, 2013 年, 東京大学出版会

1-15 県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

断層帯名 (起震断層/活動区間)		一連区間 が一度に 活動した 場合の地 震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：令和6年(2024年)1月1日)				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
			我が国の 主な活断層 における相対的 評価	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
1	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク	1%～ 3%	2%～ 5%	4%～ 10%	約1000年-2800年 約2800年-約2400年前
2	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4500年-6000年 1185年の地震
3	三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ 0%～ 0.6%	ほぼ 0%～ 1%	ほぼ 0%～ 2%	4200年-6500年 2800年前-6世紀
5	木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4,000年-25,000年 1854年伊賀上野地震
6	頓宮断層	7.3 程度	A*ランク	1%以 下	2%以 下	4%以 下	約10000年以上 約10000年前-7世紀
7	鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク	0.08% ～ 0.2%	0.1% ～ 0.3%	0.3% ～ 0.6%	約18000年-36000年 不明
8	鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%～ 0.07%	ほぼ 0%～ 0.1%	ほぼ 0%～ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前-2,800年前
9	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%～ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀
10	湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀
12	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

※ランクは、活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

南海トラフ地震の長期評価

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：令和6年(2024年)1月1日)			平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値88.2年 78.0年前

出典：「長期評価結果一覧(地震調査研究推進本部)」

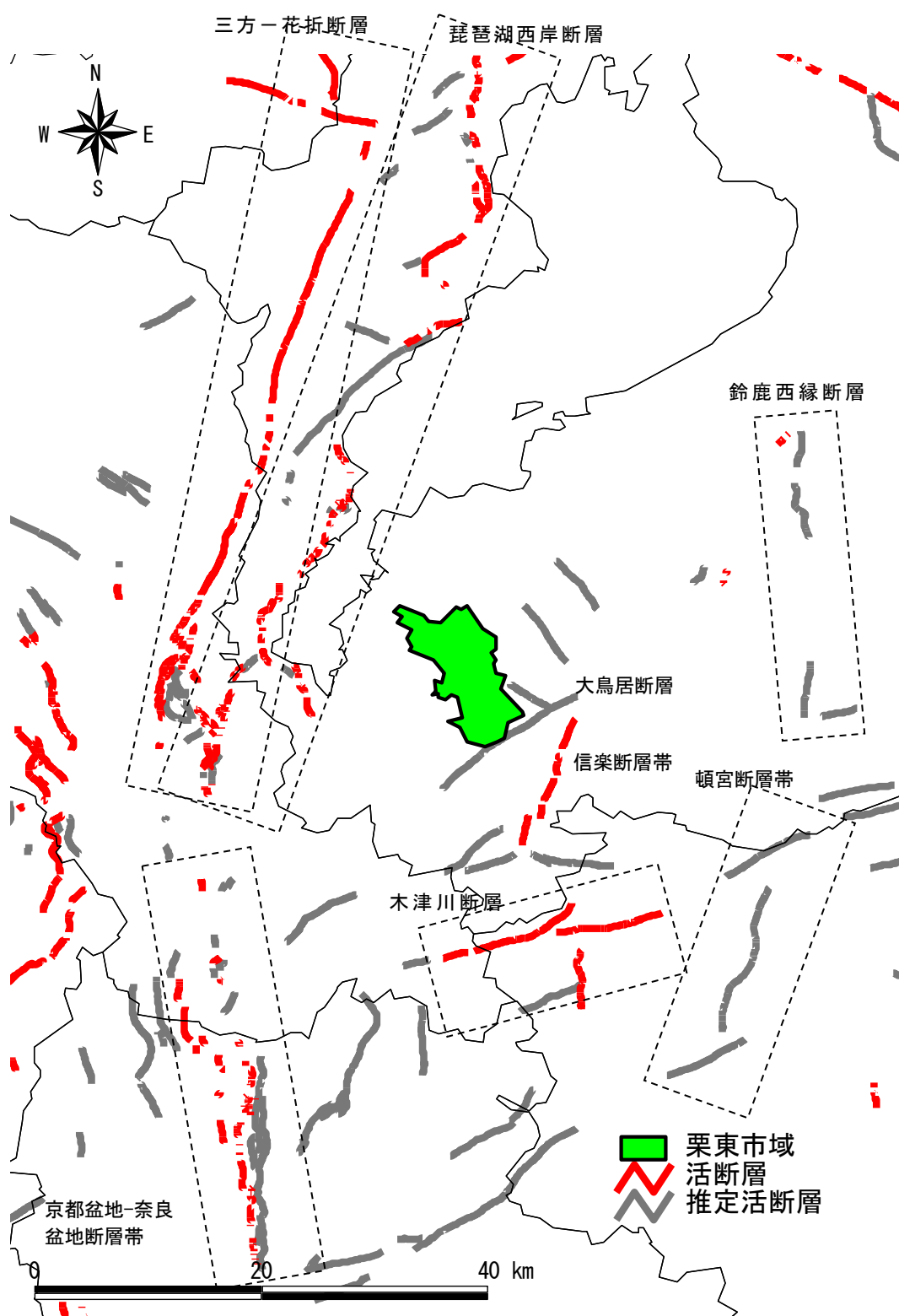
1-16 栗東市周辺の活断層一覧

番号	断層名	長期評価で予想された地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対的評価	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
1	三峠-京都西山断層帯 (上林川断層) (三峠断層) (京都西山断層帯)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明
		7.2 程度	0.4～0.6%	0.7～1%	1～2%	やや高い	5-7 千年程度 3 世紀以前
		7.5 程度	ほぼ 0～0.8%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～3%	やや高い	約 3.5-5.6 千年 約 2.4 千年前-2 世紀
		7.5 程度 (7.5±0.5)	ほぼ 0～0.03%	ほぼ 0～0.07%	ほぼ 0～0.3%	—	1-2 千年程度 1596 年慶長伏見地震
3	六甲・淡路断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区域) (主部/淡路島西岸区間) (先山断層帯)	7.9 程度	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～6%	やや高い	9 百-2.8 千年程度 16 世紀
		7.1 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	1.8-2.5 千年程度 1995 年兵庫県南部地震
		6.6 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	5 千-1 万年程度 11-17 世紀初頭
		7.6～7.7 程度	0.06～14%	0.1～20%	0.3～40%	高い	約 1.1 千-2.3 千年 7-9 世紀
4	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁) (金剛山地東縁)	6.9 程度	ほぼ 0～5%	ほぼ 0～9%	ほぼ 0～20%	高い	約 2 千-1.4 万年 約 2 千年前-4 世紀
		7.5 程度	2～3%	3～5%	6～10%	高い	8 千年程度 約 28-9 千年前
5	上町断層帯	7.5 程度	2～3%	3～5%	6～10%	高い	約 28-9 千年前
6	生駒断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ 0～0.1%	ほぼ 0～0.3%	ほぼ 0～0.6%	やや高い	3-6 千年 1.6-1 千年前頃
7	奈良盆地東縁断層帯	7.4 程度	ほぼ 0～5%	ほぼ 0～8%	ほぼ 0～10%	高い	約 5 千年 約 11-1.2 千年前
8	木津川断層帯	7.3 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 4 千-2.5 万年 1854 年伊賀上野地震
9	頓宮断層帯	7.3 程度	1%以下	2%以下	4%以下	やや高い	約 1 万年以上 約 1 万年前-7 世紀
10	布引山地東縁断層帯 (東部) (西部)	7.6 程度	0.00%	0.00%	0.01%	—	2.5 万年程度 1.1 万年前頃
		7.4 程度	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%	やや高い	1.7 万年程度 約 2.8 万-4 百年
11	鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	0.08～0.2%	0.1～0.3%	0.3～0.6%	やや高い	約 1.8-3.6 万年 不明
12	鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	ほぼ 0～0.07%	ほぼ 0～0.1%	ほぼ 0～0.2%	—	6.5-12 千年以上 約 3.5-2.8 千年前
13	養老-桑名-四日市断層帯	8 程度	ほぼ 0～0.7%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～3%	やや高い	1.4-1.9 千年 13-16 世紀
14	屏風山・恵那山断層帯 及び猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	4 万年程度 約 1.4 万年頃
		6.8 程度	0.2～0.7%	0.4～1 %	0.8～2%	やや高い	4 千-1.2 万年程度 不明
	(屏風山断層帯)	7.4 程度	0.1%	0.2%	0.3%	やや高い	3 万年程度 不明
	(加木屋断層帯)	7.7 程度	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～3%	ほぼ 0.001～6%	やや高い	約 7.2 千-1.4 万年 約 7.6 千-5.4 千年前
	(恵那山-猿投山北断層帯)	7.1 程度	不明	不明	不明	—	不明
	(赤河断層帯)	7.1 程度	不明	不明	不明	—	不明
							不明

番号	断層名	長期評価で予想された地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対的評価	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
15	濃尾断層帯 (主部/梅原断層帯)	7.4 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 1.4-1.5 万年 1891 年濃尾地震
	(主部/根尾谷断層帯)	7.3 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.1-3.6 千年 1891 年濃尾地震
	(温見断層北西部)	6.8 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.2-2.4 千年 1891 年濃尾地震
	(温見断層南東部)	7.0 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
	(主部/三田洞断層帯)	7.0 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
	(揖斐川断層帯)	7.1 程度	不明	不明	不明	—	不明 1-10 世紀
	(武儀川断層帯)	7.3 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
16	柳ヶ瀬-関が原断層帯 (主部/北部)	7.6 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.3-2.7 千年 17 世紀頃
	(主部/中部)	6.6 程度	不明	不明	不明	—	不明 7.2-7 千年前
	(主部/南部)	7.6 程度	不明	不明	不明	—	不明 4.9 千年前-15 世紀
	(浦底-柳ヶ瀬断層帯)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
17	野坂-集福寺断層帯 (野坂断層帯)	7.3 程度	ほぼ 0% もしくはそれ以上	ほぼ 0% もしくはそれ以上	ほぼ 0% もしくはそれ以上	—	約 5.6-7.6 千年 もしくはそれ以下 15-17 世紀
	(集福寺断層帯)	6.5 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
18	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%～ 0.00%	—	約 3-4 千年 11-14 世紀
	(南東部)	6.8 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	概ね 7 千年程度 15-17 世紀
19	三方-花折断層帯 (三方断層帯)	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 3.8-6.3 千年 1662 年の地震
	(花折断層帯/北部)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明 1662 年の地震
	(花折断層帯中南部)	7.3 程度	ほぼ 0～ 0.6%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	やや高い	4.2-6.5 千年 2.8 千年前-6 世紀
20	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	1～3%	2～5%	4～10%	高い	約 1-2.8 千年 約 2.8-2.4 千年前
	(南部)	7.5 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 4.5-6 千年 1185 年の地震

出典：「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」

1-17 栗東市周辺の活断層分布図



出典：「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」

1-18 滋賀県地震被害想定調査概要抜粋

滋賀県地震被害想定結果 平成 26 年 3 月				琵琶湖西岸 断層帯 (case1)	琵琶湖西岸 断層帯 (case2)	花折断層帯 地震 (case2)	花折断層 帯地震 (case3)	木津川断 層帯地震 (case1)	木津川断 層帯地震 (case3)	
市内の想定最大震度				6 強	7	6 強	6 弱	6 弱	6 弱	
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)			(棟)	984	1,939	1,283	223	13	－
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)				3,207	5,127	3,973	1,904	276	146
	全焼棟数	夏正午 風速 8m/sec		棟	－	－	－	－	－	－
		冬夕方 風速 8m/sec			－	－	－	－	－	－
		冬深夜 風速 8m/sec			－	－	－	－	－	－
	全壊・全焼 棟数合計	夏正午 風速 8m/sec		棟	984	1,939	1,283	223	13	－
		冬夕方 風速 8m/sec			984	1,939	1,283	223	13	－
		冬深夜 風速 8m/sec			984	1,939	1,283	223	13	－
人的被害	死者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec		人	36 (6)	70 (11)	46 (6)	7 (－)	－ (－)	－ (－)
		冬夕方 風速 8m/sec			54 (6)	101 (11)	58 (6)	9 (－)	－ (－)	－ (－)
		冬深夜 風速 8m/sec			56 (7)	110 (13)	67 (8)	11 (－)	－ (－)	－ (－)
	負傷者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec			444 (93)	783 (146)	486 (112)	182 (42)	31 (14)	14 (－)
		冬夕方 風速 8m/sec			570 (93)	996 (146)	628 (112)	235 (42)	40 (14)	18 (－)
		冬深夜 風速 8m/sec			696 (113)	1,207 (178)	757 (147)	287 (52)	49 (17)	22 (6)
ライフライン被害	電力供給施設 ：停電軒数 (停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	33,330 (87%)	35,182 (92%)	33,085 (87%)	28,003 (73%)	17,462 (46%)	14,407 (38%)
			1 日後		15,308 (40%)	18,534 (49%)	14,954 (39%)	7,263 (19%)	2,015 (5%)	1,339 (4%)
			2 日後		7,864 (21%)	10,318 (27%)	7,810 (20%)	2,639 (7%)	426 (1%)	194 (1%)
			3 日後		4,127 (11%)	5,805 (15%)	4,217 (11%)	1,028 (3%)	116 (0%)	39 (0%)
			1 週間後		53 (0%)	107 (0%)	78 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 ：断水人口 (断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	46,998 (74%)	52,678 (83%)	44,865 (70%)	30,189 (47%)	8,820 (14%)	6,172 (10%)
			1 日後		46,081 (72%)	51,973 (82%)	43,806 (69%)	28,641 (45%)	7,948 (12%)	5,518 (9%)
			2 日後		44,638 (70%)	50,770 (80%)	42,247 (66%)	26,735 (42%)	7,049 (11%)	4,839 (8%)
			3 日後		42,933 (67%)	49,274 (77%)	40,469 (64%)	24,784 (39%)	6,215 (10%)	4,210 (7%)
			1 週間後		35,185 (55%)	41,889 (66%)	32,765 (51%)	17,703 (28%)	3,676 (6%)	2,329 (4%)
			1 ヶ月後		7,014 (11%)	9,833 (15%)	6,460 (10%)	1,963 (3%)	188 (0%)	81 (0%)
			2 ヶ月後		607 (1%)	984 (2%)	579 (1%)	96 (0%)	5 (0%)	1 (0%)
			3 ヶ月後		47 (0%)	85 (0%)	47 (0%)	5 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	避難者	避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	1 日後	人	2,161	3,987	2,733	679	79	32
(3,602)					(6,645)	(4,555)	(1,132)	132	53	
4,685					6,586	4,974	2,249	491	315	
(8,518)					(11,974)	(9,044)	(4,089)	(893)	(573)	
6,199					8,559	6,373	2,779	526	318	
(12,398)					(17,117)	(12,746)	(5,558)	(1,051)	(636)	
1 週間後	2,002	2,854	1,881	564	55	23				
	(6,673)	(9,514)	(6,270)	(1,880)	(182)	(78)				

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月）」

滋賀県地震被害想定結果 平成 26 年 3 月				鈴鹿西縁断 層 帯 地 震 (case 1)	鈴鹿西縁断 層 帯 地 震 (case 2)	柳ヶ瀬関ヶ 原 断 層 帯 (case 1)	柳ヶ瀬関ヶ 原 断 層 帯 (case 2)	南海トラフ 巨 大 地 震 (基本ケース)	南海トラフ 巨 大 地 震 (陸側ケース)	
市内の想定最大震度				5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱	6 弱	
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)		(棟)	—	—	—	—	14	223	
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)			—	—	—	—	366	2126	
	全焼棟数	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	—	—	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	
		冬深夜 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	
	全壊・全焼 棟数合計	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	14	223	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	14	223	
冬深夜 風速 8m/sec		—		—	—	—	14	223		
人的被害	死者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
		冬夕方 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (—)	
		冬深夜 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (—)	
	負傷者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (8)	107 (41)	
		冬夕方 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (8)	129 (41)	
		冬深夜 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (10)	285 (50)	
ライフライン被害	電力供給施設 ： 停電軒数 (停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	4, 457 (12%)	4, 578 (12%)	1, 670 (4%)	1, 370 (4%)	29, 871 (78%)	33, 700 (88%)
			1 日後		873 (2%)	895 (2%)	876 (2%)	815 (2%)	14, 789 (39%)	16, 684 (44%)
			2 日後		62 (0%)	42 (0%)	140 (0%)	169 (0%)	3, 173 (8%)	3, 579 (9%)
			3 日後		4 (0%)	1 (0%)	27 (0%)	32 (0%)	195 (1%)	220 (1%)
			1 週間後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 ： 断水人口 (断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	851 (1%)	866 (1%)	224 (0%)	174 (0%)	26, 504 (42%)	31, 879 (50%)
			1 日後		819 (1%)	837 (1%)	224 (0%)	174 (0%)	25, 987 (41%)	36, 023 (57%)
			2 日後		758 (1%)	776 (1%)	222 (0%)	174 (0%)	9, 461 (15%)	26, 225 (41%)
			3 日後		677 (1%)	695 (1%)	217 (0%)	171 (0%)	4, 459 (7%)	22, 384 (35%)
			1 週間後		296 (0%)	296 (0%)	126 (0%)	110 (0%)	2, 268 (4%)	15, 946 (25%)
			1 ヶ月後		1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	60 (0%)	1, 499 (2%)
			2 ヶ月後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	62 (0%)
			3 ヶ月後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0%)
			避難者		避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	人	1 日後	—	—	—
3 日後	(—)	(—)		(—)			(—)	(202)	(1, 135)	
1 週間後	47 (85)	48 (88)		15 (27)			12 (2)	404 (734)	1, 914 (3, 481)	
1 ヶ月後	37 (74)	37 (75)		16 (31)			14 (27)	385 (769)	2, 012 (4, 025)	
—	—	—		—			22	506		
(—)	(—)	(—)		(—)			(74)	(1, 688)		

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月）」

1－19 市に関連する原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置 番号	炉型	熱出 力 (万 kw)	電気 出力 (万 kw)	本格運転 開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電 (株)	敦賀市明 神町 1	1 号炉	沸騰水型軽水炉 (BWR)	107.0	35.7	S45.3.14 H27.4.27 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	342.3	116.0	S62.2.17
新型転換炉原型 炉ふげん	国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構	敦賀市明 神町 3	—	新型転換炉 (ATR)	55.7	16.5	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構	敦賀市白 木 2－1	—	高速増殖炉 (FBR)	71.4	28.0	H29.12.6 に廃止措 置計画の認可申請 を原子力規制員会 に提出平成 30 年 3 月 28 日に廃止措 置計画認可
美浜発電所	関西電力(株)	三方郡美 浜町丹生	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	103.1	34.0	S45.11.28 H27.4.27 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	145.6	50.0	S47.7.25 H27.4.27 運転終了
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	244.0	82.6	S51.12.1
大飯発電所	関西電力(株)	大飯郡お おい町大 島 1	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	342.3	117.5	S54.3.27 H30.3.1 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	342.3	117.5	S54.12.5 H30.3.1 運転終了
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	342.3	118.0	H3.12.18
			4 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	342.3	118.0	H5.2.2
高浜発電所	関西電力(株)	大飯郡高 浜町田ノ 浦 1	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	244.0	82.6	S49.11.14
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	244.0	82.6	S50.11.14
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	266.0	87.0	S60.1.17
			4 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	266.0	87.0	S60.6.5

* BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

出典：「滋賀県地域防災計画」

1-20 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵層槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

4. 原子炉の運転等のための施設（1. から 3. までの掲げるものを除く。）

警戒事態を判断する E A L （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

1-2-1 県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等

1 前提条件

(1) 放射性物質

福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

ア キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、2 号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量のもっとも高い 3 号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

イ ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 $2.0 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13 時から 17 時まで $4.0 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が 6 時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m~73m とする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年(2010 年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1 \text{m/s}$)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

2 予測結果

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置

を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径 43km となった。

一方、International Atomic Energy Agency(国際原子力機関、以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域：50～100mSv)は、16 市町に及び、最大距離は敦賀発電所から半径 79km となった。

(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの場合

美浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径 42km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18 市町に及び、最大距離は美浜発電所から半径 89 km となった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの場合

大飯発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 32km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 63 km となった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの場合

高浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となる地域はない。

また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

(5) 総合考察

上記の結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測される。

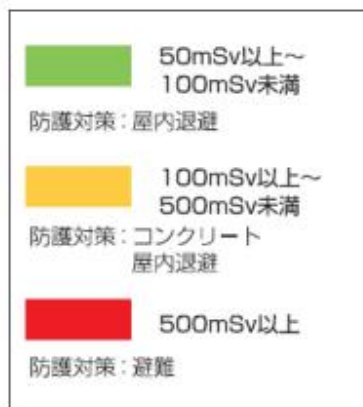
<放射性ヨウ素の拡散予測図>

■災害の想定

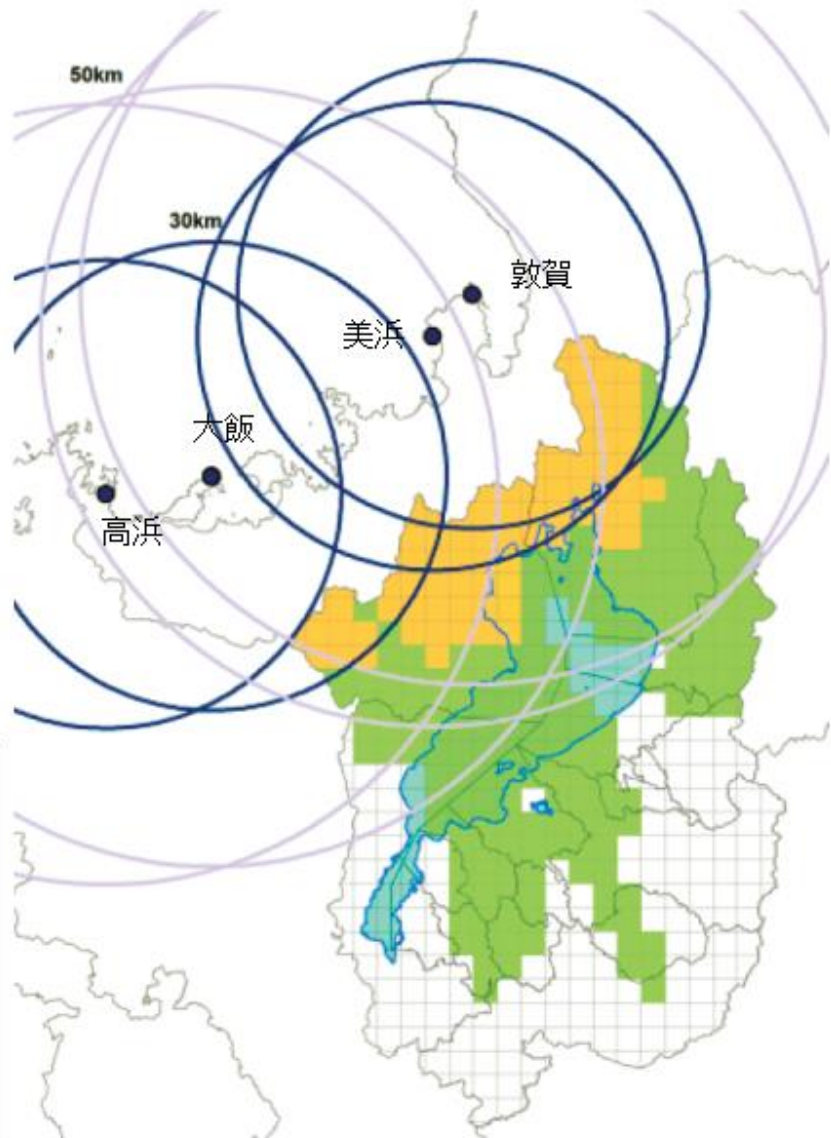
敦賀、美浜、大飯、高浜原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同規模の放射性物質が外部に放出したことを想定しています。

放射性物質は、福島第一原子力発電所事故において放出量が多かった希ガス（キセノン）とヨウ素の放出を想定しています。

（※あくまでも予測であり、実際に屋内退避等の指示がでる範囲とは異なりますのでご注意ください。）



※甲状腺被ばく等価線量



滋賀県琵琶湖環境科学研究センター予測図

(3) 琵琶湖への影響予測（県地域防災計画原子力災害対策編より転載）

- 1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。
- 2 平成 23 年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成 23 年 3 月 15 日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所および同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素 131、セシウム 137 およびセシウム 134 について、事故後 24 時間における湖面および流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成 22 年度～平成 24 年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

その上で、当該期間における沈着量の予測および気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入および琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから 3 ヶ月間とした。

また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約 2 年と短いセシウム 134 を、セシウム 137（半減期約 30 年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6 時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム 137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム 134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素 131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

- 3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が 300 万 Bq/m²を超える地域が、高島市等で見られた。
- ② 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（O I L 2）に照らして、1 週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深 0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準 O I L 6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で 10 日間程度、摂取制限基準である 200Bq/kg を超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で 10 日間程度、南湖では 7 日間程度、摂取制限基準である 300Bq/kg を超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

第2章 災害予防計画に係る資料

2-1 防災啓発事業の実施期間および内容について

1 実施期間

事業区分		実施期間
雪害	雪害予防に関する事項	12月～3月
風水害	風水害予防に関する事項	5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
	土砂災害予防に関する事項	6月1日～6月30日
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災	春の火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
	防火点検	毎月第1日曜日実施
	危険物安全週間	6月第2週の日曜日から土曜日まで
	夏の災害予防啓発運動	7月1日～8月31日
	年末火災予防運動	12月1日～12月31日
	文化財防火デー	1月26日を中心に実施
	林野火災予防の徹底	春季火災予防の前一週間2月28日～3月13日
震災	震災予防全般に関する事項	8月末～9月初
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	地震防災の日	毎月17日（湖南広域消防局提唱）
防災とボランティア	自主防災組織リーダー研修会	8月～12月
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日

2 実施内容

（1）市地域防災計画の概要

（2）災害時の心得

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、各世帯で承知しておくべき事項は次のとおりである。

①災害情報等の聴取方法

②避難の方法、場所、時期等の徹底

③非常食料、身の回り品等の準備

④その他災害の態様に応じ、とるべき手段方法

（3）自主防災の必要性

①自主防災組織の結成と積極的な参加

②共助精神の涵養

（4）災害危険箇所の知識

（5）災害時避難行動要支援者への配慮

2-2 自治会または自主防災組織における訓練プログラム

訓練区分		必要時間	準備品・備考
消火訓練	消火器取り扱い訓練	20分	
	消火栓取り扱い訓練（点検要領含む）	30分	消火栓器具格納箱一式
	ポンプ取り扱い訓練	30分	小型動力ポンプ・軽可搬ポンプ
	バケツリレー	15分	防火水槽・河川等
救出訓練	ロープ結索訓練	30分	
	倒壊家屋等救出訓練	30分	救助工具等
救護訓練	普通救命講習Ⅰ（AED含む）	180分	中消防署で実施
	応急手当（心肺蘇生法）	60分	
	応急手当（止血、骨折処置等）	30分	タオル・ダンボール等
	救護搬送法	30分	
その他	総合訓練（発災対応型訓練）	30分	
	DIG（災害図上）訓練	120分	自治会館等屋内で実施
	防災指導車（地震体験）	30分	
	避難・通報訓練	15分	
	自治会保有資機材取り扱い訓練	30分	救助工具・担架等
	煙中体験訓練	30分	電源
	防火防災講話・座談会	30分	自治会館等屋内で実施
	防火防災ビデオ	20分	自治会館等屋内で実施

2-3 県が行う防災訓練

1 滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。

さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間を中心とする期間内に土木事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

(2) 訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには緊急地震速報を取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

2 近畿府県合同防災訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同し、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画し実施する。

3 関西広域応援訓練等

関西広域連合の広域防災に関する構成府県及び政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、連携県（福井県、三重県、奈良県）は共同し、「関西防災・減災プラン」等の実効性を高めるため、関西広域応援訓練をはじめとする関西広域連合の広域防災に係る訓練を企画し実施する。

2-4 自主防災組織一覧

(令和6年4月1日現在)

(1/3)

学区名		自治会名	自主防災組織名	設立年度	県補助
治田学区	1	岡	岡自主防災組織	H14	
	2	目川	目川自主防災会	H16	H19
	3	目川住宅	目川住宅自主防災組織	H19	H20
	4	坊袋	坊袋自治会自主防災会	H18	
	5	川辺	川辺自治会自主防災会	H17	H19
	6	川辺住宅	川辺住宅自治会自主防災会	H19	
	7	上鉤	上鉤自主防犯・防災組織	H10	H27
	8	旭町	旭町自主防犯・防災会議	H12	H18
	9	新屋敷	新屋敷自治会自主防災会	H20	
10	10	小柿四区	小柿四区自主防災・防犯組織	H18	H18
治田東学区	11	下戸山	下戸山自主防災会	H17	
	12	下戸山親交	下戸山親交自治会自主防災会	H30	
	13	下戸山グリーンハイツ	下戸山グリーンハイツ自主防災会	H19	
	14	リバティヒル下戸山	リバティヒル下戸山自主防災組織	H17	H18
	15	きららの杜	きららの杜自治会自主防災会	H28	
	16	川辺県営住宅	川辺県営住宅自主防災組織	H18	
	17	灰塚	灰塚自主防災会	H23	
	18	平葉	平葉自主防災会	H23	
	19	川辺グリーントウン	川辺グリーントウン自治会自主防災組織	H18	
	20	安養寺東区	安養寺東自主防災組織	H14	県
	21	安養寺西区	安養寺西自治会自主防災本部	H19	
	22	安養寺南区	安養寺南区自主防災会	H13	県
	23	安養寺北区	安養寺北区自主防災組織	H11	
	24	安養寺団地	安養寺団地自治会自主防災組織	H30	
	25	安養寺一区	安養寺一区自主防災組織	H22	
16	26	安養寺レークヒル	安養寺レークヒル自治会自主防災会	H19	R04
治田西学区	27	下鉤甲	下鉤甲自主防災会	H17	H18
	28	下鉤乙	下鉤乙自治会自主防災組織	H19	
	29	下鉤糠田井	下鉤糠田井自主防災組織	H09	H25
	30	湖南平	湖南平自治会自主防災会	H20	
	31	北浦団地	北浦自主防災会	H19	
	32	小柿一区	小柿一区自主防災会	H17	H18
	33	小柿二区	小柿二区自主防災会	H22	H24
	34	小柿三区	小柿三区自主防災組織	H20	H28
	35	日の出町	日の出町自主防災会	H18	H18
	36	中沢	中沢自主防災組織	H18	H19
	37	中沢グローバル	中沢グローバル自主防災組織	H19	H24
	12	38	中沢団地	中沢団地自治会自主防災会	H19
金勝学区	39	山入	山入自治防災会	H21	
	40	辻越	辻越自主防災会	H18	H19
	41	蔵町	蔵町自主防災組織	H17	R04
	42	中村	中村自治会自主防災会	H18	
	43	上向	上向自治会自主防災会	H17	
	44	下向	下向自治会自主防災会	H17	
	45	川南	川南自治会自主防災会	H17	H30
	46	中浮気団地	中浮気団地自主防災組織	H11	
	47	美之郷	美之郷自主防災組織	H19	
	48	浅柄野	浅柄野自治会自主防災会	H19	
	49	雨丸	雨丸自主防災会	H22	
	50	ルモンタウン	ルモンタウン自主防災隊	H18	H19
	51	片山	片山自治会自主防災会	H19	
	52	走井	走井自治会自主防災会	H20	H26
	53	成谷	成谷自治会自主防災会	H19	
	54	井上	井上自治会自主防災会	H20	
	55	東坂	東坂自主防災組織	H19	H20
	56	観音寺	観音寺自治会自主防災会	H19	R02
19	57	トレセン	栗東トレーニング・センター自治会自主防災会	H24	

(2/3)

学区名		自治会名	組織名	設置年度	県補助
葉山東学区	58	伊勢落	伊勢落自主防災会	H18	H19
	59	林	林自治会自主防災会	H18	H19
	60	六地藏	六地藏防災対策本部	H17	H20
	61	六地藏団地	六地藏団地自治会自主防災会	H30	R03
	62	小野	小野自主防災会	H18	
	63	小野南	小野南自主防災組織	H29	
	64	小野北	小野北自主防災組織		
	65	北尾団地	北尾団地自治会自主防災会	H20	H29
	66	赤坂	赤坂自主防災隊	H17	
	67	栗東ニューハイツ	栗東ニューハイツ自主防災会	H18	H20
	68	日吉ヶ丘	日吉ヶ丘自治会自主防災会	H21	
葉山学区	70	手原	手原自治会自主防災会	H19	H20
	71	手原団地	手原団地自主防災組織	H29	
	72	大橋	大橋自主防災組織	H10	H19
	73	大橋住宅	大橋住宅自治会自主防災組織	H29	
	74	宅屋	宅屋自治会自主防犯・防災会	H21	R05
	75	中	中自治会防災組織	H16	H24
	76	出庭	出庭自主防災組織	H15	
	77	清水ヶ丘	清水ヶ丘自主防災組織	H19	
	78	辻	辻自治会自主防災会	H13	県
	79	小坂	小坂自主防災会	H17	H18
	80	今土	今土自治会自主防災会	H21	
大宝東学区	81	葉山団地	葉山団地自主防災会	H28	H28
	82	蜂屋	蜂屋消防防災隊	H20	H25
	83	野尻	野尻自主防災会	H20	
	84	リソシエ栗東グランディス	リソシエ栗東グランディス自治会自主防災会	H30	
	85	グレースー栗東エクサプ	グレースー栗東エクサプ自治会自主防災会	H30	
	86	ジオコート栗東	ジオコート栗東自治会自主防災会	H23	
	87	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア自治会自主防災会	H30	
	88	縹東	縹東防災安全会	H19	H24
	89	縹南	縹南防災安全会	H19	H20
	90	ウイングビュー	ウイング・ビュー自主防災会	H19	
	91	リーデンススクエア	リーデンススクエア栗東自主防災会	H18	H25
大宝学区	92	ネバーランド	ネバーランド自主防災組織	H20	H29
	93	エスリート 栗東	エスリート 栗東自治会自主防災会	H29	
	94	縹北出	縹北出自治会自主防災会	H11	
	95	縹南出	縹南出自治会自主防災会	H12	
	96	縹花園	縹花園自治会自主防災会	H12	
	97	縹七里	縹七里自治会自主防災会	H11	
	98	大宝団地	大宝団地自治会自主防災会	H12	
	99	縹成和	縹成和自治会自主防災会	H12	H29
	100	縹南橋	縹南橋自治会自主防災会	H12	
	101	グレースー栗東オーブ	グレースー栗東オーブ自治会自主防災会	H11	H27
	102	グレースー栗東ビステージ	グレースー栗東ビステージ自治会自主防災会	H11	
21	103	グレースー栗東セレージュ	グレースー栗東市セレージュ自治会自主防災会	H11	
	104	グレースー栗東デュオ	グレースー栗東デュオ自治会自主防災会	H20	H30
	105	サーパス栗東駅前	サーパス栗東駅前自主防災会	H23	H24
	106	エスリート 栗東第2	エスリート 栗東第2自治会自主防災会	H21	R03
	107	エスリート栗東駅前パークレジデンス	エスリート栗東駅前パークレジデンス自主防災会	H30	R03
	108	西浦	西浦自治会自主防災会	H19	
	109	円田団地	円田団地自主防災組織	H17	H20
	110	荻原	荻原自治会自主防災会	H20	
	111	市川原	市川原防災会	H20	
	112	笠川	笠川自主防災安全会	H18	H28
	113	北中小路	北中小路自主防災会	H22	
	113	ベルヴィ北中小路	ベルヴィ北中小路自主防災組織	R06	

(3/3)

学区名		自治会名	組織名	設置年度	県補助
大宝 西 学 区	114	小平井一区	小平井一区自主防犯・防災会	H18	
	115	小平井二区	小平井二区自治会自主防災会	H21	
	116	小平井三区	小平井三区自治会自主防災会	H19	
	117	小平井四区	小平井四区自治会自主防災会	H25	
	118	小平井五区	小平井五区自治会自主防災会	H26	
	119	小平井香鳥	小平井香鳥自治会自主防災会	H19	
	120	霊仙寺	霊仙寺自治会自主防災会	H18	H27
	121	霊仙寺住宅	霊仙寺住宅自治会自主防災会	H22	
	122	海老川	海老川自主防災組織	H20	
	123	十里	十里自主防災組織	H23	
	124	明日香	明日香自主防災組織	H13	
125	125	美里	美里自主防災会	H23	

2-5 自主防災組織の活動、組織例

1 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の結成

災害時における各防災活動を円滑に行うためには、国、県、市、消防・警察等の関係機関と地域および個人が連携する共助が重要である。そのため自主防災組織は、地域コミュニティが助け合える基盤をつくる活動を行う。また、住民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。

■自主防災組織編制の留意点

区分	内容
自主防災組織の単位	● 住民が自発的に、必要性を十分に理解した上での結成 ● 住民の過剰な負担にならない目標設定 ● 地理的・社会的な実情に合った組織 ● 住民構成にあった組織
組織作りの進め方 (例)	● 組織のリーダーや班の役割などをあらかじめ決める。 ● 昼夜とも自主防災活動に支障がない人を選ぶ。 ● 看護師等の地域内の専門家や経験者の参加を求める。 ● リーダーの育成と協力体制をつくる。 ● 役員に女性が参画するなど男女両方が参画するとともに、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等に割り振らないこと。

(2) 防災活動の役割分担

■住民の活動

時期	活動内容
平時	● 防災知識のテレビ、新聞等での学習 ● 非常持ち出し品や備蓄品（食料については最低 7 日分、うち 3 日分は非常持ち出し）の準備と点検 ● 家具等の転倒防止 ● 家屋耐震診断および耐震化 ● 災害時の家族での役割を確認 ● 災害時の避難場所、避難路等の確認と防災訓練等への積極的な参加
災害時	● 身の安全の確保 ● 出火防止および初期消火 ● 被災者の救出活動 ● 負傷者の応急手当等の救護 ● 被災後の生活手段の確保

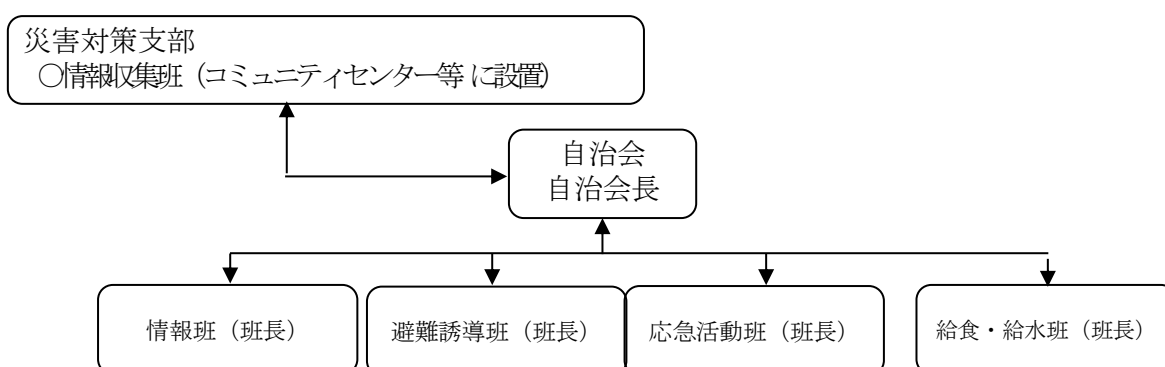
■自主防災組織の活動

時期	活動内容
平時	● 防災に関する知識の普及および出火防止の徹底 ● DIG（災害図上訓練）、初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ● 防災資機材（消火・救助用、応急手当用医薬品等）の備蓄、保守管理

	● 地域内の世帯、人材、災害時避難行動要支援者等の把握と台帳の作成 ● 地域内の危険箇所、避難所・避難路の把握および防災マップの作成 ● 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立 ● 市の災害予防活動に対する協力
災害時	● 初期消火の実施 ● 救出・救護の実施および協力 ● 地域内の被害状況の把握、情報収集・伝達 ● 避難活動、避難誘導の実施 ● 炊き出しや救助物資の配分に関する協力

2 自主防災組織の組織例

(1) 組織例



※ 活動班は、自治会の実情により細分化を図る。

(2) 各班の役割

①情報班

- 市（災害対策支部）からの情報および指示を住民に伝える。
- 地域の被災状況を取りまとめて市（災害対策支部）に伝える。
- 日頃から住民への防災啓発を行う。

②避難誘導班

- 地域の一時避難場所や避難方法について住民に周知徹底させる。
- 避難情報を地域内住民すべてに正確・迅速に伝達する。
- 避難者の点呼・確認を行い、広域避難場所へ誘導する。特に、災害時避難行動要支援者に配慮する。
- 日頃から広域避難場所への安全な避難経路を把握する。

③応急活動班

- 消防や警察等の機関への救援を要請する。
- 初期消火活動を実施する。
- 初期の人命救助や応急手当を実施する。

④給食・給水班

- 個人の食糧や水の備蓄の啓発を行う。
- 市（災害対策支部）からの支給物資を住民に効率よく配る。特に、災害時避難行動要支援者に配慮する。
- 地域での炊き出しや飲料水・救援物資の配分を行う。

2-6 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

1 野洲川下流 想定最大規模

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	葉山保育園	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
2	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
3	大宝児童館	糺六丁目 13-10	551-1950	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
4	大宝東児童館	糺二丁目 4-5 ウイングプラザ 2 階	551-2360 551-2370	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
5	大宝西児童館	霊仙寺四丁目 2-66	552-7240	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
6	葉山学童保育所うさぎクラブ	高野 568-4	554-4469	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
7	大宝学童保育所たけのこクラブ	糺七丁目 8-3	554-0657	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
8	大宝東学童保育所みつばちクラブ	野尻 502-1	554-0602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	大宝西学童保育所星の子クラブ	霊仙寺四丁目 2-3	554-2460	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
10	学童保育所大宝こだまクラブ	荻原 141	090-9117-7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
11	葉山くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0528	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
12	葉山東くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0529	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
13	学童保育所三楽キッズクラブ大宝	糺三丁目 10 番 22 号 グレーシィ栗東ビステージ 1 階	502-0938	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
14	栗東なかよし作業所	下鉤 784	552-5413	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
15	特定非営利活動法人くりの木会くりのみ作業所	高野 190-4	552-0103	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
16	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
17	第二くりのみ作業所	辻 415-2	598-6378	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
18	ジョブタス 栗東事業所	荻原 113	554-1237	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
19	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
20	ばびぶぺぼん	六地藏 1074 番地 2	585-9472	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
21	ウェルメント栗東 2	辻 594 番地 1	535-9195	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
22	短期入所住倉栗東	十里町 306-1	551-3311	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
23	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
24	ウェルメント栗東 3	手原 5 丁目 7-2 5	5320-053	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
25	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
26	NPO 法人 街道をいかしたまちづくりの会	手原三丁目 10 番 25 号	552-2923	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
27	NPO 法人 チョー栗東元気玉クラブ	高野 568-4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
28	NPO 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
29	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
30	放課後等デイサービス 凜 栗東	野尻 410 番地	599-0083	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
31	放課後等デイサービス あんじゅ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
32	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
33	児童発達支援 ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
34	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
35	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
36	ヘルパーステーションなないろ	小平井三丁目2番27号 GREENAWAY 1階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
37	ニチイケアセンター栗東	綾七丁目15番2号 ブルースカイビル2階	552-8211	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
38	田中ケアサービス株式会社 栗東支援センター	大橋七丁目7番7号	552-8913	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
39	あうんホームヘルパー栗東	出庭862番地2	584-5505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
40	ニチイライフケア 栗東訪問介護業所	綾五丁目1番15	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
41	ヘルパーステーション 日昇	綾六丁目6番4号	599-1528	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
42	ヘルパーステーション リヤンド栗東	栗東市野尻121-2	551-0455	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
43	訪問看護ステーション なないろ	小平井三丁目2番27号 GREENAWAY 1階	554-2390	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
44	あうん訪問看護栗東	手原五丁目3番24号	553-1507	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
45	訪問看護ステーション ゆうき	下鈎477番地1 アラモードK A号室	598-0846	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
46	訪問看護ステーション かたつむり	下鈎870番地1 ローレル双樹301号室	596-5237	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
47	訪問看護なかさとプラス	北中小路20-7 2階	585-9371	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
48	訪問看護ステーション リヤンド (絆) 栗東	野尻121番地2	551-0566	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
49	訪問看護ステーション リハビリラボ	高野335 サンワード101	514-8800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
50	介護老人保健施設 ケアポート栗東	大橋二丁目8番2号	551-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
51	デイサービスセンター 悠々	霊仙寺一丁目1番52号	553-1118	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	栗東デイサービスセンター	出庭697番地1	551-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
53	栗東市社会福祉協議会 通所介護事業所「やすらぎ」	出庭700番地1	554-0606	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
54	デイサービス 笑	縄六丁目 8 番 14 号	598-6444	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
55	あうんデイサービス栗東	出庭 862 番地 2	554-8137	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
56	デイサービスセンター いきいき	縄五丁目 15 番 38 号	553-2800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
57	デイサービスリヤンド栗東	野尻 121 番地 2	551-2105	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
58	栗東リハビリテーションセンターゆたか	北中小路 27 番地 1	553-4605	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
59	デイサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
60	デイサービス リハビリサポート 結	下 鈎 878 番地 1 HAT's 101 号室	574-8448	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
61	リハビリデイサービス 碧い海	下鈎 1195 番地 58	535-0505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
62	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
63	(株) 三笑堂 滋賀支店	手原一丁目 5 番 36 号	553-6888	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
64	田中ビジネスサポート(株) 福祉事業部 湖南事業所	大橋七丁目 7 番 7 号	552-6992	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
65	ダスキンヘルスレント栗東	手原七丁目 6 番 4 号	554-1232	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
66	特別養護老人ホーム 淡海荘	出庭 697 番地 1	552-1224	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
67	特別養護老人ホーム はなえみ	上鈎 265 番地 1	596-5282	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
68	グループホーム大宝の郷	縄八丁目 17 番 54 号	554-7557	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
69	グループホームりょうせんの郷	縄五丁目 15 番 38 号	553-5008	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
70	ニチイメゾン栗東(住宅型)	縄五丁目 1 番 15 号	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
71	エスケア ザ・グラント栗東(住宅型)	高野 560-1	598-1440	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
72	チャーム栗東（介護型）	野尻 4 4 3 番地	598-5261	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
73	リヤンド-絆- 大宝	縄八丁目 19 番 31 号	551-0567	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
74	リヤンド-絆- 栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
75	小規模多機能型居宅介護事業所 済生会なでしこ栗東	出庭 6 9 7 番地 1	551-2803	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
76	小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと	十里 3 3 0 番地 1	584-4310	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
77	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
78	葉山小学校	高野 310	552-0018	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
79	大宝小学校	縄 7-14-19	552-2279	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
80	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
81	栗東西中学校	縄 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
82	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
83	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
84	大宝こども園	縄八丁目 16-9	552-1698	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
85	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

※ 1 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期

	治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童発達支援センター、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

※ 2 水防警報等が発表されたときの情報伝達方法

2 野洲川上流・杣川 想定最大規模

該当なし

3 草津川 想定最大規模

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	治田保育園	坊袋 162	552-1079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
2	治田西保育園	中沢 1-4-22	553-4651	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
3	治田児童館	目川 871-1	551-1431	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
4	治田西児童館	小柿一丁目 10-10	554-1035	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
5	治田学童保育所かけっこクラブ	坊袋 77	552-8856	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
6	治田西第一学童保育所どんぐりクラブ	中沢一丁目 5 番 1 号	554-4977	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
7	治田西第二学童保育所よつばクラブ	中沢一丁目 5 番 1 号	554-4978	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
8	大宝こだまクラブ	荻原 141 番地	090-9117-7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	治田くじら学童保育所	坊袋 1 番地	552-2700	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
10	治田くじら ANNEX 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
11	治田西くじら学童保育所	小柿一丁目 9 番 12 号	585-9801	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
12	KIDS GARDEN	坊袋 72 番地 15	576-1045	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
13	治田くじら ANNEX2 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
14	栗東なかよし作業所	下鉤 784	552-5413	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
15	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
16	しがなんれん作業所	目川 1070 シャトルハルタ 104	552-8197	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
17	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
18	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
19	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
20	NPO 法人 緑活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
21	NPO 法人 滋賀いのちの電話	安養寺七丁目 6-23	522-1281	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
22	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
23	NPO 法人 くらすむ 滋賀	川辺 419 番地 8	551-0347	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
24	放課後等デイサービス すかい	中沢 1 丁目 9-15	599-1270	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
25	ふぁみりー栗東	中沢二丁目 5-58	552-8020	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
26	放課後等デイサービス ウィズ・ユース 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
27	児童発達支援 ウィズ・ユース 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
28	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユース 大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
29	PONYKIDS Plus	川辺 195-4	584-5945	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
30	放課後等デイサービス ウィズ・ユース mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
31	ヘルパーステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 27 号 GREENAWAY 1 階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
32	ヘルパーステーション あかり	上鉤 5 4 1 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
33	訪問介護センター なでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
34	タック・ヘルパーステーション	目川 1 3 2 5 番地 タック・目川サービス付き高齢者向け住宅	553-2602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
35	ヘルパーステーション まんぼう	目川 8 7 7 番地 1	596-5921	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
36	ヘルパーステーション よりみち	川辺 6 2 0 井口ハイツ 1 号	599-0132	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
37	滋賀県済生会 訪問看護ステーション	小柿四丁目 1 番 1 号	552-2777	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
38	訪問看護ステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2390	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
39	訪問看護ステーション ゆうき	下 鈎 4 7 7 番地 1 アラモード K A 号室	598-0846	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
40	栗東市社会福祉協議会 通所介護事業所「ゆうあい」	小柿一丁目 10 番 10 号	554-1004	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
41	デイサービス すずらんの郷	下戸山 1493 番地 1	552-7755	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
42	デイサービス らっく小柿	小柿六丁目 2 番 2 号	552-7800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
43	ツクイ栗東小柿	小柿一丁目 4 番 1 4 号	554-7005	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
44	デイサービス 華	御園 1822 番地 2	558-0123	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
45	リハビリデイサービス 碧い海	下 鈎 1 1 9 5 番地 5 8	535-0505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
46	リハプライド栗東	川辺 2 0 1 - 4	576-7515	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
47	こびらい生協診療所 通所リハビリテーション ひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
48	特別養護老人ホーム 治田の里	川辺 627 番地	599-5002	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
49	グループホーム 治田の里	川辺 626 番地	599-5355	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
50	サービス付き高齢者向け住宅 にこ	上鈎 541 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
51	タック目川・サービス付き高齢者向け住宅	目川 1325 番地	553-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	済生会 訪問介護センター なでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
53	治田小学校	坊袋 77	552-0449	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
54	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
55	栗東西中学校	縄 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
56	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
57	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
58	治田西幼稚園（幼稚園）	中沢一丁目 6-3	553-4641	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

4 地先の安全度マップ 200年確率

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	葉山保育園	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
2	葉山東保育園	小野 465-1	553-9102	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
3	葉山児童館	高野 568 番地 1	553-8796	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
4	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
5	治田児童館	目川 871-1	551-1431	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
6	治田西児童館	小柿一丁目 10 番 10 号	554-1035	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
7	大宝児童館	縄六丁目 13-10	551-1950	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
8	大宝東児童館	縄二丁目 4-5 ウイングプラザ 2 階	551-2360 551-2370	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	葉山学童保育所 さぎクラブ	高野 568 番地 4	554-4469	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
10	葉山東学童保育所 ひよこクラブ	小野 480-1	553-7290	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
11	治田東学童保育所 ひまわりクラブ	安養寺 203-1	552-7646	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
12	大宝学童保育所 たけのこクラブ	縄七丁目 8-3	554-0657	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
13	大宝東学童保育所 みつばちクラブ	野尻 502 番地 1	554-0602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
14	大宝こだまクラブ	荻原 141 番地	090-9117-7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
15	治田くじら ANNEX 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
16	治田東くじら ANNEX 学童保育所	安養寺二丁目 11 番 7 号	599-0165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
17	治田西くじら学童 保育所	小柿一丁目 9 番 12 号	585-9801	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
18	KIDS GARDEN	坊袋 72 番地 15	576-1045	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
19	三楽キッズクラブ 大宝	縹三丁目 10 番 22 号 グレースィ栗東ビ ステージ 1 階	502-0938	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	1.0～2.0m 未満
20	治田くじら ANNEX2 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
21	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
22	しがなんれん作業 所	目川 1070 シャトル ハルタ 104	552-8197	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
23	第二くりのみ作業 所	辻 415-2	598-6378	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
24	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
25	ぱびぷぺぼん	六地藏 1074 番地 2	585-9472	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
26	ウェルメント栗東 2	辻 594 番地 1	535-9195	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
27	短期入所住倉栗東	十里町 306-1	551-3311	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
28	短期入所 栗東上 鉤	上鉤 5 7-1	551-0600	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
29	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
30	ウェルメント栗東 3	手原 5 丁目 7-2 5	5320-053	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
31	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
32	NPO 法人 街道を いかしたまちづく りの会	手原三丁目 10 番 25 号	552-2923	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
33	NPO 法人 チョー 栗東元気玉クラブ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
34	NPO 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
35	NPO 法人 滋賀い のちの電話	安養寺七丁目 6-23	522-1281	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
36	NPO 法人 H・ W・E	小野 794-1	-	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
37	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
38	NP0 法人 死因究明・事故予防センター	安養寺 1-13-37	548-2202	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
39	放課後等デイサービスすかい	中沢 1 丁目 9-15	599-1270	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
40	凜 栗東	野尻 410 番地	599-0083	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
41	放課後等デイサービス あんじゅ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
42	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
43	児童発達支援 ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
44	児童発達支援・放課後等デイサービス エンジェル	安養寺一丁目 2 番 7 号エルポート 202	598-1549	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
45	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
46	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
47	児童発達支援・放課後等デイサービス PRIDE ぷらす	安養寺 8-4-1	598-1363	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
48	ヘルパーステーションなないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
49	ニチイケアセンター栗東	縹七丁目 1 5 番 2 号ブルースカイビル 2 階	552-8211	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
50	田中ケアサービス株式会社 栗東支援センター	大橋七丁目 7 番 7 号	552-8913	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
51	ヘルパーステーションあかり	上鉤 5 4 1 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	訪問介護センターなでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
53	あうんホームヘルパー栗東	出庭 8 6 2 番地 2	584-5505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
54	タック・ヘルパーステーション	目川 1 3 2 5 番地タック・目川サービス付き高齢者向け住宅	553-2602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
55	ヘルパーステーション まんぼう	目川 8 7 7 番地 1	596-5921	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
56	ヘルパーステーション あづき	安養寺二丁目 1 2 番 7 号 田園グリーン	599-1541	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
		ハイツ 1 0 4		者に電話	
57	ニチイライフケア 栗東訪問介護業所	縋五丁目 1 番 1 5	554-5120	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	1.0～2.0m 未満
58	ヘルパーステーシ ョン 日昇	縋六丁目 6 番 4 号	599-1528	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
59	ヘルパーステーシ ョン リヤンド栗 東	野尻 1 2 1-2	551-0455	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
60	滋賀県済生会 訪 問看護ステーショ ン	小柿四丁目 1 番 1 号	552-2777	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
61	訪問看護ステーシ ョン なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2390	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
62	あうん訪問看護栗 東	手原五丁目 3 番 2 4 号	553-1507	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
63	訪問看護ステーシ ョン ゆうき	下 鈎 4 7 7 番地 1 アラモードK A号 室	598-0846	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
64	訪問看護ステーシ ョン かたつむり	下 鈎 8 7 0 番地 1 ローレル双樹 3 0 1 号室	596-5237	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
65	訪問看護ステーシ ョン リヤンド (絆) 栗東	野尻 1 2 1 番地 2	551-0566	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
66	介護老人保健施設 ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話緊急速報メー	0.5m 未満
67	栗東市社会福祉協 議会 通所介護事 業所「ゆうあい」	小柿一丁目 1 0 番 1 0 号	554-1004	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
68	デイサービスらっ く 安養寺	安養寺一丁目 4 番 15 号	552-6661	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
69	デイサービス 笑	縋六丁目 8 番 1 4 号	598-6444	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
70	あうんデイサービ ス栗東	出庭 8 6 2 番地 2	554-8137	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
71	デイサービスセン ター いきいき	縋五丁目 1 5 番 3 8 号	553-2800	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
72	デイサービスらっ く 小柿	小柿六丁目 2 番 2 号	552-7800	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
73	ツクイ栗東小柿	小柿一丁目 4 番 1 4 号	554-7005	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
74	デイサービスセン ター リヤンド栗東	野尻 121 番地 2	551-2105	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
75	デイスサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
76	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
77	特別養護老人ホーム治田の里	川辺 627 番地	599-5002	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
78	(株) 三笑堂 滋賀支店	手原一丁目 5 番 3 6 号	553-6888	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
79	田中ビジネスサポート(株) 福祉事業部 湖南事業所	大橋七丁目 7 番 7 号	552-6992	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
80	ダスキンヘルスレント栗東	手原七丁目 6 番 4 号	554-1232	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
81	特別養護老人ホーム はなえみ	上鉤 2 6 5 番地 1	596-5282	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
82	特別養護老人ホーム るりあんはうす	小野 8 1 4 番地	596-3170	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
83	グループホームりょうせんの郷	縄五丁目 15 番 38 号	553-5008	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
84	グループホーム治田の里	川辺 626 番地	599-5355	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
85	ニチイメゾン 栗東 (住宅型)	縄五丁目 1 番 15 号	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
86	エスケア ザ・ブランド栗東 (住宅型)	高野 5 6 0 - 1	598-1440	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
87	リヤンド-絆- 栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
88	サービス付き高齢者向け住宅 にこ	上鉤 541 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
89	タック目川・サービス付き高齢者向け住宅	目川 1325 番地	553-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
90	小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと	十里 3 3 0 番地 1	584-4310	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
91	済生会 訪問介護センターなでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
92	大宝小学校	縄 7-14-19	552-2279	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
93	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
94	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
95	葉山小学校	高野 310	552-0018	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
96	葉山東小学校	小野 320	553-8300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
97	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
98	栗東西中学校	綾 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
99	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
100	治田東こども園	安養寺六丁目 7-12	554-0054	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
101	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
102	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
103	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
104	葉山東幼稚園（幼稚園）	小野 460-1	553-9110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

2-7 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²
1	NPO法人 ほのぼの ハウスまあるい	荒張 297 番地 5	558-2729	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話
2	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話

※1 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童発達支援センター、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

※2 土砂災害警戒情報等が発表されたときの情報伝達方法

2－8 福祉避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	なごやかセンター	安養寺 190	554-6100	老人福祉センター
2	ゆうあいの家	小柿 1-10-10	554-1004	老人福祉センター
3	やすらぎの家	出庭 700-1	554-0606	老人福祉センター

2－9 地区防災計画一覧

番号	計画名称	地区名	防災会議認定日
1	治田学区地区防災計画	治田学区	令和7年2月28日
2	治田東学区地区防災計画	治田東学区	令和7年2月28日

2-10 緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。

1 緊急避難場所指定方針

(1) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設
- イ 同時に発生する可能性が高いため、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- ウ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- エ 大雨や風から身を守ることができること

(2) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- イ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- ウ 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること

(3) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所
- イ 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設
- ウ 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等
- エ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

2 指定緊急避難場所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	3	金勝第2保育園（幼児園）	御園 1028	558-0068	○	○	○
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	5	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	6	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	7	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	8	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○※	○	○
	9	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	—	○	○
	10	治田保育園	坊袋 162	552-1079	—	○	○
	11	治田児童館	目川 871-1	551-1431	—	○	○
	12	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○※	○	○
	13	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○※	○	○
	14	聾話学校	川辺 664	552-1380	○※	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○※	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○※	○	○
	20	栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	21	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○※	○	○
	22	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	○※	○	—
	23	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	○	○	—
	24	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○※	○	○
	25	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○	○	○
	26	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○	○	○
葉山東	27	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	28	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	29	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	30	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○※	○	○
	31	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	32	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
	33	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	○	○	○
	34	栗東高等学校	小野 618	553-3350	○	○	○
葉山	35	葉山小学校	高野 310	552-0018	○※	○	○
	36	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-0079	○※	○	○
	37	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	—	○	○
	38	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	39	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○※	○	○
	40	栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	41	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	—	○	○
	42	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	43	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○※	○	○
	44	大宝こども園	縹 8-16-9	552-1698	○※	○	○
	45	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○
	46	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	○※	○	○
	47	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	○※	○	○
	48	大宝公園	縹 7-5-5	—	—	—	○

大宝東	49	栗東芸術文化会館	綾 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	50	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	51	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	—	○	○
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	—	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

2-11 避難所指定方針および指定避難所一覧

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一定期間滞在して避難生活を送る施設として位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の点から安全で適切な施設を指定する。

1 避難所指定方針

おおむね、以下の条件を満たすこととする。

- 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

2 指定避難所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	
	3	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	4	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	5	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	6	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
	7	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	
	8	豊話学校	川辺 664	552-1380	
治田東	9	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	10	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	11	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	12	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼稚園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼稚園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼稚園）	小野 465-1	553-9102	
	19	葉山東保育園（幼稚園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
	22	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	
	23	栗東高等学校	小野 618	553-3350	
葉山	24	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	25	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552-0079	
	26	葉山保育園（幼稚園）	高野 289	552-0079	
	27	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	28	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	
	29	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	
	30	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	
大宝東	31	栗東芸術文化会館	縹 2-1-28	551-1455	
	32	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	33	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	34	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	35	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

2-12 一時避難場所一覧

		自治会名	指定数	一時避難場所
10	治田学区	1 岡	3	①草の根広場 ②呉羽テック ③岡自治会館
		2 目川	7	①大町公園 ②狗ノ堂公園 ③栗の木公園 ④綾ヶ井公園 ⑤中央公園 ⑥草の根広場 ⑦せせらぎ会館
		3 目川住宅	1	①自治会館
		4 坊袋	1	①治田小学校駐車場
		5 川辺	7	①川辺自治会館 ②中川歯科駐車場 ③芋田公園前 ④猪浦公園 ⑤瀬流町広場 ⑥栗東中学運動場 ⑦下味町公園
		6 川辺住宅	1	①川辺住宅緑地帯
		7 上鉤	11	①エース機工付近 ②セブンイレブン 栗東上鉤南店付近 ③井関商店横駐車場 ④セリア 21 付近 ⑤井関公園 ⑥ シャーマンズルイ駐車場 ⑦上鉤児童公園 ⑧池南公園 ⑨県立栗東体育館駐車場 ⑩カーサラフィナート駐車場 ⑪民家横空き地
		8 旭町	1	①アヤハ自動車教習所敷地
		9 新屋敷	2	①自治会館 ②天井川公園
		10 小柿四区	1	①小柿公園
16	治田東学区	11 下戸山	2	①自治会館
		12 下戸山親交	1	①第3広場
		13 下戸山グリーンハイツ	1	①ティールロジ(株)
		14 リバティーヒル下戸山	1	①集会所
		15 きららの杜		
		16 川辺県営住宅	1	①公園
		17 灰塚	1	①栗東市民体育館
		18 平葉	3	①第1公園 ②第2公園 ③栗東運動公園
		19 川辺グリーンタウン	1	①栗東中学校
		20 安養寺東区	1	①タコ公園
		21 安養寺西区		
		22 安養寺南区	4	①自治会館 ②児童公園 ③下谷田池東公園 ④下谷田池西堤
		23 安養寺北区	1	①自治会館前第一児童公園
		24 安養寺団地	1	①集会所
		25 安養寺一区	3	①自治会館 ②公園 ③安養寺団地広場
		26 安養寺レークヒル	1	①コミュニティセンター治田東
12	治田西学区	27 下鉤甲	5	①せせらぎ公園 ②みのり公園 ③草の根広場 ④農業倉庫前 ⑤旧三日月亭西側
		28 下鉤乙	5	①ソファンドミール駐車場 ②石田住宅公園 ③蓮台寺児童公園 ④公民館広場 ⑤千代田住宅公園
		29 下鉤糠田井	2	①公民館 ②児童公園
		30 湖南平	1	①自治会館
		31 北浦団地	1	①自治会館横公園
		32 小柿一区	6	①治田西スポーツセンターグラウンド ②ゆうあいの家駐車場 ③治田西小学校 ④治田西幼稚園 ⑤治田西保育園 ⑥コミュニティセンター治田西
		33 小柿二区	4	①東方寺境内 ②中村マンション駐車場 ③北川企画駐車場 ④公園
		34 小柿三区	1	①旧帝産スクエア西側駐車場
		35 日の出町	1	①ドラッグユタカ栗東小柿店駐車場
		36 中沢	1	①公民館
		37 中沢グローバル	1	①プレイロット
		38 中沢団地	2	①集会所 ②集会所横公園
勝金		39 山入	3	①大平田公園 ②山入自治会館 ③山入公園

		自治会名	指定数	一時避難場所
18		40 辻越	1	①御園南部農村公園
		41 蔵町	3	①草の根広場 ②児童公園 ③児童公園
		42 中村	5	①中村第1児童公園 ②中村第2児童公園 ③中村第3児童公園 ④中村第4児童公園 ⑤中村自治会館
		43 上向	3	①上砥山児童公園 ②工業技術総合センター駐車場 ③上砥山営農組合
		44 下向	2	①上砥山営農組合 ②上砥山児童公園
		45 川南	4	①青木味噌店横空地 ②空地 ③フランカ横 ④金勝第2保育園駐車場横広場
		46 中浮気団地	1	①自治会館
		47 美之郷	3	①公民館 ②個人宅目広場 ③みんなの広場
		48 浅柄野	3	①公民館 ②運動公園 ③関電公園
		49 雨丸	1	①雨丸運動公園
		50 ルモンタウン	4	①ルンコミュニティセンター ②荒張スポーツ広場 ③コミュニティセンター金勝 ④金勝小学校
		51 片山	1	①草の根広場
		52 走井	1	①個人宅
		53 成谷	1	①成谷会議所
		54 井上	1	①公民館
		55 東坂	2	①農村公園 ②阿弥陀寺駐車場
		56 観音寺	2	①公民館 ②草の根広場
13	葉山東学区	57 トレセン	2	①トレセン東グラウンド ②駿風寮グラウンド*
		58 伊勢落	1	①伊勢落会館
		59 林	12	①長徳寺 ②新善光寺 ③公民館前 ④4班公園 ⑤8班ニュータウン公園 ⑥個人宅 ⑦個人宅 ⑧加藤建材裏 ⑨個人宅跡 ⑩個人宅駐車場 ⑪個人宅西側 ⑫公園
		60 六地藏	6	①地藏院 ②旧会議所 ③たぬき公園 ④綿屋南広場 ⑤個人宅前 ⑥個人宅南側
		61 六地藏団地	2	①自治会館 ②友遊広場
		62 小野	6	①萬年寺 ②みんなの広場 ③個人宅前畑 ④個人宅前 ⑤西厳寺駐車場 ⑥個人宅前空地
		63 小野南	1	①小野南公園
		64 小野北	2	①小野北公園 ②小野北自治会館
		65 北尾団地	1	①北尾広場
		66 赤坂	1	①大公園
		67 栗東ニューハイツ	3	①スポーツ公園 ②図書館駐車場 ③店舗駐車場
		68 日吉ヶ丘	2	①日吉が丘公園
		69 手原	4	①スーパー公園 ②1丁目北公園 ③稲荷公園 ④天神公園
10	葉山学区	70 手原団地	1	①団地内駐車場
		71 大橋	25	町内駐車場、広場等25箇所
		72 大橋住宅	1	①会議所
		73 宅屋	2	①宅屋天満宮 ②宅屋公民館
		74 中	1	①公民館横広場
		75 出庭	2	①公民館 ③出庭神社
		76 清水ヶ丘	2	①東公園 ②中央公園
		77 辻	4	①公民館 ②営農倉庫 ③高野公園 ④コミセン葉山
		78 小坂	8	①草の根広場 ②高野公園 ③葉山団地第2児童遊園 ④児童遊園 ⑤一橋児童遊園 ⑥小坂西第一児童遊園 ⑦小坂西第二児童遊園 ⑧公民館
		79 今土	3	①今土東公園 ②今土西公園 ③葉山東小
		80 葉山団地	3	①葉山団地公民館 ②第1児童公園 ③第2児童公園

		自治会名	指定数	一時避難場所
大宝東学区	81	蜂屋	4	①草の根広場 ②公民館 ③手原産業倉庫
	82	野尻	2	①草の根広場 ②自治会館
	83	ソシリエ栗東グランディス	2	①大宝カナリヤ保育園 ②大宝東小
	84	グレーシィ栗東エクサーブ	1	①大宝東小
	85	ジオコート栗東	1	①さくら前広場
	86	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア	1	①マンション前
	87	縹東	1	①第2公園
	88	縹南	1	①第5公園
	89	ウイングビュー	1	①さくら前広場
	90	リーデンススクエア	1	①第5公園
	91	ネバーランド	1	①第5公園
12	92	エスリード栗東	1	①大宝公園
大宝学区	93	縹北出	1	①大宝公園
	94	縹南出	1	①大宝小
	95	縹花園	1	①栗東西中
	96	縹七里	1	①コミセン大宝
	97	大宝団地	1	①大宝団地児童遊園
	98	縹成和	2	①成和公園 ②大宝小
	99	縹南橋	1	①自治会館横公園
	100	グレーシィ栗東オーブ	1	①第3公園
	101	グレーシィ栗東ビステージ	1	①第3公園
	102	グレーシィ栗東セレージュ	3	①第3公園 ②第5公園 ③さくら前広場
	103	グレーシィ栗東デュオ	1	①第1公園
	104	サーパス栗東駅前	1	①JR栗東駅東側駅前広場
	105	エスリード栗東第2	1	①大宝公園
	106	エスリード栗東駅前レジデンス	1	①エスリード栗東駅前レジデンス横公園
	107	西浦	1	①自治会館
	108	円田団地	2	①自治会館 ②公園
	109	荻原	1	①第4公園
	110	市川原	1	①集会所
	111	笠川	2	①稲荷大明神
	112	北中小路	1	①児童公園
21	113	ベルヴィ北中小路		
大宝西学区	114	小平井一区	4	①自治会館 ②公園 ③公園 ④公園
	115	小平井二区	1	①集会所
	116	小平井三区	1	①近畿土地公園
	117	小平井四区	2	①会館横公園 ②公園
	118	小平井五区	4	①集会所 ②公園 ③公園 ④公園
	119	小平井香鳥	2	①海老川第一公園 ②近畿土地公園
	120	霊仙寺	5	①公民館 ②霊仙寺橋公園 ③霊仙寺5丁目公園 ④Vdrag 霊仙寺店東側公園 ⑤公園
	121	霊仙寺住宅	1	①集会所
	122	海老川	1	①栗東西中
	123	十里	3	①十里グラウンド ②十里会議所 ③9組公園
	124	明日香	1	①自治会館横公園
12	125	美里	2	①ひだまりの家付近広場 ②十里運動公園
計			290	125自治会 290ヶ所

※上記一時避難場所は自治会から報告があったものを掲載しています。

2－13 消防防災施設の利用区分・整備箇所

区分	利用区分	内容	整備箇所
A	防災備品	1. 災害時緊急用資機材 2. 消防防災訓練等各種防災活動必需品	栗東市役所 防災倉庫
B	防災（水防）備品	災害時（または災害防止用）に利用する資機材、備品	栗東市役所 中消防署出張所 団第2分団詰所 団第3分団詰所 栗東駅前
C	災害物資等必需品	二次災害発生の防止、または避難、救出・救護物資として整備する備品	栗東市役所 各担当倉庫

2-14 栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱

平成7年12月15日告示第79号
改正 平成11年3月2日告示第22号
平成14年12月27日告示第125号
平成18年4月1日告示第67号
平成20年3月27日告示第38号
平成21年3月9日告示第37号
平成23年12月26日告示第214号
平成25年2月25日告示第28号
平成31年3月1日告示第20号
令和元年1月5日告示第84号
令和2年3月25日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、初期消火及び自主防災体制の充実を図るため、自治会（地域住民が地縁に基づいて結成・組織された団体をいう。以下同じ。）が、消防及び防災の用に供する施設等（以下「消防施設等」という。）を購入し、又は設置する経費に対し、補助金を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 自治会が実施する消防施設等の整備事業で、補助金の交付の対象となる事業をいう。
 - (2) 補助事業者 補助事業を行おうとする自治会をいう。
- (補助対象及び補助額)

第3条 この要綱により補助できる消防施設等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める基準額（購入額が基準額に満たないときは、購入額）に補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは消防施設等整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 消防施設等の設置又は配置箇所及び平面図を記載した図面
- (2) 消防施設等整備事業の予算計画書（見積書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容について審査し、補助事業として適当と認めたときは補助事業者に対して消防施設等整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が終了したときは直ちに消防施設等整備事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 消防施設等の設置又は購入を証する書類（請求書及び領収書の写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは当該補助事業の内容を検査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、消防施設等整備事業補助金額確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月2日告示第22号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日告示第125号）

この告示は、平成14年12月27日から施行し、第1条の規定による改正後の罹災便所衛生処理助成金交付規程の規定、第2条の規定による改正後の栗東市訓練用消火器貸与規程の規定、第3条の規定による改正後の栗東市児童遊園遊具設置補助金交付要綱の規定、第4条の規定による改正後の栗東市行政区掲示板設置事業補助金規程の規定、第5条の規定による改正後の栗東市防犯灯設置補助金交付要綱の規定、第6条の規定による改正後の栗東市児童館運営委員会要綱の規定、第7条の規定による改正後の栗東市老人憩の間初度備品補助金交付要綱の規定、第8条の規定による改正後の栗東市再資源化奨励補助金交付要綱、第9条の規定による改正後の栗東市交通安全等公益に供する行政区駐車場施設設置費助成要綱の規定、第10条の規定による改正後の栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱の規定、第11条の規定による改正後の栗東市立老人福祉センター管理運営に関する要綱の規定、第12条の規定による改正後の栗東市自主防災組織設立補助金交付要綱の規定及び第13条の規定による改正後の栗東市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日告示第67号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日告示第37号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日告示第214号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日告示第84号）

この告示は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第44号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象			基準額	補助率
消火栓器具	消火栓器具1組	① 消防用ホース3本、第2種屋外消火栓用ゴム引ホース（65mm×20m）差込式金具（ホース、金具とも国家検定合格品に限る） ② スタンドパイプ1本、片ロスタンドパイプ口径65mm長さ65cm以上 ③ 管そう1本取手ハンドルはロープ付エナメル仕上げノズル付 ④ 開閉器1組直径20mm長さ7cm以上フック付 ⑤ 器具箱1個スチール製3本入用（27cm×60cm×90cm以上）文字入屋根及び脚付又は湖南消防式移動式消火栓器具箱文字入	1組 100,000円	基準額の1/3
	消防用ホース	上欄①に同じ（65mm×20m）	1本 24,000円	基準額の1/3
		軽可搬ポンプ用ホース（40mm×20m）	1本 12,000円	基準額の1/3
	スタンドパイプ	上欄②に同じ	1本 6,000円	基準額の1/3
	管そう	上欄③に同じ	1本 6,000円	基準額の1/3
	開閉器	上欄④に同じ	1組 2,000円	基準額の1/3
	消火栓器具箱	上欄⑤に同じ	1個 14,000円	基準額の1/3
消防施設	可搬消防ポンプ	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に定められたもの（B2級、B3級、D1級）	B2級 1,000,000円 B3級 900,000円 D1級 450,000円	基準額の1/3
	消防用ホース乾燥塔	高さ10m～13m以内の鉄柱を使用し、風速50mに耐えられるもの	300,000円	基準額の1/3
消防用品	法被（5着以上）	消防専用品	1着につき 9,000円	基準額の1/3
	ベスト（5着以上）	自治会名、役割等が表記されているもの又は表記できるもの	1着につき 2,200円	基準額の1/3
	ヘルメット（5個以上）	消防専用品、日本工業規格品	1個につき 2,500円	基準額の1/3
防災施設・用品	防災倉庫	3. 3㎡（1坪）以上 防災備品等収納専用に限る	750,000円	基準額の1/3
	屋外放送設備	屋外で利用できるスピーカー・アンプ・マイクを1セットとする。（スピーカー・アンプ一体型も可）	400,000円	
	救出用工具	レスキューキット リュック型	35,000円	
		レスキューキット ボックス型	60,000円	
	折りたたみリアカー	ノーパンクタイヤ使用 アルミ製	150,000円	
	担架		12,000円	
	ハンドメガホン	電池式でサイレン付きのもの	21,000円	
	投光機	300W以上	4,500円	
	発電機	900W以上	100,000円	
	油圧式ジャッキ		450,000円	
	救急セット	20人用以上	25,000円	

別記様式第1号（第4条関係）

消防施設等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

栗東市長 様

補助事業者

住 所

代 表 者

自治会名

氏 名

印

消防施設等整備事業について補助を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量	購 入 価 格
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 事業実施予定日 年 月 日

3 補助金交付申請額 円

様式第 2 号（第 5 条関係）

消防施設等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

栗東市長 印

年 月 日付けで申請のあった消防施設等整備事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量	設 置 場 所

交付決定の額 円

条件

様式第3号（第6条関係）

消防施設等整備事業補助金実績報告書

年 月 日

栗東市長 様

補助事業者

住 所

代 表 者

自治会名

氏 名



年 月 日付けで交付の決定の通知があった消防施設等整備事業補助金について、
年 月 日終了したので、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量

様式第4号（第7条関係）

消防施設等整備事業補助金額確定通知書

第 年 月 日 号

様

栗東市長



年 月 日付け第 号で終了報告のあった消防施設等整備事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	補 助 金 確 定 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

様式第5号（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、消防施設等整備事業補助金として、

上記のとおり請求します。

年 月 日

補助事業者

_____ 自治会

住 所 栗東市 _____

自治会長

氏 名 _____ ㊟

栗東市長

様

2-15 水防倉庫の資材・機材の備蓄状況

(平成25年3月31日現在)

倉庫番号 品名	栗 東 駅 前	葉 山	大 宝	金 勝	市 役 所			
					A 《 水防 管理	B 《 水防 管理	C 《 水防 管理	D (土木)
ビニールシート (2間×3間)		10	10			20		
バリケード	22	2	4			15		10
カラーコーン	20	20	24	30	35			
スコップ (角・平)	10	1	3	20		51		3
掛 矢	1	1	1	6		5		2
両つるはし								2
一 輪 車	3			3		4		
チェーンソー								4
発電機			1	2	2			
水かえポンプ (ホース)					3			1
投光器			1	1		2	2	
照明灯			1	1		3		
投光器三脚		1	2				2	
照明コードリール		1	2			3	2	
草刈機								1
炊飯器					3			
拡声器			1	2		3	3	
ペンチ						6		
道路照明灯 (球・筒)						40		
テ ン ト					20			
コードリール							4	
懐中電灯							防水20 懐中17	
ト ビ		2				6		11
のこぎり				1		1		2
鎌				3		13		3
三石水槽		1	1	5	5			
水防カップ							25	
手 カ ギ						10		
長 ぐ つ							25	
消火バケツ					144			
バール								1
消化器 (訓練用)							28	
ヘルメット							33	
2.5トン水槽					2			

2-16 防火水槽一覧

番号	設置場所	容量(t)	標識	耐震有無	補水方式名
1	栗東市中村	40t	有り	無	消火栓
2	栗東市中村	40t	有り	有	消火栓
3	栗東市山入	40t	有り	無	消火栓
4	栗東市山入	40t	有り	有	消火栓
5	栗東市山入	100t	有り	有	消火栓
6	栗東市辻越	40t	有り	有	消火栓
7	栗東市蔵町	40t	有り	有	
8	栗東市蔵町	40t	有り	無	消火栓
9	栗東市片山	40t	有り	無	消火栓
10	栗東市片山	40t	有り	有	消火栓
11	栗東市走井	40t	有り	無	消火栓
12	栗東市走井	40t	有り	無	消火栓
13	栗東市成谷	40t	有り	無	導水管
14	栗東市成谷	40t	有り	有	導水管
15	栗東市雨丸	40t	有り	無	消火栓
16	栗東市雨丸	40t	有り	無	
17	栗東市井上	40t	有り	無	消火栓
18	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
19	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
20	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
21	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
22	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
23	栗東市上砥山	40t	有り	有	その他
24	栗東市上砥山	40t	有り	有	消火栓
25	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	導水管
26	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	消火栓
27	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	
28	栗東市東坂	40t	有り	無	消火栓
29	栗東市東坂	40t	有り	有	消火栓
30	栗東市観音寺	40t	有り	無	導水管
31	栗東市観音寺	40t	有り	有	
32	栗東市観音寺	40t	有り	有	
33	栗東市観音寺	45t	無し	有	導水管
34	栗東市ルンタウソ	40t	有り	有	消火栓

35	栗東市伊勢落	40t	有り	有	消火栓
36	栗東市伊勢落	40t	有り	有	消火栓
37	栗東市林	40t	有り	無	導水管
38	栗東市林	40t	有り	有	消火栓
39	栗東市六地藏	40t	有り	有	導水管
40	栗東市六地藏	40t	有り	有	消火栓
41	栗東市六地藏	100t	有り	有	消火栓
42	栗東市六地藏	40t	有り	有	消火栓
43	栗東市小野	40t	有り	有	消火栓
44	栗東市栗東ニューハイツ	40t	有り	有	消火栓
45	栗東市栗東ニューハイツ	40t	有り	有	消火栓
46	栗東市手原一丁目	40t	有り	有	消火栓
47	栗東市手原一丁目	40t	有り	有	消火栓
48	栗東市手原二丁目	40t	有り	有	導水管
49	栗東市手原三丁目	40t	有り	有	消火栓
50	栗東市手原五丁目	40t	有り	有	消火栓
51	栗東市大橋四丁目	40t	有り	有	消火栓
52	栗東市大橋六丁目	40t	無し	有	導水管
53	栗東市宅屋	40t	有り	無	消火栓
54	栗東市辻	40t	有り	有	消火栓
55	栗東市辻	40t	有り	有	消火栓
56	栗東市出庭	40t	有り	無	導水管
57	栗東市出庭	40t	有り	無	消火栓
58	栗東市出庭	40t	有り	有	消火栓
59	栗東市野尻	40t	有り	有	消火栓
60	栗東市野尻	40t	有り	有	
61	栗東市北中小路	20t	有り	無	導水管
62	栗東市北中小路	20t	有り	無	導水管
63	栗東市北中小路	40t	有り	無	消火栓
64	栗東市北中小路	40t	有り	有	その他
65	栗東市霊仙寺四丁目	100t	有り	有	消火栓
66	栗東市霊仙寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
67	栗東市霊仙寺六丁目	40t	無し	有	導水管
68	栗東市霊仙寺六丁目	40t	有り	有	導水管
69	栗東市小平井1丁目	40t	有り	無	導水管
70	栗東市小平井1丁目	40t	有り	有	消火栓

71	栗東市小平井 2 丁目	40t	有り	無	導水管
72	栗東市小平井 2 丁目	40t	有り	無	導水管
73	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	無	消火栓
74	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	有	消火栓
75	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	有	消火栓
76	栗東市十里	40t	有り	無	導水管
77	栗東市十里	40t	有り	無	消火栓
78	栗東市十里	40t	有り	有	消火栓
79	栗東市十里	40t	有り	有	消火栓
80	栗東市縫一丁目	60t	無し	有	消火栓
81	栗東市縫二丁目	100t	有り	有	消火栓
82	栗東市下鉤	20t	有り	無	導水管
83	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
84	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
85	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
86	栗東市下鉤	40t	有り	無	消火栓
87	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
88	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
89	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
90	栗東市下鉤	41t	有り	有	消火栓
91	栗東市川辺	40t	有り	無	導水管
92	栗東市川辺	40t	有り	無	消火栓
93	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
94	栗東市川辺	100t	有り	飲	
95	栗東市川辺	40t	有り	有	その他
96	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
97	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
98	栗東市坊袋	40t	有り	無	消火栓
99	栗東市坊袋	100t	有り	有	消火栓
100	栗東市坊袋	40t	有り	有	消火栓
101	栗東市坊袋	40t	有り	有	消火栓
102	栗東市目川	40t	有り	無	導水管
103	栗東市目川	40t	有り	無	消火栓
104	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
105	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
106	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓

107	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
108	栗東市岡	40t	有り	有	消火栓
109	栗東市上鉤	40t	有り	無	消火栓
110	栗東市上鉤	40t	有り	有	消火栓
111	栗東市上鉤	40t	有り	有	消火栓
112	栗東市下戸山	40t	有り	無	
113	栗東市下戸山	40t	有り	無	
114	栗東市下戸山	40t	有り	無	消火栓
115	栗東市下戸山	40t	有り	無	消火栓
116	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
117	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
118	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
119	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
120	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
121	栗東市中沢1丁目	100t	有り	有	消火栓
122	栗東市中沢2丁目	41t	有り	有	
123	栗東市中沢3丁目	20t	無し	無	導水管
124	栗東市中沢3丁目	40t	有り	有	消火栓
125	栗東市小柿一丁目	40t	有り	有	消火栓
126	栗東市小柿二丁目	40t	有り	無	消火栓
127	栗東市小柿二丁目	40t	有り	無	消火栓
128	栗東市小柿三丁目	100t		有	導水管
129	栗東市小柿五丁目	40t	無し	無	導水管
130	栗東市小柿五丁目	40t	有り	無	消火栓
131	栗東市小柿十丁目	40t	有り	無	消火栓
132	栗東市縋二丁目	40t	有り	有	
133	栗東市出庭	40t	有り	有	その他
134	栗東市縋二丁目	40t	有り	無	
135	栗東市縋二丁目	100t	無し	飲	その他
136	栗東市縋六丁目	40t	有り	有	導水管
137	栗東市縋六丁目	40t	有り	有	導水管
138	栗東市小坂	40t	有り	有	消火栓
139	栗東市ルンタウ	40t	有り	有	消火栓
140	栗東市安養寺二丁目	40t	有り	有	消火栓
141	栗東市高野	100t	有り	有	消火栓
142	栗東市ルンタウ	40t	有り	有	消火栓

143	栗東市糺七丁目	100t	有り	有	消火栓
144	栗東市安養寺三丁目	40t	有り	無	消火栓
145	栗東市ルンタウン	40t	有り	有	消火栓
146	栗東市安養寺四丁目	40t	有り	無	導水管
147	栗東市ルンタウン	40t	有り	有	消火栓
148	栗東市糺七丁目	40t	有り	無	導水管
149	栗東市安養寺四丁目	100t	有り	有	その他
150	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	無	消火栓
151	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	無	消火栓
152	栗東市高野	40t	有り	有	消火栓
153	栗東市高野	100t	有り	飲	
154	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
155	栗東市糺十丁目	40t	有り	無	導水管
156	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
157	栗東市安養寺七丁目	40t	有り	有	導水管
158	栗東市レークヒル栗東	40t	有り	有	消火栓
159	栗東市レークヒル栗東	40t	有り	有	消火栓
160	栗東市糺十丁目	40t	有り	有	消火栓

2－17 水防倉庫設置場所一覧

水防倉庫の名称	所在地	電話番号
栗東市役所（倉庫）	安養寺 1-13-33	553-1234
中消防署出張所	御園 1926	558-0119
栗東市消防団第二分団詰所内	高野 203-7	553-1196
栗東市消防団第三分団詰所内	糺 5-8-24	552-3582
糺第2水防倉庫	糺 2-1-50	
草津川防災ステーション水防倉庫	岡 129	

2-18 都市公園一覽

(単位：ha)

ア. 大津湖南都市計画公園

(7) 滋賀県決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
1	総合公園	5.5. 9	栗東健康運動公園	小野地内	12.20		12.20	0.94
2	特殊公園	7.6. 4	安養寺山公園	安養寺・下戸山・川辺地内	32.40		32.40	—

(4) 栗東市決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
3	街区公園	2.2.501	栗東第一児童公園	安養寺地内	0.40	0.40		0.40
4	街区公園	2.2.502	栗東第二児童公園	安養寺地内	0.15	0.15		0.15
5	街区公園	2.2.503	栗東第三児童公園	安養寺地内	0.30	0.30		0.30
6	街区公園	2.2.504	笹山公園	六地藏地内	0.15		0.15	0.15
7	街区公園	2.2.505	上砥山公園	小野地内	0.16	0.16		0.16
8	街区公園	2.2.506	小野公園	小野地内	0.05	0.05		0.05
9	街区公園	2.2.507	海老川第一公園	霊仙寺地内	0.46	0.46		0.46
10	街区公園	2.2.508	目川児童公園	目川地内	0.15	0.15		0.15
11	街区公園	2.2.509	北中小路児童公園	北中小路地内	0.18	0.18		0.18
12	街区公園	2.2.510	中村第一児童公園	御園地内	0.10	0.10		0.10
13	街区公園	2.2.511	治田西児童公園	小柿地内	0.51	0.51		0.51
14	近隣公園	3.3. 15	中沢公園	中沢地内	1.00	1.00		—
15	近隣公園	3.3. 17	大宝公園	繕地内	2.70	2.70		2.14
16	近隣公園	3.3.18	高野公園	高野地内	1.60	1.60		1.00
17	近隣公園	3.3.501	上鈎公園	上鈎地内	1.70	1.70		1.70
18	運動公園	6.4. 3	栗東運動公園	川辺地内	8.20	8.20		3.60

イ. 大津湖南都市計画緑地

(7) 滋賀県決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
19	緑地	19	野洲川緑地	伊勢落・林・出庭・辻地内	64.80		64.80	34.50
20	緑地	30	草津川緑地	岡地内	0.30	0.13	0.17	0.30

(4) 栗東市決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
21	緑地	22	栗東緑地	六地藏地内	3.40	1.40	2.00	3.40

合	計	130.91	19.19	111.72	50.19

2-19 防災行政無線の現況

本市は、災害時における迅速かつ的確な通信による情報の収集、伝達を図るため図のような無線システムを形成している。

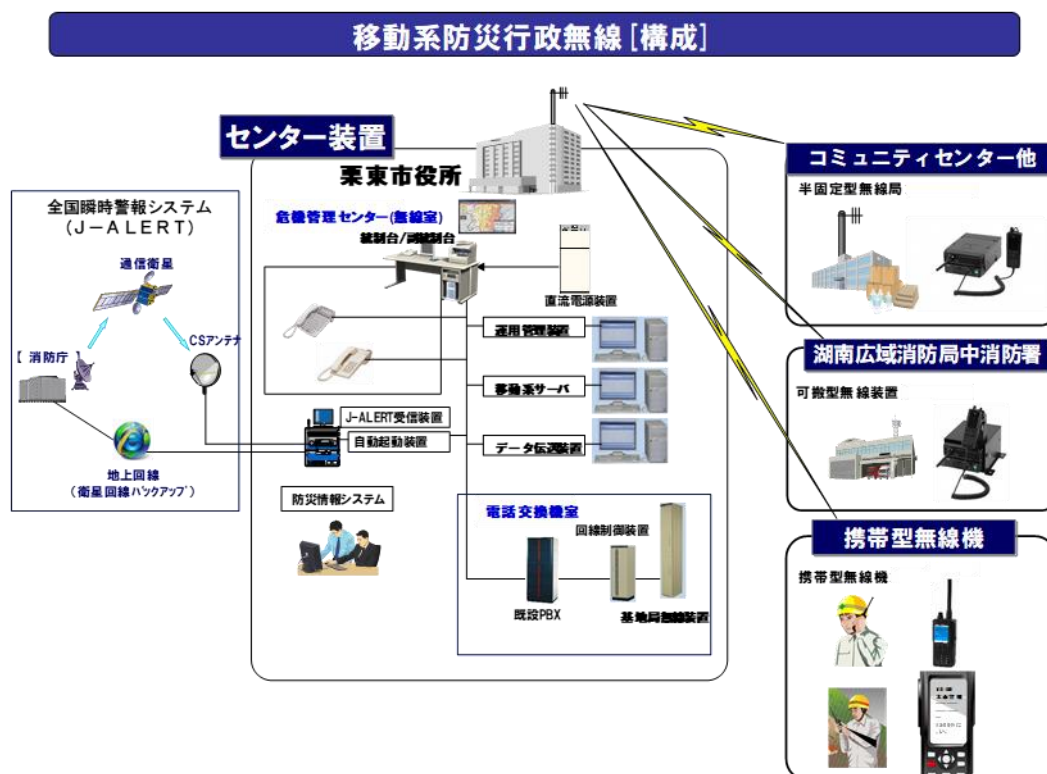


図 移動系防災行政無線構成図

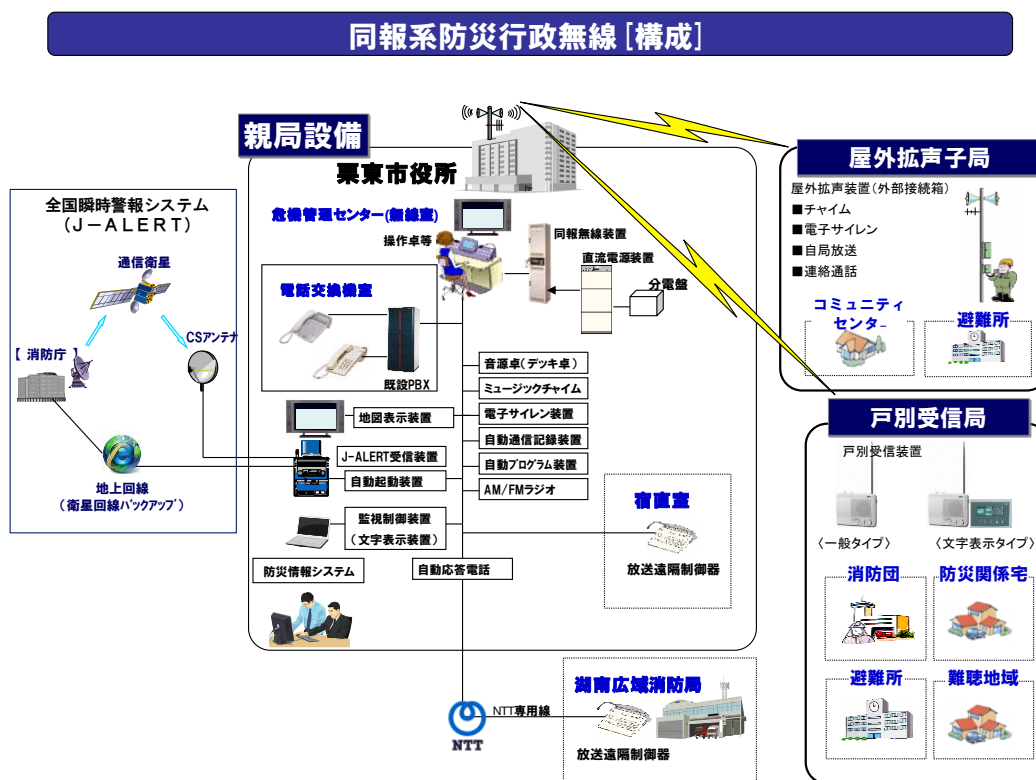


図 同報系防災行政無線構成図

2-20 栗東市防災・防犯情報配信システム

1 栗東市防災・防犯情報配信システム

平成 25 年 4 月 1 日より、市は、従来の防犯情報に加え、防災行政無線のスピーカーから放送している防災情報などをメール配信している。

■配信する内容

- ①防犯情報(不審者情報など)
- ②気象警報(大雨などの気象警報)
- ③土砂災害警戒情報
- ④竜巻注意情報
- ⑤震度情報(地震発生後の震度情報)
- ⑥国民保護情報(ミサイル攻撃情報など)

(登録方法は、

<https://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/kikikanrikyoku/kikikanri/oshirase/1063.html> 参照)

2 緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

携帯電話向けの災害情報伝達サービスで、市内に滞在する受信機能を持つ携帯電話に緊急の防災情報を配信する。

■配信する内容

①緊急地震速報

気象庁の「一般向け緊急地震速報」を受信できるサービス。「一般向け緊急地震速報」は、震度 5 弱以上と推定される地震が発生した場合に、震度 4 以上の強い揺れが推定される地域に配信する。なお、緊急地震速報があっても、必ずしも地震の揺れを感じるよりも早く受信できるとは限らない。

②国民保護情報

武力攻撃などから国民の生命、身体および財産を保護するために、消防庁からの情報を配信するサービス。

③災害・避難情報

国や市などの地方公共団体が配信元となり、避難勧告などの緊急情報を携帯電話で受信できるサービス。市では、「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」などの緊急情報を配信する。

2-2-1 非常通信経路

滋賀県非常通信経路

区 間	経路の 級 別	市役所 (支 所) からの距離	通 信 経 路	県 庁 までの 距離
栗東市 ～ 大津市	A	1.0 ^{km}	湖南広域消防局 栗東市小柿 3-1-1 職員 ----- 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者	3.0 ^{km}
	A	1.0	交通機動隊 栗東市大橋 7-1-10 隊員 ----- 県警察本部 大津市打出浜 1-10 通信指令課	0.1
	B	0.7	高速道路交通警察隊 栗東市小野 758 隊員 ----- 県警察本部 大津市打出浜 1-10 通信指令課	0.1

凡 例

1. 通信経路の総合信頼度（経路の級別）

項 目	A 級（高信頼度）	B 級
全中継回数	2 以下	3 以下
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者	常時配置（または非常時の際 30 分以内に配置につける状態）	左記以外
有線区間	なし（あっても予備ルートがある か、または地下ケーブル等 強固な設計）	左記以外

（注）電搬区間はA級として扱う

2. 記号

—————	無線区間	-----	電搬区間
~~	有線区間	~~~	有線無線混用区間
- - - - -	電搬無線混用区間		
(移) 移動局	(孤立) 孤立化防止用無線		

2-2-2 市が所有または管理する公共建築物一覧

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
1	大宝西小学校	小学校	霊仙寺 188	554-1400
2	治田東小学校	小学校	安養寺 147	553-3771
3	金勝小学校	小学校	御園 911-1	558-0150
4	葉山小学校	小学校	高野 310	552-0018
5	治田小学校	小学校	坊袋 77	552-0449
6	治田西小学校	小学校	小柿 1-5-21	553-2017
7	大宝小学校	小学校	縄 7-14-19	552-2279
8	葉山東小学校	小学校	小野 320	553-8300
9	大宝東小学校	小学校	野尻 502-1	551-2300
10	栗東西中学校	中学校	縄 4-13-47	553-9101
11	栗東中学校	中学校	安養寺 6-6-15	552-4359
12	葉山中学校	中学校	六地藏 888	554-0030
13	学校給食共同調理場	学校給食センター	高野 100-1	552-0001
14	葉山幼児園（幼稚園）	市立幼稚園	高野 289	552-0079
15	葉山東幼児園（幼稚園）	市立幼稚園	小野 465-1	553-9102
16	治田幼稚園	市立幼稚園	目川 871-2	552-2756
17	治田西幼稚園（幼稚園）	市立幼稚園	中沢一丁目 6-3	553-4641
18	大宝西幼稚園	市立幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788
19	栗東芸術文化会館（きさら）	文化施設	縄 2-1-28	551-1455
20	コミュニティセンター大宝西	集会施設	霊仙寺 170-1	554-1477
21	コミュニティセンター金勝	集会施設	御園 982	558-1100
22	コミュニティセンター大宝	集会施設	縄 7-9-21	553-1900
23	コミュニティセンター葉山	集会施設	高野 622-1	553-4911
24	コミュニティセンター治田西	集会施設	小柿 5-1-8	553-7633
25	コミュニティセンター葉山東	集会施設	六地藏 714-1	553-2566
26	コミュニティセンター治田	集会施設	坊袋 161-1	554-0050
27	コミュニティセンター治田東	集会施設	安養寺 205	554-6110
28	コミュニティセンター大宝東	集会施設	縄 2-4-5（ウイングプラザ 3F）	551-2337
29	栗東市立図書館	図書館	小野 223	553-5700
30	栗東西図書館	図書館	縄 2-4-5（ウイングプラザ 2F）	554-2401
31	栗東歴史民俗博物館	博物館等	小野 223-8	554-2733
32	自然体験学習センター	博物館等	観音寺 459-20	558-4460
33	自然観察の森	博物館等	安養寺 178-2	554-1313
34	出土文化財センター	博物館等	下戸山 47	553-3359
35	学習支援センター	博物館等	安養寺 3-1-1	551-0145
36	市民体育館	スポーツ施設	川辺 390-1	553-4321

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
37	野洲川体育館	スポーツ施設	出庭 2083	553-1006
38	十里体育館	スポーツ施設	十里 405-1	553-1701
39	治田西スポーツセンター	スポーツ施設	小柿 1-1-11	554-0169
40	栗東市弓道場	スポーツ施設	荒張 896	553-4321
41	平谷球場	スポーツ施設	観音寺 459-2	553-4321
42	栗東運動公園	スポーツ施設	川辺 390-1	553-4321
43	野洲川運動公園	スポーツ施設	出庭地内	553-1006
44	大宝テニスコート	スポーツ施設	糺 7-990-1	554-0169
45	森林体験交流センター	レクリエーション施設	観音寺 537-1	558-0600
46	自然活用総合管理棟	レクリエーション施設	荒張 1-11	558-3921
47	手原駅市民交流センター	レクリエーション施設	手原 3-871-1	
48	こんぜの里バンガロー村	保養施設	観音寺 535 他	558-0908
49	治田保育園	保育園	坊袋 162	552-1079
50	治田西保育園	保育園	中沢 1-4-22	553-4651
51	葉山保育園	保育園	高野 289	552-0079
52	葉山東保育園	保育園	小野 465-1	553-9102
53	金勝第2保育園	保育園	御園 1028	558-0068
54	大宝西保育園	保育園	十里 400	553-6990
55	金勝こども園	こども園	御園 1009-1	558-0250
56	大宝こども園	こども園	糺八丁目 16-9	552-1698
57	治田東こども園	こども園	安養寺六丁目 7-12	554-0054
58	治田児童館	幼児・児童施設	目川 871-1	551-1431
59	治田東児童館	幼児・児童施設	安養寺 190	554-6115
60	治田西児童館	幼児・児童施設	小柿 1-10-10	554-1035
61	葉山児童館	幼児・児童施設	高野 568-1	553-8796
62	葉山東児童館	幼児・児童施設	小野 480-1	552-6149
63	地域子育て支援センター金勝	幼児・児童施設	御園 983	558-3527
64	大宝児童館	幼児・児童施設	糺 6-13-10	551-1950
65	大宝西児童館	幼児・児童施設	霊仙寺 4-2-66	552-7240
66	地域子育て包括支援センター	幼児・児童施設	糺 2-4-5	551-2370
67	幼児ことばの教室	幼児・児童施設	安養寺 3-1-1	553-1201
68	児童相談支援事業所 児童発達支援事業たんぽぽ教室	幼児・児童施設	安養寺 190	554-6114
69	栗東市総合福祉センター（なごやかセンター）	保健・福祉施設	安養寺 190	551-6100
70	やすらぎの家	保健・福祉施設	出庭 700-1	554-0606
71	ゆうあいの家	保健・福祉施設	小柿 1-10-10	554-1004
72	ひだまりの家	保健・福祉施設	十里 399-3	552-1000
73	障がい児地域活動施設	保健・福祉施設	高野 568-4	554-1165

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
74	農林業技術センター	産業系施設	御園 1614-12	
75	農畜産物処理加工施設	産業系施設	出庭 961-1	554-7621
76	シルバーワークプラザ	産業系施設	小野 452-1	
77	栗東市環境センター	供給処理施設	六地藏 31	553-1901

2-2-3 栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成 16 年 12 月 28 日

告示第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、建築物の所有者に耐震改修事業の経費を市が予算の範囲内において補助を行うことについて、栗東市補助金等交付規則(昭和 63 年栗東町規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会(以下、県講習会)を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法(以下この号において「木造住宅の耐震診断等」という。)に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法又は愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、木造住宅の耐震診断等の項に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 上部構造評点等 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による上部構造評点及び精密診断法による上部構造耐力の評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
- (5) 避難経路バリアフリー化改修工事 地震災害時における避難を容易にすると認められる段差解消及び手摺設置等の改修工事をいう。
- (6) 耐震設計・監理者 県講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録され、耐震改修工事に係る設計・監理を行う者をいう。
- (7) 耐震改修工事施工者 県講習会を修了し、登録名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (8) 耐震改修事業 耐震診断結果により旧基準(昭和 56 年 5 月以前の基準)木造住宅の所有者が申請し実施する耐震改修工事又は耐震改修工事と併せて行われる改修工事をいう。
- (9) 県産材利用耐震改修モデル事業 びわ湖材産地証明制度要綱(平成 18 年 5 月 29 日滋賀県琵琶湖環境部長通知滋林緑第 456 号・滋森保第 493 号)に基づき証明されたびわ湖材を使用する耐震改修事業をいう。
- (10) 主要道路沿い耐震改修割増事業 滋賀県地域防災計画又は栗東市地域防災計画若しくは栗東市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路及び避難路沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に 1.5 メートルを加えたものを超える木造住宅の耐震改修事業をいう。
- (11) 高齢者世帯耐震改修割増事業 65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 65 歳以上の高齢者を含む世帯が居住する住宅における耐震改修事業をいう。

- (12) 市内事業者割増事業 市内の事業所に所属する設計者等が設計監理を行い、かつ、市内に本店を有する施工者が工事を行う耐震改修事業をいう。
- (13) 子育て世帯割増事業 中学校卒業までの子を含む世帯が居住する住宅における耐震改修事業をいう。
- (14) 内覧会開催事業割増事業 耐震改修事業を行う住宅（居住者が住宅に居住しながら工事を施工するものを除く。）において、滋賀県耐震改修内覧会開催割増事業実施要領の規定による内覧会が行われる耐震改修事業をいう。
- (15) 避難経路バリアフリー化改修割増事業 避難経路バリアフリー化工事に補助する事業をいう。

（対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象建築物」という。）は、耐震診断の結果、総合評点0.7未満とされた栗東市内の木造住宅にあって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、かつ、完成しているもの
- (2) 延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- (3) 階数が2階以下であって、かつ、延床面積が300平方メートル以下であるもの
- (4) 木造軸組工法のもの（枠組壁工法又は丸太組工法の住宅ではないもの）
- (5) 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの

（交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象建築物の所有者（個人に限る。）であること
- (2) 市税等市に支払うべき債務（納入期限が到来しているものに限る。）に滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 耐震設計・監理者による耐震改修工事に係る設計・監理に係る経費
- (2) 耐震設計・監理者による設計に基づき、耐震改修工事施工者が施工する耐震改修工事であって、第3条に規定する住宅で上部構造評点を0.7以上に引き上げることに係る経費（上部構造評点を時刻歴応答計算により算出する場合は、計算結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関から適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る。）

（補助対象事業）

第5条の2 補助金の交付対象となる耐震改修事業は、補助対象経費の合計額が500,000円を超えるものとする。

（補助金の額）

第6条 耐震改修事業における補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とする。

- (1) 1戸当たりにおける補助対象経費の合計額の80%の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、第5条第2号の経費の80%の額又は1,000,000円のいずれか低い額を上限とする。
- (2) 別表1に規定する補助金（前号に規定する額の補助金を受け、かつ、補助対象経費の合計額が1,000,000円を超える場合に限る。）の額
- (3) 別表2に規定する補助金（第1号に規定する額の補助金を受ける場合に限る。）の額

(4) 別表 3 に規定する補助金(第 1 号に規定する額の補助金を受け、かつ、補助対象経費の合計額が 1,000,000 円を超える場合に限る。)の額

2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額について、当該合計額が第 5 条第 2 号の経費の 80%の額を超える場合は、同号の経費の 80%の額を前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額とみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合計額について、当該合計額が第 5 条第 2 号の経費を超える場合は、同号の経費を同項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合計額とみなす。

(補助金交付の申請及び決定)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修事業に着工する前に栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、速やかに栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

(計画の変更等)

第 8 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書(別記様式第 3 号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事の施工箇所又は施工方法を変更する場合

(2) 補助対象経費の額が変わる場合

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認通知書(別記様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに栗東市木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書(別記様式第 5 号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、栗東市木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告書)

第 10 条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに栗東市木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(別記様式第 7 号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 申請者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して 10 日以内に栗東市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書(別記様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又はは受けようとしたとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反し、又はこれに基づく指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により補助の交付の決定を受けた者に通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月6日告示第150号)

この告示は、平成18年10月6日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年7月1日告示第107号)

1 この告示は、平成19年7月1日から施行し平成19年4月1日以後の申請にかかる補助金から適用する。

2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日告示第37号)

この告示は、平成20年3月27日から施行し平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成20年8月25日告示第131号)

この告示は、平成20年8月25日から施行し平成20年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年6月30日告示第139号)

この告示は、平成22年6月30日から施行し平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年4月15日告示第105号)

この告示は、平成23年4月15日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第60号)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。ただし、別記様式の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成25年5月8日告示第88号)

この告示は、平成25年5月8日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年7月12日告示第128号)

この告示は、平成25年7月12日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年11月15日告示第184号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震改修工事前における耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月24日告示第32号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年3月14日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 8 日告示第 99 号)

この告示は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱第 2 条第 2 項の規定、第 2 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震改修等事業実施要綱第 2 条第 2 号の規定及び第 3 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第 2 条第 4 号の規定は、平成 30 年度の耐震診断から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 70 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 11 日告示第 129 号)

この告示は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日告示第 1015 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

補助金の種別	補助金の額
主要道路沿い耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円
高齢者世帯耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円
子育て世帯耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円

別表第2(第6条関係)

補助金の種別	補助金の額
県産材利用耐震改修モデル事業費補助金	(1) びわ湖材利用数量が 0.25m ³ 超 0.45m ³ 以下の場合 50,000 円 (2) びわ湖材利用数量が 0.45m ³ 超 0.70m ³ 以下の場合 100,000 円 (3) びわ湖材利用数量が 0.70m ³ 超の場合 200,000 円
市内事業者割増事業費補助金	(1) 補助対象経費の合計額が 1,000,000 円超 2,000,000 円以下の場合 50,000 円 (2) 補助対象経費の合計額が 2,000,000 円超 3,000,000 円以下の場合 100,000 円 (3) 補助対象経費の合計額が 3,000,000 円超の場合 150,000 円
内覧会開催割増事業費補助金	1戸当たり 100,000 円

備考 びわ湖材利用数量は、びわ湖材産地証明制度要綱(平成18年5月29日付け滋林緑第456号及び滋森保第473号)に基づき証明された数量(耐震改修に係るもののみ)とする。

別表第3(第6条関係)

避難経路バリアフリー化改修割増事業費補助金	避難経路バリアフリー化改修工事に係る費用の20%の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で、かつ、1戸当たり100,000円を上限とする。ただし、木造住宅耐震改修事業費補助金(補助対象経費の合計額が1,000,000円以下の場合を除く。)を受けている場合に限る。

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

私は、耐震改修工事を下記のとおり実施しますので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に定める対象建築物及び事業対象者であることを確認するために、栗東市が住民基本台帳、建築確認申請等について照合を行うことに同意の上、同要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

住宅の所在地			
住宅の種類	専用住宅・()併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月		
総合評点		階数・延床面積	階建て 延床面積 m ²
併用住宅の住宅以外の面積	m ²		
住宅所有者			
居住者承諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数() 承諾(有・無)		
改修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(注)

- 1 不要な箇所は、＝線で抹消すること。
- 2 耐震診断総合判定書が栗東市木造住宅耐震診断員派遣事業による耐震診断判定結果報告書である場合は、建築時期のわかる書類の写しの添付を省略できる。

耐震改修等実施建築物概要書

耐震診断	ア 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルによるもの イ (一財) 日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」によるもの ウ その他市長が認めるもの ()		
耐震診断者	氏名 ・ 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 ・ () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号		
設計者	氏名 ・ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録第 号 ・ () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号 ・ 事務所所在地 (市内・市外)		
改修前総合評点		改修後総合評点	
改修工事施工者	施工者名 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録第 号 事務所所在地 (市内・市外)		
改修工事内容	・ 耐震改修工事 ・ リフォーム工事 (補助対象外工事)		
工事に要する経費	耐震改修工事費 千円 耐震改修工事の設計監理費 千円 合計補助対象工事費 千円		
びわ湖材利用の有無	利用の有無 (有 ・ 無) 利用する場合の数量 m ³		
その他利用する助成制度	・ 主要道路沿い耐震改修割増事業 (・補助対象 ・補助対象外) ・ 高齢者世帯耐震改修割増事業 (・補助対象 ・補助対象外) ・ 市内事業者割増事業 (・補助事業 ・補助対象外) ・ 避難経路バリアフリー化割増事業 (・補助事業 ・補助対象外) ・ 避難経路バリアフリー化改修工事費 (千円) ・ 子育て世帯割増事業 (・補助事業 ・補助対象外) ・ 内覧会開催割増事業 (・補助事業 ・補助対象外)		
	・ 本人以外の場合は、委任状の提出が必要です。 ・ 耐震診断書 (写し) ・ 設計図書 (写し) ・ 補強計画書 (写し) ・ 木造住宅耐震判定評価書 (時刻歴応答計算による耐震診断または上部構造評点を行った場合のみ添付して下さい。) ・ 見積書 (写し) (耐震改修工事費及び耐震改修工事費の設計監理費) ・ 県産材利用耐震改修工事事業費補助金を受ける場合は、利用数量及び利用木材がびわ湖材であることがわかる書類の写しを添付して下さい。 ・ 高齢者世帯耐震改修割増事業及び子育て世帯割増補助事業の補助対象となる場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書を添付して下さい。 ・ 市内事業者割増事業の補助対象となる場合は、市内事業所に所属する設計者であることを証明する書類及び市内に本店を有する施工者であることを証明する書類を添付して下さい。 ・ 避難経路バリアフリー化改修割増事業の補助対象となる場合は、段差解消等の改修工事に関する設計図書、工事費内訳明細書 (段差解消等の改修工事のみの内訳)		
添付書類	共通	・ 耐震診断書 (写し) ・ 設計図書 (写し) ・ 補強計画書 (写し) ・ 木造住宅耐震判定評価書 (時刻歴応答計算による耐震診断又は上部構造評点	

		を行った場合) ・見積書（写し）（耐震改修工事費及び耐震改修工事費の設計監理費）
	県産材利用耐震改修モデル事業費補助金	・利用数量及び利用木材がびわ湖材であることがわかる書類の写し
	高齢者世帯耐震改修割増事業補助金	世帯全員の住民票記載事項証明書
	子育て世帯割増補助事業補助金	
	市内事業者割増事業補助金	市内事業所に所属する設計者であることを証明する書類及び市内に本店を有する施工者であることを証明する書類
	避難経路バリアフリー化改修割増事業費補助金	段差解消等の改修工事に関する設計図書、工事費内訳明細書（段差解消等の改修工事のみの内訳）

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助金交付決定額 金 円

3 その他

栗東市木造住宅耐震改修事業助金交付申請書に記載のとおり

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

住宅の所在地	
建築年次	年 月
変更事項	
変更理由	

(注) 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 4 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました栗東市木造住宅耐震改修事業補助金については、適当と認められるので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助金交付金額 金 円

3 その他

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書に記載のとおり

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

栗東市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の完了期日について、下記事由により事業が完了しなくなったので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

記

- 1 交付決定通知書に付された事業完了期日
- 2 変更したい事業完了予定日
- 3 変更の理由

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

栗東市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の一部(全部)を廃止(中止)したいので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

1 廃止(中止)を必要とする理由

2 廃止(中止)に係る事業の内容及び金額

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

栗東市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

印

栗東市木造住宅耐震改修事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書で承諾された上記補助事業が完了しましたので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額 金 円

様式第 8 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

栗東市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金を支払われるよう、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

金

円

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した栗東市木造住宅耐震改修事業補助金は、下記の事由により取消したので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 住 宅 の 所 在 地

2 補助金交付金額 金 円

3 取 消 し の 事 由

2-24 栗東市いけがき設置奨励補助金条例

昭和61年3月31日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、いけがきを設置する住民に対し、当該設置に要する経費の一部を補助することにより街の景観をよくするとともに、災害に強い住み良い街づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、栗東市内で新たにいけがきを設置する者(既設のブロック塀を取り壊し、新たにいけがきを設置する者を含む。)で次の各号に該当するもの。

- (1) 栗東市内に居住している者又は新たに居住する者
- (2) 既設の事業所が新たにいけがきを設置する場合

(交付の条件)

第3条 補助の対象となるいけがきは、景観上、防災上適当と認められるもので、次の各号に該当するものであること。

- (1) 公共の用に供する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に該当しない幅員2メートル以上の道路に面し、又は幅員4メートル以上の道路に面し、建物の敷地内に継続して3メートル以上列状に設置されるもの。ただし、法第42条第2項による道路後退をした位置にいけがきを設置する場合は、幅員4メートル以上の道路に面しているものとみなす。
- (2) いけがきに使用する樹木の高さは、地面から1メートル以上であること。ただし、盛土又は石垣等の上にいけがきを設置する場合の盛土又は石垣等の高さは別表第1のとおりとし、いけがきの高さとの合計が1.5メートル以上であること。
- (3) いけがきに使用する樹木の本数は、1メートルにつき2本以上であること。
- (4) いけがきに使用する樹木の種類は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新たにいけがきを設置する場合は、1メートル当たり2,000円とし、1件につき5万円以内とする。
- (2) 既設ブロック塀を取り壊し新たにいけがきを設置する場合は、1メートル当たり3,000円とし、1件につき7万5,000円以内とする。
- (3) 前条第1号の規定により、いけがきを設置する場合は、道路後退延長1メートルにつき道路後退幅0.1メートル当たり400円を補助する。
- (4) 前3号の規定により補助金を交付するに際しては、1メートル未満の端数については、切り捨てる。
- (5) 前各号の規定により補助金を交付するに際しては、いけがきを設置する費用が補助金の額に満たない場合は、その額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となるいけがきの設置(以下「補助事業」という。)を行う前に、いけがき設置奨励補助金交付申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、いけがき設置奨励補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(補助金の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかにいけがき設置実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の報告書に基づきその内容を審査し、いけがきの施工状況を調査のうえ補助金の額を確定し、1月以内に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し又は返還)

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 正当な理由がなく事業を著しく遅延させたとき。
- (4) 虚偽又は不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(いけがきの管理)

第11条 補助事業者は、いけがきの樹木の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月27日条例第13号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に設置を終えたいけがきに係る補助金の交付について適用し、同日前に設置を終えたいけがきに係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和3年6月29日条例第12号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

現況	盛土又は石垣の高さ
1 幅員 12m 以上の道路又は道路内の幅員 2m 以上の歩道部分に面している宅地	0.7m 以下
2 幅員 6m 以上の道路に面している宅地	0.6m 以下
3 幅員 4m 以上の道路に面している宅地	0.5m 以下
4 宅地と幅員 4m 以上の道路との間に幅員 0.8m 以上の水路がある宅地	0.6m 以下
5 法第 42 条第 2 項に該当しない幅員 2m 以上の道路に面している宅地	0.3m 以下

別表第2(第3条関係)

樹種	貝塚伊吹 うばめがし さざんか まき 柊木なんてん 紅かなめ 金もくせい かなめがし きんめつげ その他、常緑で市長が適当と認めた樹種

2-25 栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

平成 30 年 7 月 30 日

告示第 122 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震等の災害におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難通路の確保をすることにより、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、市が予算の範囲内において、危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和 63 年栗東町規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路

イ 人身事故の防止又は避難通路の確保のため、市長が特に重要と認めた道路

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀その他人身事故又は避難通路の障害につながるおそれのある塀をいう。

(3) 撤去 ブロック塀等の全ての撤去又はその一部を取り除くことをいう。

(4) 改善 ブロック塀等の撤去後に引き続き軽量なフェンス、生垣等を設置することをいう。

(5) 危険ブロック塀等対策事業 ブロック塀等の撤去又は改善する工事を行う事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存するブロック塀等を所有し、当該ブロック塀を撤去する者で、補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を完了する見込みのある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 市税の納付に滞りのある者

(2) 当該ブロック塀等に対し、公共事業等の用地取得に伴う損失補償を受けている者

(3) 当該ブロック塀等が設置されている場所において、過去にこの要綱による補助金の交付を受けている者

(4) ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する者

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者

2 補助対象者は、補助対象工事において、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）により、適正な分別解体、再資源化等を実施しなければならないものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事において撤去するブロック塀等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するブロック塀等は除く。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上のものであること。
- (2) 道路面に面していること。ただし、水路等の緩衝帯がある場合は、ブロック塀等の高さ等により市長が判断するものとする。
- (3) 撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル未満であること。
- (4) ブロック塀等が道路内に残存し、又は突出しないこと。

2 当該ブロック塀等が他の公的助成及び公的融資の対象となっている場合は、補助の対象としないものとする。

（改善事業）

第5条 補助対象者は、ブロック塀等の改善を行う場合、次の各号に留意するものとする。

- (1) 軽量のフェンスにブロック塀を併用する場合は、ブロック塀等を全て撤去した後とし、ブロック塀の高さは60センチメートル以下とし、その基礎の道路面からの高さは10センチメートル以下とし、かつフェンスの高さは120センチメートル以下とすること。
- (2) 生垣を設置する場合は、栗東市いけがき設置奨励補助金条例（昭和61年栗東町条例第6号）第3条の交付の条件に準拠すること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改善するブロック塀等の配置図（撤去又は改善するブロック塀等を赤色で明示し、距離等を記載したもの）
- (3) 撤去又は改善するブロック塀等の高さ、面積、仕様等を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書（経費明細がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金を交付

すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
（届出）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
 - (2) 第7条の規定による申請の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象工事の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項第2号に該当し、届出をするときは、変更の内容を確認できる書類を添えて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金内容変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の変更申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金の内容を変更すべきものと認めたときは変更決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者には通知するものとする。
- 4 第1項第3号に該当し、届出をするときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）届（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の届出を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助対象工事の中止又は廃止を認めたときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）承認書（別記様式第6号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去又は改善したブロック塀の高さ、面積、仕様等を示した概要図
- (2) 工事費の請求書（経費明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (3) 着手前及び完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により仕入控除税額を減額して申請しなかった場合において、前項の規定による報告を行うに当たり補助金に係る仕入控除税額が明らかなときは、第8条の規定により通知する補助金交付額から当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受け付けたときは、当該内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、同通知を受けた日から起算して10日以内に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記様式第9号）に

より補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の額の変更)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定し、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に減額が生じないときは、その限りでない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金返還請求書(別記様式第11号)により当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を請求する。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附則(令和2年1月30日告示第16号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年5月25日告示第1033号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附則(令和4年6月9日告示第1039号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月9日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の栗東市既存民間建築物耐震診断促進事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の栗東市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付要綱の規定及び第3条の規定による改正後の栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額
撤去にかかる費用	ブロック塀等の撤去に要する壁面1平方メートル当たり6,000円により算出する額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とする。

備考

- 1 長さに、1メートル未満の端数がある場合は、小数点第2位以下を切り捨てる。
- 2 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 撤去費用の額は、施工業者との契約による額とする。ただし、申請者自らが撤去を行う場合は、処分費及び材料費等の実費（領収書の写し等により確認できるもの）に相当する額（人件費は含まない。）とする。

別記

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書

栗東市において危険ブロック塀等対策事業を行うことについて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金を交付されるよう、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
補 助 対 象 工 事 費	円
交 付 申 請 額	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象工事施工者	名称所 在地 電話番号
補助対象工事の概要	・ 撤去概要 ・ 改善概要

添付書類

- (1) 敷地の位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改善するブロック塀等の配置図（撤去又は改善するブロック塀等を赤色で明示し、距離等を記載したもの）
- (3) 撤去又は改善するブロック塀等の高さ、面積及び仕様等を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書（経費明細がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の対象となるブロック塀等の所在地

栗東市

3 交付の条件

4 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金内容変更申請書

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があつた栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金の内容を下記のとおり変更したいので、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
交 付 決 定 金 額	円
変 更 事 項	
変 更 理 由	
添 付 書 類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されていた書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したもの）

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金変更交付額 金 円

2 補助金交付の対象となるブロック塀等の所在地

栗東市

3 交付の条件

4 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金休止（廃止）届

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があつた栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金の全部（一部）を休止（廃止）したいので、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
交 付 決 定 金 額	円
休止（廃止）する理由	
休止（廃止）に係る事業 の 内 容 及 び 金 額	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金休止（廃止）承認書

年 月 日付けで届出のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 9 条第 5 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項
- 2 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、工事が完了しましたので、栗東市危険ブロック塀等対策事業交付要綱第10条の規定により、関係書類添付を添えて報告します。

記

所 在 地	栗東市
施 設 の 名 称	
物 件	
面 積	m ²

添付書類

- (1) 撤去又は改善したブロック塀の高さ、面積、仕様等を示した概要図
- (2) 工事費の請求書（経費明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (3) 着手前及び完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、
栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり額の確定をした
ので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け栗 第 号で額の確定通知があった栗東市危険ブロック
塀等対策事業補助金を下記のとおり交付されるよう、栗東市危険ブロック塀等対策事業交付要
綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

補助金の振込口座

金融機関名			支店
預金種別	普通 ・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第10号（第13条関係）

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金に関わる消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 — —

年 月 日付け 第 号により額の決定の通知があった標記補助金に
ついて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記
のとおり報告します。

記

1	補助金額（市長が確定通知書により通知した金額）	金	円
2	補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

添付書類

- (1) 3の金額の積算の内訳書（任意様式）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金返還請求書

様

栗東市長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり返還を請求します。

記

1	返還すべき金額	金		円
2	返 還 期 限		年 月 日	まで
3	返 還 方 法	別添の納付書による		
4	補 助 年 度	年度		
5	交付決定通知日及び番号	年 月 日	第 号	
6	補助金交付決定額	金		円
7	補助金の既交付額	年 月 日	交付金	円
		年 月 日	交付金	円
		計	金	円
8	返 還 理 由			

2-26 市の備蓄目標および備蓄品一覧

備蓄目標は、滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）による「琵琶湖西岸断層帯地震」の被害想定結果（case2）を基に設定する。

- ・発災後 3 日間は交通機能の麻痺等により、被災地外からの支援が得られないことが考えられ、3 日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資は来ないこと（発災 4 日目以降から流通備蓄、救援物資により食料等を全量調達すること）を想定する。
- ・発災後 3 日間の飲料水、食料、生活必需品について、市民、市、県がそれぞれ 1 日分備蓄するという考えで、市の備蓄目標を設定する。

1 飲料水および食料の備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（3 日目：全避難者数）

品名	目標数
米（粥、アルファ化米等）、カンパン・クラッカー ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定	36,000 食
流動食 ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定 ※対象は 0～1 歳児（約 1400 人分×11,974/70,434*）を想定	800 食
水 ※1 人 1 日 3 リットル、1 日分を想定	500ml ペットボトル 72,000 本相当

*令和 6 年 10 月 1 日現在住民基本台帳人口

2 生活必需品備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（3 日目：全避難者数）

品名	目標数
非常用衛生セット（タオル、歯ブラシ等） ※1 人 1 セットを想定	12,000 セット
毛布 ※1 人 2 枚を想定	24,000 枚
トイレ袋（便器活用タイプ）セット（200 回分） ※1 人 1 日 3 回、1 日分を想定	180 袋
紙おむつ（幼児用）[1 ケース 240 枚] ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 0 歳児（約 670 人分×11,974/70,434*）を想定	4 ケース
紙おむつ（大人用）[1 箱 22 枚] ※1 人 1 日 6 枚、1 日分を想定 ※対象は要介護 3 以上（約 680 人分**×11,974/70,434*）を想定	40 箱
生理用品（28 枚：1 袋） ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 10 歳から 55 歳女性（約 5,200 人分×11,974/70,434*）の 1/4（4 週に 1 回換算）を想定	260 袋

*令和 6 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳人口

**令和 5 年 3 月 31 日現在 e-Stat 保険者別 要介護（要支援）認定者数

3 防災倉庫備蓄品一覧

飲食料品	アルファ米（わかめご飯）、アルファ米（五目ご飯）、クラッカー、災害用備蓄保存パン、おろしりんご、ゼリー飲料、保存水 1.5ℓペットボトル
生活必需品	備蓄毛布、簡易トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、段ボールトイレ、アルマイト碗、アルマイト皿、非常用飲料水袋 6ℓ、ブルーシート（5.4m×5.4m）、エアリズムマスク、紙おむつ（幼児用、大人用）、生理用品
機械器具	ノーパンクリアカー、折畳み担架、ろ水機、車椅子、ヤマハ発電機、ホンダ発電機、延長コード、ハロゲン投光機、チェンソー、災害用救助セット、サーマルカメラアイラ充電器付き（各コミセン）、オゾン空気消臭器（各コミセン）、冷風機、扇風機、バルーン投光機、足踏み式消毒台（4L 消毒液、ボトル付き）、ガソリン（混合）
その他	屋内用テント、アルミマット、受付用パーテーション（紙製）、災害用簡易井戸（手こぎタイプ）

令和 6 年 10 月 1 日現在

2-27 災害時における応援協定等一覧

1 他市等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	香芝市（奈良県）	平成10年 4月 16日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
2	越前市（福井県）	平成10年 7月 8日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
3	滋賀県下の消防団を設置する市町	平成10年 5月 30日	滋賀県下消防団広域相互応援協定	消防団の相互派遣
4	湖南4市(草津市・守山市・野洲市・栗東市)	平成17年 7月 1日	災害時における相互応援・連携基本協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、消火、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣並びに所要の施設、資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な職員の派遣及び車輛等の提供 し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車輛等の提供 水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車輛の提供 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の器具及び車輛の提供 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車輛の提供 ボランティアの斡旋 被災児童、生徒の受入れ 被災者に対する住宅の斡旋 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
5	国土交通省近畿地方整備局	平成24年 7月 11日	災害時等の応援に関する申し合わせ	情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） 災害に係る専門家の派遣 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機会等の貸し付け 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 通行規制等の措置
6	滋賀県市長会（滋賀県下13市：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市）	平成24年 11月 27日	滋賀県市長会災害相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 等

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
7	知立市（愛知県）	平成 26 年 2 月 4 日	災害時相互 応援協定書	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資、資機材及び車両の提供 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん 応援に必要な職員の派遣 災害救助ボランティアのあつせん 被災児童生徒の受入れ
8	滋賀県立栗東高等学校	令和 2 年 9 月 24 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供
9	滋賀県立国際情報高等学校	令和 2 年 9 月 24 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供
10	滋賀県立聾話学校	令和 2 年 10 月 29 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供

2 民間企業等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	栗東市商工会	平成 9 年 6 月 30 日 平成 27 年 4 月 1 日（見直し）	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食糧・衣料・日用品・燃料等の物資の供給
2	栗東市内郵便局	平成 12 年 3 月 8 日 平成 29 年 3 月 15 日（見直し） 令和 3 年 6 月 3 日（包括連携協定に移行）	栗東市と栗東市内郵便局との包括連携に関する協定書	被災住民にかかる情報の提供および共有 など
3	栗東市上下水道工事協同組合	平成 15 年 8 月 2 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	災害時の応急給水 及び 上水道施設の復旧にかかる作業資機材及び労力の提供
4	栗東建設工業会	平成 20 年 8 月 29 日	災害時における応急救護活動への応援に関する協定	人命救助および障害物撤去のための資機材及び労力の提供
5	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	公共施設の電気設備の応急復旧
6	株式会社湖光フライン	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における飲料水等の提供に関する協定	飲料水の供給（通水済ウォーターサーバー及び 1.2 リットルウォーターボトル 1,000 本を無償提供 その他は有償提供）
7	社団法人滋賀県エルピーガス協会草津支部	平成 21 年 3 月 27 日	エルピーガスに係る災害応急復旧の応援に関する協定	公共施設において LP ガス使用のための応急復旧作業にかかる資機材及び労力の提供

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
8	公益社団法人栗東青年会議所	平成 24 年 8 月 27 日	災害時における物資の供給協力に関する協定	食料品・医薬品・衣類寝具・日用品・食器など
9	日映興業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬
10	栗東総合産業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬
11	一般社団法人草津栗東医師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
12	一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
13	一般社団法人びわこ薬剤師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等の避難所及び救護所への薬剤師の派遣
14	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 7 月 5 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の物資調達（調達可能な物資の供給）
15	滋賀県トラック協会湖南支部	平成 25 年 8 月 27 日	災害時における物資等の輸送、集積地での仕分け及び配送の応援に関する協定書	災害応急対策活動および市町村等相互の応援措置にかかる緊急輸送
16	レンゴー株式会社（滋賀工場）	平成 26 年 2 月 14 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベットなどの段ボール製品の提供
17	エネロハス株式会社	平成 26 年 8 月 1 日	災害時における蓄電池システム等の提供に関する協定書	避難所などに蓄電池システム等は無償で提供
18	積水化学工業株式会社滋賀工場	平成 26 年 10 月 24 日	災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定	災害時の上下水道施設の応急対応に必要な資材の確保と供給対応など、及び協定者施設の一部を住民の一次避難所に開放及び施設内に災害トイレの設置
19	株式会社アクティオ関西支店	平成 27 年 4 月 1 日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時の上下水道、道路、林道の応急措置に係るレンタル機材の提供
20	渡辺パイプ株式会社滋賀サービスセンター	平成 27 年 4 月 1 日	災害時における資機材の提供に関する協定	災害時の上下水道施設応急措置のための資機材の提供
21	栗東市社会福祉協議会	平成 27 年 10 月 1 日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の設置運営
22	ゴウダ株式会社（栗東工場）	平成 29 年 10 月 31 日	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定書	大規模災害時の一時的に避難する施設の提供並びに被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベット製品の提供
23	株式会社ゼンリン 滋賀営業所	平成 30 年 11 月 21 日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	災害対策本部等を設置した際の地図製品等の供給及び住宅地図 5 冊、広域図 5 部、Z N E T T O W N の I D 等の事前無償貸与

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
24	株式会社三輪タイヤ	令和 元年 8月 6日	災害時における支援協力に関する協定書	災害時の車載発電装置を用いた電力の供給および救援物資及び調達物資等の保管
25	株式会社 ZTV	令和 元年 10月 30日	災害時の避難所等におけるインターネット回線提供に関する協定	災害対策本部等を設置した際の避難所等におけるインターネット回線の提供
26	ヤフー株式会社	令和 2年 1月 30日	災害時に係る情報発信等に関する協定	避難情報等を検索エンジンサイト内での周知
27	株式会社サンキ	令和 2年 7月 30日	災害時等における無人飛行機による情報収集(映像撮影)に関する協定	災害の被害状況等ドローンを使用した情報収集
28	株式会社麗光(栗東工場)	令和 2年 10月 28日	災害時における物資供給に関する協定	災害時の避難所等にパーテーション用フィルムと保温用蒸着フィルムの提供
29	JA レーク滋賀農業協同組合栗東地区統括本部	令和 2年 12月 24日	災害時における災害対応の協力に関する協定	食料や生活必需品、空きスペース、車両等の提供
30	株式会社平和堂	令和 3年 3月 23日	災害時における食料品および日常用品の調達に関する協定	災害時の物資調達(調達可能な物資の供給)
31	株式会社青地ライフクリエイト	令和 3年 6月 30日	災害時における物資の供給に関する協定書	組み立て式ベッドの提供
32	スターライト工業株式会社	令和 4年 7月 27日	災害時における災害対応の協力に関する協定	重機や車両の提供、物資の供給、施設や労務の提供
33	関西電力送配電株式会社	令和 4年 12月 19日	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	倒壊した電柱の除去作業、停電の復旧の妨げになる樹木や土砂等障害物の除去作業
34	栗東都市整備株式会社 栗東市商工会	令和6年5月1日	災害発生時における一時滞在所の提供に関する協定書	ウイングプラザ2階大宝東児童館の帰宅困難者一時滞在所として提供
35	栗東市商工会	令和6年5月1日	災害発生時における一時滞在所の提供に関する協定書	栗東市商工会館の帰宅困難者一時滞在所として提供
36	生活協同組合コープしが	令和 6年 6月 5日	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	災害時の物資調達(調達可能な物資の供給)
37	パナソニックホールディングス株式会社	令和 6年 6月 7日	災害時における生活物資の供給等に関する協定書	乾電池、LEDランタン、モバイルバッテリーの無償提供
38	株式会社 ZTV	令和 6年 10月 1日	防災行政無線等の再送信に関する防災協定書	防災行政無線の放送内容を、データ放送設備等により再送信

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
39	スギホールディングス株式会社	令和 6 年 12 月 18 日	災害時における物資調達に関する協定書	災害時の物資調達（調達可能な物資の供給）
40	オーティーティーロジスティックス株式会社	令和 6 年 12 月 18 日	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	災害時、施設等を一時避難場所として提供
41	エートス協同組合	令和 7 年 1 月 24 日	災害時等における車両の移動等に関する協定書	災害時、車両の移動や保管

2-28 災害用ヘリコプター発着場一覧

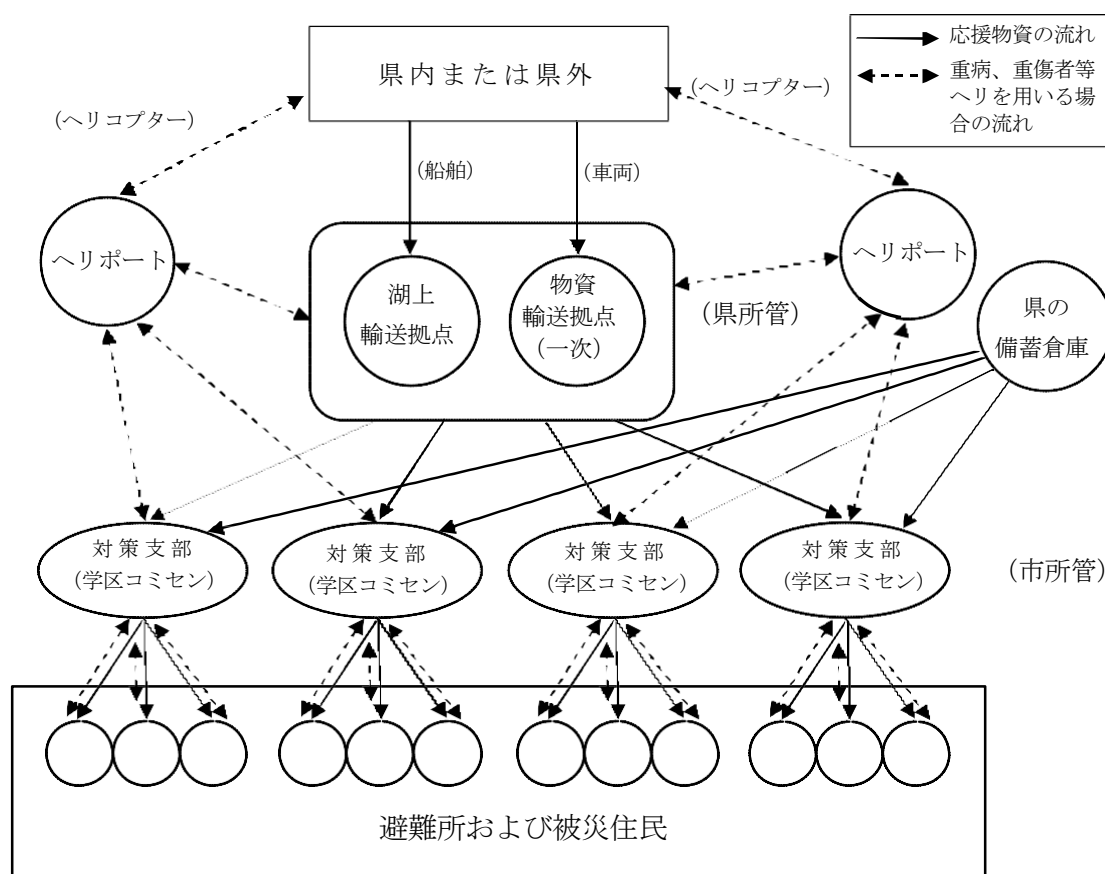
名 称	所 在 地	市役場 からの 距 離 (km)	中消防 署から の距離 (km)	面 積 (㎡)	電話番号	県防災 ヘリコプター 飛行場外 離着陸場指定
市立金勝小学校	御園 911-1	4.8	1.0	10,956	558-0150	
市立栗東中学校	安養寺 6-6-15	0.3	2.5	26,297	552-4359	
市立栗東西中学校	緋四丁目 13-47	2.9	3.3	10,734	553-9101	
市立葉山中学校	六地藏 888	3.3	3.7	16,671	554-0030	
栗東運動公園グラウンド	川辺 390-1	0.9	1.3	10,000	553-4321	○
野洲川運動公園	出庭	3.1	4.1	2箇所 11,500 16,880	553-1006	○
平谷球場	観音寺 459-2	7.6	4.9	36,905	553-4321	
済生会滋賀県病院	大橋二丁目 4-1	1.4	2.4	460	552-1221	○

2-29 緊急輸送ネットワーク

1 緊急輸送ネットワークの整備

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外などからの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および湖上輸送による緊急物資等の積替・配分等を行う広域湖岸輸送拠点、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う市内集積拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを整備する。市では、広域輸送拠点から届けられる救援物資の総合受入施設（集積拠点）として、国道以南の集積拠点については栗東市民体育館を想定している。なお、国道以北の集積拠点については、今後適地の選定を推進する。

2 緊急輸送ネットワークのイメージ



2-30 洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

1 野洲川下流（想定最大規模）

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
上鈎	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
下鈎			
林			
六地藏			
手原6丁目			
手原7丁目			
手原8丁目			
大橋1丁目			
大橋2丁目			
大橋3丁目			
大橋4丁目			
大橋5丁目			
大橋6丁目			
大橋7丁目			
出庭			
辻			
高野			
蜂屋			
野尻			
縄1丁目			
縄2丁目			
縄3丁目			
縄4丁目			
縄5丁目			
縄6丁目			
縄7丁目			
縄8丁目			
縄9丁目			
縄10丁目			
荻原			
笠川			
小平井1丁目			
小平井2丁目			
小平井3丁目			
小平井4丁目			
霊仙寺1丁目			
霊仙寺2丁目			

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
霊仙寺3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
霊仙寺4丁目			
霊仙寺5丁目			
霊仙寺6丁目			
北中小路			
十里			

※1 浸水想定が2.0m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。

2 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
伊勢落	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
高野			
辻			
林			
六地藏			

※1 浸水想定が2.0m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。

2-3-1 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

2-32 気象観測施設一覧

1 雨量観測施設

観測所名	設置場所	区分	管理者
上砥山	金勝川	テレメーター	南部土木事務所河川砂防課
観音寺	観音寺	テレメーター	南部土木事務所河川砂防課
栗東	栗東市役所	自記記録計	栗東市
栗東 I C	名神高速道路栗東 I C	テレメーター	西日本高速道路(株)
観音寺	観音寺公民館	自記記録計	観音寺自治会長

2 水位観測所（量水標）

河川名	設置箇所	水防団待機 水位	氾濫注意水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	責任者
葉山川	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	栗東市土木交通課
	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	南部土木事務所
金勝川	下戸山	河岸高の5割程度以上の水位		—	—	栗東市土木交通課
	下戸山	1.2	2.6	—	—	南部土木事務所
野洲川	野洲川橋 下流左岸 300m地点	2.5	3.5	4.3	4.8	琵琶湖河川事務所

3 積雪観測所

施設の所有者	観測所名	所在地	管理者	備考
西日本高速道路(株)	栗東 I C	高速道路（東京起点） 458.3KP	西日本高速道路(株)	雪氷基地

4 風速観測所

施設の所有者	観測所名	所在地	管理者	備考
西日本高速道路(株)	栗東 I C	高速道路（東京起点） 458.3KP	西日本高速道路(株)	テレメーター

2-33 山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		治山 事業 進捗 状況	位置	公共施設等						被災 危険度	山腹崩壊 危険度
市 町 村	地 区			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設	道路		
208	0001	未成	下戸山和田				4	0	県	c2	c1
208	0002	概成	安養寺発光		25			1	市	a2	c1
208	0003	無	伊勢落谷口				1	0	市	c2	b1
208	0004	一部概成	御園久田		15			0	市	a2	c1
208	0005	一部概成	御園仲町		15			1	市	a2	b1
208	0006	無	御園谷出		10			1	市	a2	a1
208	0007	無	御園神明				2	0	県	c2	b1
208	0008	一部概成	御園柳原		15			0	市	a2	a1
208	0009	無	御園大平田・柳原			5		0	県	b2	c1
208	0010	無	御園谷田		20			0	市	a2	c1
208	0011	一部概成	上砥山シモダイ					0	農	c2	b1
208	0012	一部概成	荒張片山		10			1	市	a2	c1
208	0013	無	荒張山土居			5		0	市	b2	c1
208	0014	一部概成	荒張屋敷山			5		0	市	b2	c1
208	0015	無	荒張小脇		10			0		a2	c1
208	0016	一部概成	荒張成谷					0	市	c2	c1
208	0017	一部概成	荒張目相		15			0	県	a2	c1
208	0018	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0019	無	荒張膳所ヶ谷					0	県	c2	c1
208	0020	無	荒張雨丸・高井・墓ヶ谷・山越		10			0	県	a2	c1
208	0021	一部概成	荒張雨丸		10			0	市	a2	c1
208	0022	無	荒張ヌゾ畑			5		0	市	b2	c1
208	0023	無	荒張大岩谷					0	林	c2	c1
208	0024	一部概成	荒張大谷					0	県	c2	b1
208	0025	無	荒張片山			5		0	市	b2	b1
208	0026	一部概成	井上上海道		10			0	市	a2	c1
208	0027	一部概成	井上広下			5		2	市	a2	c1
208	0028	一部概成	井上広上				1	0	市	c2	c1
208	0029	一部概成	東坂長道		10			1	市	a2	a1
208	0030	一部概成	東坂長道				2	0	市	c2	c1
208	0031	無	東坂走井		10			1	市	a2	c1

危険地区 番号			位置	公共施設等						被災危険度	山腹崩壊危険度
市町村	地区			人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
208	0032	一部概成	観音寺端ヶ谷				3	0	市	c2	c1
208	0033	一部概成	観音寺谷山		10			1	市	a2	a1
208	0034	一部概成	観音寺社谷					0	林	c2	c1
208	0035	一部概成	観音寺一の瀬					0	林	c2	c1
208	0036	一部概成	観音寺平谷					0	林	c2	c1
208	0037	未成	下戸山和田				1	0	県	c2	c1
208	0038	概成	川辺平尾山					1	県	a2	c1
208	0039	概成	下戸山小久保				2	0		c2	c1
208	0040	概成	六地藏			5		0	県	b2	c1
208	0041	概成	上砥山川向			6		0	市	b2	b1
208	0042	一部概成	荒張			7		0	市	b2	b1
208	0043	概成	安養寺岩花		10			0	市	a2	c1

2 崩壊土砂流出危険地区

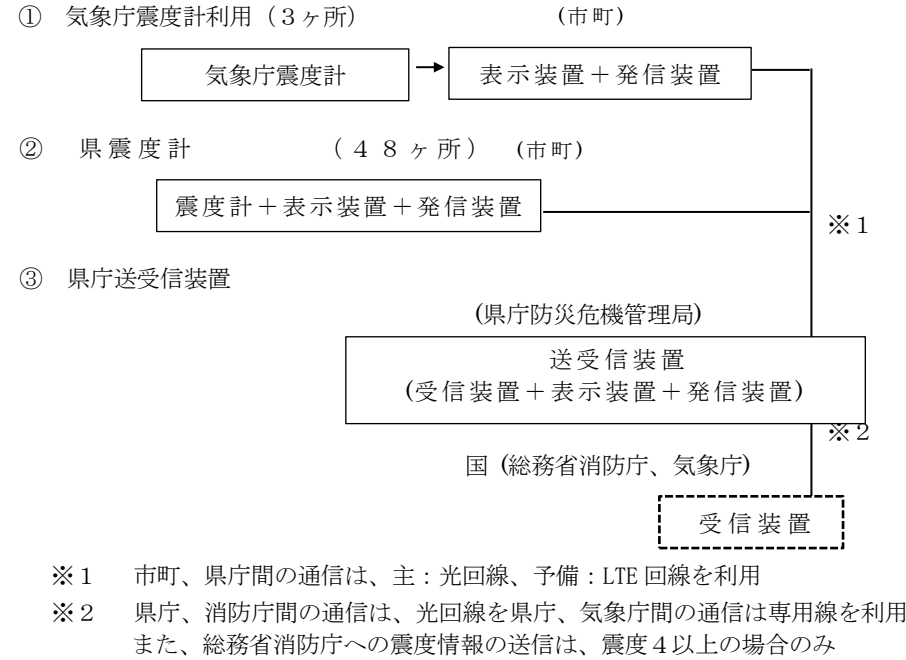
危険地区 番号		面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置	公共施設等						被災危険度	崩壊土砂危険度
市町村	地区			字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路		
208	0001	0.68	一部概成	荒張浅柄野		10			0	市	a2	c1
208	0002	2.73	一部概成	荒張十九道			5		1	市	a2	c1
208	0003	1.08	一部概成	荒張不動					0	林	c2	c1
208	0004	1.62	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0005	0.38	一部概成	荒張大谷					0	林	c2	c1
208	0009	0.45	一部概成	荒張十九道					0	林	c2	c1
208	0010	2.7	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0012	0.66	一部概成	観音寺端ヶ谷			5		0	町	b2	c1
208	0013	2.1	一部概成	観音寺コワダニ		10			1	町	a2	b1
208	0014	1.05	一部概成	観音寺平谷					0	県	c2	c1
208	0018	1.8	一部概成	観音寺社谷					0	林	c2	c1
208	0021	0.09	一部概成	御園		12			0	市	a2	c1

2-3-4 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等

土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
安養寺	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
伊勢落			
井上			
下戸山			
観音寺			
御園			
荒張			
小野			
上砥山			
東坂			
六地藏			

2-35 震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能

1 震度情報ネットワークシステム系統図



2 システムの機能

- (1) 市
- ①地震発生時、自動的に震度を把握
 - ②震度情報を自動的に県に送信
- (2) 県
- ①地震発生時、県内全市町の震度情報を自動的に把握
 - ②震度情報を自動的に気象庁、消防庁（震度4以上の場合のみ）に送信
- (3) 気象庁
- ①地震発生時、全国の市町村の震度情報を自動的に把握
- (4) 消防庁
- ①震度4以上の地震発生時、全国の市町村の震度情報を自動的に把握

3 震度観測点

市内の震度観測点は、次のとおりである。

観測点	設 置 位 置	設 置 場 所
栗東市	安養寺一丁目 13-33	栗東市役所敷地内

2-36 消防施設の現況

消防施設の現況(1) (令和5年4月1日現在)

区分	人員(人)	消防ポンプ(台)					
		はしご車	タンク車	ポンプ車	水槽車	救助工作車	可般式小型動力ポンプ
消防団	93	0	0	4	0	0	4
中消防署	55	1	2	0	1	1	0
中署出張所	12	0	2	0	0	0	0

消防施設の現況(2) (令和5年4月1日現在)

区分	その他の車両(台)						
	指令車	連絡車	予防査察車	救急車	大量人員搬送車	物資輸送車	積載車
消防団	2	1	0	0	0	0	4
中消防署	1	1	2	2	1	1	0
中署出張所	0	1	0	1	0	0	0

資料： 令和5年版消防年報（湖南広域消防局）

消防水利集計表（令和5年4月1日現在）

消火栓			防火水槽				合計
150mm 未満	150mm 以上 250mm 未満	250mm 以上	20 t	40 t	60 t	100 t	
1,217	382	68	15 (3)	263 (181)	13 (7)	23 (14)	消火栓 1,667 防火水槽 314

() 内の数値は耐震性防火水槽の数を示す

資料： 令和5年版消防年報（湖南広域消防局）

2-37 非常災害用井戸登録一覧

令和6年7月1日現在

【汲み上げ種別】：電動、手動、併用

連番 号	学区名	井戸所有者等	井戸の所在地	汲み上げ 種別	停電時 の利用	登録日
1	金勝	太田 博	上砥山	併用	○	H25. 9. 4
2	金勝	高野 和雄	荒張	電動		H25. 9. 4
3	金勝	竹村 利三	東坂	電動	○	H25. 9. 4
4	金勝	宮嶋 悟	御園	電動		H25. 9. 4
5	金勝	青木 良視	御園	電動		H25. 9. 4
6	金勝	鵜飼 幸治	東坂	電動		H25. 9. 4
7	金勝	青木 安司	上砥山	併用	○	H25. 9. 4
8	金勝	三好 定之	荒張	電動		H25. 9. 10
9	金勝	太田 又一	上砥山	電動		H25. 9. 10
10	金勝	奥村 市衛門	御園	電動		H25. 9. 10
11	金勝	高野 喜代造	荒張	湧き水	○	H25. 9. 19
12	金勝	三浦 勝広	荒張	電動		H25. 9. 26
13	金勝	佐野 久新	上砥山	電動		H25. 9. 26
14	金勝	山本 益造	御園	電動		H25. 10. 29
15	金勝	佐野 勝利	上砥山	電動		H27. 2. 17
16	金勝	山口 弘幸	上砥山	電動		H27. 4. 22
17	大宝	西田 幸枝	糺八丁目	電動		H25. 10. 3
18	大宝	西田 勇	糺七丁目	電動		H25. 11. 29
19	大宝	竹島 彊二	糺四丁目	電動		H25. 11. 29
20	大宝西	栗東総合産業㈱	十里	電動	○	H25. 9. 4
21	大宝西	竹内 喜四男	十里	電動		H25. 9. 4
22	大宝西	駒井 伸二	十里	電動		H25. 9. 4
23	大宝西	山元 三男	十里	電動		H25. 9. 4
24	大宝西	尾曲 次男（井戸2基）	十里、北中小路	電動		H25. 9. 4
25	大宝西	木村 勉	十里	電動		H25. 9. 10
26	大宝西	木村 良太	十里 186	電動		H25. 9. 10
27	大宝西	中島 利行	霊仙寺六丁目	電動		H25. 9. 10
28	大宝西	井之口 秀行	十里	電動		H26. 4. 28
29	大宝東	中井 八重子	蜂屋	電動		H25. 9. 4
30	大宝東	㈱リチウムエナジー・ジャパン	蜂屋	電・手動有	○	R1. 7. 2
31	葉山	小西 隆	出庭	電動		H25. 9. 4
32	葉山	太田 弘明	出庭	電動		H25. 9. 4

連番 号	学区名	井戸所有者等	井戸の所在地	汲み上げ 種別	停電時 の利用	登録日
33	葉山	青山 佳高（井戸2基）	出庭	電動		H25. 9. 4
34	葉山	亀田 貢	出庭	電動		H25. 9. 26
35	葉山	太田 正	出庭	電動		H25. 9. 26
36	葉山	深尾 秀五郎	出庭	電動		H25. 11. 1
37	葉山	竹村商事(株)	高野	電動		H25. 11. 29
38	葉山	太田 欣吾	出庭	電動		H27. 9. 10
39	葉山東	ニデックマシンツール(株)	六地藏	電動	○	H29. 8. 10
40	治田	小林 義夫	小柿十丁目	電動		H25. 12. 13
41	治田	荒川 条男	小柿十丁目	電動		H25. 12. 13
42	治田	矢野 修	小柿十丁目	電動		H26. 1. 14
43	治田西	寺井 利夫	下鈎	電動		H26. 1. 22
44	治田東	伊勢村 浩司	安養寺六丁目	手動	○	R2. 10. 16

※一覧は栗東市非常災害用井戸の登録に関する規程に基づき登録のあるものを掲載している。

2-38 災害時用マンホールトイレ設置場所一覧

小学校区	設置場所	設置数			災害用簡易井戸 (手動型)	
		便座・テント数 (個)		マンホール数 (個)	設置 有無	設置数 (箇所)
		車椅子用	通常用			
金 勝	金勝小学校	1	4	5	有	1
葉 山	葉山小学校	1	4	5	有	1
葉山東	葉山東小学校	1	4	5	無	0
治 田	治田小学校	1	4	5	有	1
治田東	コミセン治田東	1	4	5	無	0
治田西	治田西小学校	1	4	5	有	1
大 宝	大宝小学校	1	4	5	有	1
大宝西	大宝西幼稚園	1	4	5	有	1
大宝東	大宝東小学校	1	4	5	有	1

令和6年4月1日現在

2-39 危険物施設状況

	施設区分	設置施設名	設置場所	指定数量 倍数
1	地下タンク貯蔵所	株式会社インダ 滋賀事業所	栗東市下鉤 959-1	6.1
2	地下タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4.5
3	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	60
4	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	4.8
5	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12
6	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	75
7	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	20
8	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	35
9	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	20
10	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
11	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
12	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
13	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	37.5
14	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	7.5
15	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	37.5
16	地下タンク貯蔵所	セイレイ興産(株) (琵琶湖カントリー倶楽部)	栗東市御園 513	2.5
17	地下タンク貯蔵所	滋賀県立聾話学校	栗東市川辺 664	2.35
18	地下タンク貯蔵所	滋賀県立聾話学校	栗東市川辺 664	2.5
19	地下タンク貯蔵所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	10
20	地下タンク貯蔵所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	50
21	地下タンク貯蔵所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	5
22	地下タンク貯蔵所	日本ヴィクトリック株式会社滋賀工場	栗東市霊仙寺 3 丁目 1 4 番 6 3 号	1.9
23	地下タンク貯蔵所	滋賀日野自動車株式会社	栗東市小柿三丁目 2 番 30 号	5.5
24	地下タンク貯蔵所	いすゞ自動車近畿株式会社	栗東市大橋五丁目 11-13	2
25	地下タンク貯蔵所	栗東市役所	栗東市安養寺 1 丁目 1 3 番 3 3 号	7
26	地下タンク貯蔵所	栗東市立栗東中学校	栗東市安養寺六丁目 6-15	5
27	地下タンク貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	2.5
28	地下タンク貯蔵所	栗東市環境センター	栗東市六地藏 31-1	30
29	地下タンク貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	4
30	地下タンク貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	40
31	地下タンク貯蔵所	郵便事業株式会社 栗東支店	栗東市安養寺二丁目 3-13	1.5
32	地下タンク貯蔵所	学校給食センター (学校給食共同調理場)	栗東市川辺 189-1	2.5
33	地下タンク貯蔵所	湖南広域行政組合中消防署出張所	栗東市御園 1 9 2 6	2
34	地下タンク貯蔵所	栗東市立栗東西中学校	栗東市緒四丁目 13 番 47 号	4
35	地下タンク貯蔵所	栗東市住民憩の家	栗東市六地藏 31-6	3
36	地下タンク貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	100

37	地下タンク貯蔵所	栗東市立葉山中学校	栗東市六地藏 888	2.5
38	地下タンク貯蔵所	滋賀県工業技術総合センター	栗東市上砥山 232	1.5
39	地下タンク貯蔵所	ブラザ太陽	栗東市上鉤 53	2.5
40	地下タンク貯蔵所	全国共済農業協同組合連合会	栗東市林 295-2	3
41	地下タンク貯蔵所	栗東市立図書館	栗東市小野 223	3
42	地下タンク貯蔵所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 7 5 8	3
43	地下タンク貯蔵所	ホテルファイン栗東店	栗東市手原 7 丁目 2 - 7	2.5
44	地下タンク貯蔵所	有限会社ビジネス旅館栗東	栗東市高野 220	3
45	地下タンク貯蔵所	株式会社レークフーズ	栗東市縫 4 丁目 6 番 3 6 号	3
46	地下タンク貯蔵所	株式会社 ラック	栗東市安養寺 7 丁目 2 番 9 号	10
47	地下タンク貯蔵所	京都メンテナンス (旧有限会社みない)	栗東市林 303-1	3
48	地下タンク貯蔵所	栗東市やすらぎの家	栗東市出庭 700-1	1.9
49	地下タンク貯蔵所	県立栗東体育館	栗東市上鉤 514	3
50	地下タンク貯蔵所	滋賀県済生会看護専門学校	栗東市大橋三丁目 4-5	3
51	地下タンク貯蔵所	西日本電信電話株式会社滋賀支店	栗東市安養寺一丁目 7 - 3	5
52	地下タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合	栗東市六地藏 100 番地 2	20
53	地下タンク貯蔵所	近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	栗東市観音寺字亀谷 3 7 4	1.5
54	地下タンク貯蔵所	特別養護老人ホーム淡海荘	栗東市大橋三丁目 75-1	3
55	地下タンク貯蔵所	栗東市立自然体験学習センター	栗東市観音寺 459-20	1.9
56	地下タンク貯蔵所	(株)三生興業	栗東市大橋六丁目 6-51	4.5
57	地下タンク貯蔵所	(株)三生興業	栗東市大橋六丁目 6-51	5
58	地下タンク貯蔵所	栗東市立老人福祉センターゆうあいの家	栗東市小柿一丁目 10-10	1.9
59	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	12
60	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	10
61	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	15
62	地下タンク貯蔵所	呉羽テック株式会社	栗東市岡 255	15
63	地下タンク貯蔵所	湖南広域消防局	栗東市小柿三丁目 1-1	4
64	地下タンク貯蔵所	湖南広域消防局	栗東市小柿三丁目 1-1	5
65	地下タンク貯蔵所	全国農業協同組合連合会	栗東市六地藏 1188	5
66	地下タンク貯蔵所	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	栗東市中沢 2 丁目 1 2 番 3 0 号	1.5
67	地下タンク貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏	3
68	地下タンク貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏 1 4 5 番地	25
69	製造所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4.2
70	給油取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4.176
71	給油取扱所	旭オイル	栗東市坊袋 259-1	70.67
72	給油取扱所	スーパーセルフ栗東北中小路	栗東市北中小路 1 7 8 - 1	320.1202
73	給油取扱所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 2 0 0 - 1	176.7885
74	給油取扱所	(株)宇佐美エナジー (尾賀亀 EneJet 栗東 給油所)	栗東市小柿三丁目 5-7	341.57
75	給油取扱所	ENEOS 株式会社	栗東市荏原 1 1 9	348.0364
76	給油取扱所	ヤンマーコーポレーション株式会社	栗東市上砥山	3.6
77	給油取扱所	株式会社 松川運輸倉庫	栗東市伊勢落 7 0 7 番地	31

78	給油取扱所	栗東市農業協同組合 J A栗東市給油所	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	130.17
79	給油取扱所	株式会社 J A 栗東市 JASS-PORT 栗東	栗東市安養寺 8 丁目 2 番 1 3 号	336.0264
80	給油取扱所	大宝産業㈱栗東トレセン前給油所	栗東市御園 801	201.32
81	給油取扱所	日本キャバレー合同会社 栗東営業所	栗東市大橋五丁目 1-30	60
82	給油取扱所	ダイワ運輸株式会社	栗東市蜂屋 5 7 8 - 1	30
83	給油取扱所	滋賀トヨタ自動車株式会社	栗東市出庭 5 6 8 - 1	3.6
84	給油取扱所	有限会社竹中燃料店	栗東市継九丁目 1 番 12 号	61.524
85	給油取扱所	株式会社 ENEOS ウィング 栗東給油所	栗東市林 4 8 9 番地	261.4452
86	給油取扱所	桜花運輸株式会社	栗東市大橋五丁目 10-30	20.018
87	給油取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	50.6
88	給油取扱所	日本中央競馬会栗東トレーニングセンター	栗東市御園 1028	70
89	給油取扱所	株式会社尾賀亀 (E n e J e t 栗東中央)	栗東市上鉤字中教田 1 6 7 - 1	344.0264
90	給油取扱所	湖南運輸株式会社	栗東市上鉤 4 8 番地	10
91	給油取扱所	福山通運株式会社栗東支店	栗東市手原八丁目 2-28	50.26
92	給油取扱所	松永石油株式会社	栗東市出庭 568-1	3.58
93	給油取扱所	トヨタモビリティ滋賀株式会社	栗東市大橋七丁目 3 - 1 7	3.6
94	給油取扱所	滋賀運送株式会社	栗東市高野 2 0 6 番地 1	38.71
95	給油取扱所	株式会社山幸	栗東市大橋五丁目 11-38	9.6
96	給油取扱所	東海旅客鉄道㈱関西支社栗東保線所	栗東市下鉤 1 0 6	20
97	給油取扱所	鷹野運送株式会社	栗東市小野 3 7 1 - 1	20
98	給油取扱所	株式会社 ユタカ産業	栗東市六地藏 68-1	14
99	給油取扱所	株式会社日本サルベージ・サービス滋賀支店	栗東市出庭 520-1	20
100	給油取扱所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 758 番地	3
101	給油取扱所	㈱ペトロスター関西セルフ栗東インターSS	栗東市手原二丁目 7 番 9 号	361.32
102	給油取扱所	株式会社高布	栗東市大橋七丁目 2 番 53 号	20
103	給油取扱所	京都通運株式会社 滋賀支店	栗東市辻 5 9 4 - 1	10.0667
104	給油取扱所	中倉陸運株式会社	栗東市辻 506	20
105	給油取扱所	Dr.Drive セルフ栗東店 (廃止済み)	栗東市上鉤 161	361.1
106	給油取扱所	株式会社アハロ [®] ゴルフリンクスジヤパ [®] ンエースゴルフ倶楽部	栗東市下戸山 6 0 6 番地	34
107	給油取扱所	有限会社伊藤商店	栗東市林 3 7 6 - 3	20
108	給油取扱所	鷹野運送株式会社	栗東市上砥山 1490-2	10
109	給油取扱所	上原成商事㈱栗東西給油所	栗東市霊仙寺 3 丁目 3 番 2 6 号	284.36
110	給油取扱所	近物レックス株式会社栗東支店	栗東市辻 529-1	30
111	給油取扱所	太陽石油販売㈱栗東給油所	栗東市手原七丁目 7-7	261.3022
112	給油取扱所	株式会社尾賀亀栗東工業団地給油所	栗東市下鉤 616	230.79
113	給油取扱所	㈱滋賀トヨタ栗東六地藏新車センター	栗東市六地藏 1 1 5 4 - 1	3
114	給油取扱所	たち建設㈱丸塚工場	栗東市六地藏 70-9	50
115	給油取扱所	株式会社 西日本宇佐美 8 号線栗東 SS	栗東市大橋三丁目 1-35	346.93
116	給油取扱所	栗東総合産業株式会社	栗東市十里 244	20
117	給油取扱所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋 3 丁目 8 7 番 1	16
118	給油取扱所	株式会社クサネン ウィング湖南 栗東給油所	栗東市小柿五丁目 11 番 10 号	281.3698

119	給油取扱所	寺田商事株式会社栗東西給油所	栗東市霊仙寺 1 丁目 2 番 1 2 号	170. 445
120	給油取扱所	(株)伊藤佐々ワフステーション栗東	栗東市上鉤 300-1	231. 5
121	給油取扱所	(株)伊藤佐々ワフステーション栗東	栗東市上鉤 300-1	320. 1202
122	給油取扱所	湖南砕石株式会社	栗東市荒張 1373-1	10
123	給油取扱所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	10
124	給油取扱所	滋賀県陸上輸送協同組合	栗東市手原八丁目 1-5	30
125	給油取扱所	苗村 英夫	栗東市出庭 4 4 0 - 1	20
126	簡易タンク貯蔵所	ジヤパソエスコムクラブ (株式会社アヤハコムリンクス)	栗東市下戸山 5 0 0 番地	2. 88
127	簡易タンク貯蔵所	セイレイ興産(株) (琵琶湖カントリー倶楽部)	栗東市六地藏字大亀谷大谷 110-3	2. 88
128	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	7. 72
129	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	20. 16
130	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	7. 92
131	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	1. 2
132	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	17. 78
133	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	2. 97
134	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4. 95
135	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6. 235
136	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	9. 8
137	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	3. 3125
138	屋内貯蔵所	有限会社青木石油	栗東市目川 412	4. 81
139	屋内貯蔵所	ダイニッカ株式会社	栗東市小柿 2 丁目 8 4 番 1	9. 3602
140	屋内貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	4. 7962
141	屋内貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 2 3 4	7. 73
142	屋内貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	69. 59
143	屋内貯蔵所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	1. 35
144	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12. 1
145	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12
146	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	17. 25
147	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	19. 51
148	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	15. 08
149	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	19
150	屋内貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4. 8
151	屋内貯蔵所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	2. 49
152	屋内貯蔵所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1. 881
153	屋内貯蔵所	トヨタモビリティパーツ株式会社滋賀支社	栗東市手原 6 丁目 6 番 2 3	7. 84
154	屋内貯蔵所	日本ヤクルト合同会社 栗東営業所	栗東市大橋五丁目 1-30	1. 08
155	屋内貯蔵所	日本ヴィクトリック株式会社滋賀工場	栗東市霊仙寺 3 丁目 1 4 番 6 3 号	6. 89
156	屋内貯蔵所	京滋三菱ふそう自動車販売株式会社滋賀支店	栗東市林 421 番地	2. 96
157	屋内貯蔵所	滋賀日野自動車株式会社	栗東市小柿三丁目 2 番 30 号	5. 63
158	屋内貯蔵所	いすゞ自動車近畿株式会社	栗東市大橋五丁目 11-13	2. 215

159	屋内貯蔵所	大阪装置建設株式会社	栗東市霊仙寺 258	1.0333
160	屋内貯蔵所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 5 5 0	8.23
161	屋内貯蔵所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 550	38.94
162	屋内貯蔵所	日清食品株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 140-1	4.9
163	屋内貯蔵所	滋賀三菱自動車販売株式会社	栗東市蜂屋 9 5 8-6	1.47
164	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	6.9867
165	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	3.11
166	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	19.56
167	屋内貯蔵所	株式会社アヤハディオ 栗東店	栗東市小柿 8 丁目 1 番 1 3 号	7.6
168	屋内貯蔵所	竹内 茂範	栗東市御園 563 番地	4.01
169	屋内貯蔵所	オーウエル株式会社	栗東市六地藏 1083	149.8
170	屋内貯蔵所	オーウエル株式会社	栗東市六地藏 1083	149.82
171	屋内貯蔵所	山科精器株式会社近江工場	栗東市東坂 525	15.0523
172	屋内貯蔵所	林化学工業株式会社	栗東市手原 6 丁目 2 0 0-1	7.28
173	屋内貯蔵所	滋賀トヨペット株式会社	栗東市大橋 7 丁目 3-1 7	1.0733
174	屋内貯蔵所	有限会社滋賀中央パック	栗東市下鈎 840-1	8.9493
175	屋内貯蔵所	サンライジング工業株式会社	栗東市出庭 478	7.81
176	屋内貯蔵所	サンライジング工業株式会社	栗東市出庭 478	9.9
177	屋内貯蔵所	日清食品株式会社 関西工場	栗東市下鈎 2 1-1	4.269
178	屋内貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	11
179	屋内貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	12.5
180	屋内貯蔵所	東海旅客鉄道(株)関西支社栗東保線所	栗東市下鈎官有地	5.0333
181	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	1.72
182	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	1.91
183	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	2.02
184	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	2
185	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	9.88
186	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	9.64
187	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	5.768
188	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	9.32
189	屋内貯蔵所	井上 吉弘 (建物無し廃止手続き指示済み)	栗東市野尻 274-2	7.88
190	屋内貯蔵所	井上 吉弘 (建物無し廃止手続き指示済み)	栗東市野尻 274-2	8.831
191	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	17.45
192	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	36
193	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	17.8112
194	屋内貯蔵所	株式会社高布	栗東市大橋七丁目 2 番 53 号	1
195	屋内貯蔵所	株式会社岩田商会	栗東市荒張雨丸 992-23	33.38
196	屋内貯蔵所	株式会社コメリ	栗東市下鈎 4 1 番地 1	4.41
197	屋内貯蔵所	株式会社コメリ	栗東市下鈎 4 1 番地 1	4.58
198	屋内貯蔵所	本間工業株式会社	栗東市東坂 53-15	2.75
199	屋内貯蔵所	ORS コジマ株式会社	栗東市坊袋 186	7.601

200	屋内貯蔵所	三恵工業株式会社	栗東市高野 305	2. 95
201	屋内貯蔵所	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社栗東工場	栗東市出庭 19	29. 6757
202	屋内貯蔵所	トヨタ部品滋賀共販株式会社	栗東市下鉤 1158-3	9. 7
203	屋内貯蔵所	株式会社ケー・エー・シー	栗東市東坂 5 3 1－1	2. 085
204	屋内貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏 1 4 5 番地	1. 24
205	屋内タンク貯蔵所	渡邊機工株式会社	栗東市出庭 486	1. 89
206	屋内タンク貯蔵所	日鉄萬金属株式会社 栗東工場	栗東市手原六丁目 3-5	1. 36
207	屋外貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4. 1667
208	屋外貯蔵所	積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6. 4
209	屋外貯蔵所	京滋三菱ふそう自動車販売株式会社滋賀支店	栗東市林 421	2. 2
210	屋外貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	20
211	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	40
212	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4
213	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6
214	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4
215	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6
216	屋外タンク貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	5
217	屋外タンク貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	5
218	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
219	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
220	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
221	屋外タンク貯蔵所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	20
222	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	5
223	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
224	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
225	屋外タンク貯蔵所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	5
226	屋外タンク貯蔵所	(株)アハコゴルフリンクスジャパニーズゴルフ倶楽部	栗東市下戸山 5 0 0 番地	2. 45
227	屋外タンク貯蔵所	三大宝建設株式会社	栗東市御園 495	8
228	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
229	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
230	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
231	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
232	屋外タンク貯蔵所	株式会社永和	栗東市高野 319-1	17
233	屋外タンク貯蔵所	株式会社セレマ	栗東市上鉤 118	5
234	屋外タンク貯蔵所	(株)ヤマト	栗東市御園 339 番地	15
235	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	13. 8
236	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	5. 7713
237	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	31. 47
238	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	5. 7853
239	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	32. 64
240	一般取扱所	有限会社青木石油	栗東市目川 412	6

241	一般取扱所	株式会社GSユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	128.5077
242	一般取扱所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	5.4285
243	一般取扱所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 2 0 0 - 1	12.5
244	一般取扱所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	9.64
245	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	8.81
246	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4.5
247	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	6.85
248	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
249	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	3.0205
250	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	5.15
251	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1.66
252	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1.5567
253	一般取扱所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	5
254	一般取扱所	トヨタモビリティパーツ株式会社滋賀支社	栗東市手原 6 丁目 6 番 2 3	8
255	一般取扱所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	4.6
256	一般取扱所	栗東市役所	栗東市安養寺 1 丁目 1 3 番 3 3 号	2.28
257	一般取扱所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 550	9.35
258	一般取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	1.035
259	一般取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	4.75
260	一般取扱所	栗東市環境センター	栗東市六地藏 3 1	8.005
261	一般取扱所	三大宝建設株式会社	栗東市御園 495	4
262	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	7.25
263	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	2.955
264	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	9.1251
265	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	6.0523
266	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	12.8
267	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	4.91
268	一般取扱所	三菱重工業株式会社機械・設備システム	栗東市六地藏 130	2.3306
269	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	6.53
270	一般取扱所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 758 番地	1.0824
271	一般取扱所	株式会社GSユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0 - 1	139.97
272	一般取扱所	株式会社コメリ	栗東市下鉤 4 1 番地 1	29.5
273	一般取扱所	(株)ヤマト	栗東市御園 339 番地	4.1325
274	一般取扱所	(有)タカト商事	栗東市御園 339 番地	4.1325
275	一般取扱所	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社栗東工場	栗東市出庭 19	1.1886
276	一般取扱所	巖本金属株式会社	栗東市下鉤 174	2.33
277	一般取扱所	レーク滋賀農業協同組合	栗東市六地藏 100 番地 2	1.56
278	一般取扱所	トヨタ部品滋賀共販株式会社	栗東市下鉤 1158-3	6.6667
279	一般取扱所	呉羽テック株式会社	栗東市岡 255	1.08
280	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 200- 1	2
281	移動タンク貯蔵所	株式会社尾賀亀 (E n e J e t 栗東中央)	栗東市上鉤字中教田 1 6 7 - 1	1.94

282	移動タンク貯蔵所	株式会社日本サルベージ・サービス滋賀支店	栗東市出庭 520-1	4
283	移動タンク貯蔵所	上原成商事(株)栗東西給油所	栗東市霊仙寺 3 丁目 3 番 2 6 号	1. 86
284	移動タンク貯蔵所	有限会社畠山石油店（高島市に譲渡引渡届済）	栗東市林 117-3	1
285	移動タンク貯蔵所	太陽石油販売株式会社	栗東市手原五丁目 3 ー 7	2
286	移動タンク貯蔵所	太陽石油販売株式会社	栗東市手原五丁目 3 ー 7	1
287	移動タンク貯蔵所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	2
288	移動タンク貯蔵所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	1. 9
289	移動タンク貯蔵所	田邊英樹（車が無いため廃止）	栗東市六地藏 2 6 7 番 1	146. 95
290	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市高野 4 9 6 番地 7	20
291	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	1. 5
292	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	1. 94
293	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	3

2-40 防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧

溜池名	位置		管理者	受益 面積 ha	ため池の規模					予想される被害		備考 (指定区分)
	市町	字			堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	経過 年数	危険箇所 及び状態	人家 戸	公共建物 棟	
下谷田池	栗東市	安養寺	安養寺農業組合	1.0	4.7	239	8,100	不明	—	144	1	AA
灰塚池	栗東市	川辺	灰塚池管理委員会	4.5	3.7	454	141,000	不明	耐震不備	760	4	AA
上鈎池	栗東市	上鈎	上鈎総有財産管理委員会	5.0	4.1	740	70,000	不明	—	190	1	AA
坊袋池	栗東市	坊袋	坊袋農業組合	3.3	3.0	124	7,400	不明	—	197	2	A
稲荷池	栗東市	御園	蔵町自治会	1.5	2.8	140	5,700	不明	—	1	—	A
八王子池	栗東市	御園	蔵町自治会	3.0	4.2	56	3,400	不明 (H11 改修)	耐震不備	17	—	A
大日池	栗東市	御園	山入農業組合	3.1	2.7	106	2,400	不明	—	3	—	A
宮ヶ谷池	栗東市	下戸山	下戸山自治会	0.0	1.1	50	4,000	不明	—	51	—	A
奥谷池	栗東市	御園	辻越農業組合	1.1	5.6	34	2,000	不明	流下能力不足	19	—	A
安養寺池	栗東市	安養寺	安養寺農業組合	1.1	4.8	73	12,000	不明	—	123	3	AA

【指定区分内容】

AA・・・下記内容に該当する池

①～③のいずれかの要件を満たすため池

①貯水量 10 万 m³（下流への影響が大きい）かつ堤高 10 m 以上（地震の増幅度が大きい）のため池

② 浸水想定区域のうち歩行不可能区域に緊急輸送道路、鉄道、避難所、病院警察署、消防署、学校、市町役場が存在するため池

③ 浸水想定区域のうち歩行不可能区域に住宅が 10 戸以上存在するため池

A・・・それ以外の池

2-4-1 文化財一覧

(令和5年12月25日現在)

<国指定文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
彫刻	明治33年 4月 7日	木造薬師如来坐像 ※1	東 坂 阿弥陀寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造虚空蔵菩薩半跏像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造毘沙門天立像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	荒 張 敬恩寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	荒 張 正徳寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造地藏菩薩坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像(伝僧円仁作)	林 新善光寺	南北朝
彫刻	明治33年 4月 7日	木造地藏菩薩立像	六地藏 福正寺(法界寺)	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造薬師如来坐像	安養寺 東方山安養寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	下 鈎 浄光寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造狛犬	縹 大宝神社	鎌 倉
建造物	明治34年 3月27日	大野神社楼門	荒 張 大野神社	鎌 倉
建造物	明治37年 2月18日	春日神社表門	荒 張 春日神社	桃 山
建造物	明治39年 4月14日	大宝神社境内社追来神社本殿 附 棟札	縹 大宝神社	鎌 倉
建造物	大正 2年 4月14日	宇和宮神社本殿	蜂 屋 宇和宮神社	室 町
彫刻	大正15年 4月19日	木造阿弥陀如来及両脇侍像	荒 張 金胎寺	平 安
建造物	昭和29年 3月20日	大角家住宅 ※2	六地藏 個 人	江 戸
彫刻	昭和30年 6月22日	木造四天王立像	荒 張 金胎寺	平 安
建造物	昭和33年 5月14日	小槻大社本殿 附 宮殿	下戸山 小槻大社	室 町
彫刻	昭和34年12月18日	木造釈迦如来坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	昭和34年12月18日	木造軍荼利明王立像	荒 張 金勝寺	平 安
建造物	昭和35年 2月 9日	安養寺十三重塔	安養寺 東方山安養寺	鎌 倉
彫刻	昭和57年 6月 5日	木造千手観音立像 ※1	東 坂 阿弥陀寺	平 安
彫刻	平成 9年 6月30日	木造男神坐像	下戸山 小槻大社	平 安

※1 御園に所在した善勝寺の解散に伴って所有者並びに所在場所が変更されたものである

※2 「大角」の「角」は、正しくは「角」の中の縦棒が下に突き抜けた字

<国指定史跡・名勝>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
史跡	昭和19年 6月26日	狛坂磨崖仏	荒 張 (管理者) 金勝寺	平 安
史跡	昭和24年 7月13日	旧和中散本舗	六地藏 個 人	江 戸
名勝	平成13年 1月29日	大角氏庭園	六地藏 個 人 栗東市	江 戸

<重要無形民俗文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
民俗	令和2年 3月16日	近江湖南のサンヤレ踊り	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<重要美術品>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
工芸	昭和23年 4月27日	石造燈籠	高 野 高野神社	鎌 倉

<国登録文化財>

種 別	登録年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
建造物	平成10年 4月21日	川崎睦男家住宅 (主屋・離れ・東蔵・北蔵)	手 原 個 人	明治・昭和
建造物	平成10年 4月21日	川崎光雄家住宅 (主屋・北蔵・南蔵)	手 原 個 人	大 正
建造物	平成10年 9月 2日	新善光寺 (本堂・山門)	林 新善光寺	明 治
建造物	平成10年 9月 2日	里内家住宅 (主屋・離れ・中蔵・北蔵)	手 原 個 人	明治・昭和
建造物	平成10年 9月 2日	西田家住宅 (主屋・離れ)	継 個 人	明 治
建造物	平成19年10月 2日	旧中島家住宅 (主屋)	小野 栗東市	明 治
建造物	平成30年3月27日	猪飼家住宅 (長屋門・看板所、長屋門塀)	手 原 個 人	江 戸

<ユネスコ無形文化遺産>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
	令和4年11月30日	風流踊ー近江湖南のサンヤレ踊り	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<県指定文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
彫刻	昭和32年 8月26日	木造僧形八幡神坐像 木造女神坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	昭和41年 7月 4日	木造狛犬	継 大宝神社	鎌 倉
彫刻	昭和47年 4月 1日	木造広目天立像	荒 張 大通寺保存会	平 安
彫刻	昭和53年 3月17日	木造薬師如来坐像	小 柿 東方寺	平 安
彫刻	昭和59年 3月30日	木造如意輪観音坐像 附 木造吉祥天立像	井 上 井上区	鎌 倉
歴史資料	平成 6年 3月31日	金勝寺制札	荒 張 金勝寺	室 町
書跡	平成 6年 3月31日	紺紙金字金光明経巻第一	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	平成10年 6月19日	木造四天王立像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	平成10年 6月19日	木造天部形立像	荒 張 金勝寺	平 安
歴史資料	平成21年11月25日	里内文庫資料	小 野 栗東市	室町～近代

彫刻	平成27年12月18日	木造男神坐像	下戸山 五百井神社	平 安
歴史資料	平成29年12月27日	算額（明和四年十一月井上太左衛門宗益奉納）	東 坂 阿弥陀寺	江 戸
		算額（文政二年秋井上太左衛門宗朝奉納）		
工芸品	令和元年12月24日	黒漆金銅装蔓柏文鞍	下戸山 五百井神社	鎌 倉
工芸品	令和 3年 2月16日	銅独鈷杵 銅五鈷杵	荒 張 金勝寺	鎌 倉

<県選択文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
無形民俗	昭和53年 3月17日	御園太鼓踊	御 園 太鼓踊保存会	江 戸
無形民俗	昭和61年 3月28日	上砥山の太鼓踊	上砥山 田楽踊保存会	江 戸
無形民俗	昭和63年 3月31日	小杖祭りの祭礼芸能	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<県指定名勝>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
名勝	昭和57年 3月31日	安養寺庭園	安養寺 東方山安養寺	江 戸

<市指定文化財>

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第1号	昭和33年 4月 1日	彫	木造聖観音菩薩及両脇侍像	観音寺	観音寺	平 安 鎌 倉 (脇侍)
第2号	昭和33年 4月 1日	工	石造下乗石	荒 張	金勝寺	南北朝 ～室町
第3号	昭和33年 4月 1日	建	石造隆堯法印宝篋印塔	荒 張	金勝寺	室 町
第5号	昭和33年 4月 1日	彫	木造毘沙門天立像 石造阿弥陀如来坐像	高 野	松源院	鎌 倉 南北朝
第6号	昭和33年 4月 1日	彫	木造阿弥陀如来及両脇侍像	霊仙寺	正楽寺	平 安
第8号	昭和34年 5月15日	建	石造宝塔	荒 張	金勝寺	鎌 倉
第10号	昭和34年 5月15日	工	石燈籠	東 坂	阿弥陀寺	鎌 倉
第11号	昭和34年 5月15日	彫	木造月光菩薩立像 木造十一面観音菩薩立像	小 柿	東方寺	平 安
第13号	昭和34年 5月15日	名	新善光寺庭園	林	新善光寺	江 戸
第15号	昭和35年 5月13日	彫	木造十一面観音菩薩立像	荒 張	敬恩寺	平 安
第17号	昭和35年 5月13日	史	足利義尚公陣所跡	上 鈎	永正寺ほか	室 町
第18号	昭和36年 4月11日	建	石造宝塔	霊仙寺	正楽寺	鎌倉～室町
第19号	昭和36年 4月11日	史	石造足助楓崖碑	縹	大宝神社	明 治
第21号	昭和36年 4月11日	彫	木造薬師如来坐像	御 園	薬師寺	平 安
第22号	昭和36年 4月11日	史	僧巖誉宗真墓	東 坂	阿弥陀寺	室 町
第24号	昭和38年11月26日	彫	木造地藏菩薩立像	荒 張	金勝寺	平 安
第25号	昭和38年11月26日	史	日向山古墳	六地藏	六地藏区	6世紀

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第26号	昭和38年11月26日	史	龍王古墳	上砥山	日吉神社	6～7 世紀
第27号	昭和38年11月26日	無民	上砥山田楽踊	上砥山	田楽踊保存会	江 戸
第28号	昭和38年11月26日	無民	御園太鼓踊	御 園	御園太鼓踊保存会	江 戸
第29号	昭和40年 3月31日	絵	板絵著色三十番神像	小 野	白鬚神社	室 町
第30号	昭和43年 8月10日	建	大野神社摂社本殿	荒 張	大野神社	室 町
第31号	昭和43年 8月10日	建	石造宝塔	荒 張	成谷寺	室 町
第33号	昭和43年 8月10日	彫	木造地藏菩薩立像	荒 張	峯の堂	鎌 倉
第34号	昭和43年 8月10日	建	石造多層塔	六地藏	福正寺	鎌 倉
第36号	昭和44年 7月 1日	彫	木造十一面観音菩薩立像	荒 張	大野神社	平 安
第37号	昭和44年 7月 1日	彫	木造阿弥陀如来立像	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第38号	昭和45年10月 1日	建	石造宝篋印塔	小 野	萬年寺	鎌 倉
第39号	昭和45年10月 1日	彫	木造日光菩薩立像 ※1	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第40号	昭和45年10月 1日	彫	木造月光菩薩立像 ※1	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第41号	昭和46年 6月30日	彫	木造毘沙門天立像	安養寺	東方山安養寺	平 安
第42号	昭和46年 6月30日	彫	木造月光菩薩立像	安養寺	東方山安養寺	鎌 倉
第43号	昭和46年 6月30日	彫	木造日光菩薩立像	安養寺	東方山安養寺	鎌 倉
第44号	昭和46年 6月30日	彫	木造阿弥陀如来立像	安養寺	東方山安養寺	平 安
第45号	昭和46年 6月30日	彫	木造聖観音菩薩立像	小 野	萬年寺	鎌 倉
第46号	昭和50年10月 1日	工	懸仏 (金銅製不動明王)	荒 張	金胎寺	鎌 倉
第47号	昭和50年10月 1日	彫	石造不動明王像	荒 張	廣徳寺	南北朝
第48号	昭和50年10月 1日	彫	石造阿弥陀如来像	蜂 屋	蜂屋区	鎌 倉
第49号	昭和50年10月 1日	彫	木造聖観音菩薩立像	小 柿	東方寺	平 安
第50号	昭和50年10月 1日	彫	木造天部立像 五軀	小 柿	東方寺	平 安
第51号	昭和55年 4月 1日	建	大宝神社 稲田姫社本殿	漣	大宝神社	江 戸
第52号	昭和55年 4月 1日	工	木造華鬘	観音寺	観音寺	室 町
第53号	昭和55年 4月 1日	史	椿山古墳	安養寺	個 人	5 世紀
第55号	昭和57年 4月20日	考	手原遺跡出土 石鍬帯巡方		市教委	平 安
第56号	昭和58年 4月 1日	絵	紙本著色 隠元禅師像	小 野	萬年寺	江 戸
第57号	昭和58年 4月 1日	絵	紙本著色 慧極道明像	小 野	萬年寺	江 戸
第58号	昭和59年 5月 8日	彫	石造阿弥陀如来坐像 (地元通称 大日如来像)	坊 袋	大日堂	鎌 倉
第59号	昭和61年 5月13日	建	日吉神社本殿 附 宮殿、棟札三枚	野 尻	日吉神社	江 戸
第60号	昭和61年 5月13日	建	菌神社本殿 附 棟札一枚	中 沢	菌神社	江 戸
第61号	昭和62年 4月 1日	絵	絹本著色 阿弥陀如来像	安養寺	安養寺	鎌 倉
第62号	昭和62年 4月 1日	建	井口天神社鳥居 附 扁額	辻	井口天神社	江 戸
第63号	昭和63年 4月 1日	史	金勝寺遺跡	荒 張	金勝寺	平 安
第64号	平成 2年 4月 1日	建	宇和宮神社拝殿 附 棟札	蜂 屋	宇和宮神社	室 町
第65号	平成 2年 4月 1日	建	大宝神社拝殿	漣	大宝神社	室 町
第66号	平成 7年 4月 1日	史	和田古墳群	下戸山	栗東市	6～7 世紀

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第67号	平成 8年12月 6日	彫	木造天部形立像	井 上	井上区	平 安
第68号	平成 8年12月 6日	彫	木造伝観音菩薩立像	目 川	地藏院	平 安
第69号	平成 8年12月 6日	絵	紙本墨画 瀟湘八景図屏風	六地藏	個 人	江 戸
第70号	平成 8年12月 6日	書	紙本墨書 三帖和讃	手 原	圓徳寺	室 町
第73号	平成10年 4月14日	彫	木造男神坐像 四軀 木造僧形坐像 二軀	荒 張	金勝寺	平安/鎌倉 平 安
第74号	平成10年 4月14日	彫	木造阿彌陀如来坐像	縵	佛眼寺	鎌 倉
第75号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 金勝寺本堂再建勸進状	荒 張	金勝寺	室 町
第76号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 狛坂寺本尊縁起	荒 張	金勝寺	室 町
第77号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 東方山安養寺本堂再建勸進状	安養寺	東方山安養寺	室 町
第78号	平成10年 4月14日	絵	絹本着色 釈迦三尊十六羅漢像	安養寺	東方山安養寺	室 町
第79号	平成11年 3月 3日	史	下戸山古墳	下戸山	栗東市ほか	5 世紀
第80号	平成13年 11月1日	彫	木造持国天立像 木造多聞天立像	御 園	薬師寺	平 安
第81号	平成13年 11月1日	歴	絹本着色方便法身尊号蓮如裏書 附 絹本着色方便法身尊像 順如裏書一幅	縵	西琳寺	室 町
第82号	平成15年 8月20日	彫	木造阿彌陀如来立像	上 鈎	永正寺	鎌 倉
第83号	平成19年 4月16日	建	石造宝篋印塔	伊勢落	徳生寺	鎌 倉
第84号	平成19年 4月16日	工	鰐口 大永六丙戌年四月、大工兵衛 の刻銘がある	荒 張	大野神社	室 町
第85号	平成19年 4月16日	工	梵鐘 維時寛永八年、大工當國辻村 住人藤原家次 國松橋右衛門尉 同 善右衛門尉 太田甚兵衛尉の刻銘が ある	小 柿	常勝寺	江 戸
第86号	平成22年 4月20日	彫	銅造阿彌陀三尊像	林	新善光寺	鎌 倉
第87号	平成25年 4月24日	考	十里遺跡出土木簡 四点		市教委	天武朝期
第88号	平成25年 4月24日	考	手原遺跡出土木簡 十一点 附 削屑木簡 一括 五十五点		市教委	奈 良
第89号	令和 2年 3月27日	彫	木造神像 二十九軀 附 宮殿 八基	縵	大宝神社	平安～江戸
第90号	令和 4年 3月25日	考	辻遺跡出土「内真」銅印		市教委	平 安
第91号	令和 5年12月25日	彫	木造聖観音立像	小 野	萬年寺	平 安
第92号	令和 5年12月25日	歴	萬年寺慧極道明・祐堂元蔭 黄檗関係資料 一括(22 点) 附 萬年寺略縁起 小野寺由緒書写	小 野	萬年寺	江 戸

(凡例) 種別の略号

彫：彫刻、工：工芸、建：建造物、名：名勝、史：史跡、絵：絵画、考：考古資料、書：書跡、歴：歴史資料、無民：無形民俗文化財

記載事項は、指定台帳を基にして欠落のある項目については、『栗東の歴史』資料Ⅰ、『栗東の文化財－栗東町指定文化財四十年のあゆみ－』を参考に記載する

2-4-2 防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画

1. 災害時における活用計画

災害時には市民の生命、財産を守るための避難地、避難路等として機能すると共に救援部隊(自衛隊等)の活動拠点として活用できる機能が必要となる。そこで、本公園の広場や建物などの施設は平常時の一般利用に加え、災害時の活動拠点として必要となる機能を踏まえ、以下のよう

(1) 機能

平常時	災害時
【運動公園】 ・主として市民の運動、レクリエーション需要を充足する都市公園 ・防災の観点からは、防災体験や教育の場として活用	【広域避難地】 ・災害が発生した場合において、広域的避難の用に供する都市公園。被害の状況や防災関連施設の配置に応じて広域の防災活動拠点の役割を担う。 ・救援部隊の防災活動支援機能、救援物資の備蓄及び集配機能を担う。

(2) 施設

栗東健康運動公園主要施設	災害時における主な用途
●駐車場 ●北側芝生広場 ●中央芝生広場 ●公園管理棟 ●にぎわい施設 ●屋内馬場・屋外馬場 ●他	・救援物資集積、仕分け及び配付場等活動スペース ・輸送車、緊急車両の駐車スペース ・救援部隊の宿泊地 ・臨時ヘリポート ・災害活動、情報発信の拠点 ・物資保管施設 ・自衛隊基地 ・ボランティアの宿泊地 ・非常用電源 ・備蓄倉庫 ・防災用水源 ・物資配給場、救援活動スペース ・炊き出しスペース、災害用トイレ

(3) 関連施設

・滋賀県立国際情報高校	・一時避難施設

○災害時における活用計画

(1) 機能

(2) 施 設

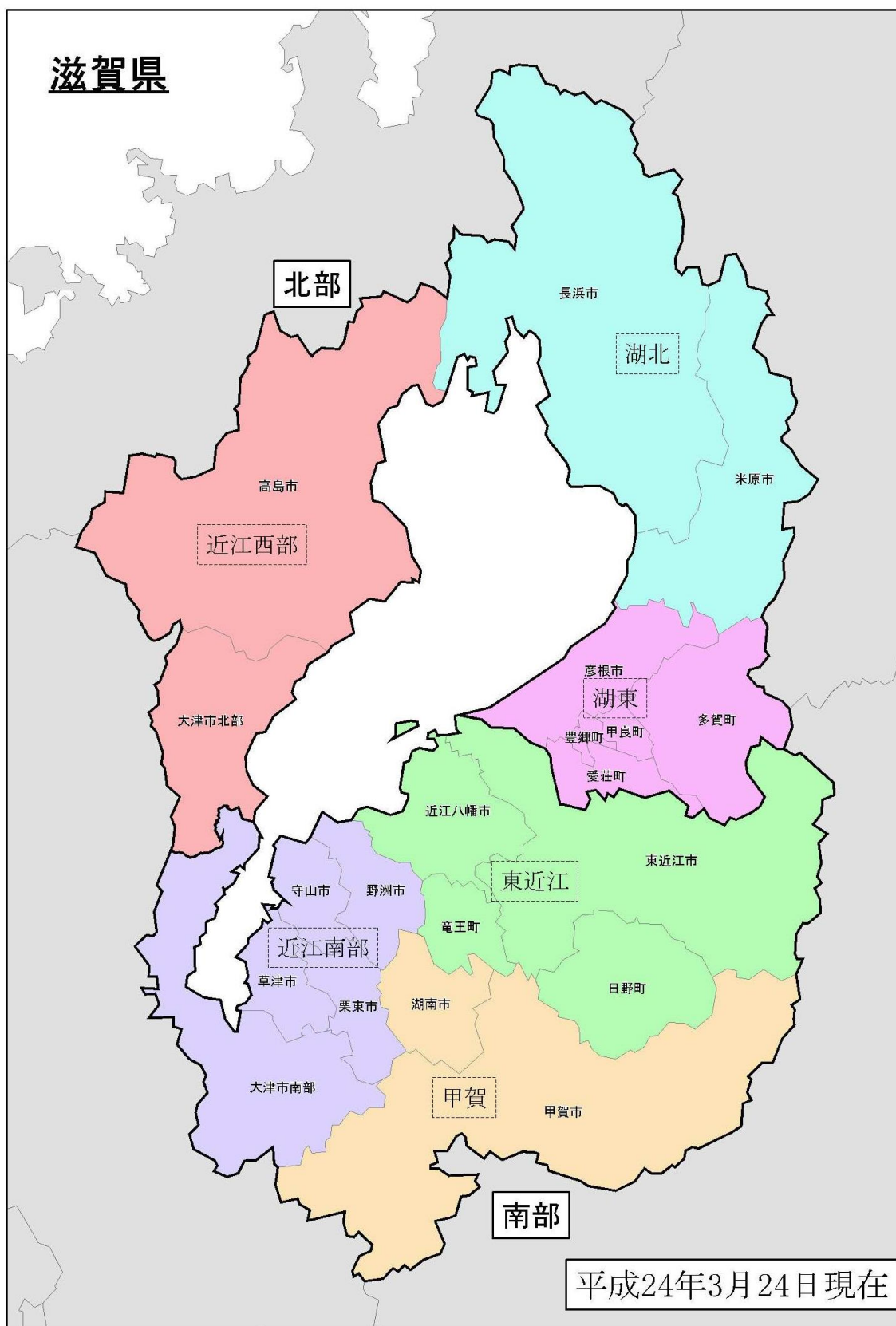
(3) 関連施設

資-206

第3章 災害応急対策計画に係る資料

3-1 気象予警報等の種類および発表基準

1 滋賀県の気象予警報の発表区域



2 気象予警報の種別および発表基準等

令和7年1月9日現在
発表官署 彦根地方気象台

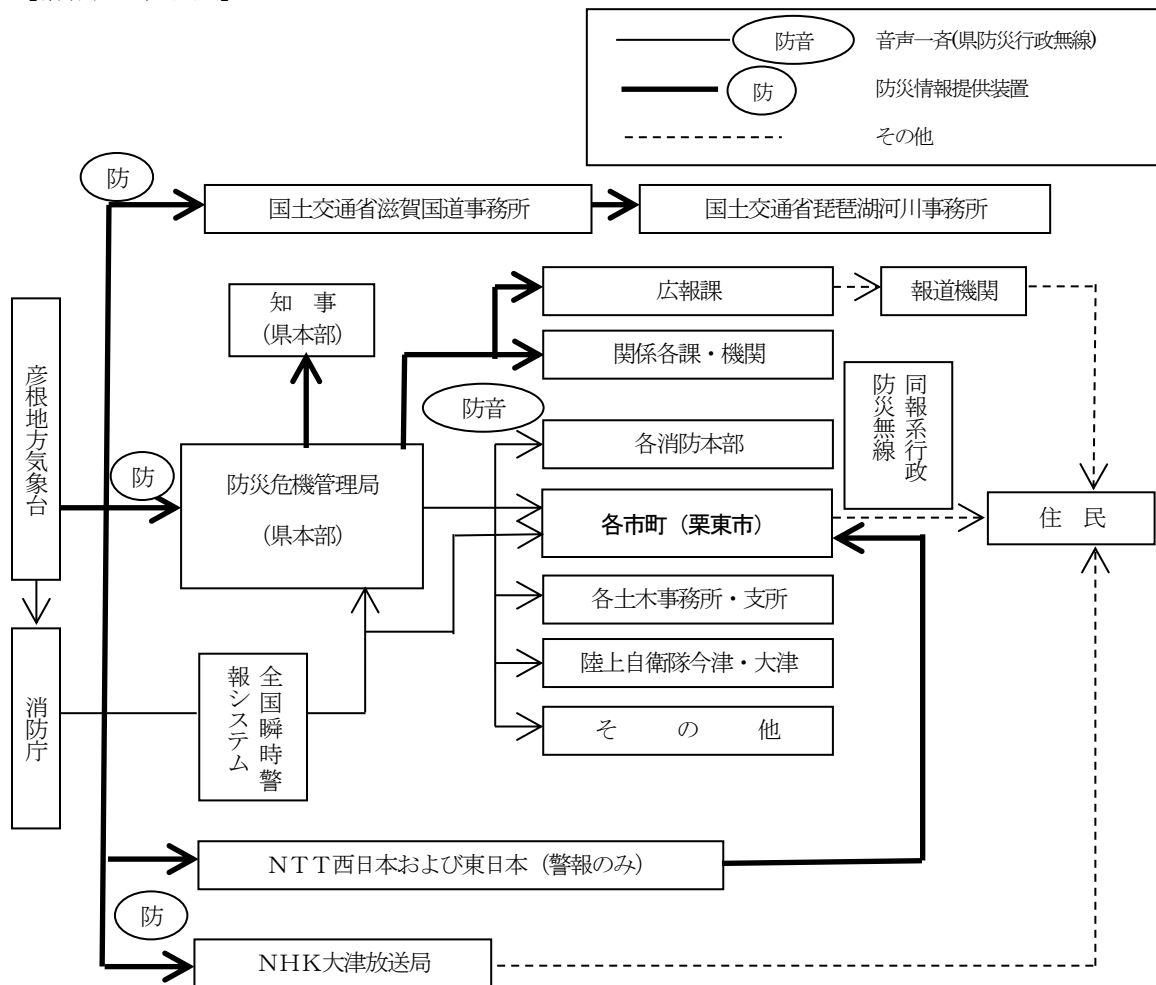
栗東市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		近江南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	
	洪水		流域雨量指数基準	金勝川流域=9.3, 葉山川流域=5.8	
			複合基準*1	－	
			指定河川洪水予報 による基準	野洲川下流 [野洲], 淀川水系野洲川上流 [横田橋・水口橋]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準		8	
		土壌雨量指数基準		80	
	洪水		流域雨量指数基準		金勝川流域=7.4, 葉山川流域=4.6
			複合基準*1		野洲川流域= (6, 25.4), 葉山川流域 =(5, 4.6)
			指定河川洪水予報 による基準		野洲川下流 [野洲]
	強風		平均風速		12m/s
	風雪		平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程		100m
	乾燥※3		最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか ① 2 4 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 日最高気温 10℃以上 ③ 2 4 時間雨量 15mm 以上		
	低温		最低気温-5℃以下*2		
	霜		晩霜期 最低気温 3℃以下		
	着氷				
	着雪		24 時間降雪の深さ：15cm 以上 気温：0℃以上		
記録的短時大雨情報			1 時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

3-2 気象予警報、地震情報等の伝達系統

【情報伝達経路図】



(注) 防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防局等への予警報の音声の伝達方法
勤務時間内の場合
防災行政無線音声一斉により伝達する。
勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿泊者に伝達する。

3-3 災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成

部名等	班名（所属名）
議会事務局	議会班（議事課）
危機管理局	危機管理班（危機管理課）
市長公室	秘書広聴班（秘書広聴課）
	健康運動公園整備事業推進班（健康運動公園整備事業推進課）
	企業立地推進班（企業立地推進課）
政策推進部	広報班（広報課）
	政策調整班（政策調整課）
	地方創生企画班（地方創生企画課）
	情報政策班（情報政策課）
総務部	総務班（総務課）
会計課	人事班（人事課）
監査委員事務局	財政班（財政課）
	会計班（会計課）
	監査委員事務局班（監査委員事務局）
市民部	自治振興班（自治振興課）
	税務班（税務課）
	人権擁護班（人権擁護課）
	ひだまりの家班（ひだまりの家）
	総合窓口班（総合窓口課）
健康福祉部	社会福祉班（社会福祉課）
	障がい福祉班（障がい福祉課）
	長寿福祉班（長寿福祉課）
	保険年金班（保険年金課）
	健康増進班（健康増進課）
環境経済部	環境政策班（環境政策課）
農業委員会事務局	環境施設設備班（環境施設設備課）

	農林班（農林課）
	商工観光労政班（商工観光労政課）
	農業委員会事務局班（農業委員会事務局）
建設部	都市計画班（都市計画課）
	土木交通班（土木交通課）
	道路・河川班（道路・河川課）
	住宅班（住宅課）
上下水道事業所	上下水道班（上下水道課）
こども家庭局	幼児班（幼児課）
	子育て支援班（子育て支援課）
	発達支援班（発達支援課）
	こども家庭センター班（こども家庭センター）
教育委員会	教育総務班（教育総務課）
	学校教育班（学校教育課）
	生涯学習班（生涯学習課）
	スポーツ・文化振興班（スポーツ・文化振興課）
	国スポ・障スポ推進班（国スポ・障スポ推進課）
	図書館班（図書館）
湖南広域消防局	中消防署

3-4 災害対策本部体制時の事務分掌

1 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難情報の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理局長	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	議会議務局長 市長公室長 政策推進部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 建設部技監 こども家庭局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。 本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	○災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	事務局班 (危機管理課職員)	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
	総務班 (部局内課長補佐級職員)	○災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。 ○各部局への伝達 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理
	情報班	○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理及び伝達
対策支部	各学区対策支部	支部長 ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理 支部員 ○自治会からの情報収集

		○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○備蓄食糧及び物資の調達および配布

2 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営（正副議長との調整、議場の管理、取締り）に関すること 2. 災害に伴う議員の行事に関すること 3. 議会災害対応連絡会議の設置に関すること 4. 議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援に関すること 5. 職員及び議員の安否確認に関すること 6. 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保に関すること 7. 議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認に関すること 8. 電気・水道などのインフラの確認に関すること 9. 議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保に関すること 10. 議場・委員会室の放送設備の確認に関すること 11. 市の災害対策本部等との連絡体制の確保に関すること 12. 災害関係情報の収集・整理、議員への発信に関すること
危機管理局 (危機管理局長)	危機管理班 (危機管理課長)	1. 災害対策本部事務局の連絡調整に関すること 2. 防災配備の連絡調整に関すること 3. 栗東市消防団との連絡調整に関すること 4. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 5. 関係機関への要請（人員・物資関係）県・他市・他団体に関すること 6. 関係機関への依頼・要請（建設工業会等各協定業者へ）に関すること
市長公室 (市長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	1. 視察見舞のための来庁者への対応に関すること
	健康運動公園整備事業推進班 (健康運動公園整備事業推進課長)	1. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に関すること 2. 関係機関への対策に関すること 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関すること 4. 健康運動公園施設の被害調査およびその対策に関すること
	企業立地推進班 (企業立地推進課長)	1. 他班実施事項の応援に関すること
政策推進部 (政策推進部長)	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関すること 2. 報道機関との連絡調整に関すること 3. 市ホームページ・SNS等による情報発信に関すること
	政策調整班 (政策調整課長)	1. 指定管理者制度（※災害対応）に関すること
	地方創生企画班 (地方創生企画課長)	1. 災害関係の広報活動に関すること 2. 報道機関との連絡に関すること

部	班	任務分担
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 住民基本データベースの保守に関する事 2. 個人番号利用事務（基幹）系情報システムの運用管理及び調整に関する事 3. 庁内ネットワーク、地域イントラネットの運用管理に関する事 4. L G W A N との接続及び運用管理に関する事 5. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整に関する事 6. L G W A N 接続系・インターネット接続系システムの電算処理及び連絡調整に関する事 7. 個人番号利用事務（基幹）系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 8. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 9. 情報セキュリティに関する事
総務部 (総務部長) 会計課 監査委員事務局	総務班 (総務課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
	人事班 (人事課長)	1. 職員の動員、派遣に関する事 2. 災害関係文書の受付配付および発送に関する事 3. 職員の給食に関する事 4. 災害に伴う被災地区の行政指導に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害時の車両等の確保および配車に関する事 2. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関する事 3. 市有財産の災害対策に関する事 4. 災害関係予算に関する事 5. 入札及び契約に関する事
	会計班 (会計課長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
市民部 (市民部長)	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 2. ボランティアの受入れに関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の災害状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権擁護班 (人権擁護課長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 死体の埋火葬許可に関する事 2. 安否情報の収集・提供に関する事 3. 転出入の取扱いに関する事 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事 5. 防災台帳の作成及び被災証明の発行に関する事

部	班	任務分担
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	1. 避難所開設に向けた準備に関すること 2. 避難所の運営に関すること 3. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 5. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 8. 日本赤十字社義援金の受入に関すること 9. 被災者に対する生活保護に関すること 10. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 死体の収容および埋火葬に関すること 5. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 6. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること 5. 居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 8. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 9. 地域包括支援センターとの連絡調整（BCP に沿った行動指示）に関すること
	保険年金班 (保険年金課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 感染症の発生と流行の防止に関すること 3. 保健所との連絡（医療に関する情報、感染症対策に関すること）に関すること 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 5. 医療機関の被災状況の調査・情報収集に関すること 6. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること 8. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長)	1. 災害廃棄物処理実行計画の策定等に関すること 2. 被災状況の把握に関すること 3. 仮設便所の設置・し尿処理等に関すること 4. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関すること 5. がれき等災害廃棄物処理に関すること 6. 危険動物の災害逸走に関すること 7. 汚染物質の流出防止に関すること

部	班	任務分担
	環境施設整備班 (環境施設整備課長)	1. 被害状況の把握（ごみ処理施設・最終処分場）に関する事 2. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 3. 一般廃棄物の区域外処理に関する事
	農林班 (農林課長)	1. 被害状況把握（農林業施設）に関する事 2. 防災重点ため池（特定農業用ため池）の状況把握及び災害対策に関する事 3. 農林業関係団体との連絡調整に関する事 4. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 5. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 6. 災害時における農作物病虫害防除に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 所管施設の被害状況把握及び保全に関する事 2. 観光案内所の連絡調整に関する事 3. 市内に滞在する来訪者（観光客）への対応に関する事 4. 経済団体及び商工業事業者の被害調査に関する事 5. 観光施設の被害調査に関する事 6. 中小企業の経営相談に関する事 7. 中小企業の金融相談及び融資に関する事
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 災害に伴う農業委員会運営の応急対応に関する事
建設部 (建設部長) (建設部技監)	都市計画班 (都市計画課長)	1. 都市公園施設等の被害調査およびその対策に関する事
	土木交通班 (土木交通課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 6. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 7. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 8. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 9. 急傾斜地の災害対策に関する事 10. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事
	道路・河川班 (道路・河川課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 5. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 6. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 7. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事

部	班	任務分担
	住宅班 (住宅課長)	1. 市営住宅の災害対策（応急措置・復旧措置を含む）に関する事 2. 被災建築物応急危険度判定に関する事 3. 被災宅地危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 5. 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 6. 宅地造成地の復旧指導に関する事
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 応急給水活動に関する事 2. 上下水道施設の緊急点検調査に関する事 3. 上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請に関する事 4. 上水道水源地の緊急措置に関する事 5. 上水道水源地の応急復旧に関する事 6. 上下水道施設（水源地以外）の緊急措置に関する事 7. 上下水道施設（水源地以外）の一次調査に関する事 8. 上下水道施設（水源地以外）の応急復旧に関する事
こども家庭局	幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 園児に対する災害対策および実施に関する事 4. 被災園児に対する教育に関する事 5. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 6. 園の災害対策及び応急措置に関する事 7. 被災園児の学用品に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 4. 児童館の災害対策及び応急措置に関する事 5. 応急学童保育の実施に関する事
	発達支援班 (発達支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応に関する事 3. 児童発達支援センター利用者の安否確認に関する事
	こども家庭センター班 (こども家庭センター所長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 保健所との連絡（母子保健に関する事）に関する事 3. 医療機関の被災状況調査、情報収集に関する事 4. 医療・助産の情報収集と調整に関する事 5. 児童育成支援拠点建築物の被害調査に関する事 6. 児童育成支援拠点建築物の被害調査（二次災害の予防）に関する事 7. 避難生活における保健指導に関する事

部	班	任務分担
教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認に関する事 3. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関する事 4. 教育施設の災害対策および実施に関する事 5. 学校教育財産（市内県施設も含む）を避難所に開放することに関する事 6. 学校給食施設の災害対策および実施に関する事 7. 炊出しに関する事
	学校教育班 (学校教育課長)	1. 管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保に関する事 2. 園児・児童生徒に対する災害対策及び実施、安否確認に関する事 3. 被災児童生徒に対する教育に関する事 4. 災害時における学校その他教育に係る環境衛生に関する事 5. 被災児童生徒の学用品に関する事
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認に関する事 2. 青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認に関する事 3. 災害活動に協力する青年団体、社会教育団体等の連絡調整に関する事
	スポーツ・文化振興班 (スポーツ・文化振興課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認に関する事 2. 文化財の被害状況調査に関する事 3. 出土文化財センターの連絡調整、被害状況の確認に関する事 4. 国及び県等助成金申請及び拠出事務に関する事 5. 係の予算執行及び庶務に関する事 6. 歴史民俗博物館ホームページの運用に関する事 7. 歴史民俗博物館の予算執行及び庶務に関する事 8. 歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認に関する事 9. 歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認に関する事 10. 歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れに関する事
	国スポ・障スポ推進班 (国スポ・障スポ推進課長)	1. 県、競技団体等との連絡調整に関する事
	図書館班 (図書館長)	1. 建物及び物品の維持管理、被害状況の確認に関する事 2. 諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認に関する事 3. 資料の保管、被害状況の確認に関する事 4. 書庫の維持管理、被害状況の確認に関する事 5. 関係機関との連絡及び調整に関する事 6. 図書館の庶務に関する事
湖南広域消防局 (湖南広域消防局長)	中消防署 (中消防署長)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関する事 2. 各種警報発令に関する事 3. 現場防災活動整備に関する事 4. 救助活動に関する事 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関する事

部	班	任務分担
		救助活動に関する事 6. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関する事

3－5 対策支部一覧表

名称	電話	ファックス
金勝対策支部	558-1100	558-0079
葉山対策支部	553-4911	553-0300
葉山東対策支部	553-2566	553-6172
治田西対策支部	553-7633	553-0650
治田東対策支部	554-6110	554-6111
治田対策支部	554-0050	553-5698
大宝対策支部	553-1900	553-0310
大宝東対策支部	551-2300	551-2301
大宝西対策支部	554-1477	554-1376

3-6 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 57 条の規定する放送要請に関して、滋賀県知事

	日本放送協会大津放送局長	大槻正人
武村正義(以下「甲」という。)	と びわ湖放送株式会社 代表取締役社長	諏訪三郎
※滋賀県知事 稲葉 稔	株式会社 近畿放送代表取締役	白石英司
	※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	小林徹

(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

(目 的)

第 1 条 この協定は災害対策基本法(以下「法」という。)第 57 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(要請の手続)

第 2 条 甲は法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1)放送を求める理由
- (2)放送の内容
- (3)希望する放送日時
- (4)その他必要な事項(放送の実施)

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第 4 条 第 2 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者	滋賀県総務部広報課長
乙の連絡責任者	日本放送協会大津放送局放送部長
	びわ湖放送株式会社業務部長
	株式会社近畿放送テレビ本部テレビ実施局報道製作部長
	※株式会社エフエム滋賀ソフト開発部長

(準 用)

第 5 条 滋賀県内の市町村長が、法第 57 条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は昭和 54 年 6 月 20 日から適用する。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

昭和 54 年 6 月 20 日

※平成 8 年 12 月 1 日

甲	滋賀県知事	武村正義
乙	日本放送協会大津放送局長	大槻正人
	びわ湖放送株式会社代表取締役社長	諏訪三郎
	株式会社近畿放送代表取締役	白石英司
	※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	小林徹

3-7 緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和54年6月20日締結）第6条の規定に基づき、滋賀建知事（以下「甲」という。）と日本放送協会大津放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合について必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第1条 緊急警報放送の要請は、甲または市町村長が災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合

- (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難の勧告および指示等
- (2) 住民に対し、災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置について、必要な指示等
- (3) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (4) 前各号のほか、甲が特に必要と認める事項

（要請者）

第2条 甲または市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として甲が乙に行うものとする。

ただし、市町村と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が乙に対し直接要請できるものとし、要請後速やかに甲に対し通知するものとする。

（要請手続）

第3条 緊急警報放送の要請を行うときは、原則として滋賀県防災行政無線電話によるものとし、事後速やかに文書（別紙様式1号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 緊急警報放送の要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲および乙は連絡責任者および補助者を定め、当該者の職、氏名を連絡責任者通知書（別紙様式2号）により相互に通知するものとする。

（施行期日）

第5条 この覚書は、昭和60年11月1日より施行する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各一通を保有する。

甲 滋賀県知事 武 村 正 義

乙 日本放送協会

大津放送局長 辻 亨

緊急警報放送の放送要請について（様式）

様式 1 号

発信者	
受信者	

年 月 日 時 分

滋賀県緊急警報放送要請

発第 号

日本放送協会

大津放送局長殿

滋賀県知事

（市町長）

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 57 号の規定により、次のとおり放送要請します。

1. 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ (市町村)長から依頼があったため
- ④

2. 放送事項 について

3. その他

要請文

滋賀県知事（市町長）から、今日 時 分 市町村の
について、次のように緊急通報放送の要請がありましたのでお伝えいたします。

3-8 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領（令和5年5月改正）より抜粋

第1 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故

- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第2 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャックによる救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

3-9 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、

夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

※各様式省略

3-10 被害認定基準

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものの。

被害項目			報 告 基 準
非住家の被害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。これらの施設人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	田の耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	学校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする

被害項目		報 告 基 準
その他の被害	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。

被害項目		報 告 基 準
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

出典：災害報告取扱要領

3-1-1 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

(令和5年5月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診 療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別 途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって、災害 のため助産の途を失っ た者（出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明の状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別 途計上
住家の被害の大 を防止するため の緊急の修理	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ずる 程度の損傷を受け、雨 水の浸入等を放置すれ ば住家の被害が拡大す るおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊 急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 500,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要 な最小限度の部 分の修理	1 住家が半壊 (焼) 若しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊 (焼) した 者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必 要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若 しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷に より被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 (災害 対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規 定する特定災害対 策本部、同法第 24 条第 1 項に規定す る非常災害対策本 部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規 定する緊急災害対 策本部が設置され た災害にあって は、6 ヶ月以内)	
学用品の 供 与	住宅の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水に より、学用品を喪失又 は毀損等により使用す ることができず、修学 上支障のある小学校児 童、中学校生徒、義務 教育学校生徒及び高等 学校生徒等。	1 教科書及び教科書以外の教材で教 育委員会に届出又はその承認を受けて 使用している教材、又は正規の授業で 使用している実費 2 文房具及び通学用品費は、1 人当 たり、次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時収容： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運ばれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

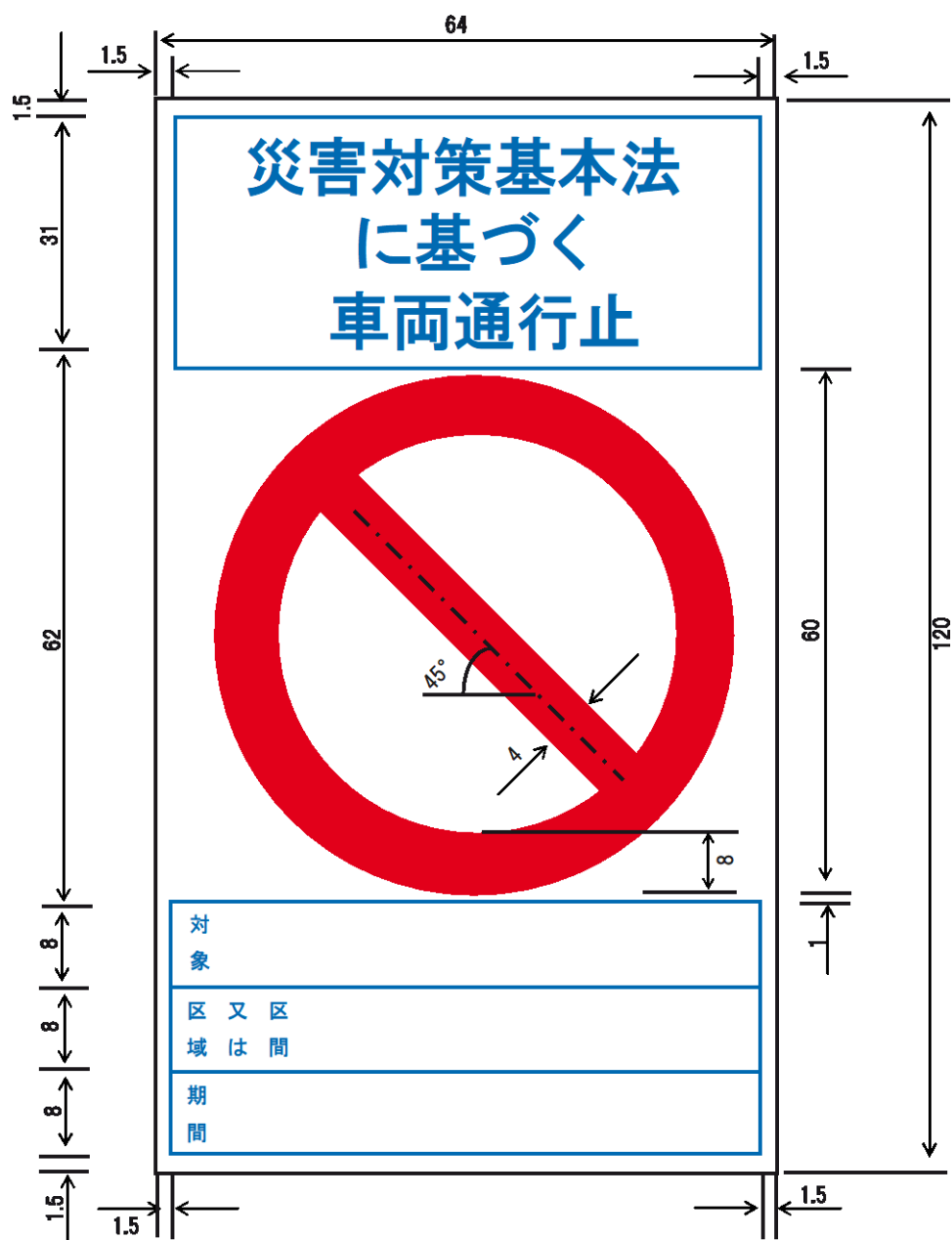
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-12 緊急輸送道路一覧表

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
第1次緊急輸送道路						
国道	国	1号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.6	2～4	
国道	国	8号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
国道	高国	名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4～6	
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市辻	5.9	2	
第2次緊急輸送道路						
主要地方道 55	主	上砥山上鈎線	栗東市上鈎 ～栗東市手原	0.5	2	
第3次緊急輸送道路						
市道 〃 県道 主要地方道 市道	1 1 一 主 3	手原駅新屋敷線 上鈎上砥山線 川辺御園線 栗東信楽線	安養寺～御園 (金勝対策支部)	4.6	2 2 2 2	
市道 主要地方道 市道 県道 市道 県道 市道	1 主 1 一 1 一 1	手原駅新屋敷線 上砥山上鈎線 手原辻線 高野守山線 葉山公民館線 片岡栗東線 下鈎出庭線			2 2 2 2 2 2	
市道 主要地方道 県道	1 主 一	手原駅新屋敷線 上砥山上鈎線 六地藏草津線	安養寺～六地藏 (葉山東対策支部)	1.9	2 2 2	
市道 県道 〃 市道 〃	1 一 一 1 2	手原駅新屋敷線 川辺御園線 六地藏草津線 目川小柿線 岡国一線			2 1.9	
市道 〃 〃	1 1 2	手原駅新屋敷線 上鈎上砥山線	安養寺～安養寺 (治田東対策支部)	1.4	2 2 2	

市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～小柿 (治田西対策支部)	3.5	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	小柿荏原線			2	
〃	2	治田西小学校線			2	
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～継 (大宝対策支部)	3.5	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
〃	主					
市道	1	大橋継線				
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～霊仙寺 (大宝西対策支部)	6.0	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	小平井霊仙寺線			2	
〃	3	霊仙寺十里線				
〃	1	霊仙寺継線			2	
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～野尻 (大宝東対策支部)	2.7	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	下鉤野尻線			2	

3-13 交通規制の標識



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3-14 緊急通行車両等に関する様式

(1) 緊急通行車両確認申出書

		年 月 日
滋賀県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(2) 規制除外車両確認申出書

		年 月 日	
滋賀県公安委員会 殿			
規制除外車両確認申出書			
申出者 住 所			
氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所		
	氏名又は名称		
緊 急 連絡先	住 所		
	氏 名		
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
滋賀県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

(4) 規制除外車両確認証明書

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 滋賀県公安委員会 		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

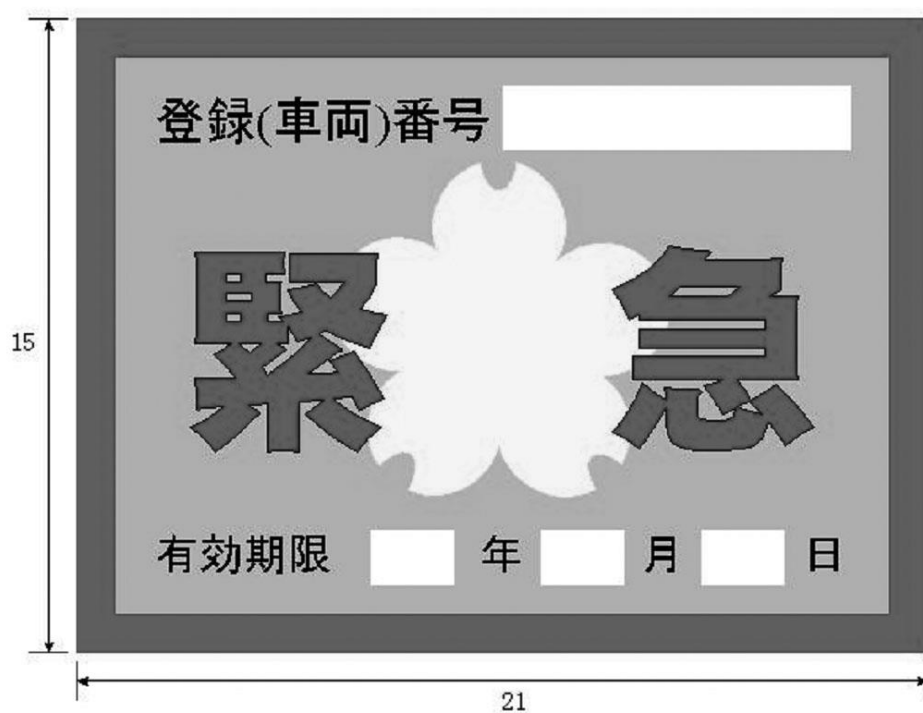
(5) 規制除外車両事前届出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 滋賀県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 滋賀県公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明 する書類を添付の上、滋賀県警察本部又は車両の使用の本拠の位置を管 轄する警察署に提出してください。		

- (注)
- 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
 - 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
 - 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
 - (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 規制除外車両が廃車となったとき。
 - (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(6) 標章



- 備考 1. 色彩は記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3-15 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱および滋賀県防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 要綱第20条に基づくヘリコプター保有機関との相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）による緊急運航については、第4から第6までおよび第7第2号、第3号の規定は、相互応援協定の定めるところによる。

3 航空法第81条の2（捜索または救助のための特例）の適用を受けることができる運航は、この要領に定める緊急運航に限る。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第16条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の全ての要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性

住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、生命、財産に重大な支障が生じるおそれがある場合。）

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できないか、または活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第4 緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

防災ヘリコプターが救急現場等に出場し、救急隊等から引き継いだ傷病者を緊急に搬送する必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師または救急救命士が搭乗できる場合。

イ 転院搬送

高次・専門医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。

ウ 臓器搬送

移植医療を行うため、臓器を搬送する必要があると認められ、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な搬送方法が無い場合。

エ その他

緊急医療を行うため、医師、資機材等を搬送する必要がある等、特に防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合。

(2) 救助活動

ア 山岳救助・水難救助

山岳遭難および水難事故等において、災害が発生した市町等の消防力だけでは対応できないと認められる場合。

イ 中高層ビル等の火災における救助

中高層建築物火災において、地上からの救出・救助が困難であると認められる場合。

ウ 大規模災害等における救助

地震、台風、洪水等の自然災害、または航空機事故、列車事故、自動車専用道路等での大規模事故で、地上からの接近、救急車による収容、搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合。

(3) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上からの消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ 上空偵察・情報収集

大規模火災等が発生し、または延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

ウ 人員・資機材の搬送

交通遠隔地の大規模災害等において人員、資機材等の搬送手段がない場合、または防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合。

(4) 災害応急対策活動

ア 上空偵察・情報収集

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資等の搬送

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料、衣料等の生活必需品、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合。

ウ 広報活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航（要綱第17条第1項第1号）にかかる要請は、協定に基づき、災害が発生した市町ならびに消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町においては、当該町長。以下「消防長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、防災危機管理局（以下「防災航空隊」という。）に対して電話にて速報後、防災航空隊

出場要請書（様式第1号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うものとする。

3 移植のための臓器搬送（要綱第16条第1項第1号エ）にかかる要請は、消防長等から要請が困難な場合、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが防災航空隊に対して臓器搬送出場要請書（様式第2号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うことができる。

4 消防長等は、第4の緊急運航の基準に該当すると予測される事案が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに防災航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

（緊急運航の決定）

第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況（移植のための臓器搬送については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）および臓器の緊急搬送について（平成11年2月23日付け消防球第45号消防庁救急救助課長通知の趣旨等）ならびに現場の気象状況等を確認の上、出場の可否を決定しなければならない。

2 運行責任者は、前項の結果を要請を行った者に回答するとともに、出場を決定した時は、直ちに航空消防活動指揮者に必要な指示をし、運行管理責任者に報告しなければならない。

3 航空消防活動指揮者は、出場の指示を受けた場合には、直ちに出場区域の地勢、飛行を予定する経路の気象等を踏まえた飛行計画を定め、運航責任者および航空消防活動従事者に対し、飛行計画の説明を行うとともに、出場体制を整えなければならない。

（受入れ体制）

第7 緊急運航を要請した消防長等は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

（1）離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）および安全対策

（2）傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配

（3）空中消火基地の確保

（4）その他必要な事項

（報告等）

第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を災害等速報（様式第3号）により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した消防長等は、災害等が収束した場合、その結果を要請した消防長等が定める様式（活動概要報告書等）により速やかに報告するものとする。

（滋賀県地域防災計画に基づく緊急運航）

第9 滋賀県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の準備体制以上の体制が発令された場合の情報収集および地域防災計画の災害応急活動に基づく緊急運航については、防災危機管理監の命により出場する。

2 この要領は、前項の緊急運航について準用する。

（その他）

第11 この要領の施行についての必要な事項は、別に定める。

（付則）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

（付則）

この改正要領は、平成11年11月1日から適用する。

（付則）

この改正要領は、平成12年5月1日から適用する。

（付則）

この改正要領は、平成13年6月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成15年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成16年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成17年1月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成19年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成20年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成28年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 2年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 4年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 5年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 6年4月1日から適用する。

3-16 自衛隊災害派遣要請・撤収様式

■災害派遣要請

		年	月	日
滋賀県知事	殿			
		栗東市長	⑩	
自衛隊災害派遣要請について				
標記のことについて、災害対策基本法第68条の2により下記のとおり自衛隊の派遣要請をお願いします。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				

■災害派遣部隊の撤収要請

		年	月	日
滋賀県知事	殿			
		栗東市長	⑩	
自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）				
災害対策基本法第68条の2により災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。				
記				
1 撤収要請日時				
2 派遣人員等及び従事作業の内容				
3 その他参考となるべき事項				

3-17 強制命令等の種類と執行者

(1) 強制命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令等は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛隊員
災害応急対策（災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項）についての応急措置	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事、 委任を受けたとき市長
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項	
災害救助法に基づく救助	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
避難等の措置	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛隊員
消火、延焼の防止、人命の救助	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
救急業務	協力要求	消防法第35条の10	救急隊員
水防活動	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

(2) 命令等対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道事業者及びその従業者 7. 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団長の従事命令 （消防作業）	火災の現場附近に在る者
消防法による救急隊員の協力要求 （救急業務）	傷病者の発生した現場付近に在る者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

3-18 避難情報の実施基準

警戒レベル	区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
警戒レベル3	高齢者等避難	市長 (災害対策基本法56条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル4 警戒レベル5	避難指示	市長 (災害対策基本法60条)	避難のための立ち退きを指示 立ち退き先の指示 緊急に安全を確保するための措置を指示	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (水防法29条) (地すべり等防止法25条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法29条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	緊急安全確保	警察官 (災害対策基本法61条) (警察官職務執行法4条)	避難のための立ち退きの指示警告 避難等の措置	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 (自衛隊法94条)	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
		避難指示等にあたる助言 (災害対策基本法61条の2)	指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする	
		知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法60条6項)	知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のため立ち退きの指示等に関する措置の全部または一部を代行する	
		避難指示等の解除にあたる助言 (土砂災害防止法32条)	国土交通大臣または知事は、避難指示等の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする	

※避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避など、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

3-19 警戒区域の設定権限

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた町本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた町本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	災害全般	本部長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	消防法第 36 条において準用する 同法第 28 条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において	水防法第 21 条
知事による応急措置の代行		本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

3-20 災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者

1. 具体的な支援内容

- ・ 水道水及びトイレの提供
- ・ 通行可能な道路等の情報の提供

2. 対象地域

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、三重県および奈良県の府県域（京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を含む）

3. 協力事業者：28事業者

コンビニ事業者	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社ローソン
外食事業者	味の民芸フードサービス株式会社、株式会社壺番屋、株式会社アイデアプラス、サガミレストランツ株式会社、サトフードサービス株式会社、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダスキン（ミスタードーナツ）、チムニー株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家、ロイヤルホールディングス株式会社、ワタミ株式会社
その他	株式会社オートバックスセブン、株式会社スギ薬局、株式会社第一興商、株式会社ユタカファーマシー、損害保険ジャパン株式会社、AIRオートクラブ、ケアパートナー株式会社、株式会社ホスピタリティオペレーションズ

登録店舗数：合計12,404 店舗（令和6年5月1日現在）

出典：「関西広域連合ステーション事業概要」

3-2-1 重要水防区域および危険箇所

番号	河川名	左右岸	管内	担当水防管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		摘要
					区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	
44	金勝川	左岸 右岸	南部	栗東市	打合橋から 県道栗東信 楽線まで	6,682	打合橋から 上流 700m	1,400	打合橋から 上流 700m	1,400	—
45	葉山川	左岸 右岸	南部	栗東市	坊袋字道川 原より上流 1,820m	3,640	同左	3,640	—	—	—
46	中ノ井川	左岸 右岸	南部	栗東市	新幹線より 上流 700m	1,400	中ノ井川洪水 調整池より下 流300m	600	—	—	—
48	伊佐々川	左岸 右岸	南部	栗東市	金勝川合流 地点より下 流 1,350m	2,700			—	—	—

資料：令和6年度滋賀県水防計画資料編

3-2-2 局面に応じた医療救護活動

県本部ならびに市本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

第1フェーズ（発生から3時間程度） 初動体制 第2フェーズ（3日以内） 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣 第3フェーズ（4日から2週間） 医療救護班の派遣 第4フェーズ（2週間から2か月程度） 医療救護活動の終了

(1) 第1フェーズ（発生から3時間程度）

1) 情報の伝達

- ア 県は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登庁を要請するとともに、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。
- イ 県は、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害拠点病院および災害が発生した医療圏域の地方本部に直ちに連絡する。
- ウ 県から連絡をうけた災害医療地方本部は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。
- エ 基幹災害拠点病院は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した医療機関に連絡し、以後これらの医療機関との情報共有に努める。
- オ 県は、病院等に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報（受入可能患者数等）を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。

2) 被災地外医療圏域の災害拠点病院等に対する派遣要請

- ア 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)からの報告により、災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- イ 上記アで県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。

(2) 第2フェーズ（3日以内）

1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動

- ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

2) 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

イ 現地救護所から病院等へ患者を搬送する際には、患者の重症度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。

この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。

ウ 県は必要と認めた場合は、他都道府県に患者の受入要請を行い、他都道府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。

(3) 第3フェーズ（4日から2週間程度）

1) 救護班の派遣

ア 市は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院及び地元都市医師会等の協力を得て、管内の医療救護所または病院等に配置すべき医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム(DPAT)等(以下、「救護班」という。)の派遣の要請を行う。

イ 市単独では医療需要に見合う救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に救護班の派遣要請を行う。

ウ 県は、市から救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は各医療関係団体、他都道府県等に必要な救護班の派遣を要請する。

エ 上記ウで要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき救護班を派遣する。

2) 災害医療地方本部の活動

ア 災害医療地方本部は、市町と医療救護のニーズに関する情報共有を行い、上記(2)エで派遣された救護班の派遣場所について調整を行う。

(4) 第4フェーズ（2週間から2か月程度）

本編「第3章第4節第5防疫、保健衛生」による

(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害拠点病院等有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

1) 派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換のうえ、災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。

2) 派遣要請基準

ア 県内で発生した災害の場合

- ア) 死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合。
- イ) 災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合。
- ウ) 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断される大規模災害である場合。
- エ) その他派遣が必要と県が判断した場合。

イ 県外で発生した災害の場合

厚生労働省および他都道府県からの派遣要請があった場合。

3) 災害派遣医療チーム(DMAT)の搬送

災害派遣医療チーム(DMAT)は、原則として医療機関が所有する緊急車両等により自ら災害現場へ赴く。

なお、医療機関自らが、現場へ赴くことが困難である場合は、県または市町に搬送手段の支援を求める。

4) 現地合同調整所

災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関と連携しながら円滑に医療救護活動を行う。

また、災害現場において、拠点となる現場指揮所を設置する。

5) 災害派遣医療チーム(DMAT)の統括者

災害派遣医療チーム(DMAT) が災害現場に複数集まって活動にあたる場合、統括DMATの指揮、調整のもとに、互いに連携しながら災害現場での医療救護活動に従事する。

(6) 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、消防、警察、自衛隊、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する医療従事者を災害医療コーディネーターとして設置する。

1) 災害医療コーディネーターの委嘱

県はあらかじめ、各医療関係団体、病院等の適任者を災害医療コーディネーターとして委嘱する。

2) 主な職務

災害医療コーディネーターは、県本部等において、主として下記の職務に従事する。

- ア 被災状況を含む医療情報および被災者の医療ニーズの集約
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)および救護班を含む医療従事者の適正な配置
- ウ 患者の収容先医療機関の確保、搬送の手配
- エ 関係各機関との協議折衝

3-23 医薬品調達先

市内薬局

令和6年11月1日現在

業者名	所在地	電話
スズキ薬局栗東店	安養寺1-1-20	553-8122
元気堂	安養寺8-3-3	552-0258
ラブリー薬局安養寺店	安養寺7-1-25	553-9616
たんぽぽ	安養寺2-5-15-102	554-5467
調剤薬局ひかり	下鈎1628	554-7466
オードリー薬局	小野881-3	552-8850
ティエス調剤薬局栗東店	手原5-6-14	552-8968
恵晶薬局	手原2-1-14	553-6614
ドリーム薬局手原店	手原3-11-4	551-3510
スーパードラッグイレブン栗東手原店	手原1-9-17	554-9494
株式会社リブラ	坊袋177-5	551-5257
凡凡薬局東店	霊仙寺1-1-46	554-2368
わに薬局栗東店	霊仙寺1-1-53	553-5211
A B C 薬局	霊仙寺2-1-32	553-3537
くすりキリン堂栗東店	霊仙寺3-2-29	554-7100
スズキ調剤薬局大宝店	霊仙寺1-2-19	551-0919
T・Uドラッグ	霊仙寺1-3-9	553-0194
ドラッグストアファミリー	綾4-11-25	553-3757
寿香調剤薬局	綾2-2-34	553-4093
エース薬局	綾3-5-9	552-6993
アピス薬局栗東店	綾3-10-22	554-8925
ミント薬局栗東店	綾3-5-2	554-8390
マロン薬局	綾1-10-12	516-7900
スマイル薬局	小柿6-1-41	552-6923
ビコウ薬品	小柿10-16-1	552-7574
理弘薬品株式会社	小柿5-8-12	553-6980
やよい調剤薬局	小柿10-16-11	532-1539
株式会社パール薬局	御園819-2	558-1227
凡凡薬局 御園店	御園1829-2	559-2121
とまと薬局・栗東店	野尻590	551-2966
みのり薬局	野尻440-4	554-7644
ドラッグユタカ栗東高野店	高野字北さるがう620-1	552-8912
株式会社明德ケアワーク	中沢2-4-31	551-0679
ふれあい薬局・栗東	大橋2-259-1	554-8755
阪神調剤薬局	大橋2-5-36	554-8766
日本調剤 栗東薬局	大橋2-6-18	554-9150
びわこ栗東薬局	大橋3-1-50	551-2134
ファルコはやぶさ薬局	大橋2丁目6-12	599-1500
はな薬局栗東店	岡195-4	553-3055

3-24 栗東市被災宅地危険度判定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗東市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害および風水害（以下「大規模な災害」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止及び軽減を図り、もって市民の安全を確保するために実施する危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「宅地」 宅地造成規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地および危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地をいう。
- (2)「危険度判定」 危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、当該宅地の使用、立ち入り等に関する危険度を判定し、これを現地表示することをいう。
- (3)「危険度判定実施本部」 危険度判定を実施するために、市の災害対策本部内に設置する組織をいう。
- (4)「危険度判定支援本部」 市が実施する危険度判定活動を支援するため、滋賀県が県災害対策本部の下に設置する組織をいう。
- (5)「危険度判定士」 危険度判定を実施する能力を有する者として、滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき県知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載または被災宅地危険度判定協議会長が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者をいう。

(危険度判定の実施主体等)

第3条 市の区域内において実施する危険度判定は、滋賀県の支援の下、危険度判定士等の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

- 2 市長は、滋賀県が本市区域を含む地域を対象として危険度判定を実施する場合は、滋賀県と連絡調整をおこない、当該危険度判定の円滑な実施を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(危険度判定の実施体制の整備等)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、滋賀県地域防災計画との整合を図りながら、本市が実施する危険度判定について、栗東市地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 危険度判定の所管課は、建設部住宅課とし、建設部住宅課長（以下「住宅課長」という。）は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 住宅課長は、滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づく危険度判定士としての要件を満たす市職員に対し、危険度判定士として滋賀県知事の認定を受けるよう指導および要請するものとする。
- 4 住宅課長は、危険度判定の実施に必要な危険度判定士の確保に努めるものとする。
- 5 住宅課長は、危険度判定に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施本部の設置等)

第5条 市災害対策本部長が、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定実施本部の本部長（以下「実施本部長」という。）は、住宅課長とする。

3 危険度判定実施本部は、危険度判定の実施にあたり次に掲げる事項をおこなうものとする。

- (1) 宅地にかかる被害情報の収集
- (2) 判定実施計画書の作成（割当地域図・住宅地図等）
- (3) 危険度判定実施にかかる市民等への周知
- (4) 危険度判定士の受け入れ
- (5) 危険度判定士の組織編成
- (6) 危険度判定の実施および判定結果の現地表示
- (7) 危険度判定結果の調整および集計ならびに市長への報告
- (8) 危険度判定結果に対する市民等からの相談の対応
- (9) 県危険宅地判定支援本部への支援要請

（危険度判定の対象区域の決定等）

第6条 危険度判定の対象となる区域の決定にあたっては、宅地の地盤、のり面、自然斜面および擁壁のひび割れ、崩壊、沈下等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮し決定する。

2 対象区域のうち、優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定める。

（危険度判定の実施）

第7条 市が実施する危険度判定は、危険度判定実施本部、危険度判定士により実施するものとする。

2 実施本部長は、危険度判定を実施するにあたって、危険度判定士として認定を受けた市職員に対し、危険度判定をおこなわせるものとする。

3 実施本部長は必要に応じて、滋賀県知事に対し危険度判定士の派遣等の支援要請をおこなうものとする。

（判定結果の表示等）

第8条 市長は、二次災害を防止及び軽減するために危険度判定を実施した宅地の危険度判定の結果を表示する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による危険度判定及び結果の表示は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等の手引きによるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この告示は、平成26年12月8日から施行する。

3-25 原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モ

モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

注1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

注2) OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

3-26 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項

1 放射性ヨウ素の性質と体内への摂取経路

ヨウ素は、もともと自然界に存在する元素で、通常は、飲食物を通じて体内に取り込まれているものであり、人間の体内において、甲状腺ホルモンを作るために不可欠な元素である。

ヨウ素の同位体には放射線を出す放射性のヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、それが放出する放射線によって数～数十年後に甲状腺がんを発病する可能性がある。体内に入った放射性物質は、その放射性壊変と生体内の代謝によって徐々に量が減っていくが、その間被ばくは持続する。

甲状腺への放射線の影響は、外部被ばくによる場合と甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素の内部被ばくによる場合とがあるが、原子力発電所の事故では、内部被ばくが問題となる。原子力発電所において重大な事故が発生した場合には、放射性ヨウ素が大気中放出され、それを吸入する可能性がある。また、大気中に放出された放射性ヨウ素が野菜や貯水池や海洋等に降下し、それらに汚染された飲食物を摂取すると、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることがある。

2 放射性ヨウ素の取り込みによる甲状腺への健康影響

(1) 甲状腺がん

甲状腺等価線量で 50 から 100mSv 以上の放射線被ばくにより甲状腺に癌(がん)が過剰に発生することが広島、長崎の原爆被爆(ひばく)者の疫学調査やチェルノブイリ原発事故後の調査等により知られている。また、その発生確率は特に乳幼児において高くなることが知られている。放射線による発がんは、放射線防護の上では確率的影響と考えられている。

(2) 甲状腺機能低下症

数 Gy 以上というかなり高い線量に被ばくした場合、数か月の期間において、甲状腺の細胞死の結果として甲状腺ホルモンの分泌が減少することにより、甲状腺機能低下症が発症することがある。甲状腺機能低下症の発症は、放射線の確率的影響であって、しきい線量が存在する。そのしきい線量を超えた場合には、被ばく線量が増加するに従って発生率が増加し、重篤度も高くなると言われている。

3 安定ヨウ素剤による防護効果

放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取と汚染した飲食物の経口摂取によって体内に入る。安定なヨウ素も放射性のヨウ素も同じように血中を介して甲状腺に取り込まれる。健康な成人が安定ヨウ素剤を服用すると、服用後 1～2 時間以内に尿中排泄濃度は最大となる。その後、時間の経過とともに、尿中ヨウ素排泄量は漸減し、72 時間後には、服用した安定ヨウ素剤のほとんどが体内から排出される。

安定ヨウ素剤を服用すると血中のヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、放射性ヨウ素の甲状腺への到達量を低減することができる。

放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の 24 時間以内または直後に、安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。また、既に放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8 時間以内の服用であれば約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。このように放射性

ヨウ素摂取後では安定ヨウ素剤の防護効果は小さくなるため放射性ヨウ素が体内摂取される前に予防服用することが大切である。

安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること、それ自体を防ぐことはできない。

また、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。したがって、放射性ヨウ素がほとんど存在しない場合や原子炉の運転停止後に時間経過して放射性ヨウ素がほとんどなくなっている場合には、安定ヨウ素剤の服用は不要である。もう一つ重要な点は、放射性ヨウ素により甲状腺に既に生じた障害を被ばく前の状態に戻すことはできない。

4 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用

(1) 副作用の事例

これまでの原発事故後の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用は、チェルノブイリ原発事故時のポーランドの事例では、新生児甲状腺機能低下が0.37%に、子どもの4.6%に嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛等の症状が出たとされている。また、福島第一原発事故時の事例では、安定ヨウ素剤14日以上または20丸を連続服用した229人中3人(1.3%)に一過性甲状腺機能低下症がみられている。

(2) 服用不適項目に該当する症状

安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用不適切者と判断する。

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特異体質を有する者に起こるアレルギー反応である。服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発病、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

(3) 慎重投与に該当する症状

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者は、慎重投与対象者と判断する。

5 服用対象者

原則、次の者を除いて全員が服用する。

(1) 服用不適切者

(2) 自らの意志で服用をしない者

この場合、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤の安定ヨウ素剤を服用される。

なお、妊婦、授乳婦は、新生児への影響を考慮する必要があるが、原則的に服用対象者に含める。

また、40歳以上の者については、以前に原子力安全委員会が定めた「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について(平成14年4月)」では、放射線被ばくによる甲状腺がんの発生リスクの見られないことを理由に服用の必要がないとされていたが、近年の研究を見ると、甲状腺がんの発生リスクは年齢とともに減少するが、高齢者においてもそのリスクが残存するとの懸念がある。一方、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は、年齢が上がるとともに増加するとの報告もあり、こうした安定ヨウ素剤の服用に係る年齢との関係を理解した上で、服用してもらうこととする。

○特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。

(※乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばく

くによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていることおよび胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。

○次の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。

- ・ヨウ素摂取により重い副作用が発生するおそれのある者
- ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者
- ・造影剤過敏症の既往歴のある者
- ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者

○服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。

○屋内退避や避難が自発的にできない要配慮者で、服用の対象となる者に対しては、あらかじめ対応措置など準備する。

○安定ヨウ素剤の服用により副作用が発生するおそれがあるため、服用に当たっては、十分に副作用に留意する。

6 服用回数

服用は原則1回とする。

連続服用をしなくてよいように、避難等の防護措置を講ずることを前提とする。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則、国または県からの指示があった場合のみ服用する。

なお、妊婦、授乳婦、新生児は、原則として複数回の服用を避ける。

7 服用量・方法

(1) 新生児

ゼリー剤（ヨウ化カリウム量16.3mg）1包を服用する。

(2) 生後1カ月以上3歳未満の者

ゼリー剤（ヨウ化カリウム量16.3mg）2包又はゼリー剤（ヨウ化カリウム量32.5mg）1包を服用する。

(3) 3歳以上13歳未満の者

丸薬1丸（ヨウ化カリウム量50mg）を服用する。

(4) 13歳以上の者

丸薬2丸（ヨウ化カリウム量100mg）を服用する。

(5) その他

- ・安定ヨウ素剤の実際の服用に当たっては、就学年齢を考慮すると、7歳以上13歳未満の対象者はおおむね小学生に、13歳以上の対象者は中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学1年～6年生までの児童に対しては、丸薬1丸、中学1年以上に対しては丸薬2丸を丸を配布することが適当である。
- ・丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者はヨウ化カリウム50mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤（32.5mg）1包」）を服用し、丸剤の服用が困難な13歳以上の者はヨウ化カリウム100mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2包＋ゼリー剤（32.5mg）2包」、「ゼリー剤（32.5mg）3包」）を服用する。

- ・実際の服用に当たっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。

(6) 重複投与の防止策

未服用者と服用済者を分別できるようにする。

(7) 服用後の注意事項

ア 新生児

安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能をモニターする必要がある。

※甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため。

イ 授乳婦・授乳児

授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、授乳児への授乳を中止する。

※摂取したヨウ素の4分の1程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため。

ウ その他

安定ヨウ素剤服用により、副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。

※単回服用での重大な副作用の発生は極めてまれであるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。

※なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。

3-27 安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書

☐配布対象
☐配布対象外

安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書 兼 問診票

書類番号：

説明場所名	
記入日	令和 年 月 日
受領者氏名	
代理受領者氏名	
生年月日	(明治、大正、昭和、平成、令和) 年 月 日
性別	☐ 男 ☐ 女
記入者氏名	
あなたの年齢	☐ 新生児 ☐ 生後1か月以上3歳未満 ☐ 3歳以上小学校就学前 ☐ 小学1～6年生 ☐ 中学生1年生以上40歳未満 ☐ 40歳以上
【女性のみ】 妊娠中ですか？	☐ はい ☐ いいえ

【服用不適項目】

1	今までに安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？ (ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)およびルゴール液使用後ならびにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

【慎重投与項目】

1	今までヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
2	今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症)があると言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
3	今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
4	今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
5	今までに高カリウム血症と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
6	今までに低補体血栓性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

7	今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
8	今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
9	現在、以下のお薬をお使いですか。 「はい」の方は、該当する薬品にチェックを入れてください。 ☐カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン ☐リチウム製剤 ☐抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル） ☐ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩 ※慎重投与項目のうち、ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤服用をするかどうかを決めてください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

【確認項目】

1	安定ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
2	安定ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
3	安定ヨウ素剤服用以外の放射線防護、原子力防災について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
4	安定ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
5	安定ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
6	併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
7	安定ヨウ素剤を飲まない場合の対応方法や予想される結果などについて説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
8	すでに安定ヨウ素剤を服用しましたか。	☐ はい ☐ いいえ

安定ヨウ素剤の服用に関する注意事項の説明を受け、副作用の可能性についても理解し、安定ヨウ素剤を受け取りました。また、受け取った安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡さず、不要となった場合には返却を行います。

受領者氏名：

代理受領者氏名：

（注）代理受領の方へ

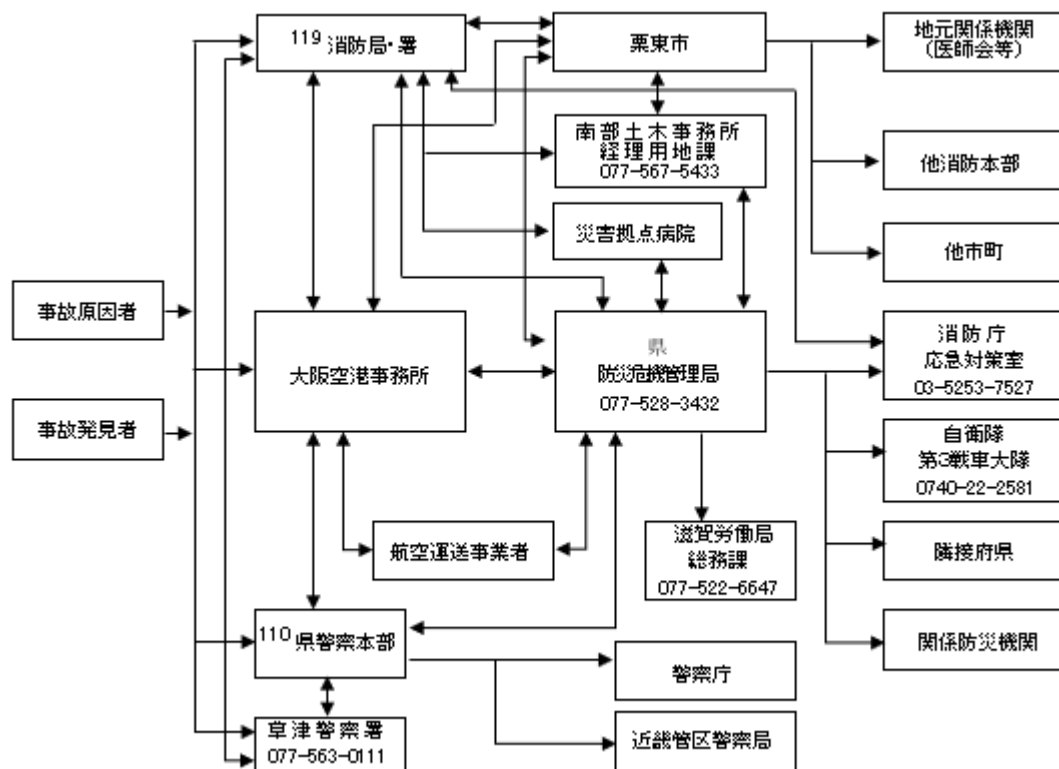
代理で受領された方は、安定ヨウ素剤をお渡しになる前に、本人に本紙の内容を確認してください。服用不適項目に該当する場合には、絶対に服用させないでください。後日、安定ヨウ素剤の返却をお願いします。

3－28 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値

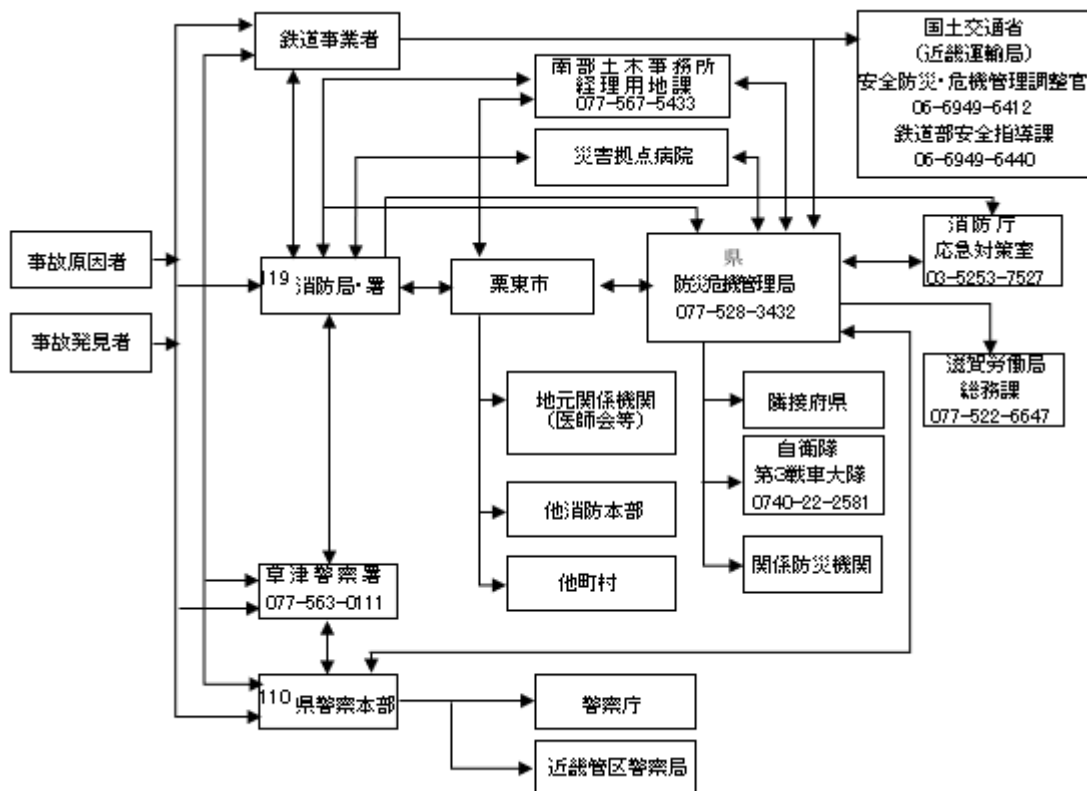
食品群	基準値（ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

3-29 各種事故災害時の連絡系統

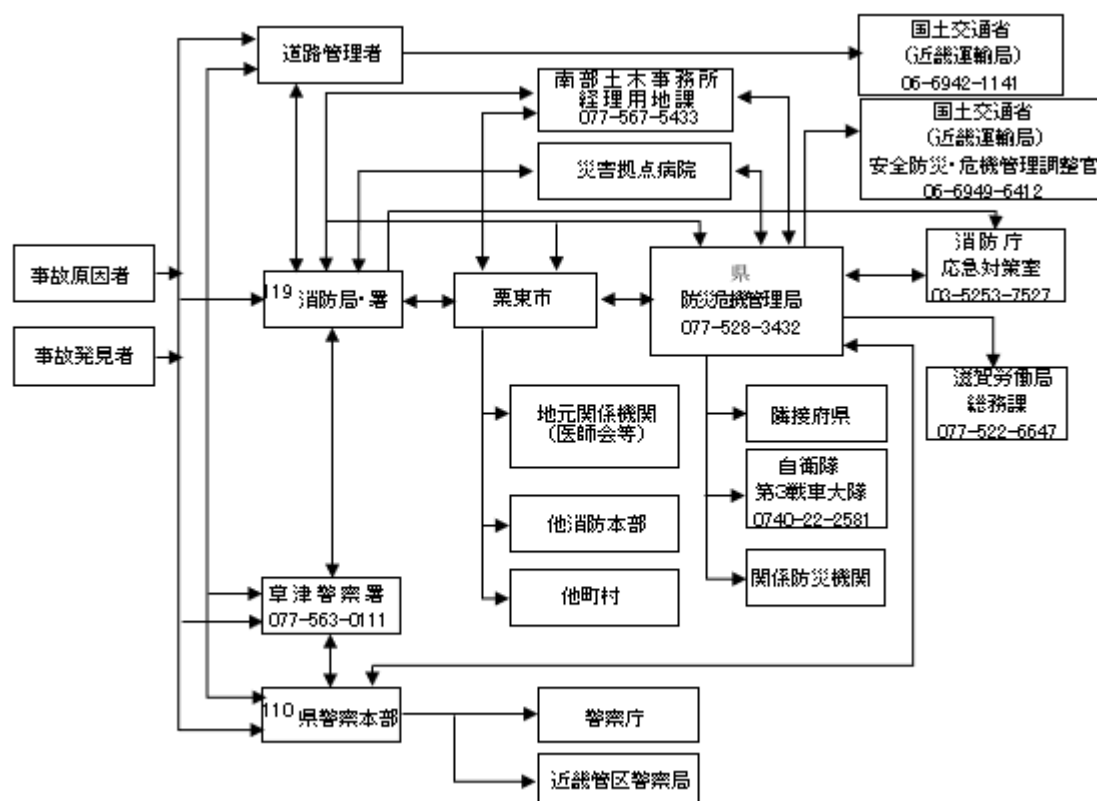
[航空災害発生時の連絡系統]



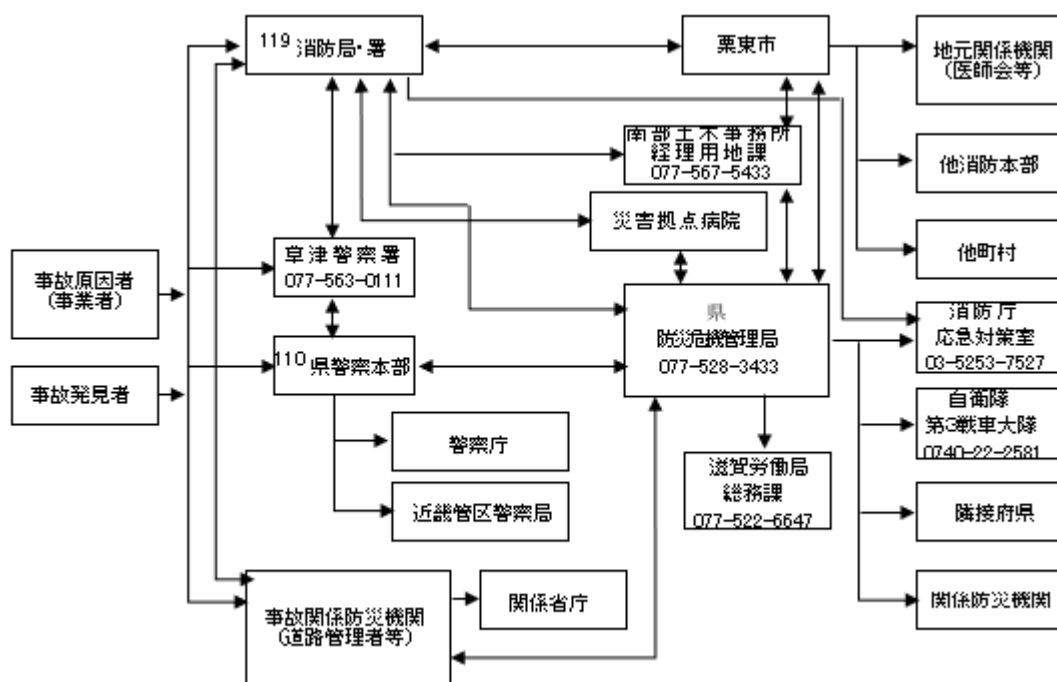
[鉄道事故災害時の連絡系統]



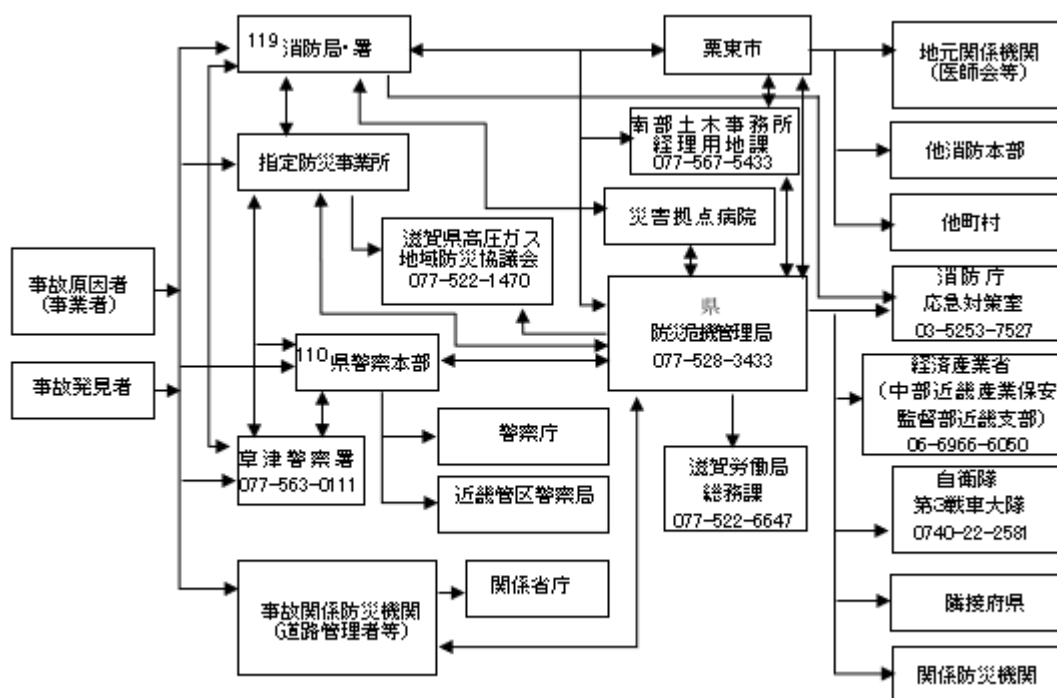
[道路災害時の連絡系統]



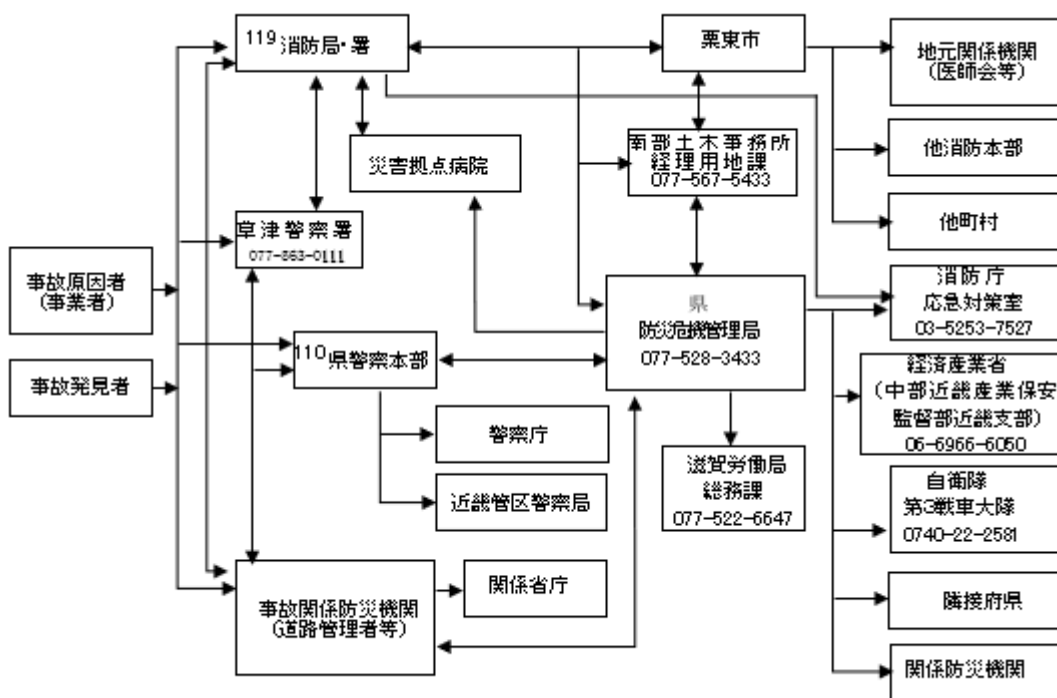
[危険物事故災害時の連絡系統]



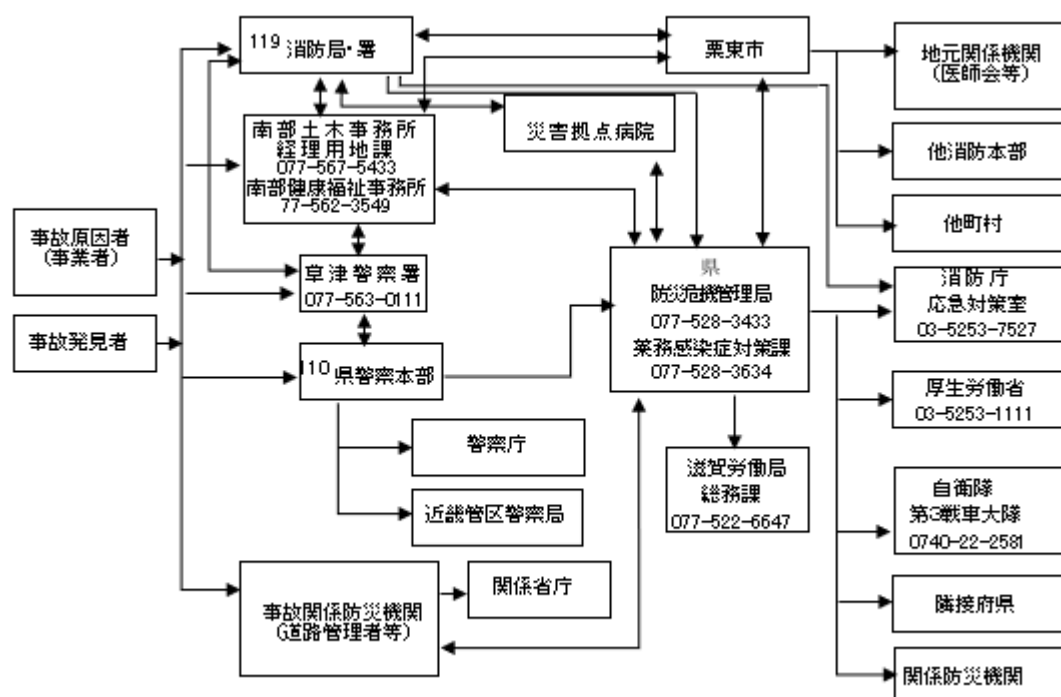
[高压ガス事故災害時の連絡系統]



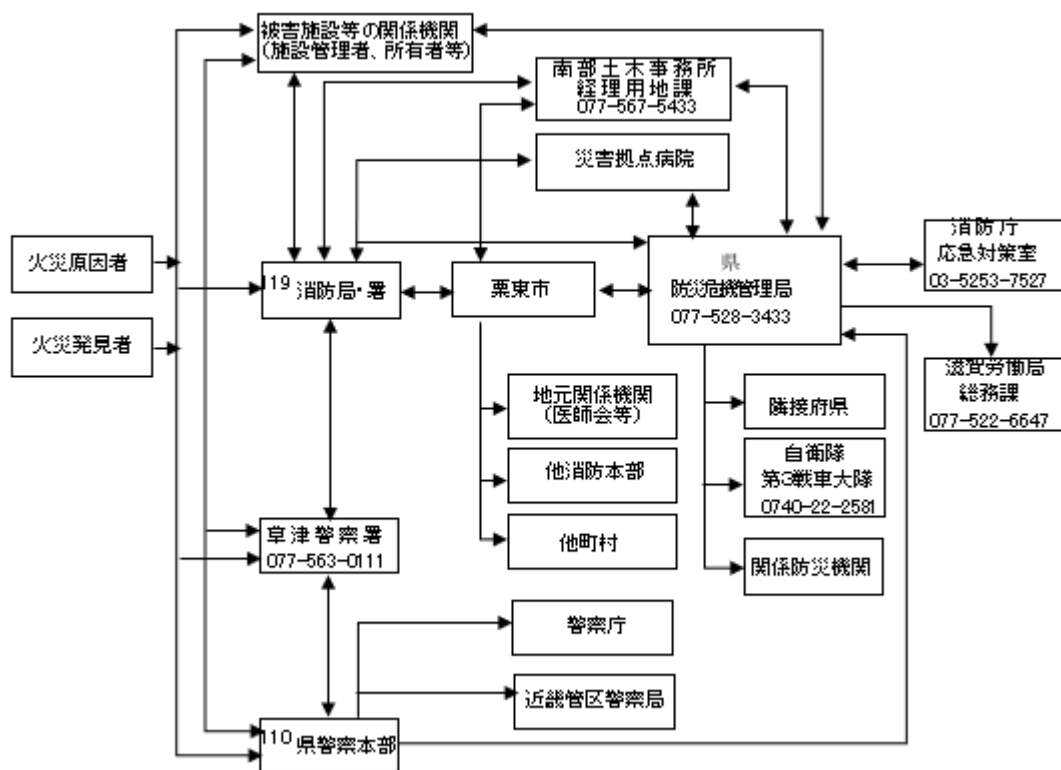
[火薬類事故災害時の連絡系統]



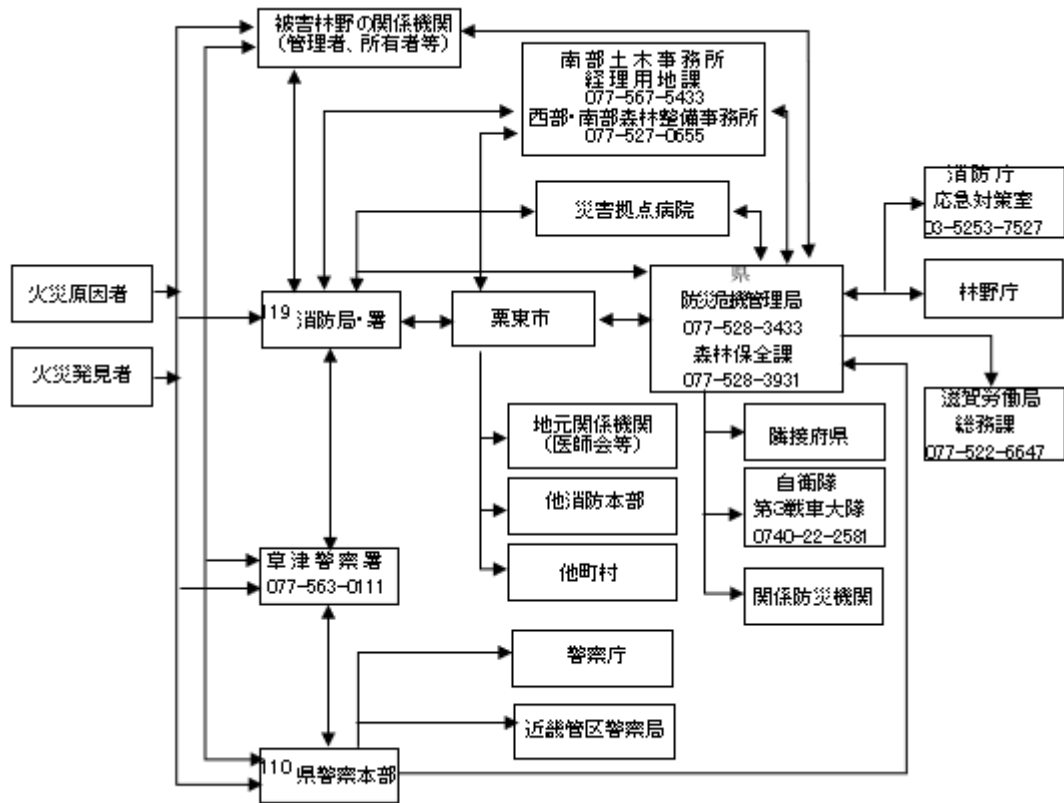
[毒物劇物災害時の連絡系統]



[大規模な火事災害時の連絡系統]



[林野火災時の連絡系統]



3-30 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社）

I 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、無線伝送設備、有線伝送設備、交換設備（防災関係機関との直通電話含む）、

I Pネットワーク設備、通信用電源設備を使用して行う。

II 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

（1）一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

（2）関西電力および関西電力送配電の被害情報

- a 電力施設等の被害状況および復旧状況
- b 停電による主な影響状況
- c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- d 従業員等の被災状況
- e その他災害に関する情報

2. 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

III 災害時における広報

1. 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、電気事故防止PRのための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

IV 要員の確保

1. 対策組織要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

2. 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

V 災害時における復旧用資機材の確保

1. 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 対策組織相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

3. 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

VI 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

VII 災害時における危険予防知措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

VIII 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

IX 災害時における応急対策工事

1. 応急工事の基本方針

対策組織の長は、災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

2. 応急工事基準

(1) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

3. 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

3-31 ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会）

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

1 都市ガス施設応急対策計画

災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

（1）情報の収集伝達および報告

1）地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

①地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

②気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

2）通信連絡

①災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

②事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

3）被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（2）応急対策要員の確保

1）災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。又、迅速な出社を確保するために自動呼出装置を活用する。

2）供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

3）大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（3）災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

（4）危険防止対策

1）風水害対策

水害、浸水地域の整圧器の機能監視及び他工場現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

2）地震災害対策

- ①地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
- ②二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- ③ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

2 都市ガス施設復旧計画

- (1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガス供給を再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

3 プロパンガス施設応急対策計画

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

- 1) 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保および保安教育の徹底を図るとともに大規模災害によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制および災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図るものとする。
- 2) 消防機関および関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図るものとする。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所および範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は、消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときは、その要請に応じて必要な措置をとるものとする。

(3) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。

ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止または消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

- 1) 火災が延焼拡大中であること。
- 2) 災害による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。
- 3) 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(4) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図るものとする。

(5) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うものとする。なお、この場合消防機関と協議するものとする。

(6) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関はこれに協力するものとする。

(7) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100m の範囲）および爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25% を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

(8) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

(9) 避難措置等の指示および解除

市長および警察等は必要に応じ、「第3節 第1 避難」に従って避難勧告を行うものとする。

(10) 避難所等へのガス供給と保安の確保

本市は、県の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯及び暖房用に必要となる L P ガスの供給と保安業務支援を実施する。

3-32 通信および放送施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社および各放送事業者）

災害時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

1 電気通信設備

（1）応急対策の基本

①災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- ・通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- ・通信の確保（通信衛星、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ・特設公衆電話の設置
- ・輻輳対策（発信規制と災害用伝言ダイヤルの運用）

②災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

（2）通信確保のための応急措置事項

1）最小限の通信を確保

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

ア．第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ．第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

ウ．第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

2）所管通信用建物および電気通信設備に対する応急措置

交換機を始めとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

3）臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

4）特設公衆電話等の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

5）通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

①通信が著しく輻輳する場合

②通信電源確保が困難な場合

③回線の安定維持が困難な場合

6）利用者への周知

災害のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、

ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ①通信途絶、利用制限の理由および内容
 - ②災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
 - ③通信の利用者に対し協力を要請する事項
 - ④その他、必要な事項
- 7) 非常・緊急通話の取扱

天災、事変その他の非常・緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。

(3) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

- 1) 原状に復する工事を行う。
- 2) 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

2 放送施設の応急対策

(1) 基本方針

1) 日本放送協会大津放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。

2) びわ湖放送株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

3) 株式会社京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

4) 株式会社エフエム滋賀

災害発生時には、「非常事態対策要領」非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。

(2) 応急対策

1) 日本放送協会大津放送局

ア. 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

イ. 会館設備

①演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。

- a. 連絡系統確保、非常無線通信の利用
- b. 施設の応急対策
- c. 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

d. その他電波確保に必要な事項

②局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

- a. 打合せ専用回線（V.H.F回線も含む）
- b. 加入電話
- c. NHKの基地局、陸上移動局、および簡易無線局
- d. NTT専用線（試験打合線、専科線借用）
- e. 放送回線
- f. 非常通信協議会加盟通信網
- g. 放送電波

ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

①受信の維持・確保のため、受信設備の復旧や避難所等への受信機の貸与・設置などの対策

②放送による被災者向け情報の提供

2) びわ湖放送株式会社

ア. 本社設備

①演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

②本社～送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

③本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

イ. 放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

①災害情報の中に手話を挿入

②災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布

③地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

3) 株式会社京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

①演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を維持する。中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

②送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

③中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

④その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

4) 株式会社エフエム滋賀

ア. 本社演奏設備

①本社演奏設備が被災した時は応急処置を講じると共に残存機器にて放送を継続する。

②本社演奏設備が使用不能の場合は演奏所内に仮設スタジオを設営して非常放送を継続する。

③本社～送信所間の中継回線が使用不能の場合は予備機器を送信所へ移し送信所から直接放送を行う。

イ．送信所設備

①本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。

②本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。

③本社演奏所―送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。

ウ．災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。

3-3-3 鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社）

1 風水害等発生時の応急対策計画

市内においてJR列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

（1）対策本部の設置等

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、安全推進部長が決定し招集を指示するものとする。

（2）対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援誘導、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

1）対策本部等の種別、設置標準および召集範囲

種 別	設 置 標 準	召集範囲
第1種 体 制	○ 重大な事故等が発生したとき ○ お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき	召集可能者の 全員
第2種 体 制	○ 重大な事故等が発生したとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき	召集可能者の 半数
第3種 体 制	○ その他必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として統括本部内関係各長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(注) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

3) 部外協力要請機関および要請分担

(7) 東海旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者
自衛隊	知事	支社長	総務企画課長
警察本部	本部長		
府県	知事		
警察署	署長	駅区所長	駅区所長
消防署	署長		
市町	市町長		
病院等	病院等の長	支社長	総務課長
私鉄等	私鉄等の長		
航空会社	関係機関の長		
レッカー等復旧用重機械類、化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長
その他	関係機関の長	支社長	関係課長

(7) 西日本旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者	記事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			
府県	知事		駅業務部長	
鉄道警察	隊長			
警察署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	
消防署	署長			
市町	市町長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合 指令所長	近畿総合 指令所長	駅長が輸送指令に手配 方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重 機械類、化学薬品処 理指導者、タンクロ ーリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係 現場 長	脱線復旧のレッカー車の手配について は、関係指令から連絡を受けた車両復 旧受持区所が判断し、必要と認めたと きはレッカー車所有会社に出勤を要請 する。 (その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

2 地震災害発生時の応急対策計画

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために必要な対策計画を確立する。

(1) 基本方針

1) 西日本旅客鉄道株式会社

地震発生の場合、防災警備、鉄道事故および災害応急処置標準、災害時運転取扱標準の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

2) 東海旅客鉄道株式会社

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱標準等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

(2) 応急対策

1) 西日本旅客鉄道株式会社：京都支社

(ア) 地震時の運転規制基準と警備

【運転規制値（地震）】

運 転 規 制	
速 度 規 制	運 転 見 合 わ せ
計測震度が 4.0 以上 4.5 未満 を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は 25km/h 以下、初列車により 規制区間内に異常がないことが確認されたのち、 運転規制の解除を行うものとする。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守 担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確 認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	計測震度が 4.5 以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するもの都市、 規制区間内には列車を進入させないこととする。 その後、保守担当区長の報告により異常を認めら れなかったときは、初列車は 45 km/h で運転を 行い、初列車により規制区間内に異常がないこと が確認されたのち、運転規制の解除を行うものと する。

(イ) 運転事故等が発生したとき

近畿統括本部にて、統括本部対策本部および事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

【事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲】

種 別	設 置 標 準	召集範囲
第1種 体 制	○お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ○特に必要と認めたとき	全ての班 召集可能者の全員
第2種 体 制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ○重大な事故等が発生したとき ○本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○必要と認めたとき	必要な班 召集可能者の半数
第3種 体 制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○本社がBCP対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数

初 動 対応室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(注) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

2) 東海旅客鉄道株式会社：東海鉄道事業本部

(ア) 危険防止措置

①乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等の危険な場所を避け、ただちに列車を停止させる。

②輸送指令または駅長は、地震を感知した場合にその震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

③保守担当区長は、一定の震度以上の場合および被害発生のおそれがある場合、線路 および 周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施して列車運転の可否を決定する。

(イ) 対策本部、復旧本部の設置

地震発生の場合、部内規程の定めるところにより、東海鉄道事業本部に対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

(ウ) 地震発生時の動員体制

地震発生時の緊急出動は、部内規程等に定める非常招集計画による。

(エ) 資機材および車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材 および 車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともにその確保に努めるものとする。

3) 東海旅客鉄道株式会社：新幹線鉄道事業本部、関西支社

(ア) テラスが作動した場合

地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に絵列車を停止する。なお、運転再開については、自信強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

(イ) 災害対策本部の設置

地震発生により感震機が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震機作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

(ウ) 社員の非常召集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。

(エ) 応急復旧体制

関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

①関係社員の非常召集計画

②応急復旧用資材の所在および数量の把握

③関係業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

④応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

④ その他、関係機関への連絡、方法等の確立

3-34 学校における応急対策計画

保育園、幼稚園、小学校、中学校において、災害発生時の応急対策を通じて、乳児・幼児・園児・児童・生徒（以下、児童等と記す。）の生命の安全の確保と教育・保育活動の確保について万全を期する。校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

1 市立学校・幼稚園における防災体制

(1) 緊急避難計画

1) 学校・園内での活動中を想定した計画

- ①学校・園内防災組織および避難場所を確立する。
- ②避難訓練のマニュアルを作成する。
- ③年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- ④発災時における教職員等の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- ⑤学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- ⑥避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- ⑦教職員等の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

2) 学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

1) 災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ①児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素災害時の事前指導、事後指導 について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- ②教育委員会、幼児課、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ③緊急時の所属職員の非常召集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- ④発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - ・各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - ・学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - ・職員個々の緊急時に参集する学校・園を明らかにし県教育委員会または市教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または市教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - ・このマニュアルはあくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

2) 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

3) 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

4) 特に障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

5) 緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

- 6) 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- 7) 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。
- 8) 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

2 市立学校・幼稚園における応急対策

(1) 災害時の応急対策

災害発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

1) 学校・園内での授業中の場合

- ①災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- ②災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに県本部または市本部へ報告する。
- ③家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めおく等の措置をする。
- ④状況に応じ県本部または市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- ⑤幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

2) 学校・園外での活動中の場合

- ①校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- ②校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

3) 授業時間外の場合

- ①大規模災害（地震の場合、震度5弱以上）が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校・園へ参集し、職員は校・園長の指示に従い行動する。勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で、遠隔地から通勤している者が災害発生により参集不能の場合は、園長の指示を受けながら対応する。
- ②職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ参集し、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

〔校 長〕	〔教 頭〕	〔教務主任〕	〔学年主任〕	〔各学級担任〕
児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導、教育委員会へ報告	児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導	全校児童生徒の安否確認	学年児童生徒の安否確認	担任児童生徒の安否確認

(2) 避難所開設時の対応

学校・園において、避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

- 1) 避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ①授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。
 - ②各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - ③発災直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には市計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
 - ④学校・園は平素より市防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
 - ⑤学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。
- 2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

(3) 災害復旧時の体制

- 1) 校・園長は教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して教育委員会に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- 2) 教育委員会は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- 3) 教育委員会は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- 4) 学校・園が避難所になったため授業再開が困難な場合、教育委員会は、学校に対し支援職員の派遣、市職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりすること等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- 5) 校・園長は災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営に戻すよう努める。

3 教科書等の調達および支給計画

(1) 教科書等の確保

- 1) 市教育委員会は、教科書の喪失、棄損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
- 2) 県教育委員会は1)の報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。
- 3) 災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

(2) 学用品の支給

- 1) 市教育委員会は、学用品を喪失または棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童・生徒等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。
- 2) 災害救助法が適用されたときは、権限の事前委任を受けている市長が支給の措置をとる。

4 授業料等の減免に関する計画

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

5 市立保育園における防災体制

園長は園の実状や園児等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

(1) 緊急避難計画

1) 園内での活動中を想定した計画

- ①園内防災組織および避難場所を確立する。
- ②避難訓練のマニュアルを作成する。
- ③年間計画の中に園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- ④発災時における職員の園児等への指示および措置の方法を明らかにする。
- ⑤園の施設・設備の状況を把握する。
- ⑥避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- ⑦職員の配備と園児等の安全確認を明らかにする。

2) 園外での活動中を想定した計画

災害が登園時および園外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(1) 防災体制

①災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- a. 園児等の避難計画および訓練の実施ならびに平素災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- b. 市役所、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- c. 緊急時の所属職員の非常召集の方法を定め、連絡先を確認し職員に周知させる。
- d. 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - ・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - ・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - ・台風警報が発表された場合、自宅待機とするが、家庭の事情で無理な場合は、園児を受け入れるものとする。
 - ・このマニュアルはあくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

②園児については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

③園児の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

④園においては、防災体制についての園内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

6 市立保育園における応急対策

(1) 災害時の応急対策

災害発生時において、園長は次のような措置を講ずるものとする。

1) 園内での保育中の場合

- ①災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- ②災害の規模、園児・職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
- ③家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで園に園児等を留めおく等の措置をする。
- ④状況に応じ市本部との連絡の上、臨時休園等の適切な措置をとる。
- ⑤園児誘導にあたっては、該当園児等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治会の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

2) 園外での保育中の場合

- ①園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- ②園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、園長に連絡する。その時連絡手段として、携帯の通信機器（携帯電話等）を所持する。

3) 保育時間外の場合

- ①大規模災害（地震の場合、震度5弱以上）が保育時間外に発生した場合、園長および職員は直ちに勤務園へ参集し、職員は園長の指示に従い行動する。ただし、園長、保育士以外の職員で、遠隔地から通勤している者が災害発生により参集不能の場合は、園長の指示を受けながら対応する。
- ②職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務園に参集して、園長の指示のもとに所属の園児の動静に関する情報の収集に努める。

(2) 避難所開設時の対応

保育園において、避難所が開設される場合、園長は避難所の開設等に協力し、園管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ①保育中に発災した場合においては園児等の安全確保を最優先とした上で、施設等の使用方法につき市本部と協議する。
- ②園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ③災害発生直後においては園長を中心に運営することとなるが、最終的には市地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に保育が再開できるように努める。
- ④園は平素より市防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
- ⑤園へ避難してくる被災者は、園児等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、園、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。

第4章 災害復旧計画に係る資料

4-1 被害家屋調査実施概要

市は、被災した建築物について、罹災証明の発行と連携した被害家屋調査を実施する。

1 第1次被害家屋調査

(1) 事前準備

- 1) 調査実施計画策定
- 2) 調査員の確保
- 3) 調査備品等の準備
 - ・調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
 - ・調査用地図の用意（住宅地図等）
 - ・調査員運搬用車両の手配
- 4) 参考資料の整理
 - ・建物応急危険度判定による調査結果（震災のみ）
 - ・消防署による火災の調査結果

(2) 調査体制

第1次被害家屋調査は、税務班及び住宅班の職員により実施する。また、必要に応じて県に応援を要請する。

- 1) 調査員は3～4人1組
- 2) 調査方法は外観および必要に応じ内部立ち入り調査

(3) 判定基準

市は、罹災証明を発行するにあたって、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 警察庁警備局長、消防庁次長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長宛）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、家屋被害の判定を被害家屋損害割合判定表により行う。

(4) その他

市は、被災者台帳を作成する。また罹災証明に関する必要事項を広報する。

2 第2次被害家屋調査

(1) 調査体制

第1次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第1次被害家屋調査ができなかった家屋について、申し出に基づき第2次被害家屋調査（再調査）を実施する。

- 1) 調査員は3～4人1組
- 2) 調査方法は内部立ち入り調査

(2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 警察庁警備局長、消防庁次長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長宛）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会は、以下のものに対して市長が委嘱する。

- 1) 専門知識を有する建築士
- 2) 不動産鑑定士
- 3) 学識経験者等

4-2 罹災証明書様式

り災証明願

り災証明書を必要としますので、下記物件が、り災したことにつき、証明願います。

年 月 日

(申請者)

住所 _____

ふりがな _____

氏名 _____

電話番号 _____

世帯主との関係 _____

栗東市長様

世帯主住所	申請者と同じ・栗東市			
世帯主氏名	申請者と同じ・氏名()			
世帯 構成員	氏名	生年月日	性別	続柄
				世帯主
り災の 状況	り災家屋と申請者との関係	世帯主・所有者・占有者・その他()		
	り災の場所	申請者と同じ・栗東市		
	り災物件	住家・非住家()		
	り災原因	年 月 日の による		
	り災の概況			
提出先と発行部数	へ提出 枚			
自己判定 調査 同意欄 (希望する 場合)	○自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要になります。(現地調査を行う場合もございます) ○自己判定調査で交付できるり災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 □上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。			
証明書 受け取り 方法	□ 窓口来庁			
	郵送	□ 申請者住所と同じ □ 以下の住所地に送ってほしい		
		〒 _____ 住所 _____ 宛名 _____		
本人確認		担当者		

り災証明書

整理番号

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯 構成員	氏名	生年月日	性別	続柄

り災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

滋賀県栗東市長

印

4-3 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
氏名 (法第90条の3第2項第1号)	氏名 (ふりがな(フリガナ))	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。 ○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。
生年月日/年齢 (法第90条の3第2項第2号)	生年月日 (年齢)	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。
性別 (法第90条の3第2項第3号)	性別	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所又は居所 (法第90条の3第2項第4号)	住所	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。
	居所	○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。 ○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。
住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 (法90条の3第2項第5号)	＜住家被害＞ 被害認定結果 被害認定日	○罹災証明書の証明事項と同義。
	＜被災住民の人的被害＞ 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況	
	＜家財等の動産被害＞ 被害の状況	○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。
援護の実施の状況 (法第90条の3第2項第6号)	＜被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度＞ 支援制度 申請日 申請者 被災者と申請者の関係 支援の区分 支給日 支給終了日	○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載・記録。 ○具体例 ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊→半壊解体 加算支援金 賃貸→建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体（日本赤十字、都道府県、市区町村等）ごとに項目を作成する。 また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分回数ごとに記載・記録する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるように記載・記録する。

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
	＜地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学科・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況＞ 減免の実施の有無 減免の対象	○具体例 ・市町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・国民年金保険料の減免
	＜災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度＞ 貸付金の有無 貸付金の種類	・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。
	＜災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居＞ 救助の種類 救助の有無	
	＜児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置＞ 特例措置の種類 特例措置の有無	
要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 （法第90条の3第2項第7号）	要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児 妊婦 持病（難病、特定疾病等） ペット有無 DV 児童虐待 外国人 支援を要する高齢者 上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。 ・DV、児童虐待 本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。
	・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条 ○特定個人情報データ標準レイアウト 4、10、20、26、74、78、80、82 ○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。 （具体例） ・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。 ○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に係る可能性のある項目を幅広く対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当た

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
		り必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。
電話番号その他の連絡先 (規則8条の5第1号)	電話番号 携帯電話番号 メールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則8条の5第2号)	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する 援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。 ○世帯を認識するために有用。
罹災証明書の交付の状況 (規則8条の5第3号)	交付日 交付枚数 申請日 申請者	○罹災証明書の交付実績を記載・記録。
市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (規則8条の5第4号)	台帳情報提供に関する同意 同意する情報提供先	○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。
前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (規則8条の5第5号)	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報(項目)	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。
被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 (規則8条の5第6号)	個人番号(マイナンバー)	○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する際に記載・記録。 ○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。 ○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。
前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(例) (規則第8条の5第7号)		
(調査)	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。 ○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。
(建物)	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標(緯度、経度)	○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。 ○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。 ○法定項目ではないが、導入市区町村において、記載・記録している例がある。 ○登記情報等、公表されている(利用可能な)情報を基本とする。
(住家・非住家の別)	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。 ○住家とは、現実的に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実的に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
(所有者氏名)	建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ))	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。
(所有者住所／居所)	建物所有者の住所 建物所有者の居所	○所有者の住所／居所を記載・記録。 ○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号 建物所有者の携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話 のメールアドレス 建物所有者のファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。

4－4 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 ○県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

4－5 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○市において住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 ○県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

4-6 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町が1以上ある自然災害		
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	150万円 150万円 250万円 270万円 (350) 350万円	
貸付条件	所得制限	世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増ごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3%(据置期間は無利子)	
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)	
	償還期限	10年(据置期間を含む)	
	償還方法	年賦又は半年賦又は月賦	

4-7 生活福祉資金の貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」 「生活復興支援資金」
実施主体	県社会福祉協議会（申請窓口は市社会福祉協議会）
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯（世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.5倍程度の世帯） ○障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯） ○高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯）
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費 20万円以内、○住宅入居費 40万円以内、○一時生活再建費 60万円以内 ②福祉資金 ○福祉費 580万円以内等（種類により異なる）、○緊急小口資金 10万円以内 ③教育支援資金 ○教育支援費 高校 3.5万円以内、高専・短大 6.0万円以内、大学 6.5万円以内、○就学支度費 50万円以内 ④不動産担保型生活資金 ○不動産担保型生活資金 土地評価額の7割程度、月30万円以内、○要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地評価額の7割程度、生活扶助額の1.5倍以内 ⑤生活復興支援資金 ○一時生活支援費 120万円以内、○生活再建費 80万円以内、○住宅補修費 250万円以内
年利	①、②（福祉資金）、⑤連帯保証人ありは無利子、なしは1.5%、②（緊急小口資金）、③無利子、④年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
据置期間	①、②（福祉資金）、③最終貸付日（卒業後）から6月以内、②（緊急小口資金）貸付日から2月以内、④契約終了後3月以内、⑤最終貸付日から2年以内
償還期限	①10年以内、②（福祉資金）、③、⑤据置期間経過後20年以内、②（緊急小口資金）12月以内、④据置期間終了時

4-8 被災者生活再建支援金の支給内容

1. 対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし現象により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の災害 ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）																				
2. 被害の認定	市は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。 なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。																				
3. 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																				
4. 支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 ((3)①に該当)</td><td>解体 ((3)②に該当)</td><td>長期避難 ((3)③に該当)</td><td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td><td>中規模半壊 ((3)⑤に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>—</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円 (100万円)</td><td>100万円 (50万円)</td><td>50万円 (25万円)</td></tr></table> ※ 〇内の支給額は、中規模半壊時の金額 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																		
支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)																		
5. 支給申請	市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。																				

4-9 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容

1. 対象となる災害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。 ・ 県内で 5 世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき ・ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき																																																											
2. 支援金の支給	市町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。 なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><th rowspan="2">支援金の種類</th><th rowspan="2">世帯構成</th><th colspan="5">住宅の被害の程度</th></tr><tr><th>全壊</th><th>解体</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="2">基礎支援金</td><td>複数</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>35 万円</td><td>25 万円</td></tr><tr><td>単数</td><td>75 万円</td><td>75 万円</td><td>37.5 万円</td><td>26.2 万円</td><td>18.7 万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><th rowspan="3">支援金の種類</th><th rowspan="3">世帯構成</th><th colspan="6">住宅の再建方法</th></tr><tr><th rowspan="2">建設・購入</th><th colspan="3">補修</th><th colspan="2">賃借（公営住宅を除く）</th></tr><tr><th>全壊・解体・大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th><th></th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="2">加算支援金</td><td>複数</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>75 万円</td><td>25 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr><tr><td>単数</td><td>150 万円</td><td>75 万円</td><td>56.2 万円</td><td>18.7 万円</td><td>37.5 万円</td><td>18.7 万円</td></tr></table>	支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度					全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水	基礎支援金	複数	100 万円	100 万円	50 万円	35 万円	25 万円	単数	75 万円	75 万円	37.5 万円	26.2 万円	18.7 万円	支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法						建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く）		全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水	加算支援金	複数	200 万円	100 万円	75 万円	25 万円	50 万円	25 万円	単数	150 万円	75 万円	56.2 万円	18.7 万円	37.5 万円	18.7 万円
支援金の種類	世帯構成			住宅の被害の程度																																																								
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水																																																						
基礎支援金	複数	100 万円	100 万円	50 万円	35 万円	25 万円																																																						
	単数	75 万円	75 万円	37.5 万円	26.2 万円	18.7 万円																																																						
支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法																																																										
		建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く）																																																						
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水																																																					
加算支援金	複数	200 万円	100 万円	75 万円	25 万円	50 万円	25 万円																																																					
	単数	150 万円	75 万円	56.2 万円	18.7 万円	37.5 万円	18.7 万円																																																					
3. 県の補助	県は、市町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の 3 分の 2 の額を補助する。																																																											
4. その他	そのほか必要な事項は、県が制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。																																																											

4－１０ 日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い

１ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条に基づく、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除。

２ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

郵便法第 18 条に基づく、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき実施される、被災地の郵便局における、被災世帯に対する、通常葉書及び郵便書簡の無償交付。

３ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 4 条に基づく、被災者が差し出す郵便物の料金免除。

４ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に基づく、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対して配分される、お年玉付郵便葉書等寄附金。

4-11 天災融資法による融資制度

制度の名称	天災融資制度																																																																																																	
支援の種類	融資																																																																																																	
支援の内容	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 ・天災融資制度の内容は次のとおり 【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table> ・被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。 【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table> ・貸付利率、償還期限は次のとおり <table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(ウ)特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table> ※実際の貸付利率は、天災融資法の発令時に決定される。 ※償還期限は、資金の内容等により異なる。				区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	資格者	貸付利率	償還期限	(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額																																																																																														
				①損失額の%			②万円																																																																																											
			個人		法人																																																																																													
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																																																																													
		一般農業者	45	200	2,000																																																																																													
	林業者		45	200	2,000																																																																																													
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																													
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																																																																													
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																																																																													
一般漁業者		50	200	2,000																																																																																														
区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額																																																																																															
			①損失額の%	②万円																																																																																														
		個人		法人																																																																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																																																																														
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																														
林業者		60	250	2,000																																																																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																														
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																														
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																														
	一般漁業者	60	250	2,500																																																																																														
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																																
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																
(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																
(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																
活用できる方	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象																																																																																																	
	(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者																																																																																															
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 2 樹体の損失額が 30%以上		左のうち損失額が 50%以上																																																																																															
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 2 林業施設の損失額が 50%以上		左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上																																																																																															
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 2 水産施設の損失額が 50%以上		左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上																																																																																															
問い合わせ	市町村																																																																																																	

4-12 激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	幼保連携型認定こども園災害復旧事業
ク	老人福祉施設災害復旧事業
ケ	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
コ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
サ	女性自立支援施設災害復旧事業
シ	感染症指定医療機関復旧事業
ス	感染症予防事業
セ	特定私立幼稚園災害復興旧事業
ソ	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
タ	湛水排除事業
農林業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ	森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
イ	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する援助
その他の財政援助及び助成	
ア	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
エ	市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
オ	母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
カ	水防資材費の補助の特例
キ	罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
ケ	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
コ	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4－１３ 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	幼保連携型認定こども園災害復旧事業
ク	老人福祉施設災害復旧事業
ケ	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
コ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
サ	女性自立支援施設災害復旧事業
シ	感染症指定医療機関復旧事業
ス	感染症予防事業
セ	特定私立幼稚園災害復興旧事業
ソ	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
タ	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
その他の特別の財政援助及び助成	
ア	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

個別計画集

個別計画集

目次

I	栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画	I -1
II	栗東市水防計画	II -1

I 栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的及び基本方針

南海トラフ沿いの巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本計画は、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の基本方針

本計画は、南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生に対して、市民一人一人が行う「自助」や地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進するとともに、市や防災関係機関が行う「公助」と連携・協働を図るため、市民、地域、市及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

本計画に記載のない南海トラフ地震に係る地震防災対策については、栗東市地域防災計画に基づき実施する。

なお、本計画は、南海トラフ地震の特質を考慮し、次の点に留意する。

1 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部によると、南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されているため、計画的かつ早急な事前防災対策を図る。

2 地域防災力の向上

南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生直後は国や他府県からの支援が困難であることが想定されるため、「自助」・「共助」による地域防災力の向上を図る。

3 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去の南海トラフ地震においては、複数の地震が数時間から数日、あるいは数年間の間隔をおいて発生していることから、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮した防災啓発、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

4 自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県においては、津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県か

らの支援が期待できないことを想定し、自立した災害対応を行うとともに、本市の被害が比較的軽微な場合は、被害の甚大な市町村への支援を行う。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、栗東市地域防災計画第1章第2節を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、南海トラフ地震による直接的被害の軽減及び的確かつ迅速な災害応急対策を実施するため、避難場所、消防用施設、緊急輸送道路、公共施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

第1 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画

南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法に基づき定められている「滋賀県地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、事業を推進する。

第2 その他

第1に定める事業以外にも、地震防災上必要と認める施設等の整備を促進する。

第2節 防災訓練

第1 防災訓練

市及び防災関係機関は、本計画の熟知と、市民及び自主防災組織との連携体制強化を目的として、南海トラフ地震に係る広域な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、防災訓練は、職員参集訓練及び本部運営訓練、要配慮者に対する避難誘導訓練、情報収集・伝達訓練等、具体的かつ実践的な内容となるように努める。

第2 公共施設における防災対策の充実

多数の者が出入りし、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を担う各公共施設において、南海トラフ地震による混乱を最小限にし、その機能を十分に果たすために、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定め、定期的に計画に基づいた訓練を行うよう努める。

第3節 地震防災上必要な防災知識の普及

市は、関係機関、自治会、自主防災組織等と協力して南海トラフ地震に関して防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

南海トラフ地震防災対策の円滑な実施を図るため、職員の研修受講等を推進することにより、必要な防災知識の普及を図る。その内容は次の事項を含むものとする。

(1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識

- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、以下の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市民一人一人に「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、印刷物の配布、インターネット等を活用し、防災知識の普及を図る。防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生等

第3 学校教育に関する防災知識の普及

学校教育を通じての防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで発生する地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法
- (7) 学校(園)に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動

第4 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

第1に準じる。

第4節 地域防災力の向上

市は、南海トラフ地震発生により予想される広域的かつ甚大な被害に対し、市民、事業所、自治会、自主防災組織等が主体的に参加・連携して地域の総合的な防災力の向上を図るため、次の施策を推進する。

第1 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

南海トラフ地震発生により、広範囲にわたる道路の寸断、通信の障害等の同時多発的な被害が生じ、消防・救助力が十分な活動ができない状況が想定されるため、地域住民自らが防災活動を行うための自治会等を単位とした自主防災組織の育成に努める。

第2 事業所の災害対応能力の向上

事業所に対し、南海トラフ地震に関する正確な知識や日頃からの備え、地域コミュニティとしての連携、協力体制の確立についての普及啓発を行うとともに、各事業所における事業継続計画（BCP）の作成、資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策などの災害対応能力の向上のための支援を行う。

第5節 広域かつ甚大な被害への備え

南海トラフ地震が発生すると、西日本を中心に、広域的かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

市は、防災関係機関と連携して、このような被害の発生に対して、「人命を守ること」を最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物等の耐震診断、耐震改修の推進

阪神・淡路大震災においては、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準以前に設計さ

れた建築物が大きな被害を受けていることから、平成 28 年 3 月に策定した栗東市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物を中心とした建築物の耐震性の向上に向けた取り組みを推進する。

1 住宅の耐震化

地震による被害を軽減するために、市民に対して耐震診断、耐震改修の必要性の普及・啓発を行い、耐震化の促進を図る。

2 公共施設等の耐震化

庁舎、公民館、学校、病院等多数の者が利用する施設や災害時の拠点となる施設について、計画的に耐震化を実施する。

第 2 長周期地震動対策

南海トラフ地震の地震動は活断層と比較して長周期成分を多く含んでいることから、市及び関係機関は、長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての今後の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第 3 時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震では、二つの地震の同時発生のほか、数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、後発の地震に対する対策を推進する。

1 市民に対する広報

あらかじめ南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について情報を提供するとともに、地震発生後において情報不足による混乱を防止するため、速やかな災害情報の広報に努める。

2 応急危険度判定の迅速化等

最初の地震で脆弱になった建築物が、次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の必要な体制を早急に整えるための体制整備を推進する。

第 4 帰宅困難者対策

南海トラフ地震発生時は、広域かつ甚大な被害に伴い、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があることから、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援体制を整備する。

1 情報の提供

指定避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧状況に関する情報等を放送事業者等と連携するなど様々な手段により迅速に提供するように努める。

2 帰宅困難者の支援

災害発生時にむやみに移動を開始しないことの啓発や避難所の開設、一定時間経過した後の徒歩帰宅を支援するための支援施設のネットワーク化に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生するおそれがある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、防災関係機関は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

第1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、直ちに栗東市災害対策本部及び必要に応じて栗東市現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部体制の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、栗東市災害対策本部条例、栗東市地域防災計画に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集及び初動体制

南海トラフ地震の配備体制に関しては、栗東市地域防災計画第3章第1節第2を準用する。

第4 南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」等を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上 ^{*1} の地震 ^{*2} が発生

	・ 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象とはしない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 地震発生時の応急対策等

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震での応急対策については、栗東市地域防災計画第3章を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震での応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、人員等の確保に努める。

1 資機材等の調達手配

（1）災害応急対策に必要な物資、資機材を確保する。

(2) 応急救護及び被災者救護活動のために、県に対して必要な物資の供給を要請する。

2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 栗東市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備に努める。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震での迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため行う他機関に対する応援要請は、栗東市地域防災計画第3章第2節第4を準用する。

第3節 支援・受援体制の整備

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、国や他地域等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応の実施に努める。

また、市の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他地域への支援に努める。

第1 広域防災体制の確立

1 交通状況の情報の共有化

発災後の救急輸送手段を確保するため、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、国及び県と通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

2 輸送戦略の検討

国及び県と道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

3 防災活動拠点のネットワーク化

医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、国、県及び関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

第2 遠隔市町村との連携

南海トラフ地震が発生した際に、同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携について、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に規定する近畿ブロック以外の地域と体制整備を図る。

第3 被災地への人的支援

あらかじめ保健師、建築、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握し、災害時における応援協定や全国市長会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第4 広域避難対策

1 広域避難者の受入れ体制の整備

市域における被害が軽微な場合に、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行うため、県と連携して支援体制の構築を図る。

2 広域避難者への対応

県、他市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について対応する。

Ⅱ 栗東市水防計画

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である栗東市が、同法第 33 条 1 項の規定に基づき、栗東市の地域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防事務の処理

水防管理者（市長）は、水防法第 11 条及び 16 条による水防予警報の通知を県知事から受けたときは、その洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3. 水防本部の設置

水防管理者は、市内に於いて、水防が十分行えるよう水防本部を設置し、本部の事務局を建設部土木交通課に設置するものとする。

但し、災害警戒本部が開設された場合は、栗東市地域防災計画の定めるところによる。

栗東市水防本部組織

水防本部長	—	水防副本部長	—	以下、各班は栗東市災害対策本部職員
（市長）		（副市長、教育長）		動員計画系統図による

4. 水防体制及び活動

1) 水防体制

水防活動に関する気象予報通知があった時、または災害の発生が予想される時、水防本部を設置するとともに、水防警戒体制に入るものとする。

2) 水防本部の非常配備（水防警戒体制）

気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および水防管理者が必要と認めるときは、栗東市災害警戒本部設置前の体制として、おおむね以下の基準により、非常配備をおこなうとともに、気象、水防等の情報収集およびその通報をおこない災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部を設置し、対処するものとする。

① 河川等の巡視

水防管理者、中消防署長、消防団長は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると思われる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。また、滋賀県土木防災情報システムにより、水位情報等を確認し必要な措置をとるものとする。

②警戒 1 号体制

イ. 配備時期

次の注意報の 1 以上が本市に発せられたとき、または水防管理者が必要と認めるとき。

A 大雨注意報

B 洪水注意報

ロ. 配備内容

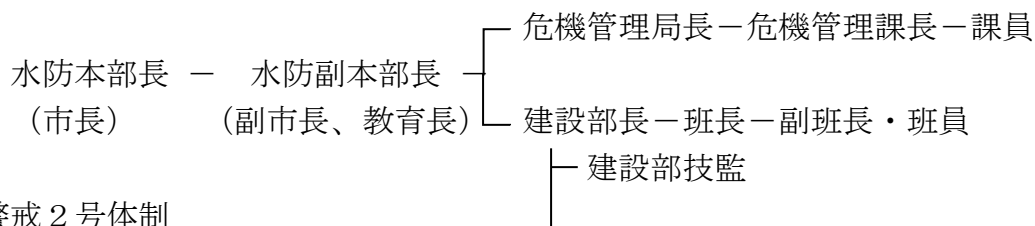
水防関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

A 危機管理局職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 水防管理者が別に指示する部等の職員若干名

二. 配備及び指揮系統



③警戒 2 号体制

イ. 配備時期

次の警報の 1 以上が本市に発せられたとき

A 大雨警報

B 洪水警報

ロ. 配備内容

水防関係部課の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

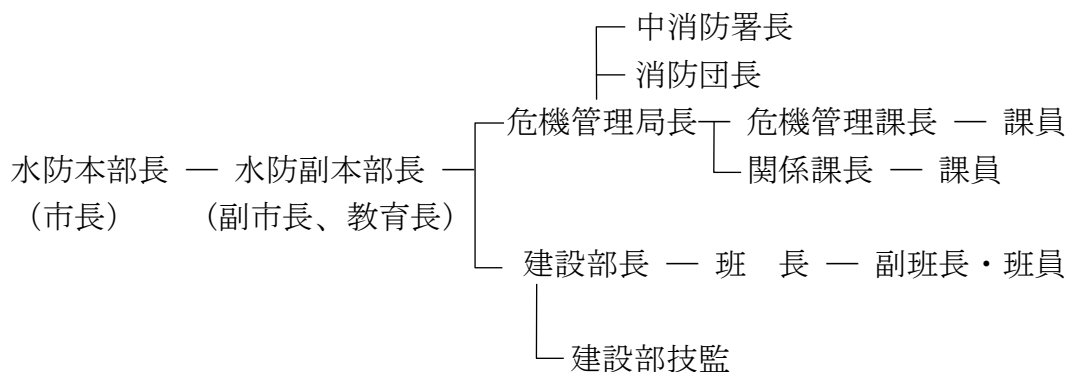
A 危機管理局職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 教育委員会総務課職員若干名

C 水防管理者が別に指示する部等の職員

D 消防職員、消防団員若干名

二. 配備及び指揮系統



④栗東市災害警戒本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

⑤栗東市災害対策本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

3) 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条及び 16 条の規定による水防予警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

① 分団の水防受け持ち区域を次の通り定める。

栗東市消防団 団 長 千 代 善 一
 副団長 宮 城 源
 ” 阿 部 淳 司

	分 団 長	副 分 団 長
第 1 分団	山 脇 久 志	高 島 拓 治
第 2 分団	片 岡 敦 弘	中 村 靖 宏
第 3 分団	清 水 平治郎	中 井 隆
第 4 分団	小 林 孝 行	堂 国 万 人

河 川 名	担当分団	人 員	集合場所	水防資材
金勝川（上流）、細川、美之郷川、雨丸川、穴口川、走井川、トレセン防災ダム	第 1 分団	1 8 人	御園 1926 詰 所 (558-2919)	防災倉庫内 (中消防署出張所)
野洲川左岸、中ノ井川（上流）、葉山川右岸（上流）、六地藏沈砂池の調整	第 2 分団	1 4 人	高野 203-7 詰 所 (553-1196)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
葉山川右岸（下流）、瀏ヶ上川、百々川、中ノ井川（下流）、石原川、十里川	第 3 分団	1 5 人	縋五丁目 8-24 詰 所 (552-3582)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
金勝川（下流）、山田川、草津川（右岸）、葉山川（左岸）、葉山川左岸（下流）、伊佐々川、里川、岩屋川	第 4 分団	1 6 人	栗東市役所内 詰 所 (551-0420)	防災倉庫内 (市役所内)

団長は、必要に応じ、分団の水防区域を変更し、その分団の水防作業を応援せしめる ことがあるものとする。

4) 居住者の（地元民）の活動（水防法第 24 条）

水防機関の要員のみで、水防防衛困難のときは、次の基準により、その区域に居住するものをして水防に従事させる。

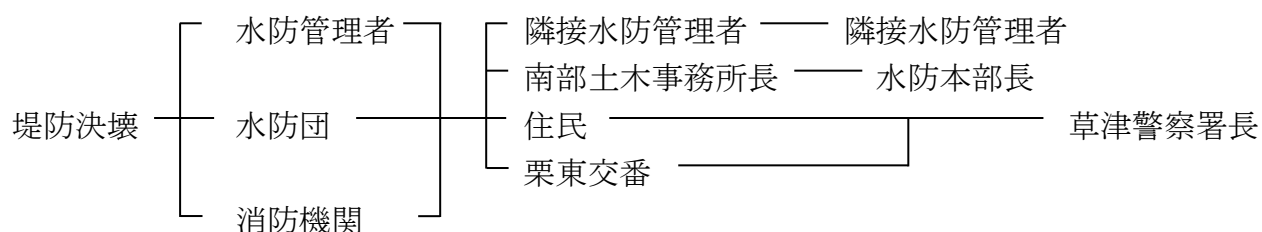
- ①水防法第 20 条「第 3 信号」（滋賀県水防信号規則（昭和 24 年滋賀県規則第 70 号））により、居住者は、水防器具を持って出動する。
- ②18 才以上 50 才以下の身体強健なもの。

5) 避難および救助

- ① 河川の氾濫等により人的危険が切迫したとき、水防本部長は必要と認められる区域内の居住者に対して避難を命ずる。
- ② 避難命令は、サイレン・警鐘・広報車・電話・口頭伝達等で最も迅速確実な方法で伝達する。
- ③ 誘導員は、混乱した避難民を鎮静し、安全かつ迅速に避難させる責任を負う。
- ④ 財産保護は人命救助後において状況の許す限り最善の方法を講ずるものとする。

6) 決壊等の通報

- ① 水防法第 25 条に基づき堤防等が決壊した場合は、水防管理者または水防団および消防機関の長は、直ちにその旨南部土木事務所、草津警察署および氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するものとする。
- ② この通報を受けた南部土木事務所長は、県水防本部に通報するものとする。
- ③ ①の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨通知するものとする。



7) 避難のための立退

- ① 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、県知事またはその命を受けた県の職員若しくは水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対しラジオ・信号、あるいは広報網その他の方法により立退またはその準備を指示する。

- ② 水防管理者が指示する場合は、草津警察署長にその旨を通知しなければならない。

8) 水防管理団体相互の協力・応援

- ① 同一河川沿いの水防管理団体は、増水の際、自己の管内の量水標水位に達した時は、直ちに直下流および対岸の水防管理団体にその水位を急報するものとする。
- ② 「はん濫注意水位」に達したときおよび「はん濫危険水位」に達したときならびに「はん濫注意水位」、「水防団待機水位」から減水したときも同じとする。
- ③ 隣接する水防管理団体は、協力・応援等水防事故に関し、あらかじめ相互協定をしておくものとする。

9) 自衛隊の派遣要請

- ① 市長が自衛隊の派遣を必要とする場合は、下の事項を明らかにして知事に要請する。
 - イ. 災害の状況および派遣を要請する理由
 - ロ. 派遣を必要とする期間
 - ハ. 派遣を希望する人員および船舶・航空機の概数
 - ニ. 派遣を希望する区域および活動内容
 - ホ. その他参考となるべき事項
 - A 必要な資材名および数量
 - B 被害現地に至るまでの道路状況等
 - C 宿泊先の準備状況
- ② 自衛隊の派遣が決定した場合には、南部土木事務所長と協議の上自衛隊との連絡責任者ならびに現場技術責任者を定め、出動した自衛隊との連絡または現場の責任にあたらしめるとともに、その自衛隊の責任者および連絡者を確認する。

10) 水防訓練

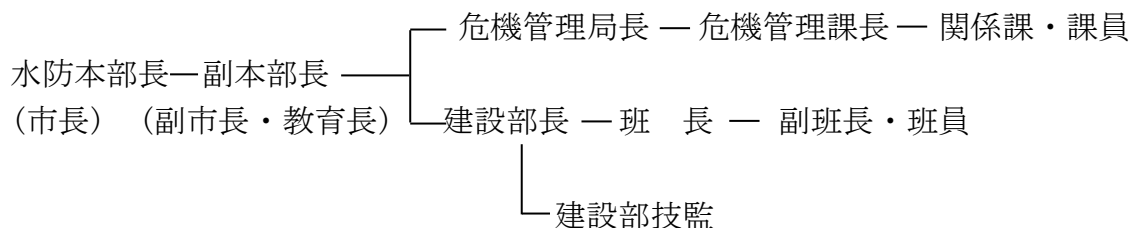
- ① 指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない。
- ② 水防訓練を実施する時は、あらかじめその日時・場所・方法等について南部土木事務所建設管理部長に連絡し指示を受け、終了後直ちにその状況を報告すること。

11) 水防管理団体の水防計画

- ① 指定水防管理団体は、毎年県の水防計画に応じて、より詳細に、より具体的にあらゆる想定し得る事態を予想した水防計画を立て、その計画書を知事対し届け出なければならない。
- ② 策定した水防計画は、草津警察署および中消防署長に通知しておくものとする。

12) 水防配備体制分担表

(水防配備警戒体制（異常気象時交通規制）分担表)



班 名	班 長	班 員	人 数
1 班	土木交通課長	建設部職員他	部員1/5程度
2 班	住宅課長	建設部職員他	部員1/5程度
3 班	都市計画課長	建設部職員他	部員1/5程度
4 班	道路・河川課長	建設部職員他	部員1/5程度
5 班	土木交通課課長補佐	建設部職員他	部員1/5程度

(摘 要)

1. 注意報が発令されたとき（警戒1号体制）は、原則として自宅待機とするが、いつでも参集できる体制を整えておくこと。また、班長から指示があった場合、班員はすみやかに庁舎（2階）に参集する。
2. 警報並びに異常気象時道路交通規制が発令されたとき（警戒2号体制）は、当番班員は庁舎（2階）に参集する。（ただし、班長の指示により自宅待機をする場合がある。）
3. 平日に発令された場合は、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
4. 土・日曜日、休日の午前8時30分以降に配備については、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
5. 被害の状況に応じ、建設部長が命じた場合は、順次2～3班体制とする。（体制が複数班になる場合は、その日の当番班とそのひとつ前の班からとする。ただし、前の班が連続となる場合はそのもうひとつ前の班とする。）
6. 前日から引き継いで土・日曜日、休日に配備を行う場合で、翌日にかけて配備が継続されることが予報等で明らかである場合には、土・日曜日、休日の午前8時30分から午後8時30分までを当番班とし、午後8時30分から翌日の午前8時30分迄を二つ前の班とする。
7. 班長又は副班長は、資料（水位・雨量・被災の箇所等）を整理し、建設部長並びに水防本部長へ報告するとともに、次班の班長又は副班長へ引き継ぐこと。

(備 考)

- ・本表は原則として勤務時間外とする。ただし、水防本部長が必要であると判断したときは、勤務時間内であっても各課に協力要請を行う。

降雨時点検作業箇所表

初期活動の必要な重点箇所

番号	自治会名	場 所	点検及び作業事項	参 考
安養寺・上鉤地区付近				
1	安養寺	安養寺 8-7-7 地先前道路下水路	水門の作動状況の確認	自動転倒式
2		安養寺 7-4-14 地先横水路	スクリーンの清掃	
3	上 鉤	聾話学校北側水路	水門（自動）開操作 道路反対側のスクリーンの 清掃	鍵（土木交通課）必要
4		聾話学校南側水路	水門の作動状況の確認	自動巻上式
5		新開川と葉山川交差部分	スクリーン 2 箇所の清掃	トビ 2 本必要
6		上 鉤 池 （水位確認）	注意※（南部土木事務 所と上鉤自治会長協議 後） ・ 葉山川水門閉操作 ・ 余水吐 2 箇所の放流 操作	・ 水門のハンド ルは土木管理課 ・ 余水吐の水門 は手動
目川・小柿・中沢地区				
7	目 川	目川小柿線と目川栗ノ木線の 交差点付近水路	堰板を操作し水を北側 へ	トビ 2 本必要
8	小 柿	友大塚工場団地内雨水幹線	水門（自動）開操作	鍵（土木交通課）必要
9		国一小柿 2 号線（湖南消防北側水路）	道路下の水門（自動）開操作	自動
1 0	中 沢	中沢小柿線沿い雨水幹線	水門の（自動）開操作	鍵（土木交通課）必要
1 1		中沢団地中央幹線沿い水路	道路西側の水門開操作	電動（開け操作は 必要）
大橋・蜂屋地区				
1 2	大 橋	国道一号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 3		国道 8 号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 4		中ノ井川の洪水調整池	ポンプの稼働と冠水状況	
1 5	蜂 屋	大橋縦線沿い中ノ井川	道路冠水状況	冠水時ハザードで通行止
縦地区				
1 6	縦	J R 琵琶湖線地下道（北側）	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
北中小路・美里・十里地区				
1 7	美 里	グラウンド東側	水門の作業状況の確認	自動転倒式
1 8	十 里	市道縦十里線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 9	十 里	市道北ノ口二の坪線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止

令和 6 年 4 月一部改訂